

平成八年一月一六日

訴状（診療報酬請求事件）

原告訴訟代理人  
弁護士 山中邦紀

盛岡地方裁判所 御中

訴訟物の価額 二七五〇円  
貼用印紙額 五〇〇円  
予納便券 一万円

当事者の表示

〒〇二〇 盛岡市山岸一丁目二番四六号  
原告 外川 正  
〒〇二〇 盛岡市山岸一丁目八番一八号  
右訴訟代理人弁護士 山中邦紀  
〒一〇五 東京都港区新橋二丁目一番三号  
被告 社会保険診療報酬支払基金  
右代表者理事長  
北郷勲夫  
（被告の送達場所）  
〒〇二〇 盛岡市志家町一〇番三五号  
岩手県社会保険診療報酬支払基金事務所

請求の趣旨

- 一 被告は原告に対し二七五〇円及びこれに対する本訴状送達の日より支払済みに至るまで年五分の割合の金員を支払え。
  - 二 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決、並びに仮執行の宣言を求める。

請求の原因

- 一 原告について
  - 1 歯科医師（歯科医籍登録第六三一九一号）であり、昭和五五年七月より、肩書住所に、外川歯科医院を開業し、歯科医療に携わっている。

2 岩手県知事から、健康保険法所定の保険医療機関の指定を受け、健康保険診療を行っている。

## 二 被告について

1 社会保険診療報酬支払基金法（以下、「基金法」という）によって設立された特殊法人である。

2 政府または健康保険組合などの（健康）保険者（以下「保険者」という）が健康保険法その他の法律の規定に基づいてする診療の給付及びこれに相当する給付の費用について、保険者の委託を受けて、診療の給付を担当する病院、診療所、医師らの者（以下、「診療担当者」という）に対して支払うべき費用の支払をし、その中で、診療担当者から提出された診療報酬請求書の審査を行っている。

## 三 診療報酬の支払時期について

原告が健康保険を適用して診療した診療報酬について、当月分を翌月六日までに被告に支払請求し、被告はその翌月（診療月の翌々月）の一七日までに、当該診療報酬を支払うこととされている。

## 四 原告の診療報酬について

1 原告は、平成七年六月から平成七年八月にかけて別紙「診療報酬債権目録」患者氏名欄記載の患者に対して、歯槽膿漏症と歯牙実質欠損等の疾患について、歯周治療装置に係る処置を施した。そして原告は前項の取り決めに従って、被告の登記された従たる事務所である岩手県支払基金事務所に対して、右処置に関する診療報酬の請求を行った。

2 右歯周治療用装置はいわゆる「仮歯」の一種で、歯槽膿漏症に罹患し、しかも崩壊が著しい歯に装着される。その装着の目的は、歯を支持する組織の健康を維持することにあり、最終的に金属冠をかぶせるまでの間、当該の歯本来の形態と機能を回復し、歯の周囲組織に、食事や歯ブラシによる適切な刺激を加えることができる。同時に歯の噛み合わせが回復し、噛むことによる適切な刺激が、周囲組織に伝わり、右症治療の重要な助けとなる。

右装置そのものの外、その製作と接着に係る技術科を含んで、歯周治療用装置の診療報酬の対象となっている。

3 被告の岩手県社会保険診療報酬請求審査委員会は（基金法一四条、以下「審査委員会」という）は、原告の右報酬請求を否認していわゆる減点査定を行い、これに基づき被告は、同目録の未払金額欄記載の金額相当（減点点数に対して一点単価金一〇円を乗じ、窓口負担金を差し引いたもの）の診療報酬の支払いをしなかった。

減点事由は、原告の診療内容に関し右目録1の患者について、過剰と認められる手術同2、3の患者について、不適応、過剰、重複診療には当たらないが、別途不適当または不必要と認められる手術に該当する、というものである。

## 五 原告の再審査請求等について

1 原告は右減点査定について、右1の患者について同年九月八日付同2、3の患者について一〇月六日付各書面を右審査委員会に送付し、再審査を請求した。

2 これに対し審査委員会は、右請求を棄却し、同年一〇月一七日付「再審査の結

果について（通知）」なる書面を同年一月一日原告に送付して通知した。

右結果通知書によれば、三件共再審査結果は、「原審どおり」であり、その理由として、「歯冠修復の製作に係る一連の診療行為における暫間被覆冠は所定点数に含まれる」として平成六・三・一六保険発二五を引用している。

原告は、従来の取扱い、本件減点事由、厚生省が公けにしている歯科点数に関する基準にてらし、右棄却理由について疑義を抱き、棄却の結論に理解できない所があった。

これに関し、原告は、被告の岩手県事務所（前記送達場所）に問合わせたと、対応した職員は、事務ではわからないので、審査委員会に問い合わせしてほしいとのことであった。

3 そこで、原告は右請求棄却の理由説明を求めて、同年一二月五日付面で、面接懇談を申し入れた。審査委員会は原告との間で、同月下旬、面談の日時を平成八年一月一日午後一時を合意しながら、これを実行しなかった。

#### 六 結論

1 原告の当該の診療行為は、歯科医学的に適切に患者に施されたものであり、同時に診療担当規則に従い適切に請求されたものであるため、被告はその医療行為について、定められた診療報酬を支払う義務がある。

2 よって、別紙目録記載の未払額三件の合計二七五〇円及び、これに対する各支払期の後である本訴伏送達の翌日から民法所定の年五分の割合の遅延損害金の支払いを求める。

3 おって、本訴請求に係る診療報酬金額は、小額であるが、減点対象となった診療行為は、しばしば行われているものであり、被告の本件のような「減点」運用は影響するところが大きい。

又再審査手続における棄却決定には、理由を付すべきこと、当然であるが、その記述は、それ自体明確且つ十分なもので無ければならない。原告は、面接懇談の機会に、理由の解明を得ようとしたが、これを果たすことができなかった。

以上、本訴に及んだ所以である。

#### 立証方法

口頭弁論において提出する。

#### 付属書類

資格証明書 一通  
委任状 一通

#### 診療報酬債権目録

患者氏名	診療月 (平成七年)	請求点数	未払金額 (債権額)
1 A患者	六月	一五〇点	一三五〇円

2	B患者	七月	一五〇点	一〇五〇円
3	C患者	八月	五〇点	三五〇円
			合計	二七五〇円

未払金額の算定は、請求点数に一〇円を乗じた金額から窓口負担金（いわゆる自己負担分）を1の患者について一割を、2、3の患者について三割を差引いて、なされている。

平成八年（ワ）第一〇号

原告 外川 正

被告 社会保険診療報酬支払基金

平成八年五月一〇日

右被告指定代理人

仙台市青葉区春日町七番二五号

仙台法務局訟務部

部付検事 伊藤 繁

法務事務官 野村郁夫

盛岡市内丸七番二五号

盛岡地方法務局訟務部門

上席訟務官 畠山一寿

訟務官 佐々木幸弘

法務事務官 小笠原 修

右被告訴訟代理人

盛岡市志家町一〇番三五号

岩手県社会保険診療報酬支払基金事務所

幹事長 鈴木 實

盛岡地方裁判所 御中

準備書面（一）

第一 請求の原因に対する認否

一 一項について

原告が岩手県盛岡市山岸一丁目二番四六号において外川歯科医院を開設したこと、及び同医院が岩手県知事から健康保険法所定の保険医療機関の指定を受けていることは認め、その余の事実は不知。

二 二項について

認める。

三 三項について

否認する。

療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令五条により、診療報酬請求書は各月分について翌月一〇日までに提出しなければならないとされている。

なお、毎月膨大な数の診療報酬請求書を審査するために、医療機関等に対し、診療報酬請求書の提出日に関し協力要請を行っている。また、医療機関等への支払は法律において特段の定めはなく、保険者等との契約において保険者から支払を受けた後迅速に行うこととされており、特定の日が定められているわけではない。

#### 四 四項について

##### 1 1について

四行目上段までについては、不知。

四行目下段以降については、訴状別紙「診療報酬債権目録」患者氏名欄記載の三名の患者に係る診療報酬を、被告の従たる事務所である岩手県社会保険診療報酬支払基金事務所（以下「岩手県事務所」という。）に請求したことは認め、同請求が原告と被告との取り決めに従ったものであるとの点は否認する。

##### 2 2について

認める。

ただし、歯周治療に用いる「仮歯」の全てが診療報酬の算定対象になるものではない。歯周治療用装置として算定できるには、治療計画書を作成して歯周治療を行う場合で、かつ最終的な治療として歯冠修復あるいは欠損補綴を行うまでの間に限られている。

##### 3 3の前段（一行目から六行目まで）について

認める。

ただし、「岩手県社会保険診療報酬請求審査委員会」は「岩手県社会保険診療報酬請求書審査委員会」が、また、「（減点点数に対して一点単価一〇円を乗じ、窓口負担金を差し引いたもの）」は、「（減点点数に対して、社会保険本人の診療報酬については九円を、社会保険家族の診療報酬については七円を乗じたもの）」が正しい。

##### 3の後段（七行目から一二行目まで）について

認める。

なお、被告は、原告に対する増減点連絡書の「事由及び箇所」の欄に、訴状別紙「診療報酬債権目録」1の患者については「ヒフク冠Bケ50×3」（乙第四号証）、同目録2の患者については「ヒフク冠Dケ50×3」（乙第五号証）、同目録3の患者については「ヒフク冠Dケ50×1」（乙第五号証）とそれぞれ記載して連絡した。増減点連絡書における増減点事由「A～D」及び増減点箇所「ク、ケ」の意味は次のとおりであるが、ヒフク冠を「ケ」として連絡したのは誤りで、正しくは「ク」と連絡すべきであった。

##### ・増減点事由

A 適応と認められないもの

B 過剰と認められるもの  
C 重複と認められるもの  
D 前各号の外不適當（疑義解釈通知等に照らして不適當なものを含む。）又は  
不必要と認めるもの

・増減点箇所

ク 処置

ケ 手術

五 五項について

1 1について

認める。

2 2の一段目（一行目から三行目まで）について

審査委員会は原審どおりの決定をし、平成七年一〇月一七日付け「再審査の結果  
について（通知）」を同月三十一日に郵送したことは認める。

2の二段目（四行目から七行目まで）について

認める。

2の三段目（八行目から一〇行目まで）について

不知。

2の四段目（一一行目から一三行目まで）について

認める。

3 3について

原告が平成七年一二月五日付け書面で面接懇談を申し入れ、平成八年一月一日  
に実施することで被告と合意したことは認めるが、実行しなかったことについては  
否認する。

原告と被告との間で、まず、面接懇談を実施することについて合意し、更に出席  
者について意見の相違があったため、両者で調整中のところ、原告自らが平成八年  
一月一日の面接懇談への出席を取り止めたものであり、岩手事務所が一方的に面  
接懇談を実施しなかった如きの表現は事実と反するものである。

六 六について

1 1について

当該診療行為が歯科医学的に適切に患者に施されたものであることは不知。その  
余は否認ない争う。

2 2について

争う。

3 3について

争う。

第二 被告の主張

被告の主張は追って準備書面をもって明らかにする。

平成八年（ワ）第一〇号

原告 外川 正

被告 社会保険診療報酬支払基金

平成八年六月二四日

右被告指定代理人

伊藤 繁

野村郁夫

畠山一寿

佐々木幸弘

小笠原 修

鈴木 實

盛岡地方裁判所第二民事部 御中

準備書面（二）

第一 被告の行う診療報酬の審査について

一 被告について

被告は、社会保険診療報酬支払基金法（以下「基金法」という。）により設立された公法人であり、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法又は共済組合に関する法律に基づいて診療担当者より提出された診療報酬請求書の審査事務及び診療報酬の支払事務を行うほか、生活保護法その他の法律等に基づいて提出された診療報酬請求書の審査事務及び診療報酬の支払事務等を行うものとされている（基金法一条、一三条一項ないし三項）。

被告は、右各事務を行うについては、医療保険の保険者等との間で委託契約を締結する必要があり（同法一三条四項）、右委託契約を締結したときは、診療担当者に対し、自ら審査したところに従い、自己の名において診療報酬を支払う義務を負うことになる（最高裁判所昭和四八年一二月二〇日第一小法廷判決・民集二七卷一〇号一五九四頁）。

二 審査委員会について

被告は、診療報酬請求書の審査事務を行うため、従たる事務所ごとに審査委員会を設けるものとされ、審査委員会の委員は、診療担当者を代表する者、保険者を代表する者及び学識経験者のうちから、診療担当者を代表する者及び保険者を代表する者についてはそれぞれの所属団体の推薦により、学識経験者については都道府県知事の推薦により、各同数を幹事長が委嘱することとされている（基金法一四条）。そして、この審査委員会の委員の選任については、「審査委員の選任方針について」（昭和三〇年四月二五日保文発第三七九一号。乙第七号証）が「1 審査委員は、社会保険の公的重要性を理解し、厳正公平を期待し得る最適任者のみを委嘱するこ

と。2 審査委員は、専門的に高度の技能を有し、一般診療担当者の信頼を期待し得る最適者を委嘱すること。3 審査委員は、限られた期間内に龐大な診療報酬請求明細書を審査しなければならないものであるから、審査委員会に常に出席し、真摯な審査を行うことを期待しうる者であること。4 学識経験者たる審査委員は、原則として審査に専従し得る者を委嘱すること。」といった厳格な選任基準を定めている。

このように、審査委員は、各委員の医学的専門知識を踏まえた上、厳正かつ公平な審査が行われる体制となっている。

### 三 診療報酬請求書の審査の基準について

#### 1 健康保険法に基づき提出された診療報酬請求書の審査の基準について

本件において健康保険法が適用される者は訴状別紙「診療報酬債権目録」記載の患者のうちB子患者及びC子患者であるが、同法に基づき提出された診療報酬請求書の審査の基準は次のとおりである。

(一) 健康保険における診療等を行うについて、保険医療機関等は、保険医等をして命令の定めるところにより診療等に当たらせる義務を負い（健康保険法四三条ノ四第一項）、また、保険医等も命令の定めるところにより診療等に当たる義務を負っている（同法四三条ノ六第一項）。そして、右命令として、「保険医療機関及び保健医療養担当規則」（昭和三二年四月三〇日厚生省令第一五号。以下「療養担当規則」という。乙第八号証）が定められている。

また、保険医療機関等が健康保険の保険者に請求できる診療報酬の額は、療養に要する費用の額より一部負担金に相当する額を控除した額であり、療養に要する費用の額は厚生大臣の定めるところにより算定されることになっている（同法四三条ノ九第一項、第二項）が、右厚生大臣の定めとして「健康保険法の規定による療養の要する費用の額の算定方法（点数表）」（平成六年三月一六日厚生省告示第五四号。以下「算定告示」という。乙第九号証）がある。

そして、健康保険の保険者は、保険医療機関等から診療報酬の請求があったときは、同法四三条ノ第一項及び四三条ノ六第一項の規定による命令並びに同法四三条ノ九第二項、第三項の規定による定に照らし、これを審査した上、支払いするものとされている（同法四三条ノ九第四項）。すなわち、健康保険の保険者は、療養担当規則、算定告示等に準拠して、保険医療機関等から提出された診療報酬明細書を審査した上、その支払をするものとされているわけであるが、これは、同法四三条ノ四第一項、四三条ノ六第一項及び四三条ノ九第二項等の各規定に照らせば、当然のことを定めたにすぎない。

(二) ところで、この診療報酬明細書の審査事務及び診療報酬の支払事務は被告に委託することができることされており（同法四三条ノ九第五項）、そのため被告は健康保険の保険者との間で委託契約を締結してそれらの事務を行っているが、被告が行うそれらの事務が健康保険の保険者からの委託に基づいて行われるものである以上、健康保険の保険者が行う場合と同様、療養担当規則、算定告示等に準拠して行われるものであることは当然である（このことは、「社会保険診療報酬請求書



審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程」（昭和二三年一二月一三日厚生省令第五六号。以下「審査委員会規程」という。乙第一〇号証）四条において確認されている。）

したがって、保険医療機関等が被告に対して請求できる診療報酬の額は、療養担当規則に従い行われた療養の給付につき、算定告示により算定した額から一部負担金に相当する額を控除した額であり、これに反してなされた診療報酬の請求は、減点査定の対象となる。

## 2 国家公務員等共済組合法に基づき提出された診療報酬請求書の審査の基準について

本件において国家公務員等共済組合法が適用される者は訴状別紙「診療報酬債権目録」記載の患者のうちA子患者であるが、同法に基づき提出された診療報酬請求書の審査の基準は次のとおりである。

(一) 国家公務員等共済組合法五八条一項は、保険医療機関等は、健康保険法及びこれに基づく命令の規定の例により、組合員及びその被扶養者の療養等に当たらなければならない旨規定し、また、国家公務員等共済組合法五五条五項は、組合員が保険医療機関等から療養の給付を受けた場合には、共済組合は、療養に要する費用から組合員が支払うべき一部負担金に相当する金額を控除した金額を当該保険医療機関等に支払う旨規定し、同条六項は、右にいう療養に要する費用の額は健康保険法四三条ノ九第二項の規定に基づき厚生大臣が定めるところにより算定した金額とする旨規定する。

したがって、組合員が保険医療機関から療養の給付を受けた場合の診療報酬請求書の審査の基準は、前記1で述べた健康保険法に基づき提出された診療報酬請求書の審査の基準と基本的に同一であり、共済組合は、療養担当規則、算定告示等に準拠して、当該保険医療機関等から提出された診療報酬請求書を審査した上、その支払をすることになる。

(二) ところで、被告は、共済組合との間で委託契約を締結して、この診療報酬請求書の審査事務及び診療報酬の支払事務を行っているが、被告が行うこれらの事務が共済組合からの委託に基づいて行われるものである以上、共済組合が行う場合と同様、療養担当規則、算定告示等に準拠して行われるものであることは当然である（このことは、審査委員会規程四条において確認されている。）。

したがって、保険医療機関等が被告に対して請求できる診療報酬の額は、療養担当規則に従い行われた療養の給付につき、算定告示により算定した額から一部負担金に相当する額を控除した額であり、これに反してなされた診療報酬の請求は、減点査定の対象となる。

## 第二 歯周治療用装置と暫間被覆冠について

### 一 歯周治療用装置について

#### 1 歯周治療用装置の意義

歯周治療用装置とは、歯冠修復（注1）あるいは欠損補綴（注2）を必要とする歯を有し、しかも歯槽膿漏症（注3）に罹患している患者に歯周治療（注4）を行う際、

最終的な治療として歯冠修復あるいは欠損補綴を行うまでの間に用いるものである。

すなわち、歯冠修復あるいは欠損補綴を必要とする歯を有する患者について、歯肉の検査の結果歯槽膿漏症と診断した場合、その検査結果を基に歯槽膿漏症の治療及び歯冠修復あるいは欠損補綴を行うのであるが、そのためには、歯槽膿漏症に対する処置を先行し、歯肉を健全な状態にすることを要する。そのため、歯槽膿漏症に対して行った治療の効果を確認するための再評価検査が必要であり、その再評価検査の結果により歯冠修復あるいは欠損補綴を行うことを決定し、最終的な治療として歯冠修復あるいは欠損補綴を行うことになる。この最終的な治療としての歯冠修復あるいは欠損補綴を行うまでの歯槽膿漏症に対する治療を行っている間に、残存歯の保護と咬合の回復のために行う被覆冠（注5）又は床義歯（注6）が歯周治療用装置である。

（注）

#### 1 歯冠修復（しかんしゅうふく）

歯は、硬組織であるエナメル質、象牙質及びセメント質と、軟組織である歯髓によって構成され、歯根膜の線維によって歯槽骨に結合されている。

エナメル質で覆われている部分を歯冠といい、セメント質で覆われている部分を歯根という。一般的には、歯冠は口の中に露出している部分で、歯根は露出していない部分である。

歯冠修復とは、歯冠部がウ蝕（虫歯）、外傷などのために欠損が生じたときに、その一部または全部を人工物で補って正常な状態を回復することをいう。

#### 2 欠損補綴（けっそんほてつ）

欠損補綴とは、ウ蝕、歯槽膿漏症、外傷、抜去などのために歯列から脱落喪失した歯によって起こる口腔機能の低下及び形態の異常などを代用装置（ブリッジや有床義歯）で回復することをいう。

#### 3 歯槽膿漏症（しそうのうろうしょう）

歯肉（歯ぐき）から膿が出たり、歯槽骨（歯を支える骨）が溶かされたり、歯がぐらぐらになって、ときには抜ける症状を主な徴候とする歯周疾患（歯を支える組織の病気）の一つである。

#### 4 歯周治療（ししゅうちりょう）

健康保険等における歯周治療（歯槽膿漏症の治療）の方法には二通りあり、一つは治療計画書を作成して、それに基づいて行う場合（P（・）型と呼ばれる方法）であり、一つは治療計画書を作成しないで行う場合（P（・）型と呼ばれる方法）である。

P（・）型は、算定点数は高いが、ルール上の制限が多い。適応検査、清密検査等歯肉の検査を十分に行い、その検査結果を踏まえて治療計画書を作成し、それに基づき治療を進め歯冠修復する場合や欠損補綴を行う場合は、歯肉の状態が改善されていることを検査確認する必要がある。他方、P（・）型は、算定点数は低い、ルール上の制限は少ない。

## 5 被覆冠（ひふくかん）

歯冠に被せる人工の装着物をいう。

## 6 床義歯（しょうぎし）

顎の粘膜面を広く覆う床に人工歯を植えたものによって、歯の喪失している部分を回復する欠損補綴物をいう。

## 2 歯周治療用装置に関する算定告示及びその運用上の解釈

歯周治療用装置については、算定告示（乙第九号証）の歯科診療報酬点数表の「第2章 特掲診療料」・「第8部 処置」・「第1節 処置料」・（その他の処置）の「・ 018 歯周治療用装置」の項に、

- 1 被覆冠（1歯につき） 50点
- 2 床義歯（1装置につき） 750点

注1 治療計画書に基づく場合に算定する。

2 印象採得、保険医療材料等の費用を含むものとする。」と定められている。

そして、その運用上の解釈として、「新診療報酬点数表の制定（昭和33年告示の全部改正）等に伴う実施上の留意事項について（通知）」（平成六年三月一六日保険発二五号。乙第一号証）において、「歯周治療用装置とは、治療計画書に基づき、最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間、残存歯の保護と咬合の回復のために行う被覆冠又は床義歯をいう。」とされているが、これは、歯周治療用装置の本来の意味と算定告示において歯周治療用装置として点数を算定し得るのを治療計画書に基づく場合に限定していることを考えれば、当然のことを定めているにすぎない。

## 二 暫間被覆冠について

### 1 暫間被覆冠の意義

暫間被覆冠とは、最終的な治療としての歯冠修復あるいは欠損補綴の一環として行うものであり、鑄造冠（注7）などの歯冠形成（注8）を行った場合、象牙質の露出による歯の疼痛や細菌感染などを防ぐため、また、咬合及び歯列の変化を防ぐために、暫間的（最終的ではなく当面使用できるという意味である。）にその歯冠形成を行った歯に仮着材料を用いて装着する物をいう。

（注）7 鑄造冠（ちゅうぞうかん）

ウ蝕その他の原因で歯冠の大部分を失ったとき、歯冠を金属で被覆して天然歯同様の外形を与え、咀嚼その他の生理的機能を回復するための冠で、鑄造法により製作するものをいう。

種類としては、全部鑄造冠、前装鑄造冠、前歯の3/4冠及び臼歯の4/5冠がある。

### 8 歯冠形成（しかんけいせい）

鑄造冠などを被せることができるようにするために、歯冠部を削り形態を調整することをいう。

## 2 暫間被覆冠に関する算定告示及びその運用上の解釈

暫間被覆冠については、算定告示（乙第九号証）の歯科診療報酬点数表に点数を算定する旨の規定がなく、却って、同表の「第2章 特掲診療料」・「第12部 歯

冠修復及び欠損補綴」の「通則」の「1」に「歯冠修復及び欠損補綴の費用は、特に規定する場合を除き、第1節の各区分の所定点数及び第2節に掲げる特定保険医療材料の所定点数を合算した点数により算定する。」、「2」に「歯冠修復の費用は、歯冠修復に付随して行った仮封、裏装及び隔壁の費用を含むものとする。」などと定められており、その運用上の解釈として、前記平成六年三月一六日保険発二五号（乙第二号証）において「歯冠修復及び欠損補綴物の製作に係る一連の診療行為における暫間被覆冠、歯肉圧排（注9）、歯肉整形（注10）、歯肉息肉除去（注11）、特定薬剤等の費用は、それぞれの所定点数に含まれる。」とされている。

（注）9 歯肉圧排（しにくあっぱい）

歯冠形成などを行うに当たり、歯を削る作業や型を採る作業を容易にするために一時的にその部位の歯肉を歯面から排除することをいう。

10 歯肉整形（しにくせいけい）

歯肉の病的形態を手術によって正常な生理的形態に戻すことをいう。

11 歯肉息肉除去（しにくそくにくじょきょ）

ウ蝕により、歯冠がほとんど崩壊した歯の崩壊部位を覆っている肉芽（ポリープ）を除去することをいう。

### 三 歯周治療用装置と暫間被覆冠の違いについて

歯周治療用装置における「被覆冠」も、暫間被覆冠も、いずれも歯冠に被せる人工の装着物であり、「被覆冠」という共通の呼称が使用されているが、これまでの説明で明らかなおお、それらが行われる場面が異なっている。

すなわち、前記一の1のおお、歯冠修復あるいは欠損補綴を必要とする歯を有する患者について、歯肉の検査の結果歯槽膿漏症と診断した場合、その検査結果を基に歯槽膿漏症の治療及び歯冠修復あるいは欠損補綴を行うことになるが、そのためには、歯槽膿漏症に対する処置を先行して歯肉を健全な状態にすることが必要であり、再評価検査で歯槽膿漏症に対して行った治療の効果が確認された後に最終的な治療として歯冠修復あるいは欠損補綴を行うことを決定し、それらを行うことになるところ、歯周治療用装置は、最終的な治療としての歯冠修復あるいは欠損補綴を行うまでの歯槽膿漏症に対する治療を行っている間に、残存歯の保護と咬合の回復のために行うものであり、他方、暫間被覆冠は、最終的な治療としての歯冠修復あるいは欠損補綴の一環として行うもので、鑄造冠などの歯冠形成を行った場合、象牙質の露出による歯の疼痛や細菌感染などを防ぐため、また、咬合及び歯列の変化を防ぐために行うものなのである（その違いを端的に言えば、歯周治療用装置は歯槽膿漏症の治療の一環として行うものであるのに対し、暫間被覆冠は最終的な治療としての歯冠修復あるいは欠損補綴の一環として行うものであるということが出来る。）。

### 第三 本件減点査定の対象となったいわゆる「歯周治療用装置（被覆冠）」について

#### 一 A子患者に対する処置について

当該患者の診療報酬明細書（乙第一号証）によれば、請求されている治療行為と

しては、上顎の前歯四本の歯根膜炎（注12）に対する処置及び前装冠（注13）を装着させるための一連の歯冠修復に係るもの、歯周疾患指導管理料（・）210点（注14）を含めた歯槽膿漏症に対する処置などである。

原告の請求したいいわゆる「歯周治療用装置（被覆冠）」は、この前歯四本のうちの三本に対して装着されているが、前記診療報酬明細書の当該月中に歯冠修復が実施され、他方、同月中に再評価検査が実施されていないことから、歯肉の状態が改善したことを確認する再評価検査は前月までに実施されていると判断することができる。

したがって、原告の請求したいいわゆる「歯周治療用装置（被覆冠）」は、歯周治療用装置ではなく、前装冠の装着を目的とした最終段階の治療の一環（すなわち、最終的な治療としての歯冠修復の一環）として行ったものであるから、暫間被覆冠に当たり、その費用は、歯冠修復の所定点数に含まれることになる。

（注）12 歯根膜炎（しこんまくえん）

歯根の先端周囲の歯根膜に起こる炎症をいう。

13 前装冠（ぜんそうかん）

前歯の歯冠修復物の唇面（外観面）を硬質レジン（合成樹脂の一種）により本来の歯のように白く前装したものをいう。

14 歯周疾患指導管理料

歯周疾患に罹患している患者に対して、計画的な医学管理を継続して行い、かつ、栄養、日常生活その他療養上必要な指導（洗口、歯の清掃、歯肉マッサージなど）を行った場合に点数を算定する。治療計画書に基づく歯周疾患指導管理料（・）と治療計画書に基づかない歯周疾患指導管理料（・）とがあり、前者の点数が210点、後者の点数が150点である〔算定告示（乙第九号証）の歯科診療報酬点数表の「第2章 特掲診療料」・「第1部 指導管理等」の「B 001 歯周疾患指導管理料」の項を参照〕。

ニ B子患者に対する処置について

当該患者の診療報酬明細書（乙第二号証）によれば、請求されている治療行為としては、欠損歯一本を含めた上顎の右の歯五本に対する歯髄炎（注15）、ウ蝕症（注16）及び歯根膜炎の処置、前装冠、4/5冠及びブリッジ（注17）を装着するための一連の歯冠修復及び欠損補綴に係るもの、歯周疾患指導管理料（・）210点を含めた歯槽膿漏症に対する処置などである。

ところで原告の請求したいいわゆる「歯周治療用装置（被覆冠）」はこのブリッジに係る歯に装着されている。前記診療報酬明細書によれば、原告は古いブリッジを新しいブリッジに装着し直しているから、歯槽膿漏症の治療は古いブリッジのままで行われていたことになるが、そうである以上、歯槽膿漏症に対する治療の間に残存歯の保護と咬合の回復のために行う被覆冠は必要なかったことになる。

しかも、前記診療報酬明細書の当該月中には再評価検査が実施されておらず、他方、当該月中に欠損補綴（新しいブリッジの装着）が実施されていることから、歯肉の状態が改善したことを確認する再評価検査も古いブリッジのまま前月までに

実施されていると判断することができる。

したがって、原告の請求したいいわゆる「歯周治療用装置（被覆冠）」は、歯周治療用装置ではなく、最終的な治療としての欠損補綴の一環として行ったものであるから、暫間被覆冠に当たり、その費用は、欠損補綴の所定点数に含まれることになる。

（注）15 歯髄炎（しずいえん）

歯の内部にある歯髄に起こる炎症をいう。

16 ウ蝕症（虫歯）

ウ蝕は、細菌感染によって起こり、歯質を崩壊させる病気をいう。ウ蝕は、咬み合わせの面、歯と歯が接している面及び歯冠と歯根の境界の部分によく起こる。

17 ブリッジ

欠損補綴の一種である。欠損歯数が一、二本の場合、欠損歯に隣接する歯を支台歯として、橋をかけるようにして人工歯をもたせて装着する方法である。

三 C子患者に対する処置について

当該患者の診療報酬明細書（乙第三号証）によれば、請求されている治療行為としては、上顎の臼歯二本の歯根膜炎に対する処置、抜歯及び全部鑄造冠を装着させるための一連の歯冠修復にかかるもの、歯周疾患指導管理料（・）150点を含めた歯槽膿漏症に対する処置などである。

ところで、前記第二の一の2のとおり、算定告示においては、歯周治療用装置は治療計画書に基づく場合にのみ点数を算定されるものであるが、前記第三の一の注14のとおり、歯周疾患指導管理料（・）150点は治療計画書に基づかない場合に算定するものであり、したがって、原告の請求したいいわゆる「歯周治療用装置（被覆冠）」は治療計画書に基づかないものであるから、それは、算定告示にいう歯周治療用装置ではなく、保険請求の認められていない、いわゆる「仮歯」である。

四 本件減点査定について

このように、訴伏別紙「診療報酬債権」記載の三名の患者に係るいわゆる「歯周治療用装置（被覆冠）」は、そもそも歯周治療用装置と認めることができないもの、あるいは、算定告示により点数を算定できる歯周治療用装置と認めることができないものであることから、被告はその診療報酬の請求について減点査定し、支払を拒絶したものであるが、これは、関係法令等に照らし正当なものである。

第四 結論

以上のとおりであり、原告は、訴伏別紙「診療報酬債権」記載の三名の患者に係るいわゆる「歯周治療用装置（被覆冠）」について診療報酬請求権がないから、本件請求は理由がなく、棄却を免れない。

平成（ワ）第一〇号

原告 外川 正

被告 社会保険診療報酬支払基金

平成八年一〇月一日  
右原告代理人 山中邦紀  
盛岡地方裁判所 御中

## 準備書面

### 一 被告平成八年六月二四日付け準備書面第三について

- 1 A子患者関係 別紙一のとおり
- 2 B子患者関係 別紙二のとおり
- 3 C子患者関係 別紙三のとおり

### 二 被告の本件減点査定理由開示に至る経過について

1 被告は、平成八年六月二四日付け準備書面をもって、本件減点査定の理由を明らかにしたが、その内容自体晦渋で、これまでの減点連絡書（乙四、五号証記載のBケ、Dケの誤りは、右書面で明らかにされた）、再審査結果通知書（甲四号証備考欄の記載）から読みとることは、不可能な内容である。

2 右に至る概要は、次のとおりである。

（一） 歯周治療装置の装着（A子 平成七年六月六日、B子 七月四日及び一二日、C子 八月四日）

（二） 右についての診療報酬請求（六、七、八月分として 乙一乃至三号証）

（三） 右請求に対する被告からの減点連絡（乙四、五号証）

（四） 右減点についての原告の再審査申出（A子 九月八日、B子 一〇月六日、C子 一〇月六日 甲一、二、三号証の各一、二）

（五） 再審査結果通知（一〇月一七日 甲四号証）

3 保険医療の診療担当者が、診療報酬請求など保険関係事務の遂行に当って、関係法規に従うことは当然である。しかしながら診療担当者の至上の使命は、患者治療の臨床に精進することであり、特に、個人で地域に、医院、診療所を開設している医師にとっては、膨大な法規 通達（時々改正がある）に常に精通していることは、容易ではない。

4 そのため、保険医療の質的向上、適正化を図るべく、療養給付に関する費用の請求についての省令などの周知、徹底を主眼とした「指導」制度がある。

「指導」に当っては、指導側は、関係書類を参照して「懇切丁寧」に行うものとされているが、これは当然のことである。本件は、「指導」事案そのものではないが、同様診療報酬請求に係っていることから、減点事由再審査請求棄却事由の提示、説明は（内容の当否は別として）、懇切丁寧であって然るべく、訴訟を敢えてしなければ、開示できないようなことではない筈である。

5 被告は当初の減点事由をBケ（過剰手術）、Dケ（不適當または不必要な手術）、としていた。

それが誤りであったことを明らかにしたのは、本訴においてである。本件は、手

術の事案ではない。また、原告が、金銭目当てに過剰な治療をしたり、技量未熟で、不適當または、不必要な治療した案件でもない。

6 再審査請求の結果は、「原審どおり」とされ、その理由として

「歯冠修復の製作に係わる一連の診療行為における暫間被覆冠は所定点数に含まれる」として平成六・三・一六保険発25が引用されている。

当初の減点事由との関連が明らかでない上、開業歯科医師が日常参照する「歯科点数表の解釈」では、被告の引用した右通達は、歯周治療用装置の項目下に、

「歯周治療用装置とは、治療計画書に基づき、最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間、残存歯の保護と咬合の回復のために行う被覆冠または床義歯をいう。（平成六・三・一六保険発25）

としてあらわれているにすぎない。これから、被告が本訴で明らかにした「歯周治療用装置」の定義・具体的適用を読みとることは、容易ではない。

7 原告は、従来 of 取扱い、本件減点事由、厚生省が公けにしている歯科点数に関する基準にてらし、右棄却理由について疑義を抱き、棄却の結論を理解できなかった。そのため被告の岩手県事務所に問い合わせたところ、対応した職員は、事務ではわからないので、審査委員会に問い合わせしてほしいと答えた。

被告の担当職員は、保険診療の請求事務に精通していて、従前、此種質問に関しては、適確な回答、対応をしてきていた。その職員も、理解できず、解答できないとのことであったので、原告は、右棄却理由の説明を求めて、同年一二月五日付面で、審査委員会に面接懇談を申し入れた。同委員会は原告との間で、同月下旬に、面談の日時を平成八年一月一日午後一時と合意しながら、その後一月九日午後二時頃、本館藤須郎副会長が電話で、右合意をキャンセルした。この電話は約二五分にわたるもので、原告は、当時、この問題を重要なことと考えていたのであり、原告の記憶に誤りはない。

面接懇談が実現しなかったのを原告の責に帰する被告の主張は、事実と反する。原告は、右棄却理由解明の手段が付き、本訴に及んだのである。

## 別紙一 A子患者に対する処置について

一 本件患者は、歯槽膿漏症を有する外、前歯四本の齲蝕症第三度慢性化膿性歯根膜炎の疾患を有していた。

二 そのため、原告の行った治療は、次のとおりである。

平成七年六月中、患者は六回通院加療している。すべての通院日において歯槽膿漏の処置が行われている。

同月六日、かねてより根の治療を行っていた前歯三本に対して根管充填を行い、根の治療を完成させ、同時に歯周治療用装置を装着した。同日、歯周疾患指導管理料を行った。



同月一二日、歯槽膿漏の処置を行った。

同月一三日、歯周治療用装置を装着した前歯三本を含む四本の前歯に対して歯冠補綴を施すための形を採得（印象採得）した。

同月二三日、同歯牙に対して硬質レジン前装冠を装着した。

三 平成七年五月二四日、原告は、患者の前歯四本のうち、一本について歯周治療用装置を装着した。歯槽膿漏症に対する処置として行ったものであって、この処置に関しては、被告は、診療報酬を支払った。

四 本訴で原告が請求しているのは、同年六月六日に処置した三本分の歯周治療用装置である。

ところで、被告は報酬支払拒絶の理由として、歯肉の状態が改善したことを認識する再評価検査は、前月までに実施されたと判断している。その論拠は、歯冠修復が行われた同じ月の中に、再評価検査に係る報酬請求をしていないということにある。

いわんとするところは、歯槽膿漏症に対する治療が先行し、歯肉が健全な状態になった後の暫間被覆冠（＝仮歯）であるから、歯周治療用装置に当たらないということであろうが、正しくない。

五 再評価検査は、歯槽膿漏症に関するひとつの検査に過ぎない。原告は、再評価検査の算定要件である「三点法以上のポケット測定検査」「根面の平滑度検査」を行ったが、その他に視診や触診等を行い総合的に臨床症状を把握している。また、歯槽膿漏症は慢性的に経過する疾患であるため、一度歯肉の状態が改善したからといって、そのまま治癒し、その後、歯槽膿漏症に対する処置は必要なくなるという疾患ではない。したがって、原告は歯槽膿漏症に対する臨床症状の経過観察をも重要視している。

実際に、平成七年六月六日時点における歯肉の状態は、かなり改善しつつある状態とはいえ、十分ではなかった。

そのため、同日に歯槽膿漏の処置と歯周疾患指導管理料を行った。歯周疾患指導管理料に際しては、「一歯磨き」という歯槽膿漏症の治療を目的としたハブラシによる歯肉のマッサージ方法を指導している。さらに、歯肉の状態を改善する目的で当該の歯に歯肉のマッサージ効果を高める上で欠かせない歯周治療用装置を装着した。その結果、歯肉の状態が改善され、一週間後に最終的な歯冠補綴物の製作に着手することができた。

本件暫間被覆冠（仮歯）の装着は、歯槽膿漏症の治療の一環としてなされたものである。

六 なお、本件の歯周治療用装置の装着に要した費用は、一万七百二十六円（内訳左記）である。

A子患者の歯周治療用装置に要した費用内訳（前歯3本の単冠）

材料費

暫間被覆冠（サンキン ポリカーボ クラウン）

74円×3

222円

即時重合レジン	190円
セメント料（診療報酬仮着材料料準用）	
70円×3	210円
手技料	
調整料（歯科医師による調整時間は六十分）	
	7,905円
研磨料（技工士による研磨時間は三十分）	
	999円
装着料（診療報酬単冠仮着料準用）	
400円×3	1,200円
合 計	10,726円

別紙二 B子患者に対する処置について

一 本件患者は、歯槽膿漏症を有する外、右上第一小臼歯から第一大臼歯に至るブリッジの破損、右上第一大臼歯と第二大臼歯の齲蝕症、右上第一小臼歯の齲蝕症、第三度慢性化膿性歯根膜炎、右上第二小臼歯の欠損の疾患を有していた。

二 その為、原告が行った治療は次のとおりである。

平成七年七月中、患者は四回通院加療している。すべての通院日において歯槽膿漏の処置が行われている。

同月四日、右上のブリッジを除去し、右上第一大臼歯に歯周治療用装置を装着した。右上第一小臼歯には根の治療を施し、根管充填を行い、根の治療を完成させた。

同月一二日、第一小臼歯の土台の形を採得した。同時に、第一小臼歯に歯周治療用装置を装着し、前回装着した第一大臼歯の歯周治療用装置と連結し、ブリッジの歯周治療用装置を完成させた。同時に歯肉のマッサージを施した。

同月一九日、第一小臼歯に土台を装着し、ブリッジを製作するための形を採得した。同時に右上第二大臼歯の部分被覆冠、右上犬歯の硬質レジン前装冠の形を採得（印象採得）した。

同月二八日、前回形を採得したブリッジと冠を装着した。

三 原告は当初「古いブリッジのまま」「歯槽膿漏症の治療」を行った。被告は、この事実を根拠に、「歯周治療用装置」を否認しているが、独断である。

四 歯槽膿漏症の治療を古いブリッジのままで行ったわけは、当初古いブリッジを除去しないで歯槽膿漏症の治療が可能と判断したからである。しかし、同年六月一四日、手前の犬歯の冠を除去することにより、当該の歯の視診と触診がより容易になり、さらに詳細な観察が可能となった。そのため、古いブリッジの縁の部分に新たな疾患の存在が明らかとなった。

同年七月四日、患者の同意に基づいて古いブリッジを除去した。古いブリッジの除去により、それまでの診査では発見できなかったブリッジのポンティック部に隠されていた歯肉の炎症部分が明らかとなった。そのため、その歯肉の炎症部分に対して歯槽膿漏の処置を施すと同時に歯肉の状態を改善する目的で当該の歯に歯周治療用装置を装着した。このように古いブリッジを除去することにより新たに疾患

が発見されることは珍しいことではなく、保険診療においてもこのような治療方針の変更は認められているところである。したがって、一時期古いブリッジのまま歯槽膿漏症の治療を行われていることが、直ちに歯肉の状態が改善したことの根拠になるとする被告の主張は、临床上誤りである。

五 なお、本件の歯周治療用装置の装着に要した費用は、一万三百十四円（内訳別紙）である。

B子患者の歯周治療用装置に要した費用内訳（右上臼歯3歯に渡るブリッジ）

材料費

人工歯（健保適用臼歯レジン歯）	180円
即時重合レジン	190円
セメント料（診療報酬仮着材料料準用）	70円×2
	140円

手技料

調整料（歯科医師による調整時間は六十分）	7,905円
研磨料（技工士による研磨時間は三十分）	999円
装着料（診療報酬ブリッジ仮着料準用）	900円
合計	10,314円

六 本件患者についての再評価検査に関する被告の主張は、A子患者の場合と同様であり、その当たらないことに関する原告の反論も同様である（別紙一 第三、四項参照）。

別紙三 C子患者に対する処置について

一 本件患者は、歯槽膿漏症を有する外、左上第一大臼歯および左上第二大臼歯の齶蝕症第三度慢性化膿性歯根膜炎の疾患を有していた。

二 その為、原告が行った治療は、次のとおりである。

平成七年八月中、患者は四回通院加療している。すべての通院日において歯槽膿漏の処置が行われている。

平成七年八月四日、左上第二大臼歯を抜歯する際に、歯周治療用装置を左上第一大臼歯に装着した。その理由は、左上第二大臼歯を抜歯することにより左下第二大臼歯の噛み合わせが失われることを防止するためである。この左下第二大臼歯は歯槽膿漏症に罹患しているため、短期間でも噛み合わせを失うことは得策ではないのである。治療経過は良好で、平成七年八月一日、最終的な被覆冠を装着するための処置を開始することができた。

三 以上のことから、この歯周治療用装置は、被告の説明する「歯周治療用装置とは、歯冠修復（注1）あるいは欠損補綴（注2）を必要とする歯を有し、しかも歯槽膿漏症（注3）に罹患している患者に歯周治療（注4）を行う際、最終的な治療として歯冠修復あるいは欠損補綴を行うまでの間に用いるものである」とした規定に当てはまる。

四 なお、本件の歯周治療用装置の装着に要した費用は、五千百三十六円（内訳

左記)である。

C子患者の歯周治療用装置に要した費用内訳(左上大臼歯1歯の単冠)

材料費

即時重合レジン(2回分)

190円×2 380円

セメント料(診療報酬仮着材料料準用) 70円

手技料

調整料(歯科医師による調整時間は三十分)

3,953円

研磨料(技工士による研磨時間は十分) 333円

装着料(診療報酬単冠仮着料準用) 400円

合計 5,136円

平成八年(ワ)第一〇号

原告 外川 正

被告 社会保険診療報酬支払基金

平成九年一月一七日

右被告指定代理人

伊藤繁 野村郁夫 畠山一寿 佐々木幸弘 小笠原修

右被告訴訟代理人

鈴木實

盛岡地方裁判所第二民事部御中

準備書面(三)

第一 歯槽膿漏症について

歯槽膿漏症については、平成八年六月二四日付け準備書面(二)において概略を述べたところであるが、この点につき更に詳述する。

一 歯槽膿漏症の概要について

歯槽膿漏症の病名は、現在の成人型と若年型慢性辺縁性歯周炎の総称として、わが国では一八八七年ころから学術的記載にも民間でも使用されてきた。欧米では一九二〇年ころ病名としては不適當であるとされ、次第に辺縁性歯周炎、歯周症などの病名に置き換えられた。わが国でも一九六八年ころから欧米に準じて歯槽膿漏症の代わりに辺縁性歯周炎という病名が使用されるようになったが、いまだに歯槽膿漏症という病名が一般的に使用されている(以下においては「歯槽膿漏症」という病名を使用する。)

歯槽膿漏症は、歯肉から膿が出たり、歯槽骨が溶かされたり、歯がぐらぐらにな

って、ときには抜ける症状を主な徴候とする歯周疾患の一つであり、レントゲン所見上、次のように分類される。

・ 第一度 (P1)

歯槽骨頂縁の骨皮質部分の異常と歯頸部にある歯根膜腔に変化を示す程度のものから、歯槽骨が歯根の長さの三分の一程度まで消失したもの

・ 第二度 (P2)

歯槽骨が歯根の長さの二分の一程度まで消失したもの

・ 第三度 (P3)

歯槽骨が歯根の長さの三分の二程度まで消失したもの

・ 第四度 (P4)

第三度以上の変化を示すもの

## 二 歯槽膿漏症の治療方法について

昭和六〇年三月一日の診療報酬点数表の一部改正（同日実施）により歯槽膿漏症の治療方法が、治療計画書（注1）に基づくもの（P（・）型と呼ばれている。）と治療計画書に基づかないもの（P（・）型と呼ばれている。）の二つに大別された。

治療に際しては的確な診査、診断に加えて患者の歯槽膿漏症に対する認識、協力度及び意志や歯周組織の修復能力などを総合的に判断し、どちらかの治療方法を選択することができる。

### （注）1 治療計画書

臨床所見、症状の経過、評価、実施予定の療法及び療養上の指導計画等が記載されているものをいう。

#### 1 治療計画書に基づく治療方法（P（・）型）

治療計画書を作成し、これに基づいて治療を進める方法は、学問的歯周治療体系の確立を大幅に取り入れたもので、歯槽膿漏症患者に対する計画的な指導管理を重点的に評価し、指導重視の歯科治療を充実するものである。

P（・）型は、診療報酬の算定点数は高いが、ルール上の制限が多い。適応検査（注2）、精密検査（注3）等歯肉の検査を十分に行い、その検査結果を踏まえて治療計画書を作成し、それに基づき治療を進め歯冠修復する場合や欠損補綴を行う場合は、歯肉の状態が改善されていることを検査確認する必要がある。

その一般的な治療の流れを簡単に記すと、

ア 診療の初期においては、緊急処置（消炎、鎮痛処置等）、簡単な除石、レントゲン検査、適応検査、歯冠研磨（注4）などを行う。

イ 初診から一か月経過後、精密検査を行い、治療計画書を作成し、その治療計画書に基づいて、歯周初期治療（注5）を行う。

ウ 歯周初期治療終了後一か月経過して、再評価検査（注6）（乙第一二号証）を行う。また、必要に応じその再評価検査の結果に基づき、歯周外科手術（注7）または再度の歯周初期治療を行い、再度、再評価検査を行う。

エ 必要に応じ、最終治療として歯冠修復、欠損補綴などを行う。

### （注）2 適応検査

歯周疾患の患者に対して治療計画書に基づき治療を行う時に、精密検査の前に行なう簡単なポケット測定検査、歯間離開度検査（歯と歯の間に食片が圧入し易い部位の有無を判定する検査）、プラーク（歯垢）付着状況の検査をいい、家庭療法等動機づけを主として行う。

### 3 精密検査

患者のプラークの付着状況が改善され、動機づけ等が十分である場合に行なう。歯間離開度検査または動揺度検査（歯冠頂の動揺の程度や方向を調べる）に加えて三点法以上のポケット測定検査、付着歯肉検査及び咬合の検査等を行う。

### 4 歯冠研磨（しかんけんま）

適応検査の結果に基づき歯槽膿漏症の家庭療法等の動機づけ及びブラッシングの効果を上げるために精密検査前に歯の沈着物の除去等を行うことをいう。

### 5 歯周初期治療

治療計画書を作成して、それに基づいて行う場合の歯槽膿漏症に対する処置（歯石除去、歯周ポケット搔爬）の総称である。

### 6 再評価検査

歯周治療の各段階の処置をその都度評価する検査をいう。

すなわち、一連の計画に従った治療段階、例えば初期治療、歯周外科手術、最終治療後に診査（三点法以上のポケット測定検査、根面の平滑度検査）を行い、その結果を評価することである。

### 7 歯周外科手術

歯槽膿漏症が相当進行していて、歯周初期治療などの保存療法では治癒を期待できない場合に実施する。

新付着手術（歯周ポケット内壁をメスで内斜切開し、搔爬した後に各歯間部で縫合を行うこと）、歯肉切除手術、歯肉剥離搔爬手術などがある。

## 2 治療計画書に基づかない治療方法（P（・）型）

P（・）型は、原則的には従来の診療報酬の算定方法を踏襲したものであり、算定点数は低いが、ルール上の制限は少ない。

その一般的な治療の流れを簡単に記すと、

ア 診療の初期においては、緊急処置、簡単な除石、レントゲン検査、一般検査（注8）を行い、治療計画をたてる。

イ 第二日目以降においては、治療計画に従って歯石除去、盲嚢搔爬（注9）を行う。

### （注）8 一般検査

歯槽膿漏症の程度を調べる検査で、一点法以上による残存歯のポケット測定検査及び歯間離開度検査又は歯の動揺度検査を行うことをいう。

### 9 盲嚢搔爬（もうのうそうは）

歯肉の炎症を軽減させるため、盲嚢（病的歯肉嚢）を搔爬して、歯石や不良肉芽組織を除去し、歯肉嚢を改善することをいう。

第二 原告の平成八年一〇月一日付け準備書面（以下「原告準備書面一という。」）に対する反論

一 面接懇談拒否の主張について

1 原告は、原告準備書面の二の7において、「原告は、右棄却理由の説明を求めて、同年一二月五日付け書面で、審査委員会に面接懇談を申し入れた。同委員会は原告との間で、同月下旬に、面談の日時を平成八年一月一日午後一時と合意しながら、その後一月九日午後二時頃、本館藤須郎副会長が電話で、右合意をキャンセルした。この電話は約二五分にわたるもので、原告は、当時、この問題を重要なことと考えていたのであり、原告の記憶に誤りはない。面接懇談が実現しなかったのを原告の責に帰する被告の主張は、事実と反する」旨主張する。

2 右面接懇談の件は、原告の被告に対する診療報酬請求権の存否とは無関係なことであり、原告が殊更これを主張する真意は測り難いが、念のため右面接懇談に関する事実経過を述べると次のとおりである。

(一) 原告は、本件の三人の患者の減点査定に対して、平成七年九月八日付け及び同年一〇月六日付け文書（甲第一号証の一ないし三号証の二）で再審査申出を被告に行った。

(二) 被害は、平成七年一〇月一七日付け「再審査の結果について（通知）」と題する文書（甲第四号証）によって、「原審どおり」の決定をし、原告あてに通知した。原審どおりの理由については、「歯冠修復の製作に係る一連の診療行為における暫間被覆冠は所定点数に含まれます。（平六、三、一六保険発二五）」と備考欄に記載した。

(三) 原告は、平成七年一二月五日付け「面接懇談の申し入れについて」と題する文書（甲第五号証）により岩手県社会保険診療報酬請求書審査委員会鈴木委員長に面接懇談を申し入れてきた。

(四) 被告は、この申し入れについて、同月一二日に開催された第二次審査委員会において、面接懇談日時を平成八年一月二日一三時からとし、懇談対応者を副審査委員長及び審査委員二名とすることに決定した。

(五) 被告は、平成七年一二月二日、原告に架電し、平成八年一月一日一三時から面接懇談を実施したいが、その際歯科医師会関係者立ち会いについては遠慮して貰いたい旨連絡したが、原告は納得しなかった。

(六) 平成八年一月五日、岩手県保険医協会の伊藤事務局長から、電話で、原告から依頼され、懇談に同行したいが被告が断る理由を聞きたい旨連絡があった。

被告は、内部規定に基づき診療担当者のみとの面接懇談を行いたい旨を説明したが、理解が得られず同行を主張された。

そこで、被告は、原告に架電し、点数算定の問題であれば一人で懇談したい旨連絡したが、原告が理解者を連れて行くと主張を繰り返したため、本館副審査委員長（原告の「本館副会長」との記載は誤りである。）に、原告の理解を得るために話しをして欲しい旨を依頼した。

(七) 同月九日、本館副審査委員長が原告に架電し、原告に対し、立会人と同行

して懇談したいのであれば基金以外で面接したいこと、基金以外で会うのであれば同副委員長と指導医療官で会って話しをしたいことを伝えたが、原告はそれらをいづれも拒否し、自ら面接懇談を断った。

3 このように、被告は原告の面接懇談の申入れに応じる意思を有していたが、原告が同行者の有無等につき自己の要望のみを主張し、それが通らないと分かると自ら面接懇談を断ったのであって、被告が面接懇談に合意しながら一方的にそれを断った旨の原告の主張は事実と反する。

二 本件各患者に対する処置について

1 A子患者に対する処置について

(一) 原告は、原告準備書面の別紙一の一及び二において、本件患者に対して行った平成七年六月中の治療の内容について明らかにした。

しかしながら、本件患者の平成七年六月分の診療報酬明細書（乙第一号証）によれば診療実日数が六日間であり、原告準備書面で明らかにした四日分の治療内容とは一致していないことをまず指摘しておきたい。

(二) 原告は、原告準備書面の別紙一の一・二において、「平成七年五月二四日、原告は、患者の前歯四本のうち、一本について歯周治療用装置を装着した。歯槽膿漏症に対する処置として行ったものであって、この処置に関しては、被告は、診療報酬を支払った。」旨主張する。

しかしながら、平成七年五月二四日に装着した歯周治療用装置の請求を含む同月分の診療報酬明細書（乙第一三三号証）の審査に際し、被告は、当該歯牙に対する再評価検査及び最終治療としての歯冠修復が実施されていないことから歯肉の状態が改善したことを確認する再評価検査は次月以降に実施するものであり、右請求時においては歯肉の状態が改善しておらず、右歯周治療用装置は歯槽膿漏症に対する処置として行ったものと判断したことから右歯周治療用装置に係る診療報酬を支払ったのであって、本件とは事情が異なる。

(三) さらに、同別紙一の五において「実際に、平成七年六月六日時点における歯肉の状態は、かなり改善しつつある状態とはいえ、十分ではなかった。そのため、同日に歯槽膿漏の処置と歯周疾患指導管理料を行った。（中略）さらに、歯肉の状態を改善する目的で当該の歯に歯肉のマッサージ効果を高める上で欠かせない歯周治療用装置を装着した。その結果、歯肉の状態が改善され、一週間後に最終的な歯冠補綴物の製作に着手することができた。」旨主張する。

しかしながら、一般的に歯槽膿漏症は慢性的な疾患であるので、歯槽膿漏の処置、歯肉のマッサージ、歯周治療用装置の装着を行うことにより一週間程度で歯肉の状態が一時的に改善されることもあるものの、根本的に改善しているかどうかの判断は、一、二か月をおいて検査するのが通常の方法であり、点数算定のルール上も同様である（保険発二五号の〔検査〕の〈検査料〉の3の(19)）。つまり、これらの処置を行うことによりかなり改善しつつあるが十分ではない状態から一週間後に最終的な歯冠補綴物の製作に着手することができる状態まで歯肉が改善されたとする旨の原告の主張は理解し難いものである。



また、歯周治療用装置の装着が必要な症例では、歯槽膿漏の治療の早期に装着することが一般的である。初診から一年半以上経過後の歯冠修復の一週間前に歯周治療用装置を装着することも理解し難いものである。

これらの点は、医学的に疑問である。

P（・）型の治療は、算定できる点数は高いが、ルール上の制限が多い。歯周治療を行った場合、歯肉の状態が改善しているかの確認、あるいは必要に応じ次どのような治療を行うかの治療計画の見直しは、再評価検査の結果に基づいて行うものである。六月六日に歯肉の改善状況が十分でなく歯周治療を継続したのであれば、最終的な歯冠修復を行う前に再評価検査が必要である。

## 2 B子患者に対する処置について

原告は、原告準備書面の別紙二の一ないし四において、本件患者に対する治療について明らかにした。

その同別紙二の四において、「同年六月一四日、手前の犬歯の冠を除去することにより、当該の歯の視診と触診がより容易になり、さらに詳細な観察が可能となった。そのため、古いブリッジの縁の部分に新たな疾患の存在が明らかとなった。同年七月四日、患者の同意に基づいて古いブリッジを除去した。古いブリッジの除去により、それまでの診査では発見できなかったブリッジのポンティック部に隠されていた歯肉の炎症部分が明らかとなった。（中略）保険診療においてもこのような治療方針の変更は認められているところである。したがって、一時期古いブリッジのまま歯槽膿漏症の治療が行われていることが、直ちに歯肉の状態が改善したことの根拠になるとする被害の主張は、临床上誤りである。」旨主張する。

しかしながら、原告は本件患者に対してP（・）型の治療方法を選択しているのだから適応検査、精密検査及び再評価検査などの歯肉の検査を十分に行っていると考えられる。さらに、原告は、「その他に視診や触診等を行い総合的に臨床症状を把握している。」旨主張している（原告準備書面別紙二の六における「別紙一第三、四項参照」の記述は「別紙一 第四、五項参照」の誤りと思われる）。したがって、犬歯の冠の除去や古いブリッジの除去によりそれまでの診査では発見できなかった新たな疾患の存在等が明らかになったとする旨の原告の主張は理解し難いものであり、医学的に疑問が残るものである。

さらに、歯周治療を行った場合、歯肉の状態が改善しているか、あるいは必要に応じ次どのような治療を行うかどうかの治療計画の見直しは再評価検査の結果に基づいて行うものである。仮に原告の主張どおり、古いブリッジを除去することにより新たに疾患が発見され、治療方針を変更し歯周治療を継続したのであれば、最終的な欠損補綴（新しいブリッジの装着）を行う前に再評価検査が必要であるが、原告は再評価検査を実施していない。

また、本件患者の同年七月分の診療報酬明細書（乙第二号証）は、同年八月の審査委員会において「診療内容不備」として返戻付せんを添付して原告に一旦返戻されたのであるが、翌月、原告から再度提出された診療報酬明細書及び返戻付せんには右に述べたことは何ら触れられていなかった。

これらのことを原告はどのように説明されるのであろうか。

### 3 C子患者に対する処置について

原告は、原告準備書面の別紙三の二において「歯周治療用装置を左上第一大臼歯に装着した。その理由は、左上第二大臼歯を抜歯することにより左下第二大臼歯の噛み合わせが失われることを防止するためである。」旨主張し、また、同別紙三の三において、右歯周治療用装置は、被告の説明する規定に当てはまる旨主張する。

しかしながら、被告の平成八年六月二四日付け準備書面の第二の一で述べたように、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（点数表）」（算定告示、乙第九号証）の「歯科診療報酬点数表」の「第2章 特掲診療料」・「第8部 処置」・「第1節 処置料」・「（その他の処置）」の「・ 018 歯周治療用装置」の項により、歯周治療用装置として点数を算定し得るのは治療計画書に基づいて歯周治療用装置を装着した場合（すなわち、P（・）型の治療方法の場合）だけである。そして、被告の右準備書面の第三の三で述べたように、本件患者に装着したいわゆる「歯周治療用装置（被覆冠）」は治療計画書に基づかないもの（P（・）型）であるから、これについて点数を算定することができないのは当然である。

平成八年（ワ）第一〇号

原告 外川 正

被告 社会保険診療報酬支払基金

一九九七年五月八日

右原告訴訟代理人

弁護士 山中 邦紀

弁護士 佐々木 良博

盛岡地方裁判所民事部 御中

準備書面

第一 本件減点査定は不当であり、被告は、原告に対し、原告請求にかかる診療報酬の支払いを行うべきである。

一 本件においては、原告の歯周治療用装置に係る診療報酬請求に対して、被告が行なった減点査定の適否が争点とされている。

二 ところで、保険医療機関等が保険者に対して従ってまた被告に対して請求できる診療報酬の額については、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（点数表）」（平成六年三月一六日厚生省告示第五四号。以下「算定告示」という）の定めるところであるが、右算定告示は歯周治療用装置の算定については次のように定めている。

「1018 歯周治療用装置

- 1 被覆冠（一歯につき） 五〇点
- 2 床義歯（一装置につき） 七五〇点

注1 治療計画書に基づく場合に算定する。

注2 印象採得、保険医療材料等の費用を含むものとする」

また、右算定告示の適用上の解釈としては、「新診療報酬点数表の制定（昭和三年告示の全部改正）等に伴う実施上の留意事項について（通知）」（平成六年三月一六日保険発二五号。以下「二五号通知」という）は、

「歯周治療用装置

（1）歯周治療用装置とは、治療計画書に基づき、最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間、残存歯の保護と咬合の回復のために行う被覆冠または床義歯をいう」

としている。

二五号通知が、「最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行なうまでの間」に行なわれた被覆冠等についてのみ保険点数を認めたのは、最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴の一環として行われた被覆冠については歯冠修復及び欠損補綴の保険点数によって評価済であることから、これについては独立して保険点数を認めないこととし（尚、二五号通知は、「歯冠修復及び欠損補綴物の製作に係る一連の診療行為における暫間被覆冠、歯肉圧拝、歯肉整形、歯肉息肉除去、特定薬剤等の費用は、それぞれの所定点数に含まれる」としているところである）、最終的な治療以外の（以前の）被覆冠についてのみ保険点数を認めることとしたものである。

そして、右二五号通知によると、歯周治療用装置として保険点数が算定される被覆冠に該当する要件は次のとおりである。

- ・ 治療計画書に基づくこと
- ・ 最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行なうまでの間に行なわれること、即ち、最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴の一環として行なわれるものでないこと
- ・ 残存歯の保護と咬合の回復のために行なわれること

なお、被告は、・の要件に関し、最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴の一環として行なわれる被覆冠を「暫間被覆冠」と呼び、歯周治療用装置としての被覆冠と区別している。しかし、かかる用語の使い方は適切ではない。歯周治療用装置としての被覆冠も暫間的に用いるという意味では「暫間被覆冠」に外ならないからである。しかし、ここでは、用語を統一するため、最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴の一環として行なわれる被覆冠を「暫間被覆冠」と呼ぶこととする。

三 本件において、A子患者及びB子患者に村して行なわれた被覆冠は、いずれも右二五号通知の各要件を満たしており、被告の減点査定は不当である。

#### 1 A子患者について

原告は、A子患者について、平成五年一一日二〇日に治療計画書を作成の上歯槽膿漏症（辺縁性歯周炎）並びに齲蝕の治療を行なってきた。

そして、平成七年六月六日、右上一、二番及び左上一番の歯牙について被覆冠を装着した（これが、本件において原告が歯周治療用装置として診療報酬請求したにも拘らず、被告が減点査定した被覆冠である）。

原告が右被覆冠を装着したのは、右三歯について根管充填の治療を行ないメタルコア（支台にする歯牙の歯冠部の実質欠損が大きい場合、所定の支台形態にするため金属鑄造体により補足整形する。この時の鑄造体をメタルコア（鑄造コア）と言う。要するに、崩壊が著しい歯に対して冠を被せるために、歯に装着する金属の土台のことを言う。）の印象を採得したことから、メタルコアの装着までの間、被覆冠を装着することにより咬合の回復を図り歯根膜の廃用性萎縮を防ぐとともに残存歯を保護し、更には、歯ブラシ効果並びにマッサージ効果を高めるためであった。

その後、六月一三日に至って、右三歯及び五月二四日に歯周治療用装置としての被覆冠を装着していた左上二番の歯牙に対しメタルコアを装着するとともに、硬質レジン前装冠（唇面あるいは頬面に、硬質レジンを前装して、外観を審美的に装った鑄造冠のこと。外観にふれる側を合成樹脂で覆った鑄造冠で、外観上天然の歯と同様の色と形態をしている。主に前歯に装着される。）の印象を採得し右四歯について細菌感染を防ぎ、咬合及び歯列の変化を防ぐため被覆冠を新たに作成し装着した。

そして、六月二三日、右四歯について硬質レジン前装冠を装着した。

以上述べたとおり、原告は、治療計画書を作成の上、六月六日に残存歯の保護と咬合の回復等を目的として被覆冠を装着した。そして、これらの被覆冠は、その後（六月二三日）に装着した被覆冠が最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴の一環として行なわれた「暫間被覆冠」であるのに対し、最終的な治療の一環としてではなくそれ以前の段階において行なわれたものである。

従って、六月六日に装着された本件被覆冠は、二五号通知による「歯周治療用装置」の要件を全て満たすものであって、被告の減点査定の不当性は明らかである。

## 2 B子患者について

原告は、B子患者について、平成六年一二月一九日に治療計画書を作成の上、歯槽膿漏症（辺縁性歯周炎）並びに齲蝕の治療を行なってきた。

そして、平成七年七月四日に右上六番の歯牙について被覆冠を装着するとともに、平成七年七月一二日には右上四番の歯牙及び五番の欠損部についてブリッジ形態の被覆冠を装着した（これらが、本件において原告が歯周治療用装置として診療報酬請求したにも拘らず、被告が減点査定した被覆冠である）。

原告が、七月四日に右上六番の歯牙について被覆冠を装着したのは、当日同歯牙上の冠を切断除去し同歯牙の齲蝕処置を行なったことから、被覆冠を装着することによって、象牙質露出による歯牙の疼痛を防止するとともに感染を防止し、また、咬合の回復を図り歯根膜の廃用性萎縮を防ぐとともに残存歯を保護し、更には、歯ブラシ効果並びにマッサージ効果を高めるためであった。

また、原告が七月一二日に右上四番の歯牙及び五番の欠損部についてブリッジ形

態の被覆冠を装着したのは、右上四番の歯牙についてメタルコアの印象を採得したことから、メタルコアの装着までの間被覆冠を装着することによって、咬合の回復を図り歯根膜の廃用性萎縮を防ぐとともに残存歯を保護し、更には、歯ブラシ効果並びにマッサージ効果を高めるためであった。

その後、七月一九日に至って、右上四番の歯牙についてメタルコアを装着するとともに、右上四番乃至六番の歯牙についてブリッジ（歯牙欠損部の補綴法の一つで、一歯または数歯の欠如に対して、残存歯の歯冠及び歯根に支台装置を施し欠如部には欠如歯に近い人工歯を作り、これと支台装置とを連結して、その形態、機能、外観を回復するもの。要するに、欠損部の両隣の歯に冠を被せることによって支えられる義歯のことである。）の印象を採得し、右三歯について歯の疼痛や細菌感染を防ぎ、咬合及び歯列の変化を防ぐため被覆冠を装着した。

そして、七月二八日、右三歯についてブリッジを装皆した。

以上述べたとおり、原告は治療計画書を作成の上、七月四日及び七月一二日に残存歯の保護と咬合の回復等を目的として被覆冠を装着した。そして、これらの被覆冠は、その後（七月一九日）に装着した被覆冠が最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴の一環として行なわれた「暫間被覆冠」であるのに対し、最終的な治療の一環としてではなくそれ以前の段階において行なわれたものである。

従って、七月四日及び一二日に装着された本件被覆冠は、二五号通知による「歯周治療用装置」の要件を全て満たすものであって、被告の減点査定の不当性は明らかである。

## 第二 求釈明

一 被告は、保険点数の認められる歯周治療用装置としての被覆冠と保険点数の認められない「暫間被覆冠」との違いについて、「歯冠修復あるいは欠損補綴を必要とする歯を有する患者について、歯肉の検査の結果歯槽膿漏症と診断した場合その検査結果を基に歯槽膿漏症の治療及び歯冠修復あるいは欠損補綴を行なうことになるが、そのためには、歯槽膿漏症に対する処置を先行して歯肉を健全な状態にすることが必要であり、『再評価検査』で歯槽膿漏症に対して行なった治療の効果が確認された後に最終的な治療として歯冠修復あるいは欠損補綴を行なうことを決定し、それらを行なうことになるところ、歯周治療用装置は、最終的な治療としての歯冠修復あるいは欠損補綴を行なうまでの歯槽膿漏症に対する治療を行なっている間に、残存歯の保護と咬合の回復のために行なうものであり、他方、「暫間被覆冠」は、最終的な治療としての歯冠修復あるいは欠損補綴の一環として行なうもので、鑄造冠などの歯冠形成を行なった場合、象牙質の露出による歯の疼痛や細菌感染などを防ぐため、また、咬合及び歯列の変化を防ぐために行なうものなのである」とし、A子患者についてもB子患者についても減点査定とした理由として、「診療報酬明細書の当該月に歯冠修復（欠損補綴）が実施され、他方、同月中に『再評価検査』が実施されていないことから、『再評価検査』は前月までに実施されていると判断することができ」「従って、原告の請求した被覆冠は歯周治療用装置ではなく、最終的な治療としての歯冠修復（欠損補綴）の一環として行なったもので

あるから『暫間被覆冠』に当たる」としている。

この点に関し次のとおり求釈明する。

1 被告は、歯周治療用装置とは歯肉の状態が改善したことを確認する「再評価検査」以前に行なわれた被覆冠を言い、「暫間被覆冠」とは「再評価検査」以降に行なわれた被覆冠を言うものと主張するものであるのか否か、即ち、被告は、「再評価検査」実施の前後によって、歯周治療用装置と「暫間被覆冠」とを区別すべきものと主張するものであるのか否かについて明らかにされたい。

2 また、被告の言う「再評価検査」とは、算定告示が「D002歯周組織検査3再評価検査」で規定する再評価検査を意味するものであるのか否かについても明らかにされたい。

3 仮に、被告の主張が、「再評価検査」実施の前後によって歯周治療用装置と「暫間被覆冠」とを区別すべきとするものであり、また右「再評価検査」とは、算定告示が「D002歯周組織検査3再評価検査」で規定する再評価検査を意味するものである場合には、そのように主張する根拠（法令、規則、通達等の法的根拠もお示し頂きたい）を明らかにされたい。

二 被告は、原告の報酬請求を否認して減点査定を行なった際、その減点事由を、

A子患者については、「Bケ（過剰と認められる手術）」

B子患者については、「Dケ（不適當または不必要と認められる手術）」

C子患者については、「Dケ（不適當または不必要と認められる手術）」

としていたが、本件訴訟に至って、右減点事由は誤りであったとし、

A子患者については、「Bク（過剰と認められる処置）」が

B子患者については、「Dク（不適當または不必要と認められる処置）」が

C子患者については、「Dク（不適當または不必要と認められる処置）」が正しい減点事由である旨主張を変更している。

この点に関し次のとおり釈明を求める。

1 被告は、A子患者について、原告のいかなる処置が、どのような点において過剰であったと認定したのか、明らかにして頂きたい。

また、そのように認定した根拠についても明らかにして頂きたい。

2 被告は、B子患者及びC子患者について、原告のいかなる処置が、どのような点において不適當、不必要と認定したのか、明らかにして頂きたい。

また、そのように認定した根拠についても明らかにして頂きたい。

平成八年（ワ）第一〇号

原告 外川 正

被告 社会保険診療報酬支払基金

平成九年五月九日

右被告指定代理人

伊藤 繁

小野 新司  
高橋 一史  
菅原 学  
小笠原 修  
鈴木 實

盛岡地方裁判所第二民事部 御中

準備書面（四）

被告の行う審査については、平成八年六月二四日付け準備書面において概略を述べたところであるが、この点につき更に詳述する。

一 療養担当規則

1 前記準備書面で述べたとおり、保険医療機関から請求のあった診療報酬の審査は、「保険医療機関及び保険医療養担当規則」（以下「療養担当規則」という。乙第八号証）及び「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（点数表）」（以下「算定告示」という。乙第九号証）に準拠して行われることから、これらは、審査委員会が行う診療報酬の審査の基準ということになる。

2 このうち、療養担当規則は、健康保険法四三条ノ四第一項及び四三条ノ六第一項の規定に基づき定められた規則である。療養担当規則は、保険医療機関及び保険医が保険診療に当たって準拠しなければならない基準であり、同規則は、療養の給付の担当の範囲、診療の一般的方針、歯科診療の具体的方針などについて、次のように規定している。

療養の給付の担当の範囲については、同規則二条二項に、「保険医療機関が担当する療養の給付は、被保険者及び被保険者であった者並びにこれらの者の被扶養者である患者（中略）の療養上妥当適切なものでなければならない。」と定められている。

診療の一般的方針については、同規則一二条に、「保険医の診療は、一般に医師又は歯科医師として診療の必要があると認められる疾病又は負傷に対して、適確な診断をもととし、患者の健康の保持増進上妥当適切に行われなければならない。」と定められている。

そして、歯科診療の具体的方針については、同規則二一条に「歯科医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二条から第十九条の三までの規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。」と定められ、更に、「一 診察、二 投薬、三 処方せんの交付、四 注射、五 手術及び処置、六 歯冠修復及び欠損補綴、七 理学的療法、七の二 居宅における療養上の管理等、八 入院、九 歯科矯正、十 次に掲げる治療の治療方針、治療基準及び治療方法は、厚生大臣の定めるところによるほか、前各号に定めるところによる。イ 歯槽膿漏症の治療、ロ 抗生物質製剤による治療」と定められている。

3 このように、療養担当規則二条二項、一二条、二一条、算定告示などの定めに従ったものでなければ、その診療報酬を請求することができないのであってこれに反してなされた診療報酬の請求は、減点査定の対象となる。

## 二 診療報酬明細書による書面審査

保険医療機関が行った療養の給付等について、診療報酬の請求をしようとするときは、診療報酬請求書に診療報酬明細書を添えて、被告に提出することとされている（療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令《以下「請求省令」という。》一条、乙第六号証）ので、審査委員会は右診療報酬明細書の記載事項から診療報酬請求の適否を審査することになる。このように、診療報酬明細書の審査を原則として書面で行うこととしている理由は、被告は、毎月一〇日までに保険医療機関から提出された大量の診療報酬明細書を審査委員会で当月二〇日までに審査し（請求省令五条、社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程《以下「審査委員会規程」という。乙第一〇号証》三条、四条）、翌月の所定の期日までに支払うという事務を毎月反復継続して処理しているが、その審査の際に、保険医療機関から診療録（カルテ）を提出させたり、診療担当者から事情を聴取したりすることとすれば、膨大な事務量である診療報酬に関する審査及び支払いという業務が直ちに停滞してしまい、円滑な医療保険制度の運営に支障が生ずることが明らかであるからである。また、保険医療機関においても審査の都度審査委員会から診療録の提出を求められたり又は事情聴取を求められるとしたならば、その労力や費用は膨大なものとならざるを得ないためである。そこで、我が国の医療保険制度の下における審査は、診療報酬明細書のみを審査するという書面審査を原則としているのである。

3 ただし、この書面審査の例外として、審査委員会は、診療報酬明細書の審査のため必要があると認めるときは、都道府県知事の承認を得て、当該診療担当者に対して出頭や説明を求めたり、診療録その他の帳簿書類の提出を求めることができることになっている（社会保険診療報酬支払基金法一四条の三第一項、一四条の六第二項）が、この規定は限定的に取り扱われることとされている。すなわち、審査委員会の権限が濫用されるときは、保険医療機関等に対して不当な干渉となることから、「審査のため必要があると認めるとき」とは、審査委員会において審査の結果、その診療報酬明細書の記載事項のみでは、当該診療内容等の認定が困難と認められ、又は記載事項のみから明らかに不正又は不当と認められる程度のものをいい、殊に診療担当者の出頭を求める場合とは、右のように事由が重大であって、他の手段によってはその目的を達し得ないものと認められる場合でなければならないこととされており（昭和二四年五月二五日付け保発第五七号厚生省保険局長通知）、また、この権限を行使する場合は、都道府県知事の承認を要するものとされている。

右の各規定が、このように当該診療担当者に対して出頭や説明を求めたり、診療録その他の提出を求めることができる場合を限定し、更に、都道府県知事の承認を得るなど手続的に極めて厳格な運用になっているのは、被告における審査が保険医療機関から提出された書面により行われるものであることを如実に示しているの



である。

4 更に付言すれば、保険医療機関から提出される診療報酬明細書には、当該保険医療機関の責務において審査に必要な事項はすべて記載されていることを前提として、毎月大量の診療報酬明細書を短期間に処理するという審査制度が、制度発足の昭和二三年以来一貫して運営されてきているのである。

### 三 審査委員会の運営

審査委員会による審査は、第一次審査と第二次審査に分かれている。

第一次審査においては、審査委員があらかじめ担当を決めて専門科別に審査し（審査委員会規程二条二項）、第二次審査においては、第一次審査の結果に基づき審査委員会で合議し最終決定を行う。この審査の決定をなす場合には、審査委員の二分の一以上の出席がなければ審査の決定をすることができない（審査委員会規程二条一項）。すなわち、審査の決定は、審査委員会による合議で決定され、各審査委員個人による決定ではないことを意味しているのである。保険医療機関が右審査に不服がある場合は、再審査の申出をすることができる（社会保険診療報酬支払基金法一三条一項、審査委員会規程二条一項、三項）。

保険医療機関が再審査の申出を行う場合は、書式や記載内容については法令で定められたものはないが、被告と日本医師会等との合意の上、平成八年四月から被告の内部規定に基づく書式で行われている。

平成八年（ワ）第一〇号

原告 外川 正

被告 社会保険診療報酬支払基金

平成九年七月一四日

右被告指定代理人

伊藤 繁

小野 新司

高橋 一史

菅原 学

小笠原 修

被告訴訟代理人

鈴木 實

盛岡地方裁判所第二民事部 御中

準備書面（五）

被告は、原告の平成九年五月八日付け準備書面による求釈明に対し、必要な範囲で次のとおり釈明する。

なお、用語例は、被告の従前の各準備書面のとおりでである。

## 一 求釈明の一について

### 1 1について

算定告示により点数が算定できる歯周治療用装置は、被告の平成八年六月二四日付け準備書面の第二の一で述べたとおりである。

したがって、再評価検査で歯肉の状態が健全であり最終的な治療としての歯冠修復あるいは欠損補綴が可能であると診断した後に装着した被覆冠については、歯周治療用装置（歯槽膿漏症に対する治療を行っている間に、残存歯の保護と咬合の回復のために行う被覆冠）として点数を算定できないのは当然である。

暫間被覆冠は、同準備書面の第二の二で述べたとおり、歯冠修復あるいは欠損補綴の一環として行う被覆冠である。

したがって、再評価検査実施の前後によって、歯周治療用装置と暫間被覆冠を区別すべきものと主張するものではない。

### 2 2について

再評価検査とは、被告の平成九年一月一七日付け準備書面の第一の二の1の（注6）で述べたとおりである。算定告示には、歯科診療報酬点数表の「第2章 特掲診療料」・「第3部 検査」・「第1節 検査料」・「（歯科一般検査）」の「D002 歯周組織検査」の「3 再評価検査」として定められている。

### 3 3について

再評価検査は、初期治療から歯周外科治療に移る段階、さらには最終的な補綴治療、またメンテナンスへと、先のステップに進む前ごとに行われる。その目的は、それぞれの段階での治療の効果がどの程度得られたかを判定することによって、治療を次の段階に進めてよいか、元に戻るか、また先に進む場合にはどの部位にどのような処置を行えばよいかを具体的に決定することにある。したがって、最初の治療計画をそのまま進めるのではなく、再評価検査の段階で得られた診査結果に基づいて、今後の具体的な治療計画が練り直され、決定されなければならない。

右に述べたことは医学常識であり、算定告知に規定されている再評価検査はこのことを前提として定められている。

## 二 求釈明の二について

### 1 1について

A子患者については、最終的な歯冠修復が可能な状態にもかかわらず、歯周治療用装置を装着したとして点数を算定することは過剰である。

### 2 2について

B子患者については、本来点数を算定できない暫間被覆冠について歯周治療用装置として点数を算定することは不適當である。

また、C子患者については、装着したいいわゆる「歯周治療用装置（被覆冠）」は治療計画書に基づかないP（・）型の治療方法であるが、P（・）型においてはそもそも歯周治療用装置について点数を算定することはできないから、これについて点数を算定することは不適當である。

平成八年（ワ）第一〇号  
原告 外川 正  
被告 社会保険診療報酬支払基金  
一九九七年七月一八日  
右原告訴訟代理人  
弁護士 山中 邦紀  
弁護士 佐々木 良博

盛岡地方裁判所民事部 御中

#### 準備書面

原告は、平成八年六月二四日付け被告準備書面に対し次のとおり認否する。

一 第一（「被告の行なう診療報酬の審査について」）について

1 第一項（「被告について」）は認める。

2 第二項（「審査委員会について」）については、「審査委員会が各委員の医学的専門知識を踏まえた上、厳正かつ公平な審査が行なわれる体制になっている」との点は不知、その余は認める。

なお、審査委員の選任基準及び選任方法が明確でなく、また本件減点査定の通知において過った減点事由の通知が行なわれていることなどからすると、審査委員会の審査委員の選任、運営、審査業務等が果たして厳正かつ公平な審査を担保し得るものであるかについては疑問がある。

3 第三項（診療報酬請求書の審査の基準について）は認める。

二 第二（「歯周治療用装置と暫間被覆冠について」）について

1 第一項1（「歯周治療用装置の意義」）については、一九九七年五月八日付原告準備書面における求釈明に対する釈明を待って、認否をすることとする。

なお、（注）1及び（注）2は正しいが、（注）3（「歯槽膿漏症」）の説明は必ずしも正しくない。歯槽膿漏症は、膿が出たり、歯がぐらぐらになることをその要件とするものではない。

また、（注）4も正しくない。歯周治療とは歯槽膿漏症の治療に限るものではなく、歯周疾患（歯周病とも言い、歯肉炎、辺縁性歯周炎〔歯槽膿漏症〕、歯周症、歯周外傷症〔咬合性外傷〕などがある）の治療を意味する。また、P（・）型の説明において歯冠修復や欠損補綴を行なう場合は、「歯肉の状態が改善されていることを検査確認する必要がある」としている点については、歯冠修復や欠損補綴の印象に適する程度にまで歯肉の状態が改善されていることを確認する必要があるという意味においては正しい。

(注) 5も正しくない。一般に「被覆冠」とは歯冠補綴物に限られ、暫間被覆冠は含まれない。

(注) 6は正しい。

2 第一項2(「歯周治療用装置に関する算定告示及びその運用上の解釈」)は認める。

3 第二項1(「暫間被覆冠の意義」)は認める。但し、これは、用語を統一するためにあえて異議を述べないというに留まる。正確には、「暫間的に支台歯形成を行なった歯に仮着材料を用いて装着する物」をいい「最終的な治療の段階で」使用される被覆冠には限られない。

なお、(注) 7は正しいが、(注) 8は用語としては正しくない。かかる意味で用いる用語としては、「支台歯形成」の用語が正しい。

4 第二項2(「暫間被覆冠に関する算定告示及びその運用上の解釈」)は認める( (注) 9乃至11の説明も正しい)。

5 第三項(「歯周治療用装置と暫間被覆冠の違いについて」)は、一九九七年五月八日付原告準備書面における求釈明に対する釈明を待って、認否することとする。

三 第三(「本件減点査定の対象となったいわゆる『歯周治療用装置(被覆冠)』について」)について

1 第一項(「A子患者に対する処置について」)について

(1) 第一段は認める。

(2) 第二段については、一九九七年五月八日付原告準備書面における求釈明に対する釈明を待って、認否することとする。

(3) 第三段は争う。

なお、(注) 12乃至14は正しい。

2 第二項(「B子患者に対する処置について」)について

(1) 第一段は認める。

(2) 第二段中、一行目から二行目「装着されている。」までは認め、その余については争う。

なお、第二段の趣旨は必ずしも明らかではない。趣旨を明確にして頂くよう求める。

(3) 第三段については、一九九七年五月八日付原告準備書面における求釈明に対する釈明を待って、認否することとする。

(4) 第四段は争う。

なお、(注) 15乃至17は正しい。

3 第三項(「C子患者に対する処置について」)については、認める。

4 第四項は争う。

四 第四(「結論」)については争う。

平成八年（ワ）第一〇号  
原告 外川 正  
被告 社会保険診療報酬支払基金  
平成九年七月二五日  
右被告指定代理人  
伊藤 繁  
小野 新司  
高橋 一史  
菅原 学  
小笠原 修  
被告訴訟代理人  
鈴木 實

盛岡地方裁判所第二民事部 御中

求釈明書

被告は、原告に対し、次のとおり釈明を求める。

一 A子患者に関する平成七年六月分の診療報酬明細書（乙第一号証）によれば、原告は、いわゆる「歯周治療用装置（被覆冠）」を装着した上顎の前歯三本についてその後歯冠修復を行っているが、歯冠修復を行うに先立ち、歯肉の状態を検査したのか、検査したとすればいつ、どのような方法で行ったのか、その検査の結果どのような判断をしたのかを具体的に明らかにされたい。

二 B子患者に関する同年七月分の診療報酬明細書（乙第二号証）によれば、原告は、上顎の右側に欠損補綴（新しいブリッジの装着）をしているが、それを行うに先立ち、歯肉の状態を検査したのか、検査したとすればいつ、どのような方法で行ったのか、その検査の結果どのような判断をしたのかを具体的に明らかにされたい。

平成八年（ワ）第一〇号  
原告 外川 正  
被告 社会保険診療報酬基金  
一九九七年八月六日  
右原告訴訟代理人  
弁護士 山中 邦 紀  
弁護士 佐々木 良 博

盛岡地方裁判所民事部 御中

## 求釈明書

1 被告は、準備書面において、「再評価検査」という用語を繰り返し使用しているが、それぞれについてその意味を明らかにして頂きたい。

すなわち、算定告示「D002歯周組織検査3再評価検査」が規定する再評価検査を意味するものとして使用しているのか、それに限らず治療計画の立案や修正のために行われる「再評価（再診査）」のための検査を意味するものとして使用しているのか、について明らかにして頂きたい。

2 歯周治療用装置として保険点数が算定されるための具体的な要件について、被告の見解を明らかにして頂きたい。なお、原告は、1997年5月8日付準備書面において、右具体的要件の主張を行っているところであり、被告において原告の主張する要件を認めるのか否か、認めない場合は被告の主張する要件を具体的に明らかにされたい。

3 被告は、A子患者についてはBク（過剰と認められる処置）、B子患者及びC子患者についてはDク（不適當と認められる処置）を本件減点査定の理由としている。

しかし、本件訴訟における被告の主張を見ると、原告の行った被覆冠がそもそも歯周治療用装置とは認められないことをもって減点査定の理由としているように思われる。そうであるとすると、減点査定の理由は、いずれもAク（適応と認められない処置）となるのではないかと思われる。

そこで次の点について釈明を求める。

1) 「過剰と認められるもの」、「不適當と認められるもの」、「適応と認められないもの」とは、それぞれいかなる場合を言うのかを明らかにされたい。

2) 被告は、本件減点査定の理由を、A子患者についてはBク（過剰と認められる処置）、B子患者及びC子患者についてはDク（不適當と認められる処置）と主張するのか、いずれについてもAク（適応と認められない処置）と主張するのかについて明らかにされたい。

3) 又、前者の主張である場合は、「過剰」、「不適當」とする理由を具体的に明らかにされたい。後者の主張である場合は、本件訴訟に至って減点査定の理由を変更する理由を明らかにされたい。

平成八年（ワ）第一〇号

原告 外川 正

被告 社会保険診療報酬基金

一九九七年九月一日

右原告訴訟代理人

弁護士 山中 邦 紀

弁護士 佐々木 良 博

盛岡地方裁判所民事部 御中

準備書面

第一 平成九年一月一七日付け被告準備書面（三）第一について

一 第一項「歯槽膿漏症の概要について」関係

1 第一段 認める。

2 第二段 必ずしも正しくない。歯槽膿漏症は、膿が出たり、歯がぐらぐらになることを、その要件とするものではない。

なお、分類の・、・、・、・は認める。

二 第二項「歯槽膿漏症の治療方法について」関係

1 第一 二段 認める。

（注）1は認める。

2 1「治療計画書に基づく治療方法（P（・）型）」について

第一段 「学問的歯周治療体系の確立を大幅に取り入れた」というのは必ずしも適切ではない。

第二段 認める。

第三段 ア イは認める。

ウについては被告の再釈明を待って認否する。

エは認める。

（注）2乃至5は認める。

（注）6については被告の再釈明を待って認否する。

（注）7は認める。

3 2「治療計画書に基づかない治療方法（P（・）型）」について

（注）8 9を含め認める。

第二 平成九年七月二五日付け被告求釈明書に対する釈明

一 A子患者に関して

1 歯肉の状態の検査

患者の治療に全責任を負う歯科医師として、治療の全経過を通じて、常に歯肉の状態を観察し、必要な処置を行い、検査をしている。本患者についても、同じである。

2 検査の日

歯周治療用装置を装着した後、最終補綴物の製作に着手することを是とする判断を下す為の検査を行ったのは、平成七年六月一三日である。

3 右検査に至る経過 検査の方法 検査の結果（判断）

（一） 当該三歯の歯肉は、これまでの治療により順次改善しつつあった。四月

二五日および同二七日に古い冠を除去したところ、冠に隠されていた虫歯部分に接する一部歯肉に炎症が認められた。そのため、その部分の歯肉は発赤し軽度の刺激で血がにじみ出てくる状態にあった。当該三歯は感染根管（注1）の状態にあったため、感染根管治療を開始した。その後、来院の度に行われた歯周ポケット（注2）の清掃により歯肉は徐々に改善しつつあったが、虫歯部分に接している歯肉は完全に改善するという事はなかった。同六月六日、感染根管治療が完了した。直ちに虫歯部分を削除し、メタルコアの印象採得を行った。最終補綴を行うには、更に歯肉の状態の改善が必要であったので、歯周治療用装置を装着した。その目的は、これにより歯ブラシ効果及びマッサージ効果を高めて歯肉の状態を改善することの外、咬合の回復、歯根膜の廃用性萎縮の防止、残存歯の保護である。

（二） これにより、当該の歯は本来の形態を回復し、ハブラシが歯周ポケットの底部にまで到達するようになった。同日、患者に対してハブラシ指導、特に「一歯磨き」という歯周ポケットの清掃に適したハブラシの指導を行った。患者はこの指導内容を遵守し、同部歯周ポケットは清潔に保たれ、同部歯肉は更に改善した。

（三） 同六月一三日、当該三歯に対して再評価（注3）を行った。具体的内容は、プラーク（注4）の付着状態（歯周探針（注5）で歯面を擦過してプラークの付着を判定）、歯肉の炎症症状の改善度（視診により確認）、根面の平滑の程度（歯周探針により根面を擦過して根面の凹凸の有無を確認）、歯周ポケットの内面の歯肉を歯周探針で軽く擦過して歯肉の出血状態の確認などの検査である。この日行われた右再評価は、保険規則で定められている再評価検査を含み、さらにその他の検査も行っている。ただし、同規則での再評価検査算定には三分の一顎単位とする要件があるため、これにみえない三歯に限定して行われたこの日の再評価は保険点数の請求を行っていない。

（四） 当該三歯に対する再評価の結果は、プラークの付着はなく、歯肉の発赤は消滅し、根面は平滑であった。さらに、歯周ポケットの内面の歯肉を歯周探針で軽く擦過し、歯周治療用装置を装着する以前の歯肉の出血し易い状態が改善したことを確認した。これらのことから、当該の歯肉は歯冠修復物の印象採得に悪影響を与えるような状態ではなく直ちに印象採得が可能な状態にあると判断した。

注1 感染根管（infected root canal）

口腔内細菌により歯髄が感染を受けて破壊をきたし、悪臭を有する腐敗髄のある根管をいう。（新常用歯科辞典）

注2 歯周ポケット（periradicular pocket）

歯肉と歯牙との間隙のことであり、盲嚢ともいわれる。（新常用歯科辞典）

注3 再評価（reevaluation）

初期治療後のプラークコントロールの再診査、歯周ポケットの変化、歯肉、口腔軟組織の形態などの再診査を歯周治療のステップごとに行い、つぎの治療ステップに進むかどうかを判断することをいう。（歯周病学事典）初期治療後の再評価は、プラークの付着状態、歯肉の炎症症状の改善度、歯周ポケットの改善、根面の平滑の程度、アタッチメントレベルの変化、歯槽骨吸収状態、歯の動揺度の改善、付着



歯肉の幅の変化、咬合性外傷の改善、習癖の改善などを診査する。（「今日の歯周病治療」日本歯科医師会雑誌 Vol.47 No.11 1995）

注4 プラーク (dental plaque)

歯頸部付近によくみられる白色に近い有機性の沈着物で、ほぼ20%のムコイドと80%の細菌から構成されている。（新常用歯科辞典）

注5 歯周探針 (periodontal probe)

ポケットの深さ、形態の測定、歯肉の炎症の程度の診査、歯肉縁上縁下歯垢の診査、歯肉縁下歯石の探知、根面の形態の把握をする際に使用される探針である。（歯周病学事典）

二 B子患者について

1 歯肉の状態の検査

患者の治療に全責任を負う歯科医師として、治療の全経過を通じて、常に歯肉の状態を観察し、必要な処置を行い、検査をしている。本患者についても、同じである。

2 検査の日

歯周治療用装置を装着した後、最終補綴物の製作に着手することを是とする判断を下す為の検査を行ったのは、平成七年七月一九日である。

3 右検査に至る経過 検査の方法 検査の結果（判断）

(一) 同七月四日、右上四番乃至六番の歯の古いブリッジを除去した。古いブリッジに隠されていた一部歯肉は発赤し軽度の刺激で血がにじみ出てくる状態にあった。古いブリッジの除去により、古いブリッジに隠され清掃が困難であった部分にハブラシが到達するようになった。右上六番の歯に対して、虫歯の処置を施した後、歯周治療用装置を装着した。同七月一二日、右上四番の歯に対して、感染根管の処置を施した後、同歯および右上五番欠損部に歯周治療用装置を装着した。

(二) 上記二度の処置と歯周治療用装置の装着により、A子患者の場合と同様、歯周ポケット底部にハブラシが到達するようになった。患者に対しては、ハブラシ指導、特にハブラシが歯周ポケットに到達していることを確認しながら磨くハブラシの方法を指導した。患者はこの指導内容を遵守し、同部歯周ポケットは清潔に保たれ、同部歯肉は更に改善した。

(三) 同七月一九日、当該二歯および欠損部歯肉に対して再評価を行った。具体的内容は、プラークの付着状態（歯周探針で歯面を擦過してプラークの付着を判定）、歯肉の炎症症状の改善度（視診により確認）、根面の平滑の程度（歯周探針により根面を擦過して根面の凹凸の有無を確認）、歯周ポケットの内面の歯肉を歯周探針で軽く擦過して歯肉の出血状態の確認などの検査である。この日行われた右再評価は、保険規則で定められている再評価検査を含み、さらにその他の検査も行っている。ただし、同規則での再評価検査算定には三分の一顎単位とする要件があるため、これにみえない三歯に限定して行われたこの日の再評価は、保険点数の請求を行っていない。

(四) 当該二歯に対する再評価の結果は、プラークの付着はなく、歯肉の発赤

は消滅し、根面は平滑であった。さらに、歯周ポケットの内面の歯肉を歯周探針で軽く擦過し、歯周治療用装置を装着する以前の歯肉の出血し易い状態が改善したことを確認した。これらのことから、当該の歯肉は歯冠修復物の印象採得に悪影響を与えるような状態ではなく直ちに印象採得が可能な状態にあると判断した。

平成八年（ワ）第一〇号

原告 外川 正

被告 社会保険診療報酬支払基金

平成九年九月一二日

右被告指定代理人

伊藤 繁 小野新司 高橋一史 菅原 学 小笠原 修

右被告訴訟代理人

鈴木 實

盛岡地方裁判所第二民事部 御中

準備書面（六）

#### 第一 求釈明について

被告は、原告の平成九年八月六日付け求釈明書に対し、必要な範囲で次のとおり釈明する。

なお、用語例は、被告の従前の各準備書面のとおりでである。

##### 一 再評価検査の意味について

1 算定告示に規定されている再評価検査が医学常識を前提として定められていることは、被告の平成九年七月一四日付け準備書面で述べたとおりである。

さらに言えば、医学上、再評価検査の重要な診査内容は、プラーク指数、ポケット（盲嚢）の深さ、歯肉出血の有無や歯肉の炎症の程度、歯の動揺、根面の平滑の程度、アタッチメントレベル（歯肉が歯に付着している最も歯冠側の位置すなわち歯周ポケットの底部の位置を示すもの）の変化、付着歯肉（歯面あるいは歯槽骨へしっかりと付着して可動性のない歯肉）の幅の変化などである（乙第一五号証及び乙第一六号証）。

2 そして、右に述べた再評価検査の診査内容の中から、基本的で重要な項目を平成六年三月一六日付け保険発二五号通知（以下「保険発二五号通知」という。）で特に「再評価検査は、3分の1顎単位の残存歯全部の3点法以上のポケット測定検査及び根面の平滑度検査並びに「2の注」に規定する治療計画書へ臨床所見、症状の経過、評価及び治療方針の変更等の記載を行った場合に算定する。」（乙第二号証の一九一頁の（18））と保険ルール上その算定要件を規定しているものである。

3 被告の準備書面における再評価検査の主張は、算定告示及び保険発二五号通知に規定されている再評価検査を前提としているものである。

なお、再評価とは「歯周治療の流れの中での各ステップ、すなわちイニシャルブレパレーション（基本治療、初期治療）、歯周外科手術および補綴治療の各々が終了時、次のステップに入る前に、その行った治療結果を総合的に見直し、治療効果を判定して治療計画を修正する」ことをいう（乙第一六号証）。

二 歯周治療用装置として保険点数が算定されるための要件について

1 原告は、保険発二五号通知によれば、歯周治療用装置として保険点数が算定される被覆冠に該当する要件は、・治療計画書に基づくこと、・最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間に行われること、即ち、最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴の一環として行われるものでないこと、・残存歯の保護と咬合の回復のために行われることであるとしている。

そして、原告は、本件のA子患者及びB子患者に対して行った被覆冠は、この三つの要件を満たしており、点数が算定できると主張する。

被告も平成八年六月二四日付け準備書面（以下「被告準備書面（二）」という。）の第二の一で述べたとおり、これら三つの要件（原告が・の「即ち」以下のところで指摘している「最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴の一環として行われるものでないこと」を含む）は点数が算定できるように必要な要件であると認めるものである。

2 この観点から、本件のA子患者に対する被覆冠の装着をみると、前装冠の装着を目的とした最終段階の治療の一環（すなわち、最終的な治療としての歯冠修復の一環）として行ったものであるから、歯周治療用装置ではなく暫間被覆冠に当たり、その費用は、歯冠修復の所定点数に含まれることになる（被告準備書面（二）の第三の一参照）。

また、同様にB子患者に対する被覆冠の装着も、最終的な治療としての欠損補綴の一環として行ったものであるから、歯周治療用装置ではなく暫間被覆冠に当たり、その費用は、欠損補綴の所定点数に含まれることになる（被告準備書面（二）の第三の二参照）。

三 減点査定の理由について

1 1について

原告は、「過剰と認められるもの」、「不適當と認められるもの」、「適用と認められないもの」とは、それぞれいかなる場合をいうのかを明らかにするよう釈明を求めている（なお、増減点連絡書の減点事由を正確に記せば、「過剰と認められるもの」、「前各号の外不適當（疑義解釈通知等に照らして不適當なものを含む。）又は不必要と認められるもの」、「適応と認められないもの」である。）。

そこで、歯科における一般的な増減点連絡書の減点事由を例示すれば次のとおりである。

（一） 適応と認められないもの（A）

傷病名から判断して、当該医療が適切と考えられないものをいう。

(二) 過剰と認められるもの (B)

診療内容、症状、経過から判断して、当該医療行為が不必要に多いと考えられるものをいう。

(三) 重複と認められるもの (C)

診療内容上、重複して使用され、医療としてはその必要性がないか、又は極めて稀薄と考えられるものをいう。

(四) 前各号の外不相当 (疑義解釈通知等に照らして不相当なものを含む。) 又は不必要と認められるもの (D)

保険医療として、不相当又は不必要と解されるものをいう。

## 2 2及び3について

被告が本件患者 (A子患者及びB子患者) の減点事由を増減点連絡書 (乙第四号証、乙第五号証) でBあるいはDと連絡したことについては、平成九年七月一四日付け準備書面で述べたところであるが、次のとおり、被告はその後減点査定の理由を原告に十分に説明しているし、また、被告が本訴に至って減点査定の理由を変更したわけでもない。

(一) 原告は、本件のA子患者及びB子患者の増減点連絡書 (乙第四号証、乙第五号証) の減点事由BあるいはDが納得できず、「再審査の申出について」 (甲第一号証の一、甲第二号証の一) により、再審査を申し出てきた。

(二) A子患者の再審査の申出理由 (甲第一号証の二) には、次のように、原告の被告に対する電話による問い合わせの内容とそれに対する会田指導医療官の説明の内容が記載されている。

『当方の問い合わせ』

「増減点通知書の理由の欄に記載されている事項は「Bケ、ヒフク冠50X3」「Bケ、ヒフク冠50X4」です。この記述内容からは当該の減点理由をくみ取ることができません。当該の記入事項は理由ではないと貴基金事務職員が認めております。減点理由を記入して下さい。当該の歯周治療用装置 (被覆冠) は、補綴行為の着手時点以前に装着されたもので、診療報酬の規則に従って正しく製作され合着しております。」

『当方の問い合わせに対する会田指導医療官の説明』

「この歯周治療用装置 (被覆冠) はメタルコアー形成時点で合着している。メタルコアーのためのプレパレーションは補綴着手時点以降の医療行為に含まれるので、当該の歯周治療用装置 (被覆冠) の点数は補綴行為の点数に含まれる。」

(三) 同様に、B子患者の再審査の申出理由 (甲第二号証の二) にも、次のように、原告の被告に対する電話による問い合わせの内容とそれに対する会田指導医療官の説明の内容が記載されている。

『当方の問い合わせ』

「増減点通知書の理由の欄に記載されている事項は「Dケ、ヒフク冠50X1」「Dケ、ヒフク冠50X3」 (前月における同様の減点に対する理由は「Bケ、ヒフク冠50X3」「Bケ、ヒフク冠50X4」でした) です。この記述内容からは当該の減点理由をくみ

取ることができません。当該の記入事項は理由ではないと貴基金事務職員が認めております。減点理由を記入して下さい。当該の歯周治療用装置（被覆冠）は、補綴行為の着手時点以前に装着されたもので、診療報酬の規則に従って正しく製作され合着しております。」

『当方の問い合わせに対する会田指導医療官の説明』

「この歯周治療用装置（被覆冠）はメタルコア形成時点で合着している。メタルコアのためのプレパレーションは、補綴着手時点以降の医療行為に含まれるので、当該の歯周治療用装置（被覆冠）の点数は補綴行為の点数に含まれる。」

（四） つまり、右に述べたように、A子患者及びB子患者の再審査の申出理由に記載された内容から、原告は、減点査定された理由を増減点連絡書でBあるいはDと異なった記号をもって連絡されたが、その後電話照会によって十分に説明を受けているのである。

（五） そして、再審査の結果は、被告から「再審査の結果について（通知）」（甲第四号証）で「原審どおり」として通知された。その理由は、「歯冠修復の製作に係る一連の診療行為における暫間被覆冠は所定点数に含まれます。（平6・3・16保険発25）」と電話照会の説明内容と同様の理由が記載されているのである。

（六） したがって、被告は、減点査定の理由について、原告の電話照会に対する回答の段階から、一貫して保険発二五号通知に基づく「歯冠修復及び欠損補綴物の製作に係る一連の診療行為における暫間被覆冠、歯肉圧排、歯肉整形、歯肉息肉除去、特定薬剤等の費用は、それぞれの所定点数に含まれる。」（乙第一号証の二二二頁の〔歯冠修復及び欠損補綴〕の〈通則〉の9）を根拠としており、平成八年六月二四日付け準備書面においても、当該患者の減点査定の理由を「最終段階の治療の一環（最終的な治療としての歯冠修復あるいは欠損補綴の一環）として被覆冠を装着したのであるから、それは歯周治療用装置ではなく暫間被覆冠に当たり、その費用は、歯冠修復あるいは欠損補綴の所定点数に含まれることになる」と主張してきたものである。

## 第二 本件の争点について

一 原告は、平成九年五月八日付け準備書面の第一において、「本件においては、原告の歯周治療用装置に係る診療報酬請求に対して、被告が行った減点査定の適否が争点とされている」と主張している。

二 しかしながら、健康保険における診療等を行うについて、保険医療機関等は、保険医等をして療養担当規則（乙第八号証）に従って診療等に当たらせる義務を負い、保険医等も療養担当規則に従って診療等に当たる義務を負っていること、保険医療機関等が健康保険の保険者に請求できる診療報酬の額は、算定告示（乙第九号証）によって定められた療養に要する費用の額より一部負担金に相当する額を控除した額であること、右は国家公務員等共済組合法の適用を受ける場合においても同様であることは、被告準備書面（二）の第一の三で詳細に述べたとおりである。

そして、保険医療機関等の診療報酬請求権は、委任事務報酬請求権の性質を有するものであり、委任事務報酬請求権は、受任者が委任の本旨に従って事務を処理し

たときに契約あるいは法令によって定められた範囲において発生するものであるから、保険医療機関等は、療養担当規則に従った療養の給付を行った場合に、算定告示によって定められた療養に要する額から一部負担金に相当する額を控除した額の診療報酬請求権が発生するのである。

したがって、診療報酬を請求する保険医療機関等は、現実に個々の療養の給付をしたことだけでなく、右給付が療養担当規則や算定告示に則った妥当適切なものであることについて主張立証責任を負担すると解すべきである（なお、大阪地裁昭和五六年一二月二三日判決・判例時報九九八号一一頁、神戸地裁昭和五六年六月三〇日判決・判例時報一〇一一号二〇頁、大阪高裁昭和五八年五月二七日判決・判例時報一〇八四号二五頁参照）。

三 したがって、原告は、右に述べた診療報酬請求権の発生原因事実を積極的に主張立証すべきであり、本件においてはまさにその存否が争点になっているのであって、被告が減点査定したことの適否が争点となっているわけではない。

平成八年（ワ）第一〇号  
原告 外川 正  
被告 社会保険診療報酬基金  
一九九七年十一月二五日  
右原告訴訟代理人  
弁護士 山中 邦 紀  
弁護士 佐々木 良 博

盛岡地方裁判所民事部 御中

## 準 備 書 面

第一 一九九七年七月一八日付け原告準備書面において、再釈明を求め認否を留保した部分について次のとおり認否する。

一 一九九六年六月二四日付け被告準備書面（二）について

1 第二 歯周治療用装置と暫間被覆冠について

第一項 歯周治療用装置について

1 歯周治療用装置の意義

第一段 おおむね認める。ただし、歯周治療用装置を用いるのは歯槽膿漏症に罹患している患者に限らない。歯槽膿漏症に罹患している患者を含み、歯周疾患を有する患者に用いるものである。

第二段 「再評価」については、一九九七年九月一日付け原告準備書面 第二 一 （四） 注3を参照のこと。「再評価検査」とは、「再評価」

のうち療養担当規則の定める要件を満たした場合に保険点数の算定が認められるものであり、あくまでも保険点数算定上の概念である。およそ、歯周治療とは「再評価」に基づいて病状を把握し、治療方針を立てながら進めていくものであり、歯周治療計画の見直しは、「再評価」に基づいて行うものであって、「再評価検査」に基づいて行うものではない。従って、この文節の「再評価検査」は「再評価」でなければならない。なお、文中の用語「被覆冠」「床義歯」の使用に誤りがある。「被覆冠」については、平成九年七月一八日付け原告準備書面 二 1 一三行目を参照のこと。同様に、「床義歯」には暫間義歯が含まれない。

## 2 同

### 第三項 歯周治療用装置と暫間被覆冠の違いについて

第一段 認める。

第二段 歯周治療計画の見直しは、「再評価検査」に基づいて行うものではなく、「再評価」に基づいて行うものであることは、前記のとおり。従って、ここでの「再評価検査」は「再評価」が正しい。

なお、この文節は、冒頭「すなわち、……」から、四行目「……になるが、」までは別として、晦渋で理解しがたい。次のように読むことを前提に、「再評価検査」および「歯冠形成」の他は認める。「再評価検査」については、前記のとおり。「歯冠形成」については、平成七年七月一八日付け原告準備書面 二 3 五行目を参照のこと。

「歯周治療用装置と暫間被覆冠は構造的に同じものである。歯周治療用装置は歯槽膿漏症の治療を目的として使用されるのに対して、暫間被覆冠は鑄造冠などの支台歯形成を行った後に象牙質の露出による歯の疼痛や細菌感染などを防ぐため、また、咬合及び歯列の変化を防ぐために装着される。」

二 第三 本件減点査定の対象となったいわゆる「歯周治療用装置（被覆冠）」について

#### 第一項 A子患者に対する処置について

第二段 認める。なお、「再評価」を行っていることについては一九九七年九月一日付け準備書面において述べているとおりである。

#### 第二項 B子患者に対する処置について

第三段 認める。なお、「再評価」を行っていることについては一九九七年九月一日付け準備書面において述べているとおりである。

第二 一九九七年九月一日付け原告準備書面において、再釈明を求め認否を留保した部分について次のとおり認否する。

### 一 一九九七年一月一七日付け被告準備書面（三）

#### 第一 歯槽膿漏症について

#### 第二項 歯槽膿漏症の治療方法について

##### 1 治療計画書に基づく治療方法（P（・）型）

## ウについて

歯周治療計画の見直しは、「再評価検査」に基づいて行われるものではなく、「再評価」に基づいて行われるものである。従って、この文節の「再評価検査」は「再評価」が正しい。なお、「再評価」は「一か月経過して」等一定期間の経過とは関わり無く行われるものである。

### 二 同

#### (注) 6について

歯周治療の各段階における評価は、「再評価検査」に基づいて行われるものではなく、「再評価」に基づいて行われるものである。従って、この説明は誤りである。「再評価検査」は、先に述べたとおり保険点数算定上の概念にすぎない。

第三 平成九年一月一七日付け被告準備書面（三）の第二「原告の平成八年一〇月一日付け原告の準備書面に対する反論」について次のとおり認否する。

#### 一 第一項 面接懇談拒否の主張について

1 1 認める。

2 2 (一)乃至(三) 認める。

(四) 不知。

(五) 認める。ただし、原告は、前例を根拠にして、歯科医師会関係者の立ち会いを求めたのに対し、被告は理由を明示することなくこれを拒否したものであるから、原告が納得しなかったのは当然である。

(六) 第一 二段 認める。

第三段 「そこで、……繰り返したため、」は認め、その余は不知。

(七) 「原告が自ら面接懇談を断った」との点は否認し、その余は認める。原告が支払基金において正式な面接懇談を求めたにもかかわらず、被告はこれを回避し非公式の懇談を求めたので、原告は応じられなかったものである。

3 3 争う。

#### 二 第二項 本件各患者に対する処置について

1 1 A子患者に対する処置について

(一) 第一段 認める。

第二段 前段は認め後段は争う。A子患者が平成七年六月中通院したのは、二・五・六・一・二・一三・二三日の六日間である。

(二) 第一段 認める。

第二段 不知。ただし、「本件とは事情が異なる」との点については争う。

(三) 第一段 認める。

第二段 前半の「一般的に歯槽膿漏症は慢性的な疾患である」および「歯槽膿漏の処置、歯肉のマッサージ、歯周治療用装置の装着を行うことに



より一週間程度で歯肉の状態が一時的に改善されることもある」旨の被告の主張は認め、その余は争う。

すなわち、被告は「根本的に改善しているかどうかの判断は、一、二か月をおいて検査するのが通常の方法であり」旨主張するが、根本的に改善しているかどうかを判断する時期は症例によって異なるものであり、一、二か月をおいて検査するのは歯周病学的にみて必ずしも通常の方法ではない。

被告の引用する「保険発二五号」の規定は、「再評価検査」に関わる点数算定上のルールにとどまる。

第三段 争う。歯周治療の初期の段階において治療対象のすべての古い冠が除去され、冠を除去した歯牙に対して歯周治療用装置（歯科医学専門用語としては暫間被覆冠が正しい）を装着して治療が進められる場合がある。このような治療方法は、噛み合わせに問題がありその噛み合わせを変える必要がある場合に適している。また、この治療方法には、歯槽膿漏症の治療を比較的短期間に完了させることができるという利点がある。その反面、上下顎の噛み合わせの関係が一時的に失われることがあるため、患者固有の噛み合わせの再現が変化しやすいという欠点がある。そのため、この治療方法がすべての患者に採用されるということはない。噛み合わせに問題がない患者においては、患者固有の噛み合わせをできるだけ変化させないようにするため、個々の歯の処置を進めながら歯周治療を行う場合も少なくない。このような治療方法が採用された場合、治療の進行した過程で歯周治療用装置が装着されることがある。

以上述べたように、歯周治療用装置の装着は、歯槽膿漏症の治療の早期に装着することもあるものの、症例によりあるいは治療上の必要性に応じて、治療の進行した過程で行われる場合もある。

当該の患者の治療は、左奥歯・右奥歯・前歯の順で、齲蝕やその他の処置を進めながら、歯周状態の改善しつつある時点で最終補綴処置の前に歯周治療用装置を装着した。

以上のことから、この被告の主張は、歯科医療の実情を無視したものであり、誤りである。

第四段 争う。

第五段 「P（・）型の……制限が多い。」は認め、その余は争う。歯周治療計画の見直しは、「再評価検査」に基づいて行われるものではなく、「再評価」に基づいて行われるものである。従って、この文節の「再評価検査」は「再評価」が正しい。また、最終的な歯冠修復を行う前に「再評価」は行うものの、必ずしも「再評価検査」が必要とされるものではない。

2 2 B子患者に対する処置について

第一 二段 認める。

第三段 この文節は晦渋で、容易に理解できないが、被告の主張の趣旨は「適応検査・精密検査・再評価検査を実施した後、古い冠を除去して新たに歯周疾患が発見されることはない」ということと考えられるので、その前提に立って認

否をする。

一般論として、特定の検査の実施イコール全ての疾患の発見と断定することは医学上正しくない。

歯肉の検査により、総合的に臨床症状を把握していても、既存の冠の辺縁部による刺激や冠内部の齶蝕さらに不良な根管処置に伴う根尖病巣に起因する歯肉の障害を判定することは困難である。冠の除去やその後の経過観察により、新たな診査が可能となり、新たに歯肉の診断がなされる。その結果、新たな診断の基で治療が必要になる。したがって、歯肉の検査により総合的に臨床症状を把握したからといって、その後の歯肉の病変の発現を否定する被告の考えは、歯科医学的に正しくない。

以上のことから、この箇所の被告の主張は誤りである。

第四段 争う。歯周治療計画の見直しは、「再評価検査」に基づいて行われるものではなく、「再評価」に基づいて行われるものである。従って、「再評価検査」は「再評価」が正しい。また、原告が「再評価」を実施していることについては、すでに主張しているとおりである。

第五段 認める。ただし、被告は「診療内容不備」として返戻して来たが、問い合わせても、具体的にその指摘はなかった。具体的指摘がないのに対し、反論できないのは当然で、再提出は、「診療内容不備」がないことを主張してなされたものである。本訴において、はじめて被告が減点査定理由として挙げたところを見ても、保険点数算定上の見解を述べているのであって、患者の症状に対する不備な診療を指摘したものではない。

第六段 争う。

### 3 3 C子患者に対する処置について

認める。ただし、本件訴訟に至るまで、このような被告の説明は無かった。

平成八年（ワ）第一〇号

原告 外川 正

被告 社会保険診療報酬支払基金

平成九年十一月二七日

右被告指定代理人

伊藤 繁 小野新司 高橋一史 菅原 学 小笠原 修

右被告訴訟代理人

鈴木 實

盛岡地方裁判所第二民事部 御中

準備書面（七）

被告は、これまでの原告の主張を踏まえ、歯周治療用装置、暫間被覆冠及び本件各患者に対する処置に係る主張を補充・敷衍して次のとおり主張する。

## 第一 歯周治療用装置及び暫間被覆冠について

### 一 歯周治療用装置について

1 歯周治療用装置の意義については、被告の平成八年六月二四日付け準備書面（二）（以下「被告準備書面（二）」という。）の第二の一の1において述べたとおりである。すなわち、歯冠修復あるいは欠損補綴を必要とする歯を有し、しかも歯槽膿漏症に罹患している患者に歯周治療を行う際、最終的な治療として歯冠修復あるいは欠損補綴を行なうまでの間に残存歯の保護と咬合の回復のために行う被覆冠又は床義歯が歯周治療用装置である。

2 ところで、歯周治療において、歯周治療の効果を高めるために、発炎症因子となっている不適合な冠等を除去した後、残存歯の保護と咬合の回復のために行う暫間補綴物（歯周治療用装置）は、大きな意義をもっている。（乙第一五号証の「歯周治療学」の二二四頁の「L・暫間補綴物の作成・装着」の項参照）。

したがって、治療計画書に基づいて歯周治療をする場合、暫間補綴物（歯周治療用装置）は、歯周治療の早期の段階において作製、装着する必要がある。このことは、乙第一五号証の「歯周治療学」の「暫間補綴物の作製・装着」の項目が、「第14章・歯周疾患の治療計画」の「3・初期治療の各段階」の項目の中の一つに掲げられていることや、日本歯科医師会作成の「歯周治療のルート・（1）治療計画書に基づく場合」（乙第一八号証）や東京都歯科医師会作成の「歯槽膿漏症の歯周検査、指導料、初期治療等の関連（・）・治療計画書による場合」（乙第一九号証）の記載からも明らかである。

このような、医学常識を前提にして、歯周治療用装置の点数算定の要件が算定告示（乙第九号証の四六七頁の「・018 歯周治療用装置」）及び保険発二五号通知（乙第一一號証の二〇六頁の4の（1））に定められており、算定告示及び保険発二五号通知は、長期の治療期間が予測される患者に対して歯周治療を行う際、治療計画書に基づき、歯周治療の早期の段階で、積極的に歯周疾患の改善を図り、残存歯の保護と咬合の回復を図る目的のために被覆冠又は床義歯を装着した場合にその点数を算定できるとしているのである。

3 ところで、原告は、平成九年五月八日付け準備書面の第一の二において、保険発二五号通知によって歯周治療用装置として保険点数が算定される被覆冠に該当する要件を、・治療計画書に基づくこと、・最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間に行われること、即ち、最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴の一環として行われるものでないこと、・残存歯の保護と咬合の回復のために行われることであり、本件各患者に対する処置はいずれも右要件を満たしている旨主張する。

しかしながら、前記のとおり、治療計画書に基づいて歯周治療をする場合、歯周

治療用装置は歯周治療の早期の段階で装着されるものであり、乙第一八号証及び第一九号証からも明らかなように、歯周治療用装置の装着後も歯周初期治療（歯石除去、歯周ポケット搔爬）、歯周外科治療等が行われるのが医学常識である。ところが、原告の場合は最終補綴物の製作に着手する一週間前に被覆冠を装着し、しかも、その後歯周初期治療や歯周外科治療等を行っていないのであるから、治療計画書に基づいて歯周治療用装置を装着したものであるということができないことは明らかであり、歯周治療用装置として点数を算定することができないことは当然である。

## 二 暫間被覆冠について

1 暫間被覆冠の意義については、被告準備書面（二）の第二の二の1において述べたとおりである。すなわち、暫間被覆冠は、最終的な治療としての歯冠修復あるいは欠損補綴の一環として行うものであり、鑄造冠などの歯冠形成を行った場合、象牙質の露出による歯の疼痛や細菌感染などを防ぐため、また、咬合及び歯列の変化を防ぐために、暫間的にその歯冠形成を行った歯に仮着材料を用いて装着する物をいう。

2 ところで、算定告示の「第2章 特掲診療料」の「第12部 歯冠修復及び欠損補綴」の「通則」の1は「歯冠修復及び欠損補綴の費用は、特に規定する場合を除き、第1節の各区分の所定点数及び第2節に掲げる特定保険医療材料の所定点数を合算した点数により算定する。」と規定しており（乙第九号証の四七八頁）、歯冠修復及び欠損補綴の費用に含まれるものであっても、点数が規定されてあるもの以外は独立して点数を算定することができない（なお、保険発二五号通知は「歯冠修復及び欠損補綴物の製作に係る一連の診療行為における暫間被覆冠、歯肉圧排、歯肉整形、歯肉息肉除去、特定薬剤等の費用は、それぞれの所定点数に含まれる。」と規定している（乙第一一号証の二二二頁の（歯冠修復及び欠損補綴）の〈通則〉の9）が、右規定は、算定告示を受けて当然のことを定めているにすぎない。）。

したがって、算定告示において歯冠修復あるいは欠損補綴の一環として行う暫間被覆冠について点数を算定する旨の規定がない以上、暫間被覆冠について点数を算定することができないのは当然である。

3 なお、原告は、平成九年五月八日付け準備書面の第二の一の1において、「被告は、歯周治療用装置とは歯肉の状態が改善したことを確認する『再評価検査』以前に行われた被覆冠を言い、『暫間被覆冠』とは『再評価検査』以降に行われた被覆冠を主張するものであるのか否か、即ち、被告は『再評価検査』実施の前後によって、『歯周治療用装置』と『暫間被覆冠』とを区別すべきものと主張するものであるか否か」と求釈明した。

この求釈明に対して、被告は平成九年七月一四日付け準備書面（五）の一の1において、「再評価検査実施の前後によって、歯周治療用装置と暫間被覆冠を区別すべきものと主張するものではない」と釈明したが、さらに次のように補足する。

4 歯周治療において、歯冠修復あるいは欠損補綴物の製作に係る一連の診療行為は、再評価検査で歯肉の状態が健全であることを確認した後に着手するのが原則であるが、実際には、再評価検査で歯肉の状態が健全であることを確認する以前

から歯冠修復あるいは欠損補綴物の製作に係る一連の診療行為に着手する場合がある（原告の主張を前提にすれば、本件も後者に当たることになる。）から、再評価検査実施の前後によって歯周治療用装置と暫間被覆冠とを区別すべきものではない。

例えば、歯肉の状態が健全であることを確認する前であってもメタルコア（注1）を製作するための印象採得（注2）を行う場合がある（原告の主張はこれに当たる。）が、メタルコアを製作するまでの間に被覆冠を装着する場合は、歯冠修復あるいは欠損補綴物の製作に係る一連の診療行為に該当し、メタルコアの所定点数に含まれるものである。

すなわち、メタルコアの点数は、算定告示の「第2章 特掲診療料」の「第12部 歯冠修復及び欠損補綴」の「M 002 支台築造（1歯につき）」の項に規定されており、それが歯冠修復あるいは欠損補綴の一環であることは明らかであるが、算定告示は右「M 002 支台築造（1歯につき）」の項の1で、「窩洞形成、印象採得、装着等の費用を含むものとする。」と規定しているのである。つまり、メタルコアを製作するための印象採得などの費用は、メタルコア製作のための一連の診療行為であると解されるから、当然、暫間被覆冠の費用もメタルコアの所定点数に含まれるのである。

（注）1 メタルコア

実質欠損の大きい失活歯に対して根管等により築造物を維持し、填塞又は被覆して支台歯形態に修復することを支台築造というが、鋳造物により築造することをメタルコアという。

2 印象採得

歯冠修復物あるいは欠損補綴物を製作するには口腔内の状態を正確に再現した作業模型が必要で、この模型を作るために口腔内の型（印象）を採ることをいう。

## 第二 A子患者に対する処置について

一 原告は、これまでの準備書面においてA子患者に対する処置についての事実関係を述べているが、次のとおり疑問がある。

なお、被告は、平成九年一月一七日付け準備書面（三）（以下「被告準備書面（三）」という。）の第二の二の1においても原告の主張の疑問点を挙げたが、原告がこれに反論せず、また、その後さらにA子患者に対する処置についての事実関係を主張しているので、改めて疑問点を整理して指摘する。

1 原告は、平成八年一〇月一日付け準備書面の別紙一の一及び二においてA子患者に対して行った平成七年六月中の治療の内容について明らかにした。

しかしながら、A子患者の同月分の診療報酬明細書（乙第一号証）によれば診療実日数が六日間であり、原告が右準備書面で明らかにした四日分の治療内容と一致していない。

2 また、原告は平成八年一〇月一日付け準備書面の別紙一の一の五で、「実際に、平成七年六月六日時点における歯肉の状態は、かなり改善しつつある状態とはいえ、

十分ではなかった。そのため、同日に歯槽膿漏の処置と歯周疾患指導管理料を行った。(中略)さらに、歯肉の状態を改善する目的で当該の歯に歯肉のマッサージ効果を高める上で欠かせない歯周治療用装置を装着した。その結果、歯肉の状態が改善され、一週間後に最終的な歯冠補綴物の製作に着手することができた。」旨主張するが、一般的に歯槽膿漏症は慢性的な疾患であるので、歯槽膿漏の処置、歯肉のマッサージ、歯周治療用装置の装着を行うことにより一週間程度で歯肉の状態が一時的に改善されることもあるものの、根本的に改善しているかどうかの判断は一、二か月をおいて検査するのが通常の方法であり、点数算定のルールも同様である(保険発二五号の(検査)の<検査料>の3の(19)(乙第一一〇号証の一九一頁)。つまり、これらの処置を行うことによりかなり改善しつつあるが十分ではない状態から一週間後に最終的な歯冠補綴物の製作に着手することができる状態まで歯肉が改善されたとする旨の原告の主張は理解し難いものである。

また、前記のとおり、治療計画書に基づいて歯周治療をする場合、歯周治療用装置は歯周治療の早期の段階で装着されるものであり、初診から一年半以上経過後の歯冠修復の一週間前に歯周治療用装置を装着することも理解し難いものである。

3 さらに、原告は、平成九年九月一日付け準備書面の第二の一において、「歯周治療用装置を装着した後、最終補綴物の製作に着手することを是とする判断を下す為の検査を行ったのは、平成七年六月一三日である。」また、その検査内容については、「歯周ポケットの内面の歯肉を歯周探針で軽く擦過し、歯周治療用装置を装着する以前の歯肉の出血し易い状態が改善したことを確認した。」と主張する。

しかしながら、原告の行ったとする右検査においては、歯周治療における治療計画書に基づく治療方法(P(・)型)に定められた再評価検査の必要条件である「三点法以上のポケット測定検査」が行われておらず、これらの検査結果に基づき最終的な歯冠修復を行ったことは歯周治療における治療計画書に基づく治療方法(P(・)型)を医学的に逸脱したものであり、再評価検査の点数を算定することはもちろん不可であるが、原告の歯周治療における医学常識を疑わざるを得ないものである。

二 また、右一の点は暫く措くとしても、次のとおり、A子患者に対して装着した被覆冠について点数を算定することはできない。

1 原告は、平成九年五月八日付け準備書面の第一の三の1において、A子患者に対して「平成七年六月六日、右上一、二番及び左上一番の歯牙について被覆冠を装着した(これが、本件において原告が歯周治療用装置として診療報酬請求したにも拘わらず、被告が減点査定した被覆冠である)。原告が右被覆冠を装着したのは、右三歯について根管充填の治療を行いメタルコアの印象を採得したことから、メタルコアの装着までの間、被覆冠を装着することにより咬合の回復を図り歯根膜の廃用性萎縮を防ぐとともに残存歯を保護し、更には、歯ブラシ効果並びにマッサージ効果を高めるためであり」、右被覆冠は歯周治療用装置である旨主張する。

2 しかしながら、原告は六月六日に右上一、二番及び左上一番の歯にメタル

コアの印象採得を行うとともに当該歯に被覆冠を装着し、その後同月一三日に当該歯にメタルコアを装着するとともに硬質レジン前装冠の印象採得を行い、同月二三日に硬質レジン前装冠を装着しているのである。したがって、右各被覆冠が最終的な治療としての歯冠修復と一連で行われたことは明白であり、メタルコアの所定点数に含まれるものである。

3 また、歯周治療用装置は歯周治療の早期の段階で装着するものであるが、右各被覆冠は最終補綴物を製作する一週間前に装着し、しかも、その後当該歯に対して歯周初期治療（歯石除去、歯周ポケット搔爬）や歯周外科治療等を行っていないのであるから、治療計画書に基づいて歯周治療用装置を装着したものであることができないことも明らかである。

4 したがって、右被覆冠について点数を算定することができないことは明らかである。

### 第三 B子患者に対する処置について

一 原告は、これまでの準備書面においてB子患者に対する処置についての事実関係を述べているが、次のとおり疑問点がある。

なお、被告は、被告準備書面（三）の第二の二の2においても原告の主張の疑問点を挙げたが、原告がこれに反論せず、また、その後さらにB子患者に対する処置についての事実関係を主張しているのので、改めて疑問点を整理して指摘する。

1 原告は、平成八年一〇月一日付け準備書面の別紙二の四において「同年六月一四日、手前の犬歯の冠を除去することにより、当該の歯の視診と触診がより容易になり、さらに詳細な観察が可能となった。そのため、古いブリッジの縁の部分に新たな疾患の存在が明らかとなった。同年七月四日、患者の同意に基づいて古いブリッジを除去した。古いブリッジの除去により、それまでの診査では発見できなかったブリッジのポンティック部に隠されていた歯肉の炎症部分が明らかとなった。」と主張し、平成九年九月一日付け準備書面の第二の二の3においても「同七月四日、右上四番乃至六番の歯の古いブリッジを除去した。古いブリッジに隠されていた一部歯肉は発赤し軽度の刺激で血がにじみ出てくる状態にあった。」と主張する。

しかしながら、原告は、本件患者に対してP（・）型の治療方法を選択しているのであるから、適応検査、精密検査及び再評価検査などの歯肉の検査を十分に行っていると考えられ、原告自身も「原告は、再評価検査の算定要件である『三点法以上のポケット測定検査』『根面の平滑度検査』を行ったが、その他に視診や触診等を行い総合的に臨床症状を把握している。」と主張している（原告の平成八年一〇月一日付け準備書面の別紙二の六における「別紙一 第三、四項参照」の記述は「別紙一 第四、五項参照」の誤りと思われる。）のであるから、歯冠修復を行う最終治療の段階になって、犬歯の冠の除去や古いブリッジの除去によりそれまでの診査では発見できなかった新たな疾患の存在が明らかになった、あるいは、古いブリッジに隠されていた一部歯肉は発赤し軽度の刺激で血がにじみ出てくる状態にあっ

たなどという原告の主張は理解し難いものであり、医学的に疑問が残るものである。

また、B子患者の平成七年七月分の診療報酬明細書は、同年八月の審査委員会において「診療内容不備」として返戻付せんを添付して原告に一旦返戻されたのであるが、翌月、原告から再度提出された診療報酬明細書及び返戻付せんには右に述べたことは何ら触れられていなかった（乙第二号証、第一四号証）。

2 また、原告は、「歯周治療用装置を装着した後、最終補綴物の製作に着手することを是とする判断を下す為の検査を行ったのは、平成七年七月一九日である。」、「この再評価の具体的内容は、プラークの付着状態（歯周探針で歯面を擦過してプラークの付着を判定）、歯肉の炎症症状の改善度（視診により確認）、根面の平滑の程度（歯周探針により根面を擦過して根面の凹凸の有無を確認）、歯周ポケットの内面の歯肉を歯周探針で軽く擦過して歯肉の出血状態の確認などの検査である。」、「なお、この日行われた再評価は、保険規則で定められている再評価検査の算定要件を含み、さらにその他の検査も行っている。ただし、再評価検査には三分の一顎単位とする要件が存在するため、三歯に限定して行われたこの日の再評価は再評価検査として算定できないことから、保険点数の請求は行っていない。」と主張する。

しかしながら、原告は、平成八年一〇月一日付け準備書面及び平成九年五月八日付け準備書面において平成七年七月一九日に再評価検査を行ったことを一言も述べていなかったのである。

また、そもそも、原告の行ったとする右検査においては、歯周治療における治療計画書に基づく治療方法（P（・）型）に定められた再評価検査の必要要件である「三点法以上のポケット測定検査」が行われておらず、これらの検査結果に基づき最終的な歯冠修復を行ったことは、歯周治療における治療計画書の基づく治療方法（P（・）型）を医学的に逸脱したものであり、点数を算定することはもちろん不可であるが、原告の歯周治療における医学常識を疑わざるを得ない。

さらに、再評価を三歯（右上四番、五番、六番）に限定して行い、三分の一顎単位の要件を満たす歯冠修復を行っている七番の歯牙について何故歯肉の状態を確認する再評価を行わなかったのかも疑問である。

二 また、右一の点は暫く措くとしても、次のとおり、B子患者に対して装着した被覆冠について点数を算定することはできない。

1 原告は、平成九年五月八日付け準備書面の第一の三の2において、B子患者に対して平成七年七月四日に右上六番の歯牙について被覆冠を装着したのは、「当日同歯牙上の冠を切断除去し同歯牙の齶蝕処置を行ったことから、被覆冠を装着することによって、象牙質露出による歯牙の疼痛を防止するとともに感染を防止し、また、咬合の回復を図り歯根膜の廃用性萎縮を防ぐとともに残存歯を保護し、更には、歯ブラシ効果並びにマッサージ効果を高めるためであ（り）」、右被覆冠は歯周治療用装置である旨主張する。

しかしながら、前記のとおり、歯周治療用装置は歯周治療の早期の段階で装着するものであるが、原告は歯冠修復を行う最終段階になって右被覆冠を装着している



のであるから、治療計画書に基づいて歯周治療用装置を装着したものであることができないことも明らかである。

したがって、右被覆冠について点数を算定することができないことは明らかである。

2 また、原告は、平成九年五月八日付け準備書面の第一の三の2において、B子患者に対して七月一二日に右上四番の歯牙及び五番の欠損部についてブリッジ形態の被覆冠を装着したのは、「右上四番の歯牙についてメタルコアの印象を採得したことから、メタルコアの装着までの間被覆冠を装着することによって、咬合の回復を図り歯根膜の廃用性萎縮を防ぐとともに残存歯を保護し、更には、歯ブラシ効果並びにマッサージ効果を高めるためであった」と主張する。

しかしながら、原告は、七月一二日に右上四番の歯にメタルコアの印象採得を行うとともに当該歯に被覆冠を装着し、その後同月一九日にメタルコアを装着している。したがって、このメタルコアは歯冠修復及び欠損補綴に区分されている治療であり、ブリッジの印象採得が同月一九日に実施されていることから、右被覆冠は、歯冠修復、欠損補綴物の製作に係る一連の診療行為における暫間被覆冠であり、メタルコアの所定点数に含まれるものである。

また、原告は、同月一二日に右上五番の欠損部に被覆冠を装着し、その後同月一九日にブリッジの印象採得を行い、同月二八日にブリッジを装着していることから、右被覆冠は、歯冠修復、欠損補綴物の製作に係る一連の診療行為における暫間被覆冠であり、最終的な治療としての歯冠修復、欠損補綴の一環として行われた暫間被覆冠であることも明白である。

さらに、歯周治療用装置は歯周治療の早期の段階で装着するものであるが、原告は右各被覆冠を歯冠修復あるいは欠損補綴を行う最終段階になって装着しているのであるから、治療計画書に基づいて歯周治療用装置を装着したものであることができないことも明らかである。

したがって、右各被覆冠について点数を算定することができないことは明らかである。

平成八年（ワ）第一〇号

原告 外川 正

被告 社会保険診療報酬支払基金

平成九年一二月二五日

右被告指定代理人

伊藤 繁 小野新司 高橋一史 菅原 学 小笠原 修

右被告訴訟代理人

鈴木 實

盛岡地方裁判所第二民事部 御中

## 証拠説明書

### 証拠番号

乙第一八号証

### 証拠の標目（作成者）

歯周治療のルート

（１）治療計画に基づく場合

（日本歯科医師会）

### 立証趣旨等

本証は、昭和六〇年二月一九日（火）に日本歯科医師会館一階ホールで開催された都道府県歯科医師会社会保険担当理事連絡協議会において、日本歯科医師会が配布した書類である。

本証により、治療計画書に基づいて歯周治療を行う場合、暫間補綴物（歯周治療用装置）は、歯周治療の早期の段階において作製、装着する必要がある事実を立証する。

写しを原本として提出する。

### 証拠番号

乙第一九号証

### 証拠の標目（作成者）

歯槽膿漏症の歯周検査、指導料、初期治療等の関連（・）

治療計画書による場合

（東京都歯科医師会）

### 立証趣旨等

本証は、昭和六一年三月二七日（木）に日本大学会館会議室で開催された東京都の地区保険担当理事会において、東京都歯科医師会が配布した資料である。

本証により、治療計画書に基づいて歯周治療を行う場合、暫間補綴物（歯周治療用装置）は、歯周治療の早期の段階において作製、装着する必要がある事実を立証する。

写しを原本として提出する。

平成八年（ワ）第一〇号

原告 外川 正

被告 社会保険診療報酬支払基金

平成一〇年一月一六日

右被告指定代理人

伊藤 繁 小野新司 高橋一史 菅原 学 小笠原 修

右被告訴訟代理人  
鈴木 實

盛岡地方裁判所第二民事部 御中

準備書面（八）

本件においては、原告の被告に対する診療報酬請求権の存否を確定する上で、原告が患者A及び患者Bに対して行った治療の内容が確定されなければならない、カルテ、治療計画書及び検査結果記録はそのための重要な記録である。

しかしながら、右カルテ等は原告の下にあるので、被告がこれを確認することはできない。

したがって、原告は、早急に左記のものを書証として提出されたい。

記

一 患者Aに係るカルテ、治療計画書及び検査結果記録（平成五年一月六日の初診日から平成七年六月三〇日までのもの）

二 患者Bに係るカルテ、治療計画書及び検査結果記録（平成六年一二月七日の初診日から平成七年七月三一日までのもの）

平成八年（ワ）第一〇号

原告 外川 正

被告 社会保険診療報酬支払基金

平成一〇年二月六日

右被告指定代理人

伊藤 繁 小野新司 高橋一史 菅原 学 小笠原 修

右被告訴訟代理人

鈴木 實

盛岡地方裁判所第二民事部 御中

証拠説明書

乙第二〇号証

日本歯科医師会雑誌 1995 VOL47 No.11（抜粋）[日本歯科医師会]

本証は、日本歯科医師会の定期刊行物であり、「今日の歯周病治療」が特集として掲載されている文献である。

本証により、歯周病の診査・診断、治療計画の立て方の重要性について立証する。

乙第二一号証

歯科点数表の解釈 平成六年四月版 [社会保険研究所]

本証は、社会保険研究所が健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（算定告示）の別表二に規定されている歯科診療報酬点数表並びに同点数表の実施上の留意事項を定めた関連通知などを取りまとめた文献である。

本証により、歯科診療報酬点数表及び関連通知（保険発通知）の内容を立証する。

乙第二二号証の一

診療報酬明細書の説明書 ～患者 A子～ [會田則夫]

本証は、原告から被告に提出された患者A子の当該月の診療報酬明細書に、岩手県保健福祉部保険課指導医療官の會田則夫氏が説明を付記した書面である。

本証により、患者A子の診療報酬明細書の記載内容を立証する。

乙第二二号証の二

診療報酬明細書の説明書 ～患者 B子～ [會田則夫]

本証は、原告から被告に提出された患者B子の当該月の診療報酬明細書に、岩手県保健福祉部保険課指導医療官の會田則夫氏が説明を付記した書面である。

本証により、患者B子の診療報酬明細書の記載内容を立証する。

乙第二二号証の三

診療報酬明細書の説明書 ～患者 C子～ [會田則夫]

本証は、原告から被告に提出された患者C子の当該月の診療報酬明細書に、岩手県保健福祉部保険課指導医療官の會田則夫氏が説明を付記した書面である。

本証により、患者C子の診療報酬明細書の記載内容を立証する。

平成八年（ワ）第一〇号

原告 外川 正

被告 社会保険診療報酬支払基金

平成一〇年二月六日

右被告指定代理人

伊藤 繁 小野新司 高橋一史 菅原 学 小笠原 修

右被告訴訟代理人

鈴木 實

盛岡地方裁判所第二民事部 御中

準備書面（九）

## 第一 歯周疾患の治療計画について

被告は、平成九年一月一七日付け準備書面（三）の第一の二の1において、治療計画書に基づく治療方法（P（・）型）について、「治療計画書を作成し、これに基づいて治療を進める方法は、学問的歯周治療体系の確立を大幅に取り入れたもので、歯槽膿漏症患者に対する計画的な指導管理を重点的に評価し、指導重視の歯科治療を充実するものである」と主張した。これに対して原告は、平成九年九月二日付け準備書面の第一の二の2において、「『学問的歯周治療体系の確立を大幅に取り入れた』というのは必ずしも適切ではない」旨反論するので、ここでは、昭和六〇年三月に算定告示（歯科点数表）の改正が行われ、歯周治療における治療計画書に基づく治療方法（P（・）型）が採用されたことについて医学的見地から詳述する。

### 一 歯周治療における治療計画について

1 歯周疾患は、ほとんどすべてが長い間に徐々に進行して、現在の状態になったと考えられる。しかもその原因はプラーク（歯垢）のみといった単一のものではなく、歯石や不適合な補綴物、外傷性咬合（歯周組織に外傷を引き起こす咬合）などを伴うものも多い。さらには病変としても歯周ポケットの形成や根分岐部病変（多根歯（大臼歯や上顎小臼歯）の根分岐部に歯周組織破壊が進行して真性ポケットが形成されている場合をいう。）、歯の動揺など、自覚症状は乏しくても、近い将来には取りかえしのつかない危険を多くの症例がもっている。

このような歯周組織への慢性、進行性の、さらには破壊性の病変をわずか二、三回の治療で完治させることは、ごく早期に発見された限局性の歯肉炎にはありうることでも、一般の症例では考えられない。そのほかにも、治療計画の立案を煩雑と考え、患者が来院のたびに行きあたりぱったりの治療を行ったのでは、適切に歯周疾患の原因の除去や、病変の改善を進めることはあまり期待できない。

ともすれば再発の可能性の高い歯周疾患に対しては、応急処置を必要とする急患は別であるが、まずそれぞれの症例に適した青写真、すなわち治療計画を立て、それに基づいた処置を順々に、効果を確認めながら進める必要がある（乙第一五号証の二一九頁参照）。

2 歯周疾患の診査は、主訴と一般診査、歯周組織の破壊状態の診査（歯肉、歯周ポケット、歯槽骨・歯根膜、根分岐部病変、歯の動揺度）によって行う。次に、炎症性因子の診査（プラーク、歯石、不良歯冠修復物・補綴物などの炎症性修飾因子）を行う。そして、X線写真・スタディモデル・口腔内カラー写真及び全身性修飾因子の診査を行う（乙第二〇号証の六七頁から八五頁参照）。

3 治療計画は、前述の歯周疾患の診査結果をもとに、各症例に必要な処置や予後を推定し、最も適した治療内容と治療順序を立案するものである。

治療計画を立てるにあたっては、歯周治療の基本原則を重視し、すでにカルテに記載されている診査結果をもとに、各々の歯及び歯周組織の診断と処置内容を検討するとともに、口腔全体（全顎）にわたる機能を考慮した診断を行う。治療計画には、治療を開始する前に立案する初期治療計画と、基本的な治療が終了して再評価

した結果をもとに修正した修正治療計画がある（乙第二〇号証の八七、八八頁参照）。

4 初期治療計画は、最初に行った診査結果と患者の全身状態・年齢、主訴と応急処置の必要性、口腔全体の咬合機能回復と審美性などの注意事項を考慮しながら、治療の基本原則に基づいて立案する。まず、応急処置として行う必要のある治療を決め、次に初期治療の治療内容と順位を決定する（乙第二〇号証の八九頁参照）。

5 修正治療計画は、初期治療後の再評価によって修正するが、歯周病の進行状態、患者の希望、全身状態などを考慮して、修正治療として行う必要があると思われる処置内容と部位を推定し、治療順位を決定する（乙第二〇号証の九二頁参照）。

二 以上述べたように、歯周治療は適切な「治療計画」を立て、それに沿って治療を進めていくことが大切である。したがって、昭和六〇年三月の算定告示（歯科点数表）の改正において、前記の考え方が取り入れられ、「歯周治療における治療計画書に基づく治療方法（P（・）型）」が定められたのである。

三 治療計画書に基づく治療方法（P（・）型）について

歯周治療における治療計画書に基づく治療方法（P（・）型）の一般的な治療の流れについては、被告の平成九年一月一七日付け準備書面（三）の第一の二の1において簡単に述べたが、さらに医学的見地から詳述する。

#### 1 歯周治療の流れ

歯周治療は、・初期治療、・歯周外科治療、・補綴治療、・メンテナンスの四段階に分けられる。これら各段階に入る前には必ず診査、再評価を行って、これまでの処置の成果を確かめ、これから必要な処置を検討する（乙第一五号証の第二二〇頁の表14-1参照）。

#### 2 初期治療の内容

（一）これは基本治療とも呼ばれるが、歯周疾患では、この基本治療の成否がその治療全体を左右するため、重要なステップとして位置づけられる。初期治療の内容としては、歯石除去、歯周ポケット搔爬などがある（乙第一五証の二二一頁の表14-2参照）。

（二）初期治療や当該治療を行うために必要な検査（適応検査や精密検査）は、保検点数上次のように規定されている。

（1）初期治療は、算定告示（歯科点数表）には、「第8部 処置」・「第1節 処置料」・（歯周組織の検査）の「・ 013 歯周初期治療（1回につき）」の項に、

- |            |      |
|------------|------|
| 1 歯石除去     | 200点 |
| 2 歯周ポケット搔爬 | 400点 |

注1 治療計画書に基づく場合に算定する。

2 特定薬剤の費用を含むものとする。

3 再評価検査後に必要があつて歯石除去又は歯周ポケット搔爬を行った場合は、それぞれ所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。」

と定められている（乙第二一号証の二四二頁）。

（2）適応検査や精密検査は、算定告示（歯科点数表）には、「第3部 検査」・「第1節 検査料」・（歯科一般検査）の「D 002 歯周組織検査」の項に、

「1 適応検査（1口腔1回につき） 70点

注1 治療計画書を作成した場合に2回を限度として算定する。

2 (略)

3 (略)

2 精密検査（1口腔につき）

イ 2 1 歯未満 250点

ロ 2 1 歯以上 500点

注 治療計画書を作成した場合に算定する。」

と定められている（乙第二号証の一五八、一五九頁）。

(3) なお、平成六年三月一六日保険発第二五号通知では、

(・) 歯周初期治療は、「歯周初期治療のうち歯石除去及び歯周ポケット搔爬は、区分『D002』歯周組織検査の『2の注』に規定する治療計画書に基づき、精密検査後、プラークコントロールが十分なされた状況のもとで行われるものであり、区分『D002』歯周組織検査の『2』の精密検査実施後に行った場合でなければ算定できない。」とされている（乙第二号証の二四二頁）。

(・) 適応検査は、「歯周疾患の患者に対して治療計画書に基づき治療を行う時に、精密検査前に行う、プラークの付着状況の検査及び簡単なポケット測定等の検査をいう。」とされている（乙第二号証の一五八頁）。

(・) 精密検査は、「初診から1月を経過した場合であって、歯周疾患の患者が口腔清掃指導等により、オレリーのプラークスコアが常時20%以下になった場合に、一般検査に加えて3点法以上のポケット測定検査、付着歯肉検査及び咬合の検査を行った場合に算定し、同注に規定する治療計画書が作成されなかった場合は算定できない。」とされている（乙第二号証の一五九頁）。

3 再評価と治療計画の再検討

(一) 再評価は初期治療から歯周外科治療に移る段階、さらには最終的な補綴治療、またメンテナンスへと、先のステップに進む前ごとに行われる。

その目的については、平成九年七月一四日付け準備書面（五）の一の3において「それぞれの段階での治療の効果がどの程度得られたかを判定することによって、治療を次の段階に進めてよいか、元に戻るか、また先に進む場合にはどの部位にどのような処置を行えばよいかを具体的に決定することにある。したがって、最初の治療計画をそのまま進めるのではなく、再評価検査の段階で得られた診査結果に基づいて、今後の具体的な治療計画が練り直され、決定されなければならない。」と述べたが、再評価時の診査項目としては、プラーク指数、ポケットの深さ、歯肉出血の有無や歯肉の炎症の程度、歯の動揺、根面の平滑の程度、アタッチメントレベルの変化、付着歯肉の幅の変化などであり、これらを精密検査記録と比較評価して次の処置を決めることになる。

(二) 再評価検査は、保険点数上においては次のように規定されている。

(1) 算定告示（歯科点数表）には、「第3部 検査」・「第1節 検査料」・（歯科一般検査）の「D 002 歯周組織検査」の項に、

「3 再評価検査（3分の1顎1回につき） 70点

注1 治療計画書に基づく場合に算定する。

2 同一の患者につき1月以内に再評価検査を算定すべき検査を2回以上行った場合においても、再評価検査は1回に限り算定する。」

と定められている（乙第二一号証の一六三頁）。

（2） なお、平成六年三月一六日保険発第二五号通知では、「再評価検査は、3分の1顎単位の残存歯全部の3点法以上のポケット測定検査及び根面の平滑度検査並びに『2の注』に規定する治療計画書へ臨床所見、症状の経過、評価及び治療方針の変更等の記載を行った場合に算定する。」とされている（乙第二一号証の一六三頁）。

4 歯周外科治療

（一） 歯周外科治療とは、歯肉、歯根膜の軟組織とセメント質、歯槽骨の硬組織に由来する疾病を外科的に特定な術式で処置する方法をいう。

歯周外科治療（手術）は、基本治療を十分に行った後、歯周の炎症を消退させてから行うことが必要である。

（二） 歯周外科手術は、保険点数上においては次のように規定されている。

（1） 算定告示（歯科点数表）には、「第9部 手術」・「第1節 手術料」・「J 063 歯周外科手術（3分の1顎につき）」の項に、

- |            |       |
|------------|-------|
| 「1 新付着手術   | 400点  |
| 2 歯肉切除手術   | 720点  |
| 3 歯肉剥離搔爬手術 | 1300点 |

注1 治療計画書に基づく場合に算定する。

2 同時に3分の1顎を超えて行った場合は、3分の1顎を増すごとに、所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。

3 簡単な暫間固定の費用を含むものとする。

4 特定薬剤の費用を含むものとする。」

と定められている（乙第二一号証の二八九、二九〇頁）。

（2） なお、平成六年三月一六日保険発第二五号通知では、「歯周外科手術とは、区分『D002』歯周組織検査の『2の注』に規定する治療計画書に基づき、再評価検査を行った後に行われる新付着手術、歯肉切除手術及び歯肉剥離搔爬手術をいうものであり、歯周外科手術と同時にを行う歯石除去の費用は所定点数に含まれる。」とされている（乙第二一号証の二八九頁）。

5 補綴治療（歯冠修復と欠損補綴）

口腔機能の回復は、歯周組織の健康の回復とともに、歯周治療の大きな目標の一つであり、歯冠修復と欠損補綴は、歯周治療の一環として極めて重要である。特に歯周炎が高度に進行した症例や欠損歯の多い症例では、当該処置が歯周治療全体の予後を大きく左右する極めて重要な役割をもっている。

歯周病患者の歯周治療の一環として歯冠修復と欠損補綴を行う場合に、まず考えなければならない基本的事項は、歯の欠損に対する補綴処置が、残存歯に歯周病を



引き起こしたり進行させることなく、口腔機能と審美性を回復させることである。

## 6 メインテナンス

メインテナンスとは、歯周治療の積極的治療が終了後、歯周組織をその良好な状態で長期間にわたり維持し、管理していくことである。

歯周疾患がきわめて再発しやすく、しかも自覚症状が乏しいからであり、メインテナンスによって健康維持と再発予防を図る。すなわち、一連の処置によって歯周疾患が治癒した段階でも、口腔内にはデンタル・プラークをはじめとして物理・化学的な多種多様の発病因子が生ずる環境を考えれば、少しの油断が再発につながる。したがって、治療完了後も、患者自身が日常行うブラッシングなどをこれまでどおり励行させるとともに、一定の期間ごとに患者を来院させて、専門的な立場から、プラーク、歯石、ポケット、歯の動揺などを診査・点検する。

### 第二 原告の平成九年一月二五日付け準備書面に対する反論

#### 一 患者A子の処置について

1 被告は、平成九年一月一七日付け準備書面（三）の第二の二の1の（三）において、患者A子に対する処置について、「一般的に歯槽膿漏症は慢性的な疾患であるので、歯槽膿漏の処置、歯肉のマッサージ、歯周治療用装置の装着を行うことにより一週間程度で歯肉の状態が一時的に改善されることもあるものの、根本的に改善しているかどうかの判断は一、二か月をおいて検査するのが通常の方法であり、点数算定のルール上も同様である。」旨主張した。

これに対し、原告は、平成九年一月二五日付け準備書面の第三の二の1において、「根本的に改善しているかどうかを判断する時期は症例によって異なるものであり、一、二か月をおいて検査するのは歯周病学的にみて必ずしも通常の方法ではない。」と反論している。

しかしながら、本件患者は、平成五年一月に歯槽膿漏症と診断されて以来、長期に渡り、歯槽膿漏症の治療を継続して受けてきたのであり、原告のいうように歯周治療用装置を装着してわずか一週間で歯肉が改善し、最終的な歯冠補綴物の製作に着手することができるなど歯科医学の常識では考えられないことである。

治療計画書に基づく治療であるならば、早期に歯周治療用装置を装着して治療を行なう必要があることから、原告の行った治療は、治療計画書に基づく治療とはいえない。

2 また、被告は、平成九年一月一七日付け準備書面（三）の第二の二の1の（三）において、患者A子に対する処置について、「歯周治療用装置の装着が必要な症例では、歯槽膿漏の治療の早期に装着することが一般的である。初診から一年半以上経過後の歯冠修復の一週間前に歯周治療用装置を装着することも理解し難いものである。」と主張した。

これに対し、原告は、平成九年二月一七日付け準備書面（三）の第二の二の1の（三）において、「歯周治療の初期の段階において治療対象のすべての古い冠が除去され、冠を除去した歯牙に対して歯周治療用装置を装着して治療が進められる場合がある。このような治療方法は、噛み合わせに問題がありその噛み合わせを変え

る必要がある場合に適している。(中略)噛み合わせに問題がない患者においては、患者固有の噛み合わせをできるだけ変化させないようにするため、個々の歯の処置を進めながら歯周治療を行う場合も少なくない。(中略)以上述べたように、歯周治療用装置の装着は、歯槽膿漏症の治療の早期に装着することもあるものの、症例によりあるいは治療上の必要性に応じて、治療の進行した過程で行われる場合もある。当該の患者の治療は、左奥歯・右奥歯・前歯の順で、齶蝕やその他の処置を進めながら、歯周状態の改善しつつある時点で最終補綴処置の前に歯周治療用装置を装着した。以上のことから、この被告の主張は、歯科医療の実情を無視したものであり、誤りである。」と反論している。

しかしながら、歯周治療用装置は、歯周治療において、歯周治療の効果を高めるために、発炎症因子となっている不適合な冠等を除去した後、残存歯の保護と咬合の回復のために行うためであって、早期に装着する必要がある(被告の平成九年一月二七日付け準備書面(七)の第一の一の2参照)から、原告が最終補綴処置の前に装着したものは歯周治療用装置ではなく、暫間被覆冠である。

原告は、六月六日に右上一、二番及び左上一番の歯にメタルコアの印象採得を行うとともに当該歯に被覆冠を装着し、その後同月一三日に当該歯にメタルコアを装着するとともに硬質レジン前装冠の印象採得を行い、同月二三日に硬質レジン前装冠を装着しているのである。したがって、右各被覆冠が最終的な治療としての歯冠修復と一連で行われたことは明白であり、メタルコアの所定点数に含まれるものである(被告の平成九年一月二七日付け準備書面(七)の第二の二の2参照)。

## 二 患者B子の処置について

被告は、平成九年一月一七日付け準備書面(三)の第二の二の2において、患者B子に対する処置について、「原告は本件患者に対してP(・)型の治療方法を選択しているから適応検査、精密検査及び再評価検査などの歯肉の検査を十分に行っていると考えられる。」と主張し、さらに、原告が「その他に視診や触診等を行い総合的に臨床症状を把握している」旨主張しているので、「犬歯の冠の除去や古いブリッジの除去によりそれまでの診査では発見できなかった新たな疾患の存在等が明らかになったとする旨の原告の主張は理解し難いものであり、医学的に疑問が残るものである。」と主張した。これに対し、原告は、平成九年一月二五日付け準備書面の第三の二の2において、「一般論として、特定の検査の実施イコール全ての疾患の発見と断定することは医学上正しくない。歯肉の検査により総合的に臨床症状を把握していても既存の冠の辺縁部による刺激や冠内部の齶蝕さらに不良な根管処置に伴う根尖病巣に起因する歯肉の障害を判定することは困難である。冠の除去やその後の経過観察により、新たな診査が可能となり、新たに歯肉の診断がなされる。その結果新たな診断の基で治療が必要になる。したがって、歯肉の検査により総合的に臨床症状を把握したからといって、その後の歯肉の病変の発現を否定する被告の考えは、歯科医学的に正しくない。」と反論している。

しかしながら、歯周治療においては、特に発炎症因子となる不適合な冠等を除去して治療を進めることが医学常識である。歯周疾患の原因は、既存の冠の辺縁部に

よるものが多いところ、適応検査、精密検査、再評価検査などを行ったにもかかわらず、疾患の発生部位を見逃して治療を続け、最終段階になって古いブリッジを除去したら新たな疾患が発見されたとする原告の治療は、そもそも治療計画書に基づく治療方法（P（・）型）ではない。歯周治療は、綿密な口腔全部の診査を行うことが重要であって、既存の冠の辺縁部の発炎症因子を見逃すことなど治療計画書に基づくP（・）型の治療方法においては考えられないものである。

なお、本件患者に対する被告の主張は、平成九年一月二七日付け準備書面（七）の第三の二において主張したとおりである。

平成八年（ワ）第一〇号

原告 外川 正

被告 社会保険診療報酬基金

一九九八年二月六日

右原告訴訟代理人

弁護士 山中邦紀

弁護士 佐々木良博

盛岡地方裁判所民事部 御中

準備書面

原告は、平成九年一月二七日付被告準備書面における被告の主張に対し、次のとおり反論する。

一 被告は、

「歯周治療において、歯周治療の効果を高めるために・・・残存歯の保護と咬合の回復のために行なう歯周治療用装置は大きな意義をもっている」とし、「従って治療計画書に基づいて歯周治療をする場合、歯周治療用装置は歯周治療の早期の段階において作製装着する必要がある」旨主張する。また、算定告示及び保険発二五号通知も「・・・歯周治療の早期の段階で・・・被覆冠又は床義歯を装着した場合にその点数を算定できるとしている」とする。

2 しかし、「歯周治療において歯周治療用装置が大きな意義をもっている」ことが、何故「従って歯周治療用装置は歯周治療の早期の段階で作製装着する必要がある」ことになるというのであろうか。

歯周治療用装置は、残存歯の保護と咬合の回復の目的で必要に応じて装着されるものであり、歯周治療の早期の段階でのみ装着されるものではない。

被告が、自らの主張を裏付ける資料として主張する乙第一八号証や同第一九号証は、歯周治療用装置は初診の段階から最終治療の段階に至るまで装着することができる（必要がある）としており、歯周治療の早期の段階でのみ装着すべきものとは

していない。

また、算定告示及び保険発第二五号通知は「歯周治療用装置とは、治療計画書に基づき最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間、残存歯の保護と咬合の回復のために行なう被覆冠又は床義歯をいう」と述べて「最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」に装着されたものについて保険点数を認めているのであって、被告が主張するように「歯周治療の早期の段階で」装着された場合のみ保険点数を算定できるとはしていない。

従って、被告の主張の誤りは明らかである。

二一 被告は「メタルコアを製作するための印象採得などの費用は、メタルコア製作のための一連の診療行為であると解されるから、当然、暫間被覆冠の費用もメタルコアの所定点数に含まれる」旨主張する。

二 しかし、「メタルコアを製作するための印象採得などの費用がメタルコア製作のための一連の診療行為である」ということから何故「当然、暫間被覆冠の費用もメタルコアの所定点数に含まれる」ということになるのであろうか。

そもそも、メタルコアとは、支台にする歯牙の歯冠部の実質欠損が大きい場合、所定の支台形態にするために補足形成をする金属鑄造体のことをいうのに対し、暫間被覆冠及び歯周治療用装置とは、残存歯の保護や咬合の回復あるいは食片圧入の防止や細菌感染の防止などの目的で歯牙に装着される合成樹脂製の被覆冠のことをいうのであって、両者はその材料や形態を異にしているだけでなく、治療並びに装着する目的や内容も全く異にしている。従って、暫間被覆冠や歯周治療用装置の装着はメタルコア製作のための一連の診療行為とは全く別の診療行為であり、診療報酬の算定も両者は別のものであり取り扱われている。

従って、暫間被覆冠や歯周治療用装置の費用がメタルコアの所定点数に含まれることはない。

この点、算定告示は「メタルコア 注 窩洞形成・印象採得・装着等の費用を含むものとする」と規定しており、これはメタルコアの費用としてはメタルコアの装着並びにメタルコア装着のための窩洞形成及び印象採得の費用が含まれることを意味するものである。従って、歯周治療用装置や暫間被覆冠の費用等はメタルコアの費用に含まれないことは算定告示上からも明らかである。

平成八年（ワ）第一〇号

原告 外川 正

被告 社会保険診療報酬基金

一九九八年二月一二日

右原告訴訟代理人

弁護士 山中邦紀

弁護士 佐々木良博

盛岡地方裁判所民事部 御中

証拠説明書

甲第六号証 原告作成の患者A子に係る歯科診療録  
甲第七号証 原告作成の患者B子に係る歯科診療録

平成八年（ワ）第一〇号

原告 外川 正

被告 社会保険診療報酬支払基金

平成一〇年五月二五日

右被告指定代理人

伊藤 繁 小野新司 高橋一史 菅原 学 福島 司

右被告訴訟代理人

田口 裕二

盛岡地方裁判所第二民事部 御中

書証認否書

被告は、甲第六号証ないし第九号証の成立について、次のとおり認否する。

書証番号	認否
甲第六号証	認める。
甲第七号証	認める。
甲第八号証	認める。
甲第九号証	認める。

平成八年（ワ）第一〇号

原告 外川 正

被告 社会保険診療報酬支払基金

平成一〇年五月二五日

右被告指定代理人

伊藤 繁 小野新司 高橋一史 菅原 学 福島 司

右被告訴訟代理人

田口 裕二

準備書面（10）

第一 原告の平成一〇年二月六日付け準備書面に対する反論

一 歯周治療用装置について

1 原告は、「歯周治療用装置は、残存歯の保護と咬合の回復等の目的で必要に応じて装着されるものであり、歯周治療の早期の段階でのみ装着されるものではない。」と主張する。

しかし、歯周治療において、歯周治療の効果を高めるために、発炎症因子となっている不適合な冠等を除去した後、残存歯の保護と咬合の回復のために行う暫間補綴物（歯周治療用装置）は大きな意義をもっており、治療計画書に基づいて歯周治療をする場合、暫間補綴物（歯周治療用装置）は歯周治療の早期の段階において作製、装着する必要がある、その装着後も積極的な歯周治療を行っていく必要があるのである。治療計画書に基づく治療においては、特に発炎症因子となる不適合な冠等があればそれを早期に除去し治療を進めることが医学常識である。このことは、被告が繰り返し主張してきたとおりである。

結局、原告の右主張は、治療計画書に基づく治療の意義を無視した独自の見解というほかはない。

2 ところで、原告は、「乙第一八号証や同第一九号証は、歯周治療用装置は初診の段階から最終治療の段階に至るまで装着することができる（必要がある）としており、歯周治療の早期の段階でのみ装着すべきものとはしていない。」と主張する。

原告は、乙第一八号証及び第一九号証の右側に「歯周治療用装置」などの記載があり、それらが全体を括弧で括っていることから右のような主張をしているものと推察されるが、それは誤りである。原告の考え方に従うならば、「歯周治療用装置」のみならず、「プラークコントロール」、「カリエスコントロール」、「歯内療法」、「拔牙」、「歯冠修復及び欠損補綴」も「初診」から「メンテナンス」の段階までなされることになるが、それが誤りであることは明らかである。

3 また、原告は、「算定告示及び保険発第二五号通知は、『歯周治療用装置とは、治療計画書に基づき最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行なうまでの間、残存歯の保護と咬合の回復のために行なう被覆冠又は床義歯をいう』と述べて『最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行なうまでの間』に装着されたものについて保険点数を認めているのであって、被告が主張するように『歯周治療の早期の段階で』装着された場合のみ保険点数を算定できるとはしていない。」と主張する。

確かに、保険発第二五号通知には原告指摘の記載がある（算定告示にはない。）が、それは、最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間に装着されたものであれば無条件に歯周治療用装置として点数を算定できるという趣旨を含むものではない。

算定告示の「歯周治療用装置」の項には、

「1 被覆冠（1歯につき） 50点

## 2 床義歯（1装置につき）750点

注1 治療計画書に基づく場合に算定する。

2 印象採得、保険医療材料等の費用を含むものとする。」

と規定されており（乙第二一号証の二四九頁）、歯周治療用装置として点数を算定するためには、それが治療計画書に基づいて装着されたことが必要なのである。

そして、前記1のとおり、治療計画書に基づいて歯周治療をする場合、暫間補綴物（歯周治療用装置）は歯周治療の早期の段階において作製、装着する必要がある、その装着後も積極的な歯周治療を行っていく必要があるのであるから、原告の主張は、「治療計画書に基づく場合に算定する」という算定告示の規定を無視するものである。

### ニ メタルコアについて

1 原告は、「メタルコアとは、支台にする歯牙の歯冠部の実質欠損が大きい場合、所定の支台形態にするために補足形成をする金属鑄造体のことをいうのに対し、暫間被覆冠及び歯周治療用装置とは、残存歯の保護や咬合の回復あるいは食片圧入の防止や細菌感染の防止などの目的で歯牙に装着される合成樹脂製の被覆冠のことをいうのであって、両者はその材質や形態を異にしているだけでなく、治療並びに装着する目的や内容も全く異にしている。従って、暫間被覆冠や歯周治療用装置の装着はメタルコア製作のための一連の診療行為とは全く別の診療行為であり、診療報酬の算定も両者は別のものであり取り扱われている。従って、暫間被覆冠や歯周治療用装置の費用がメタルコアの所定点数に含まれることはない。」と主張する。

2 ところで、メタルコアの点数は、算定告示の「第2章 特掲診療料」の「第12部 歯冠修復及び欠損補綴」の「第1節 歯冠修復及び欠損補綴料」の「（歯冠修復及び欠損補綴診療料）」の項に規定されており（乙第二一号証の三四一頁）、メタルコアの装着に係る診療行為が歯冠修復あるいは欠損補綴の一環であることは明らかである。

そして、減点査定されたA子患者の右上の二番、一番、左上の一番についての被覆冠及びB子患者の右上四番、五番についての被覆冠は、原告がメタルコアを製作するため窩洞形成（注）を行ったがためにメタルコアを装着するまでの間装着することが必要となったものであって、当該被覆冠の装着はメタルコアの装着に係る一連の診療行為であり、その費用はメタルコアの所定点数に含まれることになるのである。

この点につき、原告は、「算定告示は、『メタルコア 注 窩洞形成・印象採得・装着等の費用を含むものとする』と規定しており、これはメタルコアの費用としては、メタルコアの装着並びにメタルコア装着のための窩洞形成及び印象採得の費用が含まれることを意味するものである。従って、歯周治療用装置や暫間被覆冠の費用等はメタルコアの費用に含まれないことは算定告示上からも明らかである。」と主張しており、メタルコアの所定点数には窩洞形成、印象採得及び装着の費用のみが含まれていると解釈しているようであるが、算定告示には「窩洞形成、印象採得、装着等の費用を含むものとする」と規定されており（乙第二一号証の三四一頁）、

その規定の体裁上、「窩洞形成」、「印象採得」、「装着」が例示列挙であることは明らかであるから、原告の右主張は失当である。

(注) 窩洞形成(かどうけいせい)

齲蝕や破折などの歯の実質欠損に対して、その修復のために必要な形態に歯質を削除形成することをいう。

充填(歯冠の齲蝕部分等を削って歯冠形成を行った後に、その部分にアマルガム、複合レジン、珪酸セメント等をつめること)あるいはメタルコアやインレー(歯に形成された窩洞の印象を採得し、口外でその窩洞に適合するような形態に調製された固型の修復物を、窩洞内にセメントを用いて嵌入合着すること)の装着を目的とした歯冠形成である。

3 また、算定告示の「第2章 特掲診療料」の「第12部 歯冠修復及び欠損補綴」の「通則」の1は「歯冠修復及び欠損補綴の費用は、特に規定する場合を除き、第1節の各区分の所定点数及び第2節に掲げる特定保険医療材料の所定点数を合算した点数により算定する。」と規定しており(乙第二一号証の三三五頁)、歯冠修復及び欠損補綴の費用に含まれるものであっても、点数が規定されてあるもの以外は独立して点数を算定することはできないのである。

4 したがって、算定告示の解釈上、原告がメタルコアを製作するために窩洞形成を行ったがためにメタルコアを装着するまでの間装着することが必要となったA子患者の右上の二番、一番、左上の一番についての被覆冠及びB子患者の右上四番、五番についての被覆冠について点数を算定することができないことは明らかである。

第二 本件の治療計画書について

一 原告は、A子患者について、平成五年十一月二〇日に治療計画書を作成した上歯槽膿漏症の治療を行ってきた旨主張する(原告の平成九年五月八日付け準備書面の第一の三の1)。

しかし、甲第六号証に記載された治療計画書(三枚目)の記載を見ると、減点査定された右上の二番、一番、左上の一番の歯に対する治療計画は「除石」、「RCT」(根管貼薬処置のことである。乙第二一号証の八二〇頁)とされているだけで、歯周治療用装置については何等の計画も立てられていない(なお、治療計画書の「1」～「8」の不動文字の上側が上の歯、下側が下の歯で、左側の「1」～「8」が右の歯、右側の「1」～「8」が左の歯であることを意味する。すなわち、患者の歯を正面から見た配列となっている。)

そして、平成五年十二月二九日(四枚目)、平成六年三月五日(同)、同年五月一七日(同)、平成七年四月一七日(五枚目)の「臨床所見および治療計画書の評価・変更」の欄には臨床所見の記載がなく、ただ「変更なし」と記載されているのみであって、平成五年十一月二〇日に作成された当初の治療計画書の修正はまったくなされておらず、歯周治療用装置については何等の計画も立てられていない。

二 また、原告は、B子患者について、平成六年十二月一九日に治療計画書を作成した上歯槽膿漏症の治療を行ってきた旨主張する(原告の平成九年五月八日付け



準備書面の第一の三の２）。

しかし、甲第七号証に記載された治療計画書（三枚目）の記載を見ると、減点査定された右上の六番、五番、四番の歯に対する治療計画は「除石」、「>==<」とされているだけで、歯周治療用装置については何等の計画も立てられていない。

そして、平成七年二月二四日（四枚目）、同年五月三〇日（同）の「臨床所見および治療計画書の評価・変更」の欄には臨床所見の記載がなく、ただ「変更なし」と記載されているのみであって、平成六年一二月一九日に作成された当初の治療計画書の修正はまったくなされておらず、歯周治療用装置については何等の計画も立てられていない。

三 前記のとおり、歯周治療用装置として点数を算定するためには「治療計画書に基づく場合」であることが必要であるが、本件においては治療計画書においてまったく歯周治療用装置の計画が立てられていないから、その点数を算定できないことは明らかである。

したがって、この点だけからみても本件請求に理由がないことが明らかであるから、本件請求は速やかに棄却されるべきである。

平成八年(ワ)第一〇号

原告 外川 正

被告 社会保険診療報酬基金

一九九八年七月一六日

右原告訴訟代理人

弁護士 山中邦紀

同 佐々木良博

盛岡地方裁判所民事部 御 中

準備書面

被告は、本件治療計画書には歯周治療用装置の記載がないとして、本件歯周治療用装置は治療計画書に基づくものとは言えない旨主張する。以下、反論する。

第一 本件治療計画書の記載内容について

一 A子患者について

1 A子患者の治療計画書（甲第六号証）には、右上一、二番及び左上一番の歯に対する治療計画の内容として、「除石」（注1）と「RCT」（注2）が記載されている。治療計画書に記載されている事項はこの二項目であるが、「除石」及び「RCT」という治療計画の記載は、これらに伴って行われることが当然に予定されている具体的処置をも含むものとして理解されるべきである。

「除石」に伴って行われることが当然に予定されている具体的処置の内容とその手順は、次の通りである。

歯周組織検査→ハブラシ指導→歯垢や歯石等の除去→歯面の研磨→歯周組織検査→メンテナンス

「RCT」に伴って行われることが当然に予定されている具体的処置の内容とその手順は、次の通りである。

古い冠の除去→歯冠部ならびに根管内の感染歯質の削除→暫間被覆冠（歯周治療用装置）の装着→根尖周囲組織の消炎処置→根管内の消毒→根管内の人工材料による充填封鎖→暫間被覆冠（歯周治療用装置）の装着→メタルコアの印象採得・咬合採得→暫間被覆冠（歯周治療用装置）の装着→メタルコアの試適・調整・合着→最終的冠の支台歯形成・印象採得・咬合採得→暫間被覆冠の装着→最終的冠の試適・調整・合着→最終的冠のメンテナンス

なお、「除石」と「RCT」の処置は並行しあるいは交錯しながら進められることになる。

2 本件においては、「除石」、「RCT」という治療計画書の記載から前記各具体的処置が行われることは当然に理解しうるものであり、暫間被覆冠（歯周治療用装置）の装着についても治療計画書上当然に予定されているものと言うべきである。したがって、本件暫間被覆冠（歯周治療用装置）の装着は治療計画書に基づくものと言うことができる。

なお、治療計画書の記載としては、「除石」及び「RCT」に伴う具体的な処置内容をそれぞれの歯について全て記載することは困難であることから、かかる簡潔な記載が行われる場合が多く、また、保険点数の算定においても「除石」、「RCT」というような簡潔な記載で足りるものとして運用されていることについては後に述べるとおりである。

注1：「除石（スケーリング）」とは、歯面に付着している歯垢や歯石等の沈着物を除去することを言う。

注2：「RCT」とは、歯の根管の治療を意味する。

## 二 B子患者について

1 B子患者の治療計画書（甲第七号証）には、右上四番と右上六番の歯及び右上五番欠損部の歯に対する治療計画の内容として、「除石」と「ブリッジの装着」が記載されている。治療計画書に記載されている事項はこの二項目であるが、「除石」及び「ブリッジの装着」という治療計画の記載は、これらに伴って行われることが当然に予定されている具体的処置をも含むものとして理解されるべきである。

「除石」に伴って行われることが当然に予定されている具体的処置の内容とその手順は、A子患者について述べたのと同様である。

「ブリッジの装着」に伴って行われることが当然に予定されている具体的処置の内容とその手順は、次の通りである。

古いブリッジの除去→支台歯の感染歯質の削除→感染歯質を削除して形成される実質欠損部歯面の消毒→実質欠損部分の人工材料による補填→暫間被覆冠（歯周

治療用装置)の装着→最終的ブリッジの支台歯形成・印象採得・咬合採得→暫間被覆冠の装着→最終的ブリッジの試適・調整・合着→最終的ブリッジのメンテナンス

なお、「除石」と「ブリッジの装着」の処置は並行しあるいは交錯しながら進められることになる。また、本件においては、右上四番の歯は、古いブリッジを除去した際に根管内の感染が明らかになったことから、根管治療を行っている。

2 本件においては、「除石」、「ブリッジの装着」という治療計画書の記載から前記各具体的処置が行われることは当然に理解しうるものであり、暫間被覆冠(歯周治療用装置)の装着についても治療計画書上当然予定されているものと言うべきである。したがって、本件暫間被覆冠(歯周治療用装置)の装着は治療計画書に基づくものと言うことができる。

なお、治療計画書の記載としては、「除石」及び「ブリッジの装着」に伴う具体的な処置内容をそれぞれの歯について全て記載することは困難であることから、かかる簡潔な記載が行われる場合が多く、また、保険点数の算定においても「除石」、「ブリッジの装着」というような簡潔な記載で足りるものとして運用されていることについては後に述べるとおりである。

## 第二 治療計画書の記載内容並びに様式について

### 一 治療計画書の記載内容について

治療計画書とは、「臨床所見、症状の経過、評価、実施予定の療法及び療法上の指導計画等が記載されているものをいう」(昭和六〇年二月一八日保険発第一一〇号)とされている。

しかし、その記載については、「その後の疑義解釈通知により、『書』といった形式にとらわれることなく、カルテのなかでも、別紙にでも、大掴みに診療の流れを記入し、それを念頭に診療を進めれば良いわけで、形式にとらわれることなく、実用的なメモ書きでよいことになった」(甲第一一〇号証 デンタルダイヤモンド増刊号 VOL. 15 NO. 9 P17)。

したがって、治療計画書に個々の具体的な処置内容を詳細に記載する必要はない。

また、実際に用いられている治療計画書の様式もそのほとんどが、以下に述べるように、簡潔な記載を行う様式が採用されており、具体的な処置内容を詳細に記載する様式とはなっていない。

### 二 岩手県歯科医師会による治療計画書の記載様式について

岩手県歯科医師会が作成しその使用を推奨している治療計画書(甲第一二〇号証)は、全顎を六分割した欄に番号(・P-除石 ・歯周ポケット搔爬 ・早期歯周外科手術 ・F o p ・G - E c t ・補綴処置)を記載するという極めて簡潔な様式である。

従って、岩手県歯科医師会の右治療計画書を使用している歯科医師は、治療計画書には右・ないし・の番号を記載するのみで、それ以外の具体的な処置を記載することはなく(甲第一三〇号証)、従って歯周治療用装置に関する事項を記載することは

ない。そして、歯周治療用装置を装着した場合には、この様式の治療計画書に基づいて歯周治療用装置に関する診療報酬の請求が行われ、これまでその請求は認められてきているのである。このことは、保険点数の算定上、治療計画書の記載から歯周治療用装置の装着が当然に予定されているものと理解されるものについては、治療計画書に歯周治療用装置の記載がない場合でも、治療計画書に基づくものとして保険点数を算定していることを示すものである。

### 三 本件治療計画書の様式（歯周治療用カルテ）について

原告の治療計画書の記載様式は、昭和六一年に岩手県保険医協会が作成したものである。この様式は、保険医協会会員がP（・）型の歯周治療をできるだけ容易に取り入れることができるように作成されたものである。そして、岩手県保険医協会がこの様式を採用するにあたっては、昭和六一年三月に、当時の指導医療官であった菊地万之助医師に校正して頂くとともにその了承を受けて作成し採用したものである。なお、このカルテ様式は、昭和六一年六月二八日に開催された岩手県保険医協会歯科部会主催の「よくわかる歯周治療研究会」において出席者に紹介・配布され、全会員に対しては郵送にて紹介・配布されている。

したがって、原告の治療計画書の様式は、原告が独自に使用しているものではなく、指導医療官の了承のもとに岩手県保険医協会が作成したものである。また、この様式の治療計画書に基づいて、歯周治療用装置に関する診療報酬の請求が行われ、これまで、その請求は認められてきていたものであって、かかる事実も、保険点数の算定上、治療計画書の記載から歯周治療用装置の装着が当然に予定されているものと理解されるものについては、治療計画書に歯周治療用装置の記載がない場合でも、治療計画書に基づくものとして保険点数を算定していることを示すものである。

### 四 治療計画書の具体的な記載例について

甲第一四号証は、デンタルダイヤモンド増刊号（VOL. 11 NO. 14 P204～212）に紹介されている治療計画書の記載例であり、甲第一号証の三〇三頁以下は、デンタルダイヤモンド増刊号（VOL. 15 NO. 9）に紹介されている治療計画書の記載例である。いずれの場合も、これらの治療計画書に基づいて歯周治療用装置の診療報酬請求が行われている。しかし、これらの治療計画書には、いずれも歯周治療用装置の記載は存在しない。

甲第一四号証の症例は左下第一小臼歯及び第二小臼歯に対して「Cr」（鑄造冠）と記載されており、鑄造冠の装着が予定されている以上、当然に暫間被覆冠（歯周治療用装置）の装着も予定されている症例である。それにもかかわらず、この治療計画書に歯周治療用装置の装着の記載が行われていないのは、「Cr」という治療計画書の記載から、この処置に伴って歯周治療用装置の装着が行われることは当然に理解されうるからである。なお、この症例では、治療計画書に歯周治療用装置の装着の記載が存在しないにもかかわらず、診療報酬の請求が行われている（二―三頁）。これは、治療計画書の記載から歯周治療用装置の装着が当然に予定されていると理解されるものについては、治療計画書に歯周治療用装置の記載がない場合でも、「治療計画書に基づく」ものとして保険点数が算定されていることを示すもの

である。

また、甲第一一号証三〇三頁以下の症例は、右下五番乃至七番の暫間被覆冠（歯周治療用装置）を治療計画書の作成以前に装着した症例であり、この場合についても診療報酬の請求が行われている（三一三頁）。かかる場合の診療報酬の算定は、算定告示（乙第九号証）の歯科診療報酬点数表の「第二章特掲診療料」「第八部処置」「第一節処置料」（その他の処置）の「I 018 歯周治療用装置」の項の（4）において認められている。算定告示が、治療計画書を作成する以前の段階で装着した歯周治療用装置の診療報酬請求を認めているのは、治療計画書に歯周治療用装置の記載がなくとも、カルテ等の記載から歯周治療用装置の装着の必要性が理解されるからにほかならない。このように、算定告示が、治療計画書に歯周治療用装置の記載がなくともカルテ等の記載から歯周治療用装置の装着の必要性が理解される場合については診療報酬請求を認めている以上、治療計画書の記載それ自体から歯周治療用装置の必要性が理解される場合について診療報酬が認められるべきことは当然であって、右算定告示の定めはかかる趣旨をも示すものというべきである。

第三 以上述べたように、治療計画書は簡潔な記載を行うことで足りるとされており、その記載から歯周治療用装置の装着が当然に予定されていると理解される場合には、歯周治療用装置装着の処置は治療計画書に基づくものとして、診療報酬請求（保険点数の算定）が認められるべきであり、又実際にも認められてきたものである。そして、本件においては「第一」において述べたとおり、治療計画書の記載から歯周治療用装置の装着が当然に予定されていると理解されるのであるから、本件歯周治療用装置の装着は「治療計画書に基づく」ものというべきである。

従って、被告の主張は理由がない。

平成八年（ワ）第一〇号

原告 外川 正

被告 社会保険診療報酬基金

一九九八年七月一六日

右原告訴訟代理人

弁護士 山中 邦紀

弁護士 佐々木 良博

盛岡地方裁判所民事部 御中

証拠説明書

甲第一一号証

標目

「保険医のための最新歯周治療システム」（デンタルダイヤモンド VOL. 15 NO. 9）

立証趣旨

治療計画書の記載内容として、具体的処置の詳細な記載は要求されていないこと並びに治療計画書に歯周治療用装置の記載がない場合でも診療報酬が認められている事実を明らかにする。

甲第一二号証

標目

治療計画書を含む書面

立証趣旨

岩手県歯科医師会作成の治療計画書において、極めて簡潔な記載を行う様式が採用されている事実

甲一三号証

標目

「保険診療」岩手県歯科医師会社会保険委員会

立証趣旨

岩手県歯科医師会作成の治療計画書において、極めて簡潔な記載を行う様式が採用されている事実並びにその記載例。

甲第一四号証

標目

「歯周治療のシステムと臨床の実際」（デンタルダイヤモンドVOL. 11 NO. 14）

立証趣旨

治療計画書に歯周治療用装置の記載がない場合でも診療報酬が認められている事実。

平成八年（ワ）第一〇号

原告 外川 正

被告 社会保険診療報酬支払基金

平成一〇年九月二五日

右被告指定代理人

伊藤 繁 小野新司 高橋一史 菅原 学 福島 司

右被告訴訟代理人

田口 裕二

盛岡地方裁判所第二民事部 御中

準備書面（一一）

被告は、原告の平成一〇年七月一六日付け準備書面に対し、次のとおり反論する。

## 第一 本件治療計画書の記載内容について

### 一 A子患者について

1 歯周治療用装置における被覆冠も、暫間被覆冠も、いずれも暫間的（最終的ではなく当面使用できるという意味である。）に歯冠に被せる人工の装着物であり、広い意味において暫間被覆冠ということはできるが、算定告示（乙第九号証、第二一号証の左側の欄）は、その広い意味での暫間被覆冠のうち、歯周治療（歯周疾患に対する治療）において、治療計画書に基づき、最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間、残存歯の保護と咬合の回復のために行うものを「歯周治療用装置」として独立に保険点数を算定できるようにしたものである（なお、歯周治療用装置には、右のような被覆冠のほかに床義歯もあるが、本件においては、原告が装着した被覆冠が歯周治療用装置に該当するか否かが争点となっているため、床義歯については省略する。）。

歯周治療用装置が歯周治療において使用されるものであることは、その名称からも明らかである。

これまで、被告が繰り返し主張してきたとおり、歯周治療において、歯周治療の効果を高めるために、発炎症因子となっている不適合な冠等を除去した後、残存歯の保護と咬合の回復のために行う暫間補綴物（歯周治療用装置）は大きな意義をもち、治療計画書に基づいて歯周治療をする場合、暫間補綴物（歯周治療用装置）は、歯周治療の早期の段階において装着し、その装着後も積極的に歯周治療を行っていく必要がある。算定告示は、このような医学常識を前提として、長期の治療期間が予測される患者に対し歯周治療を行う際、治療計画書に基づき、歯周治療の早期の段階で、積極的に歯周疾患の改善を図り、残存歯の保護と咬合の回復を図るために被覆冠を装着した場合にその点数を算定できるとしているのである。

2 ところで、原告は、A子患者の治療計画書（甲第六号証）には、右上一、二番及び左上一番の歯に対する治療計画の内容として「RCT」と記載されており、この「RCT」という治療計画書の記載は、これに伴って行われることが当然に予定されている具体的処置をも含むものとして理解されるべきであると主張する。

そして、「RCT」に伴って行なわれることが当然に予定されている具体的処置の内容とその手順は、「古い冠の除去→歯冠部ならびに根管内の感染歯質の削除→暫間被覆冠（歯周治療用装置）の装着→根尖周囲組織の消炎処置→根管内の消毒→根管内の人工材料による充填封鎖→暫間被覆冠（歯周治療用装置）の装着→メタルコアの印象採得・咬合採得→暫間被覆冠（歯周治療用装置）の装着→メタルコアの試適・調整・合着→最終的冠の支台歯形成・印象採得・咬合採得→暫間被覆冠の装着→最終的冠の試適・調整・合着→最終的冠のメンテナンス」であるから、「RCT」という治療計画書の記載から右具体的処置が行われることは当然に理解し得るものであり、暫間被覆冠（歯周治療用装置）の装着についても治療計画書上当然予定されているものというべきであり、したがって、本件暫間被覆冠（歯周治療用装置）の装着は治療計画書に基づくものということができると主張する。

3 しかしながら、治療計画書に「RCT」と記載されているからといって、歯周治療用装置の装着が当然に予定されているということとはできず、ただ単に広い意味での暫間被覆冠の装着が予定されるというにすぎない。

すなわち、「RCT」とは root canal treatment の略語であり、「根管処置」あるいは「根管治療法」を意味し（乙第二三号証の九八九頁、九九二頁）、算定告示でいう「I006 感染根管処置」、「I007 根管貼薬処置」、「I008 根管充填」等（乙第二一号証の二三五頁ないし二三七頁）がこれに当たる。歯の大部分は硬組織（象牙質）から構成されているが、それに囲まれた最内部には歯の生活機能をつかさどっている歯髄という組織があり、これを入れている部分を歯髄腔という。この歯髄腔はさらに歯冠部に相当する髓室と歯根部に相当する根管とに区別される（乙第二三号証の九八五頁、第一七号証の九頁）。「根管処置」あるいは「根管治療法」は、文字どおり根管の治療なのであり、歯周疾患の治療とは必ずしも関係はない〔なお、「根管処置」の適応には根尖性歯周炎（根尖性歯周組織炎）が含まれる（乙第二三号証の九八九頁）が、根尖性歯周炎は歯周疾患に含まれない（乙第二三号証の一六三頁）。〕。

そのため、算定告示においても、「根管処置」の内容をなす「感染根管処置」、「根管貼薬処置」、「根管充填」は「（歯牙疾患の処置）」の項に規定されているのである（乙第二一号証の二二九頁、二三五頁ないし二三七頁）。

したがって、原告の主張するとおり、「根管処置」において「歯冠部ならびに根管内の感染歯質の削除」の後や「根管内の人工材料による充填封鎖」の後に被覆冠の装着が予定されているとしても、それは単に広い意味での暫間被覆冠の装着が予定されているというにすぎないのであって、「歯周治療用装置」の装着が当然予定されているということとはできない。

もっとも、根管の治療だけでなく歯周疾患の治療が必要な患者に対しては、根管の治療と歯周疾患の治療が並行して行われることになるため、歯周治療の早期の段階で、歯周治療の効果を高めるため、発炎性因子となっている不適合な冠等を除去し、その機会に、併せて根管の治療を行う場合もあり、その場合には、残存歯の保護と咬合の回復のために行う被覆冠は歯周疾患に対する積極的な治療のために装着されたものであるから、「歯周治療用装置」として保険点数を算定することができることになるが、「根管処置」に伴って装着される被覆冠が「歯周治療用装置」として保険点数を算定できるのは、右のように歯周疾患に対する積極的な治療といえる場合に限られるのであって、「根管処置」が計画されているからといって、「歯周治療用装置」の装着が当然予定されているということとはできない。

したがって、原告の主張は誤りである。治療計画書に「RCT」と記載されているだけで、歯周治療用装置装着の計画が記載されておらず、診療録にもその旨の記載がない本件においては、「治療計画書に基づく」といえないことは明らかである。

4 なお、原告は、「RCT」に伴って行われることが当然に予定されている具体的処置の手順の最初に「古い冠等の除去」をあげているが、本件において、原告がA子患者の古い冠等の除去をしたのは初診から一年五か月以上も経過した後であ



る。すなわち、A子患者の初診日は平成五年一月六日であるが、原告がその左上一番の歯の冠を除去したのは平成七年四月二五日であり（甲第六号証の診療録の同日欄に、左上一番の歯について「メタルコア除去」と記載されている。なお、診療録の「部位」欄は、患者の歯を正面から見た配列となっており、横の中心線より上が上側の歯、下が下側の歯、縦の中心線より右が左側の歯、左が右側の歯を表す。）、右上一番、二番の歯の冠を除去したのは同月二七日である（甲第六号証の診療録の同日欄に、右上一番、二番の歯について「前装FCK除去」と記載されている。）。原告は、「RCT」に伴って歯周治療用装置を装着したと主張しているが、それは歯冠修復を行う最終段階になって装着したものであり、そのような被覆冠が歯周治療の実態面からみても「治療計画書に基づいて装着された歯周治療用装置」といえないことは、これまで被告が繰り返し主張したとおりである。

## 二 B子患者について

1 原告は、B子患者の治療計画書（甲第七号証）には、右上四番と右上六番の歯及び右上五番欠損部の歯に対する治療計画の内容として「ブリッジの装着」と記載されており、この「ブリッジの装着」という治療計画書の記載は、これに伴って行なわれることが当然に予定されている具体的処置をも含むものとして理解されるべきであると主張する。

そして、「ブリッジの装着」に伴って行なわれることが当然に予定されている具体的処置の内容とその手順は、「古いブリッジの除去→支台歯の感染歯質の削除→感染歯質を削除して形成される実質欠損部歯面の消毒→実質欠損部分の人工材料による補填→暫間被覆冠（歯周治療用装置）の装着→最終的ブリッジの支台歯形成・印象採得・咬合採得→暫間被覆冠の装着→最終的ブリッジの試適・調整・合着→最終的ブリッジのメンテナンス」であるから、「ブリッジの装着」という治療計画書の記載から右具体的処置が行われることは当然に理解し得るものであり、暫間被覆冠（歯周治療用装置）の装着についても治療計画書上当然予定されているものというべきであり、したがって、本件暫間被覆冠（歯周治療用装置）の装着は治療計画書に基づくものということができると主張する。

2 しかしながら、ブリッジは、少数歯欠損の場合、複数歯を支台歯として連結補綴し、機能と外観を回復する方法をいうのであり、あくまでも欠損補綴の一つであって、歯周疾患の治療とは必ずしも関係はない〔算定告示（乙第二一号証の「第2章・特掲診療料」の「第12部・歯冠修復及び欠損補綴」の項、乙第一七号証の三三頁以下の「7 歯冠修復及び欠損補綴」の項参照〕。

したがって、原告が主張するとおり、ブリッジの装着に伴って被覆冠の装着が予定されているとしても、それは単に広い意味での暫間被覆冠の装着が予定されているというにすぎないのであって、「歯周治療用装置」の装着が当然予定されているということとはできない。

もっとも、歯周治療の早期の段階で、歯周治療の効果を高めるため、発炎性因子となっている古いブリッジを除去した後、残存歯の保護と咬合の回復のために被覆冠を装着した場合には、右被覆冠は、歯周疾患に対する積極的な治療のために装着

されたものであるから、「歯周治療用装置」として保険点数を算定することができることになるが、「ブリッジ装着」に伴って装着される被覆冠が「歯周治療用装置」として保険点数を算定できるのは、右のように歯周疾患に対する積極的な治療といえる場合に限られるのであって、「ブリッジ装着」が計画されているからといって、「歯周治療用装置」の装着が当然予定されているということとはできない。

したがって、原告の主張は誤りである。治療計画書に「ブリッジの装着」と記載されているだけで、歯周治療用装置装着の計画が記載されておらず、診療録にもその旨の記載がない本件においては、「治療計画書に基づく」といえないことは明らかである。

3 なお、原告は、「ブリッジ装着」に伴って行われることが当然に予定されている具体的処置の手順の最初に「古いブリッジの除去」をあげているが、本件において、原告がB子患者の右上四番ないし六番の歯の古いブリッジを除去したのは、平成六年一二月七日の初診から約七か月も経過した平成七年七月四日である（甲第七号証の診療録の同日欄に「ダミー切断」と記載されている。）。原告は、「ブリッジ装着」に伴って歯周治療用装置を装着したと主張しているが、それは歯冠修復あるいは欠損補綴を行う最終段階になって装着したものであり、そのような被覆冠が歯周治療の実態面からみても「治療計画書に基づいて装着された歯周治療用装置」といえないことは、これまで被告が繰り返し主張したとおりである。

## 第二 治療計画書の記載内容並びに様式について

### 一 治療計画書の記載内容について

治療計画書とは、原告が主張するとおり、臨床所見、症状の経過、評価、実施予定の療法及び療養上の指導計画等が記載されているものをいう（乙第二一号証の一六〇頁の右側の(3)参照）。

ところで、原告は、治療計画書の記載について、甲第一一号証の一七頁の「その後の疑義解釈通知により、『書』といった形式にとらわれることなく、カルテのなかでも、別紙にでも、大掴みに診療の流れを記入し、それを念頭に診療を進めれば良いわけで、形式にとらわれることなく、実用的なメモ書きでよいことになった」との記載を引用して、治療計画書に個々の具体的な処置内容を詳細に記載する必要はないと主張する。

しかしながら、そもそも右のような内容の疑義解釈通知など存在しない。

もっとも、「治療計画書に関しては、治療上必要な事項を精密検査表に記載した場合療養上特記すべき事項を除き、治療計画書が診療録に付随するものとしてこれと一体とみなすことができる状態で作成されている場合には、治療計画書に記載した所定の事項をさらに診療録に記載しなくても差し支えない。」との疑義解釈通知はある〔平成六年三月一六日付け保検発第二五号（乙第二一号証の一六二頁の右側の(12)）〕。右通知は、治療計画書と診療録が一体のものとして作成されている場合に、治療計画書と診療録に同一内容を重複して記載することの二度手間を防ぐ趣旨で通知されたものである。甲第一一号証の一七頁の記載も、右通知の趣旨を酌んで、治療計画書と一体となった診療録等に治療計画が立てられていれば、必ずしも

治療計画書自体にその旨の記載がなくともよいということを示したものと解される。

ところが、本件においては、治療計画書にも診療録にも歯周治療用装置の装着の計画が立てられていないのであるから、「治療計画書に基づく」ということができないことは明らかである。

なお、念のために述べるが、A子患者の右上一、二番及び左上一番の歯については診療録（甲第六号証）の平成七年六月六日の欄に「歯周治療用装置」の記載があり、また、B子患者の右上六番の歯については診療録（甲第七号証）の同年七月四日の欄に、右上四番の歯及び右上六番欠損部については同月一二日の欄にそれぞれ「歯周治療用装置」の記載があるが、それらは単に被覆冠装着の結果を記載したものにすぎないのであって、その装着については、治療計画書においても診療録においても全く計画されていない。

## 二 岩手県歯科医師会による治療計画書の記載様式について

1 原告は、岩手県歯科医師会が作成しその使用を推奨している治療計画書（甲第一二号証）は、全顎を六分割した欄に番号（・P-除石、・歯周ポケット搔爬、・早期歯周外科手術、・FOP、・G-Ect、・補綴処置）を記載するという極めて簡潔な様式であり、甲第一二号証の治療計画書を使用している歯科医師は、治療計画書には右・ないし・の番号を記載するのみで、それ以外の具体的処置を記載することはなく、したがって、歯周治療用装置に関する事項を記載することはない旨主張する。

2 しかしながら、たとえば、甲第一二号証のような治療計画書の用紙に単に・ないし・の番号が記載されていても、その記載だけでは、歯周治療用装置を装着する計画が立てられているのかどうか分からないのであるから、・ないし・の項目以外の処置を計画するのであれば、その旨を治療計画書あるいは診療録に記載すべきなのであって、治療計画書にも診療録にもその旨の記載がない場合には、やはり「治療計画に基づく」ということはできない。

原告は、甲第一二号証に示された番号（・P-除石、・歯周ポケット搔爬、・早期歯周外科手術、・FOP、・G-Ect、・補綴処置）以外の項目である「RCT」と記載しているのみであり、歯周治療用装置の装着が治療計画書においても診療録においても全く計画されていないのであるから、「治療計画に基づく」ということができないことは明らかである。

3 なお、原告は、右1の主張において甲第一三号証を引用しているが、甲第一三号証の一七頁の「治療計画の立案・修正」の項目は、・スケーリング、・SRP、・PCur、・ソウハ術、・ENAP、・GEct、・FOp、・その他の八項目となっており、歯周治療用装置の装着を計画するのであれば、「・その他」に「歯周治療用装置の装着」と記載するか、診療録においてその計画を立てればよいのである。

## 三 本件治療計画書の様式について

原告は、本件治療計画書の様式は岩手県保険医協会が作成したものを使用してお

り、この様式の治療計画書に基づいて、歯周治療用装置に関する診療報酬の請求が行われ、これまでその請求が認められてきた旨主張する。

しかしながら、原告の右主張は、被告における審査委員会の審査のあり方を完全に看過するものである。被告における審査委員会の審査は診療報酬明細書のみの書面による審査が原則であり（平成九年五月九日付け準備書面（四）の二参照）、診療報酬明細書の審査に当たり、診療録や治療計画書などの提出を求めて審査する方法は採用していない。

また、本件においては、原告が装着した被覆冠が「歯周治療用装置」として保険点数を算定できるための要件を具備しているか否かが問題なのであり、その要件を具備していない場合には保険点数を算定する理由はないのであるから、他の事例を引き合いに出すこと自体失当である。

したがって、仮に、原告が主張するとおり、これまでの請求において、治療計画書に歯周治療用装置についての記載がなくても歯周治療用装置の請求が認められた事実があったとしても、本件においても歯周治療用装置の請求が認められるべきであるということにはならない。

本件においては、あくまでも、原告が装着した被覆冠が「歯周治療用装置」として保険点数を算定できるための要件を具備しているか否かを検討しなければならないのである。そして、原告が装着した被覆冠が右要件を具備していないことは、被告が詳細に主張したとおりである。

#### 四 治療計画書の具体的な記載例について

1 原告は、甲第一四号証の症例は、治療計画書に「C r」（铸造冠）と記載されているだけで、歯周治療用装置の装着の記載が行なわれていないが、それは、「C r」という治療計画書の記載から、この処置に伴って歯周治療用装置の装着が行なわれることは当然に理解されうるからであると主張する。

しかしながら、铸造冠とは、ウ蝕その他の原因で歯冠の大部分を失ったとき、歯冠を金属で被覆して天然歯同様の外形を与え、咀嚼その他の生理的機能を回復するための冠で、铸造法により製作されるものをいうのであり（種類としては、全部铸造冠、前装铸造冠、前歯の3/4冠及び臼歯の4/5冠がある。）、あくまでも歯冠修復の一つであって、歯周疾患の治療とは必ずしも関係はない〔算定告示（乙第二一号証）の「第2章・特掲診療料」の「第12部・歯冠修復及び欠損補綴」の項、乙第一七号証の三三頁以下の「7 歯冠修復及び欠損補綴」の項参照〕。したがって、治療計画書に「C r」と記載されているからといって、歯周治療用装置の装着が行なわれることが当然に理解され得るものではない。

この甲第一四号証の症例は、二〇四頁の治療計画書には「C r」の記載しかないが、二〇六頁の診療録の昭和六一年九月五日の下欄には「PCRの結果、従来通りの方法を継続し、除石と歯周ポケット搔爬をした後様子を見て外科予定。早い時期に左下五番及び六番歯冠修復、それまで被覆冠を入れておく」との記載がある。つまり、治療計画書には歯周治療用装置の記載はないが、診療録には「被覆冠」すなわち、歯周治療用装置の装着の計画が立てられている症例である。治療計画書にも

診療録にも歯周治療用装置の装着の計画が立てられていない本件とは事案を異にするものである。

なお、被告は、これまで歯周治療用装置は歯周治療の早期の段階で装着されるものであると主張してきたが、甲第一四号証の症例も、昭和六一年七月七日が初診で、同年九月五日には精密検査を実施した上治療計画書を作成し、歯周治療用装置の装着を計画している（二〇六頁）。

3 また、原告は、甲第一一〇号証の症例（三〇三頁以下）は、暫間被覆冠（歯周治療用装置）を治療計画書の作成以前に装着した症例であるが、算定告示がこのような場合に診療報酬請求を認めているのは、治療計画書に歯周治療用装置の記載がなくても、診療録等の記載から歯周治療用装置の装着の必要性が理解され得るからにほかならず、このように、算定告示が、治療計画書に歯周治療用装置の記載がなくとも診療録等の記載から歯周治療用装置の必要性が理解される場合に診療報酬請求を認めている以上、治療計画書の記載それ自体から歯周治療用装置の必要性が理解される場合について診療報酬請求が認められるべきことは当然であり、右算定告示の定めはかかる趣旨をも示すものというべきであると主張する。

しかしながら、原告が指摘する記載があるのは、算定告示ではなく、平成六年三月一六日付け保険発第二五号である。右通知では、「辺縁不適合修復物を除去後、被覆冠等歯周治療用装置を行う必要がある場合に精密検査を実施する前に行うことは認められる。なお、この場合には『治療計画書作成中』と摘要欄に記載する。」とされている（乙第二一〇号証の二五〇頁の右側の(4)）。

これは、治療計画書に基づいて歯周治療する場合は、精密検査を行った上で治療計画書を作成し、それに従って歯周治療を行うのが一般的である（被告の平成九年一月一七日付け準備書面（三）の第一の二の1）が、緊急の場合には、精密検査の前であっても歯周治療用装置を装着する必要がある場合があり、そのような場合には、治療計画書を作成した後に歯周治療用装置を着用すべきことを要求することはできないことから、その後に精密検査を行った上で治療計画書を作成することを条件に、保険点数の算定を認める趣旨である。

このように、平成六年三月一六日付け保険発第二五号の右規定は、右のような例外的な場合に、その後に精密検査を行った上で治療計画書を作成することを条件に保険点数の算定を認めるものであって、本件とは完全に事案を異にする。

平成八年（ワ）第一〇号

原告 外川 正

被告 社会保険診療報酬支払基金

平成一〇年九月二五日

右被告指定代理人

伊藤 繁 小野新司 高橋一史 菅原 学 福島 司  
右被告訴訟代理人  
田口 裕二  
盛岡地方裁判所第二民事部 御中

### 書証認否書

被告は、甲第一〇号証ないし第一四号証の成立について、次のとおり認否する。

書証番号	認否
甲一〇号証	認める。
甲一一号証	認める。
甲一二号証	認める。
甲一三号証	認める。
甲一四号証	認める。

平成八年（ワ）第一〇号  
原告 外川 正  
被告 社会保険診療報酬支払基金  
平成一〇年九月二五日  
右被告指定代理人  
伊藤 繁 小野新司 高橋一史 菅原 学 福島 司  
右被告訴訟代理人  
田口 裕二  
盛岡地方裁判所第二民事部 御中

### 証拠説明書

証拠番号	証拠の標目 [作成者]	立証趣旨等
乙第二三号証	歯科医学大辞典（縮刷版） [医歯薬出版株式会社]	本証により、「RCT」の 意味内容を明らかにする。

平成八年(ワ)第一〇号

原告 外 川 正  
被告 社会保険診療報酬基金

一九九八年十一月 一日

右原告訴訟代理人

弁護士 山 中 邦 紀  
同 佐 々 木 良 博

盛岡地方裁判所民事部 御 中

求 釈 明

第一 歯周治療用装置として保険点数が算定される被覆冠に該当する要件について

一 原告は、歯周治療用装置として保険点数が算定される被覆冠に該当する要件として、平成六年三月一六日保険発第二五号は次の三要件を定めている旨並びに原告の行った処置はこの三要件を満たしている旨の主張を行っている。

- ・ 治療計画書に基づくこと
- ・ 最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間に行われること、即ち、最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴の一環として行われるものでないこと
- ・ 残存歯の保護と咬合の回復のために行われること

二 被告は、歯周治療用装置として保険点数が算定される被覆冠に該当する要件として、右三要件で足りると主張するのか、右三要件は必要条件であっても十分条件ではないと主張するのか、明らかにされたい。

また、後者の場合、右三要件のほかにはいかなる要件が必要であると主張するのかについても明らかにされたい。

第二 本件減点査定の理由について

一 被告が主張する本件減点査定の理由は、次第に変化してきている。

即ち、当初は、・原告の請求した被覆冠が歯周治療用装置か、暫間被覆冠であるかという観点から論じ、本件被覆冠は最終的な治療としての歯冠修復や欠損補綴の一環として行ったものであるとして、暫間被覆冠に当たると主張していた。

その後、被告は、・歯周治療用装置は歯周治療の早期の段階で装着するものであり、原告は歯冠修復や欠損補綴を行なう最終段階で装着しているのであるから、治療計画書に基づいて歯周治療用装置を装着したものであるということができないとし、あるいは、治療計画書において歯周治療用装置の計画が記載されておらず診療録にもその旨の記載がない等として、治療計画書に基づかないことを本件減点査定の理

由として主張するとともに、・本件被覆冠の装着はメタルコアの装着にかかる一連の診療行為であり、その費用はメタルコアの所定点数に含まれるとの主張も行なっている。

二　そこで次のとおり釈明を求める。

1　(一) 被告は、現在においても上記・の主張を維持するのか、・の主張は・ないし・の主張に訂正したものか、について明らかにされたい。

(二) ・の主張を維持される場合、その主張は、平成六年三月一六日保険発第二五号の定める三要件のうち、いずれの要件に関する主張であるのか（三要件の・か、・か、その両者か）明らかにされたい。

(三) また、被覆冠を、歯周治療用装置と暫間被覆冠とに区別する基準はなにか（被告は、「最終段階の治療の一環」ないし「最終的な治療としての歯冠修復や欠損補綴の一環」として装着された被覆冠は暫間被覆冠であると主張しているが、「最終段階」の開始時点、「最終的な治療」の開始時点は、どのような治療・診療行為が行われた時点を言うのか）について明らかにされたい。

2　(一) 被告は、保険点数が算定されるための歯周治療用装置の装着時期に関し、歯周治療用装置が歯周治療の『早期の段階』で装着された場合のみ、「治療計画書に基づくこと」という要件を満たすものであると主張するのか。

(二) そうである場合、そのように主張する根拠・理由を明らかにされたい。

(三) また、『早期の段階』とは、歯周治療用装置の装着が治療行為のいかなる段階または時点までに行われることが必要であると主張するものであるのか、明らかにされたい。

平成八年（ワ）第一〇号

原告　外川　正

被告　社会保険診療報酬支払基金

平成一〇年一二月一日

右被告指定代理人

伊藤　繁　小野新司　高橋一史　多田英臣　福島　司

右被告訴訟代理人

田口　裕二

盛岡地方裁判所第二民事部　御中

準備書面（一二）



被告は、原告の平成一〇年一月一日付け求釈明に対し、必要な範囲で次のとおり釈明する。

なお、歯周治療用装置として保険点数を算定し得るのは治療計画書に基づいて歯周治療用装置を装着した場合（すなわち、P・型の治療方法の場合）であるところ、被告の平成八年六月二四日付け準備書面の第三の三で述べたとおり、C子患者に対して装着したいわゆる「歯周治療用装置（被覆冠）」は治療計画書に基づかないもの（P・型）であり、このことは当事者間で争いがないので、以下の釈明は、A子患者及びB子患者に対して装着した被覆冠に関してなすものである。

また、原告の右求釈明では、歯周治療用装置として保険点数を算定できるための三要件を・、・、・で表し、被告の主張についても・、・、・で表しているが、同じ・、・、・を使用すると紛らわしいので、原告の掲げる被告の主張・、・、・をそれぞれ（１）、（２）、（３）で表すこととする。

第一 歯周治療用装置として保険点数が算定される被覆冠に核当する要件について

被告の平成九年九月二一日付け準備書面の第一の二で述べたとおり、これら三要件は保険点数が算定できるための必要条件であるが、十分条件ではない。

しかしながら、本件においては、原告の装着した被覆冠が右三要件を満たすか否かが争点であって、被告はそれ以外の要件を問題にするものではない。

ただし、A子患者に対して装着した被覆冠とB子患者に対して装着した右上四番及び五番の被覆冠について被告の（１）の主張が否定される場合には、右三要件とは別に「メタルコアの所定点数に含まれないこと」が要件となり、右被覆冠が右要件を満たすか否かが問題となる。

第二 原告の診療報酬請求権が発生しない理由について

原告は、「本件減点査定の理由について」としているが、相当ではない。すなわち、そもそも被告の行う減点査定は行政処分ではないから、本件で問題となっているのは、被告が減点査定したことの適否ではない。被告の平成九年九月一二日付け準備書面の第二で主張したとおり、本件においては、診療報酬請求権の存在を主張する原告において診療報酬請求権の発生原因事実を積極的に主張立証しなければならぬのであって、被告の本訴における主張は、原告の主張に対する積極否認の主張である。したがって、本項は、「原告の診療報酬請求権が発生しない理由について」とすべきである。

一 二の1の（一）及び（二）について

1 （１）の主張を維持するものである。

ただし、原告の治療経過に関する主張を踏まえ、右主張を維持するのは、A子患者に対して装着した被覆冠とB子患者に対して装着した右上四番及び五番の被覆冠についてである。

2 なお、念のため述べると、（２）の主張はすべての被覆冠について主張するものであり、（３）の主張は、（１）の主張と同様、原告の治療経過に関する主張を踏まえ、A子患者に対して装着した被覆冠とB子患者に対して装着した右上四番

及び五番の被覆冠について主張するものである。

3 被告の主張の(1)、(2)、(3)の位置づけを整理すると、次のとおりである。

(1)及び(3)の主張は、原告の掲げる・の要件との関係で主張するものである。すなわち、後述のとおり、本件のように歯周治療の最終段階でメタルコアを装着した上で歯冠修復あるいは欠損補綴を実施する事案においては、メタルコアの窩洞形成に伴い装着する被覆冠は最終的な治療としての歯冠修復あるいは欠損補綴の一環として装着されるものであるから、そのような被覆冠は原告の掲げる・の要件を満たさないことを(1)の主張として述べ、そのような被覆冠の費用はメタルコアの所定点数に含まれていることを(3)の主張として述べるものである(なお、(3)の主張は(1)の主張が認められれば不必要な主張ということになるが、前述のとおり、被告の(1)の主張が否定される場合には、原告の掲げる三要件とは別に「メタルコアの所定点数に含まれないこと」が要件となるので、なお念のため(1)の主張と(3)の主張を独立の主張として主張するものである。)

また、(2)の主張は、原告の掲げる・の要件との関係で主張するものである。被告の平成一〇年九月二五日付け準備書面の第一の一、二で述べたとおり、本件被覆冠は治療計画書あるいは診療録において何ら計画されていないという意味で治療計画書に基づくものではないと主張するとともに、歯周治療の実態からみても治療計画書に基づくものとはいえないと主張するものである。

## 二 二の1の(三)について

1 仮に原告の求釈明が、歯周治療用装置と暫間被覆冠とを区別する基準を一般的に尋ねているものであるとすれば、それは、当該被覆冠が歯周治療用装置としての要件を具備しているか否かである。

2 仮に原告の求釈明が、具体的に原告の掲げる・の要件との関係で尋ねているとすれば、次のとおりである。

すなわち、本件のように歯周治療の最終段階でメタルコアを装着した上で歯冠修復あるいは欠損補綴を実施する事案においては、メタルコアの窩洞形成に伴い装着される被覆冠は最終的な治療としての歯冠修復あるいは欠損補綴の一環として装着されるものであるから、そのような被覆冠は原告の掲げる・の要件を満たしておらず、歯周治療装置として保険点数を算定することはできない。

なお、メタルコアの装着に係る診療行為が歯冠修復あるいは欠損補綴の一環であること、メタルコアの窩洞形成に伴う被覆冠の装着もメタルコアの装着に係る一連の診療行為に含まれることは、被告の平成一〇年五月二五日付け準備書面の第一の二で述べたとおりである。

## 三 二の2について

被告の平成一〇年九月二五日付け準備書面の第一の一の1で主張したとおり、歯周治療において、歯周治療の効果を高めるために、発炎症因子となっている不適切な冠等を除去した後、残存歯の保護と咬合の回復のために行う暫間補綴物(歯周治療用装置)は大きな意義をもっており、治療計画書に基づいて歯周治療をする場合、

暫間補綴物（歯周治療用装置）は、歯周治療の早期の段階において装着し、その装着後も積極的に歯周治療を行っていく必要があり、算定告示は、このような医学常識を前提として、長期の治療期間が予測される患者に対し歯周治療を行う際、治療計画書に基づき、歯周治療の早期の段階で、積極的に歯周疾患の改善を図り、残存歯の保護と咬合の回復を図るために被覆冠を装着した場合にその点数を算定できるとしているのである。

右のような歯周治療用装置に保険点数を認めた趣旨からすれば、本件の被覆冠のように、歯周治療の最終段階で装着し、その後何ら積極的な歯周治療を実施していない場合に、「治療計画書に基づいて装着された歯周治療用装置」ということができないことは明らかであるから、これ以上の釈明に応ずる必要はない。

平成八年(ワ)第一〇号

原告 外川 正  
被告 社会保険診療報酬基金

一九九九年四月五日

右原告訴訟代理人

弁護士 山中 邦 紀  
弁護士 佐々木 良 博

盛岡地方裁判所民事部 御 中

### 準 備 書 面

原告は、次のとおり、請求の一部を減縮する。

請求の趣旨

- 一 被告は、原告に対し、金二四〇〇円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払い済みに至るまで年五分の割合の金員を支払え。
  - 二 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決、並びに仮執行の宣言を求める。

請求の一部減縮の理由

- 一 原告は、被告に対し、次の各患者に関する診療報酬債権合計金二七五〇円の支払いを求めている。
  - 1 A子患者 金一三五〇円
  - 2 B子患者 金一〇五〇円
  - 3 C子患者 金 三五〇円
- 二 原告は、右患者のうちC子患者に関する診療報酬債権合計金三五〇円について、

訴えを取り下げる。

三 よって、前記請求の趣旨記載のとおり、請求を一部減縮する。

## 【八（ワ）一〇 事実整理案】

### 第一 当事者の求める裁判

#### 一 請求の趣旨

1 被告は原告に対し、二四〇〇円及びこれに対する平成八年二月二日から支払い済みまで年五分の割合による金員を支払え。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

3 仮執行の宣言

#### 二 請求の趣旨に対する答弁

1 原告の請求を棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

3 仮執行免脱の宣言

### 第二 当事者の主張

#### 一 請求原因

##### 1 当事者

(一) 原告は、住所地に外川歯科医院を開設している歯科医師であり、同医院は、岩手県知事から健康保険法所定の保険医療機関の指定を受けている。

(二) 被告は社会保険診療報酬支払基金法によって設立された特殊法人であり、政府または健康保険組合などの保険者が健康保険法その他の法律の規定に基づいてする診療の給付及びこれに相当する給付の費用について、保険者の委託を受けて、診療の給付を担当する病院、診療所、医師らの者に対して支払うべき費用の支払いをし、その中で、診療担当者から提出された診療報酬請求書の審査を行っている。

##### 2 原告の診療行為

原告は、平成七年六月から平成七年七月にかけて、A子患者及びB子患者に対し、以下のとおりの処置を施した。

##### (一) A子患者に対する被覆冠の装着

原告は、A子患者に対し、平成五年十一月二〇日に治療計画書を作成の上、歯槽膿漏症（辺縁性歯周炎）及び齲蝕の治療を行ってきたが、平成七年四月二五日及び同二七日に古い冠を除去したところ、冠に隠されていた虫歯部分に接する一部歯肉に炎症が認められ、そのためその部分の歯肉は発赤し軽度の刺激で血がにじみ出てくる状態にあり、右三歯は感染根管の状態にあったため、これに対する治療を開始し、その後来院の度歯周ポケットの清掃を行った。

そして、原告は、同年六月六日、A子患者に対し、歯槽膿漏の処置を行うと共に

右上一、二番及び左上一番の歯について被覆冠を装着した（以下、この被覆冠を「本件被覆冠（一）」という。）。

原告が本件被覆冠（一）を装着したのは、右三歯について根管充填の治療を行いメタルコアの印象を採得したことから、メタルコアの装着までの間、被覆冠を装着することにより咬合の回復を図り歯根膜の廃用性萎縮を防ぐとともに残存歯を保護し、更には、歯ブラシ効果並びにマッサージ効果を高めるためであり、原告は同日A子患者に対し、歯ブラシによる歯肉のマッサージ方法を指導した。

そして原告は同月一二日に歯槽膿漏の処置を行い、同月一三日には、前記感染根管治療により歯肉根面は平滑となっていることを確認し、また歯周ポケットの内面の歯肉を歯周探針で軽く擦過し、歯肉の出血しやすい状態が改善したことを確認し、これらの点から、右歯肉は歯冠修復物の印象採得に悪影響を与えるような状態でなく直ちに印象採得が可能な状態にあると判断した。

そこで、同日、原告は、右三歯及び五月二四日に歯周治療用装置としての被覆冠を装着していた左上二番の歯に対しメタルコアを装着するとともに、硬質レジン前装冠の印象を採得し右四歯について細菌感染を防ぎ、咬合及び歯列の変化を防ぐため被覆冠を新たに作成し装着し、六月二三日、右四歯について硬質レジン前装冠を装着した。

## （二） B子患者に対する被覆冠の装着

原告は、B子患者に対し、平成六年一二月一九日に治療計画書を作成の上、歯槽膿漏症（辺縁性歯周炎）及び齲蝕の治療を行ってきたが、平成七年七月四日、右上四番ないし六番の歯の古いブリッジを除去したところ、古いブリッジに隠されていた一部歯肉は発赤し軽度の刺激で血がにじみ出てくる状態にあったが、古いブリッジの除去により、古いブリッジに隠され清掃が困難であった部分に歯ブラシが到達するようになった。

そこで原告は、同日、右上六番の歯について虫歯の処置を施した後、同歯に被覆冠を装着した（以下この被覆冠を「本件被覆冠（二）」という。）。また、同日、右上四番の歯に対して感染根管の処置を施し、根管充填を行なった。同月一二日には、右上四番のメタルコアの印象採得を行ない、右上四番の歯及び五番の欠損分についてブリッジ形態の被覆冠を装着した（以下この被覆冠を「本件被覆冠（三）」といい、本件被覆冠（一）、本件被覆冠（二）と併せて「本件各被覆冠」という。）。

本件被覆冠（二）の装着は、被覆冠を装着することによって、象牙質露出による歯の疼痛を防止するとともに感染を防止し、また、咬合の回復を図り歯根膜の廃用性萎縮を防ぐとともに残存歯を保護し、更には、歯ブラシ効果並びにマッサージ効果を高めるためであった。

また、本件被覆冠（三）の装着は、右上四番の歯についてメタルコアの印象を採得したことから、メタルコアの装着までの間被覆冠を装着することにより咬合の回復を図り歯根膜の廃用性萎縮を防ぐとともに残存歯を保護し、更には、歯ブラシ効果並びにマッサージ効果を高めるためであり、原告はB子患者に対し、歯ブラシが歯周ポケットに到達していることを確認しながら磨く歯ブラシの方法を指導した。

そして、七月一九日、右上四番、同六番及び同五番欠損部歯肉に対し、再評価として、歯周探針で歯面を擦過してプラークの附着状態を確認し、視診により歯肉の炎症症状の改善度を確認し、歯周探針で根面を擦過して根面の平滑の程度を確認し、歯周ポケットの内面の歯肉を歯周探針で軽く擦過して歯肉の出血状態を確認する等の検査を行った。その結果、右上四番、同六番にプラークの附着はなく、歯肉の発赤は消滅し、根面は平滑であり、歯肉の出血しやすい状態は改善したことを確認したため、原告は、右歯肉は歯冠修復物の印象採得に悪影響を与えるような状態ではなく直ちに印象採得が可能な状態にあると判断した。

そこで原告は、同日、右上四番の歯についてメタルコアを装着すると共に、右上四番ないし六番の歯についてブリッジの印象を採得し、右三歯について歯の疼痛や細菌感染を防ぎ、咬合及び歯列の変化を防ぐため被覆冠を装着した。

そして、七月二八日、原告は右三歯についてブリッジを装着した。

### 3 算定告示の要件

歯周治療用装置について、保険医療機関等が保険者に対して請求できる診療報酬の額は、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（点数表）（平成六年三月一六日厚生省告示第五四号、以下「算定告示」という。）により、被覆冠一歯につき五〇点とされ、また、これらは治療計画書に基づく場合に算定するものとされている。そして、右算定告示の解釈として、「新診療報酬点数表の制定（昭和三三年告示の全部改正）等に伴う実施上の留意事項について（通知）」（平成六年三月一六日保険発二五号）は、歯周治療用装置として保険点数が算定される被覆冠に該当する要件を、（１）治療計画書に基づくこと、（２）最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴の一環として行われるものでないこと、（３）残存歯の保護と咬合の回復のために行われることであるとしている（以下上（１）ないし（３）の要件をそれぞれ「本件要件（１）」「本件要件（２）」「本件要件（３）」といい、これらの要件を併せて「本件三要件」という。）。

### 4 本件三要件該当性

#### （一） 本件要件（１）について

前記のとおり、原告は、A子患者については、平成五年十一月二〇日に、また、B子患者については平成六年一月一九日に、それぞれ治療計画書を作成の上、本件各治療を行っている。

従って、本件各被覆冠は、（１）の要件を満たしている。

#### （二） 本件要件（２）について

##### （１） A子患者に対する被覆冠の装着について

前記原告の治療行為においては、六月二三日に装着した被覆冠が最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴の一環として行われたものであるのに対し、六月六日に装着した被覆冠はそれ以前の段階で装着されたものであって、右被覆冠は（２）の要件を満たすものである。

##### （２） B子患者に対する被覆冠の装着について

前記原告の治療行為においては、七月一九日に装着した被覆冠が最終的な治療と

しての歯冠修復及び欠損補綴の一環として行われたものであるのに対し、七月四日及び七月一二日に装着した被覆冠はそれ以前の段階で装着されたものであって、右被覆冠は（２）の要件を満たすものである。

（三） 本件要件（３）について

原告がA子患者に対し六月六日に装着した被覆冠及びB子患者に対し七月四日及び七月一二日に装着した被覆冠はいずれも残存歯の保護と咬合の回復のために行われたものであり、本件各被覆冠は（３）の要件を満たすものである。

（四） まとめ

以上により、本件各被覆冠は、いずれも本件三要件を満たしているから、被告は原告に対し、右各被覆冠の装着に係る技術料につき、以下のとおり合計二四〇〇円の診療報酬を支払う義務がある。

- （１） A子患者について 一三五〇円  
但し、五〇点×三歯×九円（社会保険本人の一点あたりの単価）
- （２） B子患者について 一〇五〇円  
但し、五〇点×三歯×七円（社会保険家族の一点あたりの単価）

5 被告の対応

本件各診療につき、原告が、被告の従たる事務所である岩手県社会保険診療報酬支払基金事務所に対して、右処置に対する診療報酬の請求を行ったところ、被告の岩手県社会保険診療報酬請求書審査委員会は、原告の右報酬請求を否認していわゆる減点査定を行い、これに基づき被告は、前記4（四）の診療報酬の支払いをしなかった。

6 よって、原告は被告に対し、健康保険法四三条九第四項、国家公務員等共済組合法五五条五項、社会保険診療報酬支払基金法一三条に基づく法診療報酬請求権として、右未払金額合計二四〇〇円及びこれに対する本訴状送達の日翌日である平成八年二月二日から支払い済みまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

二 請求原因に対する認否

- 1 請求原因1は認める。
- 2 同2は知らないし否認する。
- 3 同3は認める。

但し、本件三要件は保険点数が算定できるための必要条件ではあるが、十分条件ではなく、保険点数が算定できるためには、右三要件とは別に「メタルコアの所定点数に含まれないこと」も要件となる。

- 4（一） 同4（一）（二）は争う。
- （二） 同（三）は認める。

- 5 同5は認める。

三 被告の主張

- 1 本件要件（１）について

（一） 歯周治療の実態から見て本件治療が右要件を充足していないこと

歯周治療において、歯周治療の効果を高めるために、発炎症因子となっている不適合な冠等を除去した後、残存歯の保護と咬合の回復のために行う歯周治療用装置は、大きな意義をもっている。従って、治療計画書に基づいて歯周治療をする場合、歯周治療用装置は、歯周治療の早期の段階において作製、装着する必要があり、歯周治療用装置の装着後も歯周初期治療（歯石除去、歯周ポケット搔爬）、歯周外科治療が行われるのが医学常識である。

しかし、原告は、A子患者に対し、最終補綴物の製作に着手する一週間程前に本件被覆冠（一）を装着し、しかも、その後歯周初期治療や歯周外科治療を行っていないのであるから、右は治療計画書に基づいて歯周治療用装置を装着したものであることはできない。

また、原告は、B子患者に対しても、歯冠修復を行う最終段階になって本件被覆冠（二）及び（三）を装着しているのであるから、右は治療計画書に基づいて歯周治療用装置を装着したものであることはできない。

（二） 治療計画書の記載から見て本件治療が右要件を充足していないこと

原告は、A子患者に関する平成五年一月二〇日作成の治療計画書において、本件被覆冠（一）に係る右上二番、一番及び左上一番の歯に対する治療計画として「除石」「RCT」との記載をしているのみで、歯周治療用装置については何ら計画を立てていない上、その後も右治療計画書の修正を全くしていない。

また、原告は、B子患者に関する平成六年二月一九日作成の治療計画書においても、本件被覆冠（二）にかかる右上六番並びに本件被覆冠（三）にかかる五番及び四番の歯に対する治療計画として「除石」「ブリッジの装着」との記載をしているだけで、歯周治療用装置については何ら計画も立てていない上、その後も右計画書の修正を全くしていない。

さらに、仮に、治療計画書に記載された治療に伴って行われることが当然に予定されている具体的な処置についても右要件を満たすと解しうるとしても、「RCT」との記載は「根管処置」あるいは「根管治療法」を意味し、歯周疾患の治療とは必ずしも関係はなく、また、「ブリッジの装着」との記載についても、ブリッジは、あくまでも欠損補綴の一つであって、歯周疾患の治療とは必ずしも関係はないから、これらの記載から当然に歯周治療用装置の装着が予定されているということとはできない。

従って、本件各被覆冠の装着は治療計画書に基づくものとは言えず、右（１）の要件を欠く。

## ２ 本件要件（２）について

（一） A子患者に対する被覆冠の装着について

原告は、六月六日に右上一、二番及び左上一番のメタルコアの印象採得を行うとともに本件被覆冠（一）を装着し、その後、同月一三日に当該歯にメタルコアを装着するとともに硬質レジン前装冠の印象採得を行い、同月二三日に硬質レジン前装冠を装着している。

従って、右本件被覆冠（一）は、原告がメタルコアを製作するため窩洞形成を行



ったためにメタルコアを装着するまでの間装着することが必要となったものであって、右被覆冠の装着は、メタルコアの装着にかかる一連の診療行為であり、前装冠の装着を目的とした最終段階の治療の一環（即ち、最終的な治療としての歯冠修復の一環）として行ったものというべきである。

このような被覆冠は、本件要件（２）を欠くものであって、歯周治療用装置ではなく暫間被覆冠（最終的な治療として歯冠修復あるいは欠損補綴の一環として行うものであり、鑄造冠などの歯冠形成を行った場合、象牙質の露出による歯の落痛や細菌感染などを防ぐため、また、咬合及び歯列の変化を防ぐために、暫間的にその歯冠形成を行った歯に仮着材料を用いて装着するもの）に当たるといふべきであり、その費用は、算定告示上、メタルコアの所定点数に含まれる。

なお、右暫間被覆冠については、算定告示の「第２章特掲診療料」の「第12部歯冠修復及び欠損補綴」の「通則」の１が「歯冠修復及び欠損補綴の費用は、特に規定する場合を除き、第１節の各区分の所定点数及び第２節に掲げる特定保険医療材料の所定点数を合算した点数により算定する。」と規定しており、歯冠修復及び欠損補綴の費用に含まれるものであっても、点数が規定されてあるもの以外は独立して点数を算定することができないから、算定告示において歯冠修復あるいは欠損補綴の一環として行う暫間被覆冠について点数を算定する旨の規定がない以上、これについて点数を算定することはできない。

#### （二） B子患者に対する被覆冠の装着について

原告は、B子患者に対し、七月一二日に右上四番の歯にメタルコアの印象採得を行うとともに当該歯に被覆冠を装着し、その後同月一九日にメタルコアを装着している。このメタルコアは歯冠修復及び欠損補綴に区分されている治療であり、ブリッジの印象採得が同月一九日に実施されている。

また、原告は、同月一二日に右上五番の欠損部に被覆冠を装着し、その後同月一九日にブリッジの印象採得を行い、同月二八日にブリッジを装着している。

これらの点から見て、原告がB子患者に対し、右上四番及び五番欠損部に装着した本件被覆冠（三）は、前記A子患者に対し装着した本件被覆冠（一）と同様に、原告がメタルコアを製作するため窩洞形成を行ったためにメタルコアを装着するまでの間装着することが必要となったものであって、右被覆冠の装着は、メタルコアの装着にかかる一連の診療行為であり、歯冠修復、欠損補綴の一環としての暫間被覆冠であり、算定告示上、メタルコアの所定点数に含まれるものである。

### 四 原告の反論

#### １ 本件要件（１）について

##### （一） 歯周治療の実態について

歯周治療用装置は、残存歯の保護と咬合の回復等の目的で必要に応じて装着されるものであり、歯周治療の早期の段階でのみ装着されるものではない。

確かに、歯周治療の早期の段階において治療対象のすべての古い冠が除去され、冠を除去した歯に対して歯周治療用装置を装着して治療が進められる場合もあり、このような治療方法は、噛み合わせに問題がありその噛み合わせを変える必要があ

る場合に適しており、また歯槽膿漏症の治療を比較的短期間に完了させることができるという利点があるが、その反面、上下顎の噛み合わせの関係が一時的に失われることがあるため、患者固有の噛み合わせの再現が変化しやすいという欠点がある。そのため、この治療方法がすべての患者に採用されるということではなく、噛み合わせに問題がない患者においては、患者固有の噛み合わせをできるだけ変化させないようにするため、個々の歯の処置を進めながら歯周治療を行う場合も少なくなく、このような治療方法が採用された場合には、治療の進行した過程で歯周治療用装置が装着されることがある。従って、歯周治療用装置の装着は、歯槽膿漏症の早期に装着することもあるものの、症例によりあるいは治療上の必要性に応じて、治療の進行した過程で行われる場合もあり、本件の被覆冠装着もこれに該当する。

## (二) 治療計画書の記載内容について

治療計画書とは、臨床所見、症状の経過、評価、実施予定の療法及び療法上の指導計画等が記載されているものをいうが、その記載については、形式にとらわれることなく、カルテの中にでも、別紙にでも、大づかみに診療の流れを記入した実用的なメモ書きでよいこととされている。

従って、したがって、治療計画書に個々の具体的な処置内容を詳細に記載する必要はなく、その記載から歯周治療用装置の装着が当然に予定されているものと理解される場合には、歯周治療用装置の処置は治療計画書に基づくものとして、診療報酬が認められるべきであるし、実際に認められてきており、以下のとおり本件における治療計画においてもこれが当てはまる。

### (1) A子患者に関する治療計画書の記載について

A子患者の治療計画書には、右上一、二番及び左上一番の歯にかかる「除石」「RCT」との記載は、これらに伴って行われることが当然に予定されている具体的処置をも含むものとして理解されるべきである。そして、「除石」に伴い、歯周組織検査→ハブラシ指導→歯垢や歯石等の除去→歯面の研磨→歯周組織検査といった具体的処置が行われることが当然に予定されており、「RCT」に伴い、古い冠の除去→歯冠部ならびに根管内の感染歯質の削除→暫間被覆冠（歯周治療用装置）の装着→根尖周囲組織の消炎処置→根管内の消毒→根管内の人工材料による充填封鎖→暫間被覆冠（歯周治療用装置）の装着→メタルコアーの印象採得・咬合採得→暫間被覆冠（歯周治療用装置）の装着→メタルコアーの試適・調整・合着→最終的冠の支台歯形成・印象採得・咬合採得→暫間被覆冠の装着→最終的冠の試適・調整・合着→最終的冠のメンテナンスが行われることが当然に予定されている。

従って、本件においては、「除石」、「RCT」という治療計画書の記載から前記各具体的処置が行われることは当然に理解しうるものであり、暫間被覆冠（歯周治療用装置）の装着についても治療計画書上当然予定されているものと言うべきであるから、本件被覆冠の装着は治療計画書に基づくものと言うことができる。

### (2) B子患者に関する治療計画書の記載について

B子患者の治療計画書における、右上四番と右上六番の歯及び右上五番欠損部の歯にかかる「除石」と「ブリッジの装着」が記載されている。治療計画書に記載さ

れている事項はこの二項目であるが、「除石」「ブリッジの装着」との記載も、これらに伴って行われることが当然に予定されている具体的処置をも含むものとして理解されるべきである。そして、「除石」に伴い、前記A子患者に関して述べたのと同様の具体的処置が予定されており、また、「ブリッジの装着」に伴い、古いブリッジの除去→支台歯の感染歯質の削除→感染歯質を削除して形成される実質欠損部歯面の消毒→実質欠損部分の人工材料による補填→暫間被覆冠（歯周治療用装置）の装着→最終的ブリッジの試適・調整・合着→最終的ブリッジのメンテナンスが当然に予定されている。

従って、本件においては、「除石」、「ブリッジの装着」という治療計画書の記載から前記各具体的処置が行われることは当然に理解しうるものであり、暫間被覆冠（歯周治療用装置）の装着についても治療計画書上当然予定されているものと言うべきであるから、本件被覆冠の装着は治療計画書に基づくものと言うことができる。

## 2 本件要件（2）について

メタルコアとは、支台にする歯牙の歯冠部の実質欠損が大きい場合、所定の支台形態にするために補足形成をする金属鑄造体のことをいうのに対し、歯周治療用装置ないし暫間被覆冠とは、残存歯の保護や咬合の回復あるいは食片圧入の防止や細菌感染の防止などの目的で歯牙に装着される合成樹脂製の被覆冠のことをいうのであって、両者はその材料や形態を異にしているだけでなく、治療ないし装着の目的や内容も全く異にしている。

従って、暫間被覆冠や歯周治療用装置の装着はメタルコア作成のための一連の診療行為とは全く別の診療行為であるから、暫間被覆冠ないし歯周治療用装置の費用がメタルコアの所定点数に含まれることはない。算定告示も、メタルコアの費用としてはメタルコアの装着並びにメタルコア装着のための窩洞形成及び印象採得の費用が含まれることを意味するものにすぎない。

平成八年（ワ）第一〇号

原告 外川 正

被告 社会保険診療報酬支払基金

平成一一年五月一四日

右被告指定代理人

近藤裕之 渡邊敬治 高橋一史 多田英臣 福島 司

右被告訴訟代理人

田口 裕二

盛岡地方裁判所第二民事部 御中

## 証拠申出書

### 第一 人証の表示

〒一七七一〇〇四一 東京都練馬区石神井町八一四六一一〇  
日本歯科大学教授・日本歯科大学歯学部附属病院長  
医学博士・歯学博士

証人 鴨井久一

(所要時間九〇分 呼出 旅費・日当要)

### 第二 立証すべき事実と証人との関係

同人は、日本歯科大学教授及び日本歯科大学歯学部附属病院長であり、歯周病学を専攻し歯周治療における審査診断・歯周外科治療・歯周治療のメンテナンス及びプラークコントロールの使用器具等を専門とする歯科医師である。

同人の専門家としての客観的な意見により、被告の主張事実の妥当性を立証する。

### 第三 尋問事項

別紙記載のとおり。

## 別紙

### 尋問事項

証人 鴨井久一

- 一 証人の経歴について
- 二 歯周疾患（歯槽膿漏症）について
- 三 治療計画書に基づく歯周治療について
- 四 歯冠修復及び欠損補綴について
- 五 歯周治療用装置と暫間被覆冠について
- 六 A子患者に対する歯周治療及びカルテの記載について
- 七 B子患者に対する歯周治療及びカルテの記載について
- 八 その他右に関連する一切の事項について

平成八年（ワ）第一〇号

原告 外川 正

被告 社会保険診療報酬支払基金

一九九九年五月 日

右原告訴訟代理人

弁 護 士      山 中 邦 紀  
同              佐 々 木 良 博

盛岡地方裁判所第二民事部 御中

## 証拠申出書

### 一 人証の表示

盛岡市山岸一丁目二番四六号

原告本人 外川 正（同行）

（主尋問 九〇分）

### 二 尋問事項

別紙のとおり

## 別紙

尋問事項（原告本人 外川 正）

- 一 原告は、歯科医師として外川歯科医院を開設しているか。
- 二 A子患者及びB子患者の治療を行ったことがあるか。
- 三 A子患者の治療の経過並びにその内容について。また、本件被覆冠を装着した経緯並びにその目的について。
- 四 B子患者の治療の経過並びにその内容について。また、本件被覆冠を装着した経緯並びにその目的について。
- 五 歯周治療の実態について。
- 六 本件診療報酬の内容並びに請求の根拠について。
- 七 原告が使用している治療計画書の様式並びに右様式の治療計画書を採用した経緯についてについて。
- 八 本件治療計画書の記載内容について。
- 九 甲第一三号証の治療計画書の様式について。
- 一〇 甲第一一号証及び甲第一四号証記載の治療計画書の記載内容について。
- 一一 その他、本件に関連する事項。

## 速記録

平成一一年七月三〇日

第一五回 口頭弁論

事件番号：平成八年（ワ）第一〇号

原告本人氏名：外川 正

原告代理人（山中）

速記録末尾添付の原告本人名義の「経歴書」と題する書面を示す。

ここには、あなたの経歴、それから所属学会、ページをめくって著作論文が書いてありますね。

はい。

このとおりですね。

はい、このとおりです。

経歴のところを見ると、結局、歯科医学の何を専攻されたということになりますか。

補綴学です。

補綴というのは、どういう分野を専門にやるのでしょうか。

主にとりか、入れ歯とか冠をかぶせる、そういうのを中心に研究する学問です。

ただし、開業して経営なさっている医院は、一般歯科ですね。

はい、そのとおりです。

それから学会に所属をされておられますが、指導医というのは、どんな御立場の方を言うんですか。

学会が指定するもので、認定医の更に上の資格というんでしょうか、そういうものです。

日本補綴歯科学会の指導医は、岩手県内には何人おられますか。

開業医では、恐らく二、三人だと思います。

もう一つ別の臨床歯内療法学会ですが、認定医指導医とありますが、これはどういう資格でしょうか。

やはり同じように学会が指定するもので、認定医の更に上の資格です。

甲第六号証を示す

A子患者さんのカルテを見ますと、最初に外川歯科を訪れた日が分かるんですが、いつでしょうか。

平成五年一月六日です。

そのときの患者の主訴は何でしたか。

左の下の奥歯なんですけれども、食事のとき痛むことがあるという主訴です。

初めての患者さんですか。

初めての患者さんです。

そういうこともあって、検査をし症状を確認し治療に入る、こういうことですね。

はい、そうです。

適応検査をいたしましたね。

はい。

いつですか。

十一月六日、来院した日です。

日付を追ったカルテの記載に、十一月六日のところに、適応検査を行った旨の記載がありますね。

はい。

そして、カルテの二枚目には、その結果が書いてあるわけでしょう。

はい、そうです。

適応検査というのは、どんなことをするものですか。

主に、盲嚢の一点法の測定と、あと、視診によって歯茎の色とか腫脹の度合い等を検査します。

この患者さんの場合には、適応検査の結果、ということが分かったんです。

全体的に歯周疾患がありました。決して重症ではないんですけども、軽度の炎症があるというふうに判断しました。

二枚目の記載は、それが分かるように書いてあるわけですか。

はい、そうです。

その後、精密検査というのを行ってますね。

はい。

これは、何日ですか。

これは、十一月の二〇日です。

どんな検査を、何のために行うんですか。

これは、目的は、治療計画書を作成するために行う検査で、盲嚢を三点法以上、更に詳しく測定していきます。そのほか、歯茎の状態を視診触診により検査していきます。

検査の結果、どういう事実が分かったんですか。

全体的にプラークが大分取れているようになって、一部、発赤が少なくなっております。あとは、やはり、最初の状態と、経過が、まだ二週間くらいしかたっておりませんので、その他はほとんど同じというところです。

この段階でも、既に治療は行っているんですか。

はい、歯ブラシ指導とか、簡単な除石は行っております。

適応検査、精密検査の後に、あなたがこの患者さんの治療のためにやった大きなことは何ですか。

検査の後ですね、主に歯ブラシ指導、それから左下の四番、五番の神経を取っております。あと抜歯もしております。

治療計画を立てたでしょう。

はい。

いつです。

十一月二〇日です。

これは、カルテの三枚目に計画書が書いてありますね。

はい。

どんな計画を立てたんですか。記載を見ながらおっしゃってください。

まず、全体の歯茎に対して、歯石、除石を行います。それから、左右の七番、八番を抜歯を予定しております。それから、左右の六番、下顎の六番と、上顎前歯一番、二番、左右の一番二番ですけれども、根管治療を行います。最終的に冠をかぶせる予定にしております。

除石というのは、記載がありますね。

はい。

除石は何のために行う治療で、どういう経緯で治療が行われるんですか。

除石は、歯周疾患の治療のために、それを治すために行います。経過は、まず検査を行って、どういう程度の歯周疾患かを判断します。それに基づいて歯ブラシ指導を行います。歯ブラシ指導の後、更に除石をしまして、除石の結果を歯周組織検査を行って、その状態を判断していきます。もし、検査の結果、更に除石が必要な場合は再び除石を行い、そして更に検査をしていくというふうに、最終的には、症状がなくなりましたらメンテナンスに移行して、それで治療が終了ということになります。

メンテナンスというのは、どんな中身のものですか。

その歯茎の状態を維持させるための方法として、検査をしたり、触診、視診をしたり、そして歯ブラシ指導をしたり、患者さん自身が取れにくい歯石、汚れは、実際にこちらで取ってあげるとか、そういうような処置が含まれております。

抜歯というの、計画表に記載があるんですね。

はい、あります。

RCTという記載がありますね。

はい。

これは何ですか。

これは、根管治療のことです。

これは、どういう疾病、疾患に対して、どういう治療を行うんですか。

これは、根の中が感染している状態の歯に対して行う治療として、治療としては、もし冠がかぶっている場合は、冠を外していかなければなりません。冠を外した後に、感染している歯質を除去します。感染した歯質を除去した後、歯質を消毒します。更に根尖部の周囲組織の炎症起きているわけなんですけれども、その炎症を押さえるための処置を行い、根の中を人工物で埋めてしまいます。埋めた後に、メタルコアと言って、金属の土台をその中に立てます。そして、更にその上に最終的な冠をかぶせる形を取って冠をかぶせ、最終的にはメンテナンスを行うというような経過になります。

この患者さんの場合は、最終的な治療は何だったのですか。

RCTのでしょうか。

はい。



最終的には冠をかぶせてメンテナンスをするというところまでが、最終的なものです。

それで、どんな治療でも計画を立ててやるんでしょすが、特に計画書を作成して行うというのは、どういう場合、どういう心掛けで治療にあたっている場合のことですか。

そうですね、やはり、たくさん治療しなければならないところがあって、そういうものをきちんと整理して、できるだけ能率的に、期間も短く、患者さんのためということで計画書を立てます。

あなたの場合は、計画書を用いて、計画を立てて治療するのが普通ですか。

そうです。普通です。

また、それは、歯科の治療において推奨されていることですね。

ええ、そうです。

それで計画書を立てたわけですけれども、これに基づいて、早速に進行した治療はどういうことですか。

計画書ができてからですね。

ええ。

まず、左下の奥歯を抜歯しました。同時に、左の下の奥歯の手前のほうの奥歯ですけれども、その除石を行いました。

計画に従って、そのように始めた治療を進行させるおつもりでおったんでしょう。

はい。

ところが、この患者さんは、翌年の六月七日まで治療に通ってきておったんですね。

はい。

その後は、しばらく間が空きましたね。

はい。

それまでの治療の概要、六月七日までの概要は、どんなものでしょうか。

最初、全体的に通して歯槽膿漏の除石の治療をやったんですけれども、そのほかに、抜歯する予定の歯は全部抜歯しました。それから、下の左右の六番の根管治療、それから奥歯の冠をかぶせる治療等を行っております。それから予定にはないんですけれども、右の上の糸切り歯三番、四番ですね、ここが途中で歯茎が腫れてきまして、ここの治療も追加して行いました。それから、あと右の上のブリッジも入れております。

その後、間をおいて、またおいでになったのは七年の四月一七日ですか。

はい、そうです。

どうして、その間あいたんでしょうか。

これは、患者さんの都合というか、約束はしてたんですけれども、患者さん、来なくなってしまったということです。

患者さんのおうちの事情があったように思われますね。

そうです。

平成七年四月一七日に、またおいでになったんですね。

はい。

このときには、どういう訴えを最初なさいました。

このときは、当初、前歯の根の治療の予定をしてたんですけれども、恐らく、前歯の治療をするにあたって冠を外さなければなりませんので、それを、ちょっと外す都合が付かなかったんだと思います。それで、前歯の治療を希望して四月一七日に来ました。

間があいたことにより、更に検査をするとか、そういうことをやりましたか。

はい。

どんなことをやりました。

間は一〇か月空いたんですけれども、歯槽膿漏の治療は継続しておりますので、そのまま再評価検査を行い、レントゲン写真を撮りました。

現状を確認をされたわけですね。

はい、そうです。

再評価検査をした段階で、治療方針は、今後、どのように進めるということになったんでしょうか。

当初の予定どおり、前歯四本、左右、一、二、一、二ですけれども、その冠を外して根の治療をして、最終的には冠をがぶせるという治療方針で、進めることにしました。

四月一七日以降、どのように治療を進めましたか。六月六日ころまでの経緯を、概要を教えてください。

まず四月一八日、左上の二番、冠を外しまして、根管治療を行いました。根管治療の際中ですので、暫間被覆冠は入れることができなくて、そのまま治療を継続していきます。二五日に、仮にその歯を詰めまして、すぐ隣の一番の冠を外して根管治療を行いました。二七日に、右上、一番、二番の冠を外して、根管治療を行っております。

四月二五日と二七日と、二回にわたって、もちろん別々の歯のことですが、古い冠を外したんですね。

はい、そうです。

何のために外したんですか。

根管治療を行うためです。

根管治療が必要だというのは、どういうことからの判断でした。

レントゲン写真で、根の中が感染してる、汚れている状態が前もって分かっております。

それで冠を除去したら、どういう状態が表れてきたんですか。

根管の中は感染状態でした。それから、歯茎ですけれども、元々入っていた冠が歯にきちんと合っていなかったものですから、その部分に汚れが入って行って、歯肉が炎症起こして、出血しやすい状態でした。

冠を外したら、その部分を、また修復しなければなりませんね。

はい。

どうのことをやることになるんでしょうか。

まず、感染菌質を除去して、消毒をして、詰めて、そしてかぶせる、メタルコアとか、かぶせる治療に入っていきます。

そのとおり、どんどん進められる状況でしたか。

根の先の病気が相当重症でしたので、カルテでも分かりますように、何回か根の治療を繰り返し、そして、更に、一気に詰めることはできなくて、ビタペックスの材料で、一か月ほど様子を見てから詰めるという、ちょっと普通の根の治療よりも、ちょっと複雑な治療に入りました。

更に最終的な治療に入る前に、歯肉の状態が改善されなければならないですね。そうです。

今すぐ最終治療に入るということは、難しい状態だったんでしょう。

そうです。

発赤とか炎症とか、あるいは血がにじみ出るとか、そういうことがあったんですね。

はい。

五月二四日には、左上二番の歯について、どういう治療を行いましたか。

左上二番の根の治療を、終了することができました。

カルテの五月二四日の記載を見ますと、「歯周治療用装置、ヒフク冠」と、こうありますね。

はい。

これは、どういう状況判断のもとに、何を目的として、歯周治療用装置を装着したんですか。

これは、歯肉が炎症が残ってて、発赤があって、出血しやすい状態でした。この時点で、根管治療がすべて終わりましたので、相当きちんとした歯周治療用装置、要するに、歯にぴったし密着することができる、歯周治療用装置を装着できる段階に入りましたので、装着しました。目的は、咬合の回復、あるいは歯ブラシの効果を高めるとか、あとは歯根膜の廃用性萎縮を防止する、それらの目的で装着することができました。

この左上二番については、その後、どういう経過で、どういう最終治療を行いましたか。

これは、メタルコアを装着し、最終的には冠をかぶせる治療にいきました。硬質レジン前装冠を装着したんですね。

はい、そうです。

歯周治療用装置は、いつ外しましたか。

外したのは、六月一三日のメタルコアをセットするときに外しました。

メタルコアというのは何ですか。

金属の土台です。

金属の土台を装着して、その先、何をするという前提になるんですか。

この装着をして、しばらく歯茎の様子を見る場合もありますけれども、状態がよければ、すぐ、硬質レジン前装冠の印象を採ります。

この左上の二番の最終治療は、硬質レジン前装冠の装着ですよ。

はい、そうです。

この最終治療に入る一番最初の段階は、この前装冠の印象を採得することですね。

はい、そうです。

これは、いつ行われたんですか。

六月一三日です。

印象を採得するほか、その歯が前装冠を装着するに適するように、削ったり細工をするでしょう。

はい。

これは、いつ行われましたか。

それも六月一三日に行いました。

歯周治療用装置は外して、今のようなことを行いますよね。

はい。

その後、更に暫間被覆冠をセットしましたね。

はい。

これは、前のものを、歯周治療用装置を引き続き使えないのはなぜですか。

それは、根の最初の歯周治療用装置は、根の中に差し込むタイプになります。メタルコアを装着しますと、逆にメタルコアにかぶせるような形の装置になりますので、全く形が違うものですので、使えません。

六月一三日には、左上二番については、もう歯肉の改善があって、最終治療に着手してもいいと、こういう判断をしたんでしょう。

はい、そうです。

これは、一三日、どんな状況があったんですか。

やはり、いい状態でした。

検査をしましたか。

ええ、やりました。

どんなやり方で検査をして、どういうことが確認できたんですか。

歯周探針を用いまして、根面を擦過したり、あるいは粘膜、ポケットの部分をなぞって出血があるかないかを見たり、あるいは視診によって発赤があるかないか、それらの状況を見ました。

歯肉の状態は改善されておった、こういう判断ですね。

はい、そうです。

最終補綴と言っていいんですか、前装冠を装着すること。

はい。

最終補綴に入ってもよからうというふうに、判断したんですね。

そうです。

その後の被覆冠は、何のためのものなんですか。

それは、最終補綴物を入れるまでの間、何日か患者さんに待っていたたがなきゃならないんですけれども、その間、見ために、もちろんよくないというものもありますし、それから、その間、歯茎に対する悪影響、あるいは廃用性萎縮を防ぐというような目的があります。

この患者さんのカルテの六月六日のところを見ますと、歯周治療用装置を装着したということが書いてありますね。

はい。

これは、どの歯に装着をしたんですか。

これは、右上一番、二番と左上の一番、三歯に行いました。

この段階で、あなたとすれば、歯周治療目的として暫間被覆冠をセットしたんですね。

はい、そうです。

そういう処置が必要だと判断した理由は、何ですか。

まず、歯肉が、完全に、印象するほどよくなっていないということと、ほぼいい状態で装置を入れることができる状態になった、というふうに判断しました。

この歯周治療用装置をセットした目的ですね、さっき、左上二番について言いましたけど、重複しても結構ですから、九月六日のセットの目的は何ですか。

目的は、歯肉の炎症状態をなくすために、咬合の回復と歯ブラシの効果を高めるため、あるいは歯根膜の廃用性萎縮を防止する、それらの目的のために装着しました。

歯肉の状況の軽減、改善を目的としたものなんですね。

はい、そうです。

すぐ最終補綴に着手できないのは、なぜですか。

それは、歯肉からの出血があると、印象が、なかなかきれいに採れないというのが主です。

その後、六月一二日には、どんな処置を行いましたか。

これは、たまたま仮歯が取れて患者さんが来られて、それを付けてあげたというのです。そのときに歯茎をちょっと見ましたら、汚れているところがあったので、超音波スケーラーで洗ってあげたというような処置です。あと薬を付けました。

六月一三日の状況は、先ほど言った左上二番と同じ検査、確認を行ったんですね。

はい、そうです。

右上一番、二番、左上一番についても、最終段階に入ってもよろしいという判断に立ったわけですか。

はい、そうです。

その結果行ったことは、どういうことなんですか。

メタルコアを装着して、最終的な冠の印象を採りました。プレパレーションして印象を行いました。

プレパレーションというのは、どんなことをするんですか。

歯を削ったりあるいは研磨したり、かぶせるのに適切な型を整えるということです。

硬質レジン前装冠を最終的に装着をするために、患者さんの歯の形を整えるんですね。

はい、そうです。

で、歯周治療用装置は外したままにして、新たに暫間被覆冠を装着した、こういうことになりますか。

はい。

そして、この暫間被覆冠についても、先ほどの左上二番と同様な効果を期待して、最終補綴の前段階として、着手後の暫間被覆冠の装着と、こういうことになるんですね。

はい、そうです。

次の患者さんに移ります。

甲第七号証を示す

B子患者さんですが、B子患者さんが、あなたのところを初めて訪ねてきたのは、いつですか。

平成六年一二月七日です。

そのときの主訴は何ですか。

左上の奥歯の詰めものが脱離しまして、それが気になるという主訴です。それで、早速に、どういう処置を行いました。

まず、レントゲン写真を撮って、適応検査を行いました。適応検査を行ったのは、いつでしょう。

一二月七日です。

適応検査の結果は、どういう状況が認識できたんでしょうか。

プラークは、そんなに多くは付いてなかったんですけども、前歯が、歯肉の発赤と腫張が認められました。それは上下です。それからポケットは浅かったんですけども、歯の動揺が、強くはないんですけども幾らか見えるのがあったと。

精密検査も行いましたか。

はい、行いました。

いつ行いました。

一二月一九日です。

その結果は、どういうことが判明したんですか。

やはり、軽度の歯周疾患が全体的にあるということと、あとは、前歯の上下ですけども、そこが歯肉の発赤、腫張があるということです。

精密検査まで行って、治療計画を立てましたね。

はい。

カルテ三枚目に治療計画書の欄があって、そこに記載がありますね。

はい。

この間の治療は、どんなことだったんですか。計画書を立てるまでの間は、どんな治療を行いましたか。

主訴の部分の応急処置と、あと、簡単な除石、歯ブラシ指導を行いました。

治療計画書に盛られている中身は、どんなものですか。

まず、全体的に除石を行います。それから、左下の三番、四番を根管治療を行って冠をかぶせる。五、六、七、ブリッジですけれども、これは作り直します。右下の四番が、インレーを装着する予定です。五、六、七、ブリッジを作り直して、右下八番のクランを作り直します。

除石については、A子患者さんについて述べたと同じような治療経過を予想してるんですね。

はい、そうです。

ほかのものについては、どんな内容、治療経過を考えているんですか。

ブリッジの……。

そうですね。ブリッジに重点をおいて話をしてください。

まず、元々入っている不適合のブリッジを除去しなければなりません。除去したら、それを支えている歯が虫歯がありますので、その虫歯部分を除去します。虫歯を除去した歯面を消毒し、その部分を人工物で補てんします。そして、もちろん歯槽膿漏の治療と並行させていくわけですけれども、その前に歯周治療用装置を試着する必要があります。そして歯肉がよい状態になったところで、ブリッジの印象をして、最終的にブリッジを装着します。

この患者さんについて、平成七年の六月ころまでには、どんな治療を継続しておりましたか。

平成七年の六月ころまで行った、治療の内容ですね。

はい。

まず右の下の虫歯の治療です。それから、左の下の根管治療、三番、四番、五番の根管治療を行うし、冠をかぶせております、左下のブリッジを作り直しております。それから右下のブリッジを外して、作り直しております。その間、根管治療も入っております。それから、前歯の根管治療を行って、かぶせ直しています。それから左上の三番、四番の神経を取って、かぶせております。それから、左の奥歯も虫歯の治療をしております。

大体そんなものですか。

はい。

(以上 新田弘子)

それで、平成七年に入って、六月、七月ごろの治療は、どういう場所に、どう

いうふうに発展させていったのですか。

七月に入りまして、まず、右上の四、五、六のブリッジを切断しております。

右上三番の冠を除去したのはいつですか。

冠を外したのは六月一四日です。

それから、右上四、五、六に治療ができたのは、いつごろからですか。

それは七月四日ですね。

どういうことをしました。

まずブリッジのダミーの部分を切断しました。そして、六番の冠を除去して、生きてる歯ですので、虫歯の部分を取って、歯周治療用装置を装着しました。その装着はいつですか。

七月四日です。

六月二三日にも歯周治療用装置を装着したというカルテ記載があるんですが、これはどの部分を指しますか。

六月二三日ですね、右上の三番です。

その場所は、患部がどんな状況を示しておって、何のためにこの装置を施したんです。

ここは、歯茎が発赤し、血がにじんでいるような状態でした。これを治すために歯周治療用装置を装着しました。

装着をしまして、歯ブラシ指導などもしながら、改善を待ったわけですね。

はい、そうです。

改善がされましたか。

はい、しました。

改善された後、この右上の三番は、最終的にはどんな治療で終わったんです。

硬質レジン前装冠を装着しました。

その前装冠の印象採得とか、あるいは歯を削ったりして、装着できるように調整するという前段階があったわけですね。

はい。

そのときには、歯周治療用装置を外して、最終補綴に向けた暫間被覆冠を取り付けた、そういうことになりますね。

はい、そうです。

七月四日に戻りまして、右上四、五、六のブリッジを除去したんですね。

はい。

歯肉の状態はあまり良くなかったわけですね。

はい、そうです。

その日に、右上六番の歯周治療用装置を装着したんですか。

はい、そうです。

その目的については、今まで、歯周治療用装置についてあなたが述べたと同じことでしょうか。



はい、そのとおりです。

それで、右上六番は今のよう処置をしたとして、四番、五番についてはどういう経過ですか。

四番については、同じ日、七月四日ですけれども、根管治療を行いました。そのときは一日で根管治療を終えることができました。それから、五番は歯がないところなんですけれども、そこにやはり炎症起こってました。それで、消毒をして、歯茎の炎症を抑える処置をしました。

暫間被覆冠、歯周治療用装置を装着したんですね。

はい、そうです。

これは、目的、効果は、右上六番と右上四番、五番は、同じことを期待をしてるんですか。

ええ、そうです。

その後、歯肉の状態が改善されたことを確認したのはいつですか。

最終的に確認したのは七月一九日です。

どういう方法で確認したんですか。

やはり、歯周探針を用いまして、根面を擦過したり、補綴冠の中をなぞったりして、根面については凹凸があるかないか、歯肉については出血しやすいかどうかを確認しました。

その結果はどういうことだったんです。

印象を採るに十分耐えられると、いい状態と判断しました。

印象を採るといのは、何の印象を採るといことですか。

三番については硬質レジン前装冠、四、五、六についてはブリッジの印象です。

更にその日行った処置は何ですか。

右上七番の五分の四冠のプレパレーションと印象を行いました。

右上四番についてはどうですか。

四番はメタルコアを装着しました。

それから、右上四番ないし六番の歯ですか、ブリッジの印象を採得したのは。

はい。

どの歯ですか。

……………。

その日にブリッジの印象も採得したんでしょう。

はい。採得しました。

それはどの歯についてですか。

……四番、六番ですね。

五番は。

五番も、もちろん歯がないところなんですけれども、当然印象は必要です。

そうして、更に、暫間被覆冠をセットしたということになりますね。

はい、そうです。

この段階での暫間被覆冠は最終補綴の段階に入った上のことだと、こういうことですね。

はい、そうです。

ブリッジを装着したのは、何日のカルテ記載になってますか。

七月二八日です。

被告指定代理人（近藤）

最初に、あなたの経歴等について若干補足してお尋ねしますが、先生が保険医療機関の指定を受けられたのはいつごろですか。

昭和五五年七月です。

保険医の登録をされたのはいつごろでしょうか。

昭和四八年だったと思います。

あなたの御専門は、いわゆる補綴学というふうに先程おっしゃいましたが、歯周病学について特に御専門に勉強されたり、論文書かれたりというようなことをされたことはございますか。

特には、専門には勉強はしておりません。

私のほうでも、A子患者さんとB子患者さんの治療の経過を中心にお尋ねいたしますけれども、その前に、若干、歯周疾患についてのあなたの治療方法一般について、少しお尋ねいたします。あなたの病院では、大体一か月に患者さんを何人くらい診ておられますか。

一六〇人か七〇人、明細書が大体そのくらいです。

そのうち歯周疾患で治療を行う患者さんの割合というのは、大体どれくらいでしょうか。

ちょっと、正確には分からないんですけども……半分くらいはいるとは思いますが。

従前、歯周疾患の患者に対する治療方法として、P1型とP2型という区分がございましたね。

はい。

あなたの病院で、その歯周疾患の患者さんに対して治療をする場合に、この両者の割合というのはどれくらいでしたか。

ちょっと、正確には分からないんですけども、私としては積極的に1型をやったつもりです。

1型のほうが多かったというような御記憶ですか。

さあ、それはちょっと分からないですね。ただ、きちんとついてきてくれるといたら、ちょっと語弊があるんですけども、歯ブラシ指導にも熱心だとか、そのような条件が整えば、やったほうがいいというふうに考えておりました。

先生が行っておられた治療で、1型と2型では、具体的にどんなような違いがあるのでしょうか。

まず一番違うのが、治療計画書を作るか作らないかということだと思いま

す。

1型のほうは、計画書を作って、それに沿ってやっていくところが特徴だということになりますか。

そうですね。もちろん、どなたも、計画を全然しないで治療に着手するということはないんですけれども、きちんと書面で残して、書面上で患者さんに見てもらって、そういうようなことをやっていくというのが、やはり1型の特徴かなと思っておりました。

治療計画書には、普段、どんなような事項を記されてますでしょうか。

歯周疾患に対する治療と、それから虫歯に対する治療、あるいは補綴物に対する治療、それらのことを記載しております。

本件では、あなたのお二人の患者さんに施した処置が、いわゆる歯周治療用装置であるか、暫間被覆冠であるかというような、その位置付けが問題になっているわけですが、あなた御自身としては、その両者の区別というのはどういうふうに考えておられますか。

医学的には全く区別のつかないものと私は思ってます。ただし、私としては、歯周疾患に対して相当いい影響を与えるものでなければ、歯周治療用装置としては認めたくない。例えば、軟化ゴジスとか、マーチンに残ってる状態に入れたものは、どうしてもマーチンが合いませんのでそういう段階で入れたものは、自分としては歯周疾患として思いたくない。もちろんそういうのは請求しておりません。やはり、歯茎に対していい影響を与えるという段階に入ったものだけ、歯周治療用装置として考えておりました。

歯茎の治療というのは、比較的治療の早期の段階で行うということが多いですね。

それは、そういうふうに決めつけられても。というのは、歯周疾患の治療というのは、私の場合は、患者さんが、最後の、これで治療終わりましたよというときまでやっておりますので、実際は、何らかの形で、指導とか、プラークの除去とか、そういったことでいえば、すべて、最初の段階で終わるものでない、そういうものではないと思っておりました。

必ずしも、早い段階でつけるか、後の段階になってつけるかということは、その区別の基準にはしておられないということになりますか。

何をつけるということですか。

歯周治療用装置かどうかということですがね。

それは、あくまでも、その治療方針とか、あるいは患者さんの都合とか、そういうことによるものであって、そういうことを無視して早い段階に入れることは、多分、実際の臨床では不可能だと思います。

乙第一号証を示す

これA子患者さんの平成七年六月の診療報酬明細書ですけれども、この中の処置・手術という欄がございますね。

はい。

真ん中ちよっと上のところですけども、この中のその他というところに、歯周治療用装置という記載がありますね。

はい。

あなたがこういう治療をされたという記載になっていますが、処置・手術欄の中で、点数請求されてるので、この真ん中辺りに、P処一〇×六というのがありませんね。

あります。

これは、いわゆる治療後の消毒という意味でよろしいんですか。

これはですね、そのいろんなものが含まれてるというふうにぼくは解釈。実は、青本見て、特に、こういう処置をP処と言うというふうに書いてないものですから、むしろ、専門の方に聞かれたほうが。ただ、私としては、消毒とか、あるいは歯石を取ったりとか、あるいは歯槽膿漏の治療のときには、結構、毎回いろんなことをしなけりやならないわけですね、そういうものを全部含めて、こういう言葉が当てられてるのかなというふうに解釈してましたけれども、実際はきちんとした説明は受けたことありません。

あなたとしては、この六点、六を記載されたというのは、どういう処置をしたということによって点数を請求されたんですか。

いわゆる歯槽膿漏の処置ですね。保険の規則でいう歯槽膿漏の処置です。

その隣の欄に、初期ということで、二〇〇×、四〇〇×というような記載がございませぬ。

はい。

これは、いわゆるP1型の場合で、歯石除去の場合が二〇〇点、それから歯周ポケット搔爬の場合が四〇〇点というように、ものの本に書いてあるんですが、こういうような処置はやっておられないということになりますかね、この時点で。

この時点で、そうですね、記入ないですからやってないですね。ただ、P処の中には、除石をしたときも、この初期治療とか、この二〇〇点、四〇〇点というのは、いろいろな条件があって、算定できるときとできないときがたくさんあったと思うんですよ。

あなたとしては、除石をされたということも、P処一〇の中に含めて算定されてるということになるわけですか。

そうですね。簡単な除石はここに含めてた場合もありますね。

平成七年六月時点で、歯周治療用装置を装着されたということなんですが、そうすると、今あなたのおっしゃった、P処一〇として算定された簡単な歯石除外なんかを、根の治療としてこの時機にやったということになるわけですか。

根の治療として、ちょっと、意味が。

歯周治療用装置を装着されたということは、まだ根の状態に問題がある段階だったと、そういう御認識でされたわけじゃないんですか。

歯周治療用装置を入れることが、歯の根の治療が終わらなければ、結構難

しいと思いますけれども。根の治療に問題があったら、むしろ、歯周治療用装置はもう少し待つ。質間の意味がちょっとおかしいような感じします。

甲八号証を示す

一九枚目から二〇枚目にかけてを示しますけれども、これ、平成七年六月六日の診療録、これが一九枚目の下のほうから記載がありますけれども、二〇枚目の真ん中より少し上のほうに、右上二番、左上一番について、歯周治療用装置、被覆冠セットという記載がありますね。

はい。

これは、このときに歯周治療用装置を装着されたということですね。

はい、そうです。

これが五〇点×三となってるから、これは三つということですか。

そうです。

これが、本件で問題の減点されたものということになるわけですね。

はい。

同じ診療録の一八枚目を示しますけれども、五月一〇日の欄に、これ、左上一番にテックという記載がありますね。

はい。

テックというのは何ですか。

暫間被覆冠です。

先程の歯周治療用装置とは、これは概念的に区別されるものですね。

．．．．。

あなたは、先程のほうには、二〇枚目ですか、歯周治療用装置とお書きになっていて、一八枚目のこの欄にはテックという別の名称で書かれてるわけだから。

それは、この段階で入れたものは、歯周治療用装置としては私は認めたくない。

この段階とおっしゃるのは。

根の治療の際中の段階です。根の治療というのは、根の治療が終わらなければ、相当きちんとした暫間被覆冠入れることができない。この段階は、本来であれば、前歯なしで患者さんに我慢してもらわなければならないんですけども、この患者さん、女性で、結婚を控えてると聞いてたんですけども、とにかく、どういう形でもいいから入れ歯入れてほしいという希望があったもんですから、相当無理して入れたわけなんです。しょっちゅう取れるんですけども。

私お尋ねしてるのは、五月一〇日のテックというのは、どういう処置をされたのかということをお尋ねしてるんですが。

暫間被覆冠としては同じものですが、歯周組織に対する治療効果ということに関しては、やはり若干不備があったと、十分ではないというものです。

五月一〇日、一一日ですね、同じページの。

それで、結局、保険請求するには忍びないということで、保険請求はしな

いで、テックということで装着しました。

ちょっと、よくお答えの趣旨が分からないんですが、テックというのと、先程の歯周治療用装置ね、六月六日のですね、これの区別をもう少しおっしやっていただけですか。

これは、医学的にはそう差はないと思いますけれども、保険請求の場合は、歯周治療用装置というのは、その名前のごとく、相当きちんとしたものでなければならぬとぼくは思っていました。自分の判断といいますか、そういう意味で区別したんであって、医学的に区別できるかできないかということについては、ちょっと分からないと。

今のあなたのお答えだと、六月六日の歯周治療用装置というのは、いわゆるちやんとしたものであって、この五月一〇日とか一日に、同じ歯につけたいわゆるテックというものは、それは、もう少し、ちやんとしてないものというかね、もう少し程度の良くないものということになるわけですか。

言葉としてはちょっと不適切だと思うんです。それしか作れない段階なものといったほうがいいと思います。根の治療の際に仮歯を入れるというのは相当至難の業でして、作ること自体が難しいわけです。本当は我慢してもらわなければならない、やっぱりそうもいかないの、相当無理して作ってあげたんですね。

今の五月一〇日の欄、左上一番テック、それから五月一日左上一番テックとあって、甲六の一九枚目見ますと、五月二六日、二九日、三〇日、三一日、六月二日、六月五日に、今度は、右上二番についても、いわゆるテックというものを装着されてるわけですね。

はい。

それで、こういう治療を施されていて、六月六日に、更に、歯周治療用装置が同じ歯について必要になったというのは、それはどういう経緯なんでしょうか。

それは、もう、相当違うものだからです。根の治療の最中のもの、何回も来るといえるのは、結局取れてくるんですね。どうしても十分なものを作れないものですから、何かの拍子で取れて、つけ直して、その繰り返しをしてきたわけです。六月六日には、根の治療が終わりましたので、相当きちんとした仮歯というか、歯周治療用装置として請求して構わないものを作ることができた。

あなたの理解としては、テックというのは根の治療の際にやる仮のものということで、歯周治療用装置というのは、根の治療がある程度終わった段階できちんとしたものを入れると、そういうような理解ということですか。

まあ、公式にどうか分からないですけども、自分の認識としては、歯周疾患に対してきちんといい影響を与えるものという認識は持ってました。

大体、私が今お聞きしたような理解をされてるということでもいいわけですか。

そうですね。ただ、場面場面があると思うんです。確実に根の治療を終わらなければとか、そういうつもりはないんですけども、やっぱり、歯茎に、あくまでもきちんといい影響を与えるものというふうな認識は持っておりました。

同じ甲六号証の二〇枚目を示しますけれども、今、あなた、六月六日の時点で

は根の状態がある程度良くなってたんで、歯周治療用装置を入れたというようにおしやいましたけれども、先程の原告さんのほうの尋問では、六月六日には、まだ根の状態に問題があったというふうにお答えになったんじゃないやありませんか。

六月六日ですか、根の問題があった。

いわゆる歯周といいますか、歯肉ですね。

歯肉に問題がなければ、歯周治療用装置は入れる必要はないので、それは、出血しやすい状態とか、そういう状況はありました。

そういう状態にはあったわけですね。

そうですね。

この二〇ページの上のほうの、歯周疾患指導管理料というところありますよね、それを見ると、発赤改善、腫脹改善、排膿改善で、全部改善に丸がついてますけれども、これを見ると、歯肉の状態というのは、この時点でもうかなり良くなっていたという記載じゃないんですか。

それは、以前より良くなったという意味で、治癒という意味ではありません。私たちは治癒と改善という言葉は区別して使ってますので。

あなたとしては、これ、前より良くなつてたという趣旨だということですか。

そうですね。

だけでもまだ歯肉の状態に問題はあったと、そういうことになるわけですか。

そうですね。歯槽膿漏は、完全に治癒するというのはなかなか判断しづらいものがありますから。冠を入れることができて、じゃあ、歯槽膿漏が治ったのかと。あくまでも、ここは印象を採るに十分なところまで回復したと、改善したというふうなことです。

今見ていただいた歯周疾患指導管理料という項目のちょっと下のほうに、右上二番と一番、左上一番、二番について、メタルコアimpという記載がありますね。

はい。

impというのはインプレッションのことですね。

そうですね。

メタルコアというのは、欠損の大きい歯について、いわゆる土台形成をすることですよね。

はい、そうです。

そのために、印象採得をしたということですか。

はい、そうです。

つまり、型を取るというようなことですかね。

そうです。

同じページの六月一三日の欄に、銀合金メタルコアセットという記載がありますね。

はい。

これは、同じ歯について、メタルコアをセットしたという趣旨ですか。

そうです。

六月六日に、歯肉の状態に出血が見られるとか、ちょっと問題がまだ残ってたわけでしょう。

はい。

メタルコアというのは、もう、最終的な治療の前提もそれに一部入ってるわけですよ。

……それは、メタルコアですね、相当早期に行われる場合もあるんですよ。メタルコアをセットして、その上に歯周治療用装置を、最初に、初診まではちょっと無理でしょうけれども、二、三回目あたりにそういう処置をして、それから歯周治療に入る場合もありますので、そうして何か月間かけて歯茎を治して、それから最終的な冠を印象する場合というのは結構ありますので、メタルコアの形成、印象、セットが、最終の冠と同じものというふうには、普通、解釈されません。

本件で最終の冠を入れたのはいつですか。

六月二三日ですね。

メタルコア自体は、早くやることもあるとおっしゃったけれども、最終の処置というのも、その後、それほど日がたってからやってるわけじゃないですよ。

そうですね。

六月六日の段階で歯肉の状態に問題があったんだったら、もう少し、歯肉の状態の改善の様子というか、そういうのを、少し状況を見てから、最終的な処置に入るというのが通常じゃないですか。

どういことでしょうか、普通ではないということですか。

先程、私が、六月六日に歯肉の状態に問題があったのであれば、そのメタルコアの型を取っての最終的な治療に入るといのは、おかしいんじゃないでしょうかというふうにお尋ねしたのに対して、あなたのほうで、メタルコア自体は、まだ歯肉の状態が良くなってなくてもつけることはあって、ただ、その後しばらくして最終的な治療をすると。

そういう場合もありますね。

そういうふうにおっしゃったから、だけど、このカルテを見ると、もう六月二三日には、最終的な、硬質レジンですか、前装冠、かぶせ物ですよ、それをセットされてるから、メタルコアをセットしてから、最終的な処置までに、それほど時間がたってるわけじゃないんじゃないんでしょうかというふうにお尋ねしたところですよ。

それはそうです。たっていないですよ。

甲第七号証を示す

B子患者さんの診療録ですが、一六枚目から一七枚目にかけて、平成七年七月一二日のところを示しますが、下のほうに、歯周治療用装置という記載がありますね。

はい。

七月一二日に、歯周治療用装置をセットされたという記載ですよ。



はい。

あなたの御主張だと、この日に古い冠を外したところ新たな炎症箇所が見付かったんで、その治療の一環として、歯周治療用装置をつけられたというふうに伺ったんですが、それでよろしいですか。

古い冠の除去は、ここは外してないです。

外されたのは六日ですかね、その前。

メタルコアの除去ですね、四日ですね。

古い冠を外されましたよね、いずれ。

はい。

そしたら、炎症箇所が見付かったわけですか。

はい、そうですね。

それは歯肉の炎症ですか。

そうですね、歯肉の炎症ですね。

それは、具体的におっしゃっていただくとどういう炎症ですか。

どういう炎症というのは、ちよっとあれですね。

炎症という、もう少しかみ砕いて言っていただくと、どういう状態だったですか。

発赤して、歯肉の出血しやすい状態。

どの部分がですか。

冠が不適合な接触した部分を考えてほうがいいと思いますね。

このカルテの七月一二日の欄の少し上のほうに、これ、右上五部発赤ありとありますよね。

はい。

これがそうですか。今おっしゃったことですか。

そうですね。歯のないところなんですけれども、その歯茎が炎症を起こしたということですね。

(以上 三田和敏)

それ、右上の五部の歯のところに、つまり古い冠が入ってて、それを取ったら、冠が接触していた歯茎の部分が赤くなっていたということですか。

そうですね。接触していたというか、汚れが取れにくいんですね。その汚れがたまって、歯肉に炎症が、発赤していたというふうな状態だったと。

それであなたとしては、歯肉についてもう少し治療が必要だと、そういうふうに考えられたわけですか。

そうですね。

ただ、古いブリッジを外すと、そういう炎症箇所が見付かるということは、よくあることではないですか。

そうですね。非常に多いですね。

古い冠をはずせば、しばらくすると自然に治まるんじゃないでしょうか。

ええ。やはり消毒してあげたり汚れを取ったり、あるいは歯石を取ったり、

そういう処置をしたほうがはるかに早く治りますね。

ところで、今の五部発赤ありという記載なんですけれども、これは写しなんでちょっと分かりにくいんですが、その上のかっこで囲まれた、プラークは余り付着してないがうんぬんというところに比べるとやや筆跡が濃くて、筆跡も、やや、上の部分と違うようにと思われるんですけれども、これは後から書き込んだものなんですか。

はい。これは私の字です。上は、衛生士に記載させた字です。

これは、いつ書き込まれたんですか。

その日、治療が終わった後にですね、衛生士が書き終わって、その後に、チェックして私が書きました。

このカルテというのは、衛生士さんが書かれた部分と、先生が御自分で書き加えられる部分とあるわけですか。

衛生士が行った処置は極力衛生士に書かせて、そして私がチェックをしております。

今の箇所の上の部分で、発赤という箇所ありますよね。

はい。

これ、不変というところと改善というところに、両方丸がしてあるんですけども、これは、どうしてこういう記載になったんですか。

それは、中間、どちらか迷って私が付けたんだと思います。そういうときは両方付けて、微妙なところを、そういうことで表現しております。

じゃ、不変と改善の中間くらいの状態だったということですか。

ええ。両方丸でくくる場合もありますし、こういう書き方をする場合もあります。

これは、後からどっちかに更に丸を付けたということじゃなくて、そのときに二つとも付けたということですか。

はい。

同じページの七月一二日の欄に、ちょっと、これも見にくいんですけども、七月一二日の欄の一番最後の行に、次とあって、Brimpと書いてありますよね。

はい。

この次というのは、そのあなた御自身が甲一〇号証で診療録の用語の説明を出されているんですけど、それを見ると、次回の予定を意味するというふうに書いてますけれども、それはよろしいですか。

よろしいです。

Brimpというのは、ブリッジインプレッションですか。

はい。

つまり、ブリッジの印象採得を行うという意味ですよ。

はい。

七月四日の段階で古い冠を外して、歯肉の状態に炎症が見られたということですよ。

はい。

すると、一二日に、もうブリッジの予定を次回にされているということなんです。これは、炎症の状態をもう少し様子を見てから、ブリッジの装着に入るといようなことは、お考えになりませんでしたか。

要するに、この時点で炎症であるのに、なぜそういう予定を立てたのかということですね。

そうです。

それは、一週間くらいで十分治るであろうという予測は、普通の歯医者であれば、つく場合とつかない場合があるわけです。この場合は、次回には恐らく治っているであろうという、あくまでも予定ですので、そういうつもりでブリッジの印象の予定をしてました。もちろん、そういうふうに点検してからブリッジの印象すればいいんでしょうけれども、患者さんにアポイントするときに、次回、歯茎の審査をするだけだと、あるいは、よければブリッジの印象をしますと、あるいは、そういう説明をして、その上で書くということはありません。

七月一二日のブリッジの印象を採ったときは、炎症の状態というのは、チェックはされているわけですか。

そうですね。

どうい方法でチェックされましたか。

歯周探針を用いて、根面をなぞったり擦過したり、盲嚢の中なぞったり、あと見て、視診ですが、そういうのでチェックします。

それで、そういうふうにしてみたら炎症は治まっていたということですか、一二日の時点。

一二日は治まってはいないですね。実際に歯周治療用装置は入ってますからね。

治まってはいないわけね。

治まっているというか、印象を採れる状態ではないと思います、この段階ではね。

次回は一週間後くらいなんだけれども、この時点で治まってなくて、歯周治療用装置を付けて、一週間後くらいには印象採得ができるというようなめどは立ったんでしょうか。

普通、立ちますね。

炎症の程度が、じゃ、大したことなかったということですか。

もちろん、重症なやつは一週間では無理でしょうけれども、それは場合場合によりますね。一週間で治まる炎症と何か月も掛かる炎症と、いろいろあると思います。

同じページ七月一九日のところですけども、あなたは、一九日の日に、右上四番ないし六番のブリッジの印象採得をされているわけですね。

そうですね。やっておりますね。

この一九日の日には、検査をして、ブリッジを付けられるかどうかという歯肉

の状態のチェックというのは、されているわけですか。

ええ、やっております。最終印象するときは、まず、必ずやります。普通、どなたもやられると思うんですけども。

どういうことをおやりになったのか、内容をちょっと説明していただけますか。

やはり、探針で根面をなぞったり擦過したり、あるいは盲嚢内を、出血しやすいかどうか、そういうのをチェックします。

一九日のカルテの項目を見ると、そういうことをおやりになったということは、どうも該当する記載がないようなんですけれども、それはどうしてですか。

保険請求できないですし、普通は、書かない人が多いと思いますけれども、ただ、もちろん、ちゃんと書く人もおられると思うんですけども、実際には、何も無いということを書く人は、そう多くないと思います。

三点法のポケット検査って、ポケットの深さを測る検査がありますね。

はい。

ああいうふうな検査をやらないと、保険の三点の請求ができないという、そういう御趣旨ですか。

いえ、三点法以上やれば良いと思ってましたけども。

あなたがおやりになった検査は、そういうのに該当しないから、点数として算定できないので、あえて書かれたという御趣旨ですか。

趣旨としては、三点法以上の、それよりも更にきちんとやっているつもりでございました。特に、三点法というのは深さを測るわけですね。私のは、視診もやりますし、それから接触してみますし、出血とかそういう状態を見ますので、まあ、それよりはちゃんとやっているつもりでございましたけど。

それは、いわゆる再評価検査というふうに位置付けられるわけですか。

いえ、再評価です。

再評価。

はい。再評価検査というのは、保険請求するときに使う言葉ですので、保険請求できないものについては、そういう表現は使わないです。

そういうことを、結構重要な検査をおやりになっているということであれば、カルテに書いてもしかるべきかなと思うんですが、お書きにならなかったということですか。

重要なという……、ごく普通に皆さんがやってる、ごく自然にやることで、重要とか取り立てて言うのも、ちょっとおかしいような気がしますけど。どなたも冠の印象をするときは、そういうことはやっておりますので。

別に、普通にやっていることだから、あえて書かなかったということですか。

あえてという……、そう書く人はいない、恐らく一般化してないと思いますね、書くことは。

本件と直接のかかわりがあるかどうかは別として、カルテの記載で若干疑問があるところがあるので、二点ほどお尋ねしますけれども、  
甲第六号証を示す

六枚目、このカルテの平成五年一月六日の項目なんですけれども、適応検査という記載が上のほうにありますよね。

はい。

これで七〇点算定されているわけですね、右のほうの点数というところを見ると。

そうですね。

ただ、点数算定の要件として、通達なんかによると、プラークの付着状況とが簡単なポケット検査をした場合に、算定できるというふうになっているのは御存じですか。

はい。

実際にプラークスコア測っておられるのは、その一週間後の一三日のようなんですけれども、これはプラークスコアを測らないうちに、六日の段階で、点数を記載されているというのは、これはどういう理由からですか。

これは書いて算定して、そしてプラークスコアを取るのを忘れてて、一三日に追加してやったということです。ですから、そういう意味から言うと、まあ、間違っただけと言えれば間違っただけですね。

六日の時点で適応検査と書いてあるけど、ポケットの深さを測る検査なんかをやっているんですか。

これはA子患者さんですね。

これはA子患者さんです。

やっていますね、ここで。（甲六号証の二枚目の適応検査というところを見ながら）

日にちは六日にやられたのか、それも一三日にやられたのかということは、覚えておられますか。

これは六日にやったと思います。確証はないですけども、同じカルテの中でやっておりますので。ここの盲嚢測定は、当日やっていますね。

ポケットの深さの測定は、六日にやっておられるわけですか。

そうです。

プラークの検査は忘れたので、翌週やられたと。

そうですね。

失礼なことをお聞きするようですが、もしかして患者さんが六日であると通院しなくなったら、結局、プラークの検査をやらないまま七〇点請求されるということになりませんか。

そういう場合は、当然、削除して明細書にはもちろん書かないと。それから、その分、患者さんにお返ししなければならないですね。

甲第七号証を示す

五枚目、平成六年一二月七日の診療録を示しますけども、ここにも、今と同じなんですけど適応検査というのが上のほうに書いてあって、七〇点算定されていますね。

はい。

これもプラークの検査自体は、同じ月の一二日にやっておられるんですけども、これも同じ経緯ですか。

そうですね。

本当は、プラークの検査をやらないと、適応検査やったということにはならないんじゃないですかね。

そうですね。

(以上 新田弘子)

盛岡地方裁判所

裁判速記官 新田弘子

裁判速記官 三田和敏

証人調書

裁判所書記官印

(この調書は、第16回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事件の表示 平成8年(ワ)第10号

期日 平成11年12月24日午後1時30分

氏名 鴨井久一

年齢 昭和10年2月8日生

住所 東京都練馬区神井町八一四六一〇

宣誓その他の状況 裁判長は、宣誓の趣旨を説明し、証人が偽証をした場合の罰を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳述の要領

速記録のとおり

以上

宣誓書

良心に従って、ほんとうのことを申します。

知っていることをかくしたり無いことを申したりなど決していたしません。

右のとおり誓います。

証人 鴨井久一

速記録

平成11年12月24日

第一六回 口頭弁論

事件番号 平成八年(ワ)第一〇号 証人氏名 鴨井久一

被告指定代理人（近藤）

乙第二四号を示す

問：

この陳述書は、先生が御自分でお書きになって、最後に署名、捺印されたということで間違いはないですか。

答：

はい、間違いございません。

問：

この内容については、このとおりで間違いございませんね。

答：

はい。

問：

先生の御経歴ですけれども、証拠申出書のほうに経歴書というものを添付しておりますが、このとおりということでよろしいですか。

答：

はい。

速記録末尾添付「経歴書」を示す

問：

この経歴書に記載があるとおりで、間違いございませんか。

答：

はい。

問：

先生は、現在、日本歯科大学の教授で、同じ大学の附属病院長という地位におられるわけですが、現在、大学や病院のほうでは、どのようなお仕事を主にされていますでしょうか。

答：

病院長職というのは、病院全体の管理運営でございまして、教授のほうとしましては、歯周病学と申しますか、その担当しております。ですから、講義、それから臨床の研究等に携わっております。

問：

歯周病学が先生の御専門ということでよろしいですか。

答：

はい。

問：

歯周病学と申しますのは、簡単に申しますとどのような学問でしょうか。

答：

歯周病と申しますと、字のとおり歯の周りですね、ですから、歯茎とか、その周りにあるところの、セメント質とか、骨とか、歯根膜とか、そういった歯周組織を研

究したり、その病態とか機能を研究したり、あるいは、更にそれを臨床で治療するという学問であります。体系化されております。

問：

先程の経歴書の二枚目の主な研究というところがございしますが、先生の御著書はここに書いてあるようなものということでしょうか。

問：

はい。

問：

先生、特に、歯周病学の中で御関心を持って研究されてる分野というのはございしますか。

答：

はい。まあ、基礎的な研究と臨床的な研究あるんですけど、臨床の分野では、歯周外科とって、いろんな、フラッパー手術をしたり、そういう手術をしたりすることから、創傷治癒のプロセスを研究しております。それからまた、いろんな、プラークコントロールとって、感染細菌を防止するための器材とか、あるいは薬剤、それから、あるいは、歯周ポケットという、歯周病なり病態ができますけれども、そういったようなものを除去する薬とか、あるいは器材等の開発もやっております。

問：

日本歯科大学附属病院のほうでは、歯周病の患者さんというのもたくさん診ておられるんでしょうか。

答：

はい。お影様で、歯周病科の外来は一日一〇〇名から一五〇名くらい来ております。ですから、全体、病院としては、一〇〇〇名弱ぐらいのいつも外来患者来ておりますけれども、その中の一割ぐらいは、私どもの外来に来ているということになります。

問：

次に、歯周疾患というものの概念について何点かお尋ねしますが、陳述書のほうにも先生お書きになってるんですが、いわゆる歯周疾患というものがどういう病気なのかということ、もう一度御説明いただけますでしょうか。

答：

歯周疾患というのは、かつては歯槽膿漏と言われた病気でございます。しかし、歯槽膿漏というのは症状を表しているもので、歯周病というのは先程申しましたように、歯の周りの病気ですね、ですから、歯茎とか、さっき申し上げた、それを支えている歯根膜とか、歯のセメント質、骨、歯槽骨ですね、そういったものの全体が病気になるという疾病でございます。最初に歯茎のところはこの病気が発症しまして、それは、細菌、微生物ですけど、それが感染をしまして、そして歯茎に炎症を起こして、そして、ポケットといいますか、袋状のものを歯と歯茎の間に作って行って、それがどんどん根のほうに進行して行って、歯が動いてきたりとか、あるいは、それによってものがかめないとか、出血がするとか、そんないろんな症状が出てくる



疾病であります。

問：

大きくいうと、歯肉炎というものと歯周炎に別れるということのようですが、この区別というのはどういう基準なんでしょうか。

答：

歯周疾患の中に、大きく分けて、歯肉炎というのは、歯茎だけに炎症が限局してると思いますか、先程申し上げました、根のほうの歯根膜とか歯槽骨まで病態が進行してない、歯茎だけに炎症が限局しているわけです。ところが、歯周炎というのは、そうではなくて、今度は、先程申し上げましたように、歯茎の下のほうに病気がどんどん進行して行って、そして、骨を溶かしたり、それから結合組織の歯根膜を侵したり、歯がどんどん動いて、動揺して、最終的には脱落してしまうというような症状というのが歯周炎です。

乙第二四号証を示す

問：

陳述書添付の表1を示します。これは、歯周疾患の一般的な治療方法を図示したもののということよろしいですか。

答：

はい、よろしいと思いますが。これは、日本歯科医師会と、それから、私ども歯周病学会、それに、厚生省のほうはオブザーバーとしておいでになったと思いますが、三者でいろんな意見を交換して、やり取りをして、こういった体系で、昭和六〇年代から平成八年三月いっぱいまで進もうということでした。

問：

この中に初期治療という項目がありますが、プラークコントロールというふうにありますけれども、これは簡単にいうとどういうことでしょうか。

答：

プラークというのは、歯垢とも日本語で言われてますけれども、要するに歯についた食べかすですね。そういったのを抑制すると、いわゆる口の中をきれいにするということが、細菌感染を防ぐ上で重要なものですから、きれいにすると、歯を磨いていただくと。ブラッシングというのが、物理的には一番主体だろうと思います。ケミカル、化学的には、いろんな薬物療法でプラークコントロールするんですけれども、一般的には、口の中をきれいにして、口腔衛生状態を活性化することだろうと思います。

問：

同じく、その下にスクレーリングというふうにありますけれども、これはどういうことでしょうか。

答：

スクレーリングというのは、歯石、プラークが、長く放っておきますと、そこに石がたまって石灰化するんですね。それを取るということをスクレーリングと、いわゆる歯石を取るということを通称スクレーリングと言っております。

問：

ルートプレーニングというふうにありますけれども、これはどういうことですか。

答：

スケーリングというのは、表面にたまった石を取るだけなんですけれども、ルートプレーニングというのは、セメント質辺りが、いろんな細菌感染で侵されます。そうすると、そこに、セメント質が、内毒素といいますか、エンドトキシンみたいなものができまして、その炎症を起こすわけですね。それから、それをきれいにかき取って、根面を滑沢にすると、きれいにするということを、ルートプレーニングと言っております。

問：

同じく甲二四号証の添付表2を示しますけれども、これは歯周疾患の治療の頻度を示したものです。

答：

はい。

問：

この上のほうにG、P1、P2、P3というふうにありますけれども、これは何を表しますか。

答：

Gというのは歯肉炎を表しています。それからPの1というのは、歯周炎の程度ということで、骨の吸収が、エックス線写真を撮りますと、溶け具合が三分の一以内というようなことで、それからPの2というのは、骨の溶け具合ですね、半分、二部の一くらいと、それからPの3というのは、もう骨の溶けている状態が三分の二くらいありますよという、いわゆる程度ですね、ディグリーを表しているということです。

問：

その骨の溶け具合の程度に応じて、丸がつけてあるのは、治療の頻度を、各項目ごとに。

答：

そうですね。一般的な治療においてやることをこういうふうに書いてあると思います。

問：

という趣旨ですね。

答：

はい。

問：

次に、歯周治療における、P・型とP・型の治療についてお伺いしていきます。歯周治療については、平成八年三月までは、P・型、P・方という、二つの治療方法がありましたね。

答：

はい、ありました。

問：

まず、PI型というのはどのような治療方法でしょうか。

答：

P・型というのは、今まで、我々の治療というのは、割と、目で見て治療したんですけど、そういった目で見ただけではなくて、いろんな審査、診断、そういったようなものをして、そして予後をちゃんと見通せるような治療計画を立てなきやいけないというのが、基本でございます。ですから、いろんな審査、診断をした結果、それがどういうものになるか、その治療のプロセスを、治療計画書を通じて、先程お話ししました初期治療、歯周の基本治療から始まって、そういったものでまだ治らない場合には再評価をすると、再評価をして、更にその結果が悪ければ、次の歯周外科の治療へステップすると、歯周外科の治療で、歯周ポケット、あるいは歯肉の炎症の状態とか、そういったようなものがなくなったということであれば、補綴的な処置、いわゆるかぶせたり、義歯を入れたり、そういったような段階に入ると、そして、そういうものを、今度、メンテナンスとって、ある程度、三か月に一回とか、あるいは半年に一回観察をしながら、歯茎の状態、歯周組織の状態は良好に保たれているかどうかということ診ると、一連のそういった治療計画に基づいて診療を行うという方法です。

乙第一八号証、乙第一九号証を示す

問：

乙一八号証ですけれども、これは日本歯科医師会が昭和六〇年に配付した資料で、一九号証のほうは、東京歯科医師会が六一年に配付した資料ということですが、これは御存じですか。

答：

はい、知っております。

問：

大体同じような治療の流れが書いてあるものですので、一八号証のほうを示してお尋ねしますが、今先生のほうで御説明ありましたP・型の治療方法の手順というのは、大体、この流れで書いてあるとおりに間違いはないでしょうか。

答：

はい。先程、治療計画書とか、期間を何か月おいてやりなさいとか、評価を各ステップごとにやんなさいということは、このとおりだと思います。

問：

これを見ますと、最初に緊急処置、それからレントゲン検査等をやって、その後、適応検査というものをを行うということですね。

答：

はい。

問：

それで、初診のときから一か月くらいへて精密検査を行うと、その後で治療計画書

を作るということですか。

答：

はい、そういうことですね。

問：

歯周初期治療を行って、再評価検査ですか、歯周処置初期治療と再評価検査との間に、やはり一か月くらいの間隔をおくということですか。

答：

はい。一番初め、そのようにお話し話したですね。

問：

その後は歯周外科治療、再評価検査という流れになっていくわけですね。

答：

はい。

問：

ここでいう適応検査というものがございしますが、これはどのような検査でしょうか。

答：

適応検査というのは、一番歯周治療で大事なのは、患者さんとの動機付け、モチベーションなんてですね。いわゆる歯周病というのはどういうものかと。ちょうど糖尿病と同じように、患者さんがそれを意識して、日の中をきれいにしてくれないと、いくら我々のほうで石を取ったりなんかしても治らない。歯周病というのは、患者さんが自分で口の中をきれいに磨かなきゃいけないという、まずモチベーションが大事だと思うんです。それが一番大事だと思うんですね。それから、それに付随したところの、エンジョウといいますか、上の部分にあるところの歯石を取ったり、あるいは、歯面を、きれいに、磨きやすいように、磨いてあげたりとか、あるいは、ポケットの深さを測る。このポケットの深さというのは一点でいいといってますけれども、一番深いところを、例えば、歯の周りというのは全周あるわけですから、それを細かく測れば、四点とか、六点とか、いろんな方法で測る方法あるんですけれども、その中で一番深いところを記入してください。それからあと、歯周病になりますと、どうしても、歯と歯茎が、動くことによって、出てくるんですね。食べかすがたまったりしますから、歯冠離開といいますか、そういうものをそこでチェックしてもらおうと。動揺度と、歯の動きと、そういう歯冠離開というものを調べてもらう、そんなようなこととして、患者さんに動機付けするというのが基本だろうと思います。

問：

それから、初診から一か月くらいして行う精密検査というのは、これはどういうことを行うのでしょうか。

答：

そういったいわゆる動機付けを行った上で、今度、更に、その患者さんが、いわゆるPの・型の治療で十分いけるんだということであつたら、更に詳しい検査をします。それには、先程、ポケットは一点くらいしか記載はなかったんですけども、

それを、更に詳細に、四点とか三点とかというふうに測って測定をしてみるとか、あるいは、そこにおける、プラークといいますか、歯垢がついてる程度がどのくらいだとか、あるいは歯肉の炎症ですね、臨床症状でいいますと、歯肉の炎症とか腫脹とか、排膿というような、いろいろなものがどういう形で出ているかというようなこと、あるいは歯の動きですね、歯冠離開、そういったようなものを、更に詳しく、説明というか、検査をしますね。その検査をした結果、どういう形のこれは病気であるかということ診断するということになると思います。

問：

先程お示しした乙一八号証見ると、治療計画書の作成がP・型では必要とされるということのようですが、P・型において治療計画書の作成が必要とされるのは、どういう理由からでしょうか。

答：

Pの・型というのは、先程もちょっと御説明申し上げましたけど、そういった診断をすると、診断も、カルテの上では、確かに、七から、七番、全部、全額、Pというような記入はされてますけれども、歯周病の病変の程度というのは、さっき申し上げましたPの1とかPの2とかPの3というディグリーは、歯によって、部位的にかなり違うんですね。一歯ずつ違うんです。ですから、その診断をちゃんとやるためには、そういった精密検査をやって診断をしっかりとやると、診断をしっかりとやったら、それを、治療計画書で、例えば、どこそこの歯は、歯石除去をした後、外科的なフラップ手術をしなければいけないとか、あるいは、かぶっているものが、どうも、周りの、辺縁といいますか、かぶせたものが、年月がたってくるとどうしてもマージンが合わなくなります、そういった辺縁のところを除去して新しいものをかぶせ直すとか、そういうことを治療計画の上で書かなければいけないんですね。その治療計画書はなぜ大事かという、まず、その初期治療やる上において、こういうことをやるんだということで、これを、暫間的な治療計画、我々、テンポラリーアドトリートメントプランというんですけど、治療計画を立てて、それに従って、次のステップへ進むということになろうと思います。

問：

P・型でも一応治療計画というものはあるようですが、これは・型の治療計画書とは違うのでしょうか。

答：

はい。Pの・型というのは、従来の診療報酬のやり方からいうと、歯科の場合は、御存じのように出来高払い制度ですね、ですから、やったものに対しての点数ということで、治療計画も当然立てなきやいけないんですけど、そのやったことを主体にした、いわゆる記述的な治療計画と、私ども専門家に言わせると対処療法じゃないかと、こういうような話も出てるんですけども、診療報酬のステップに従ってやるということでございます。

問：

治療計画書には、どのようなことを記載するのでしょうか。

答：

治療計画は、先程言いましたように、例えば、ポケットの深さが何ミリあるということであれば、その深さに対して、ブラッシング指導するとか、あるいは歯石を除去するとか、あるいは、更にそれが深ければ、将来的に外科治療をしなければいけないとか、もし、補綴物なんか、入れ歯なり、差し歯なり、そういったものを作らなければいけないのであれば、そういったものをいつ作り替えるとか、どういう時点でそういうものやっけていくかということ、トリートメントプランとして記載します。

問：

後で歯周治療用装置のことを詳しくお尋ねしますが、歯周治療装置の装着を予定しているような場合は、治療計画書にも記載するんですか。

答：

はい。初期治療ですね、今、歯周基本治療と言ってますが、その当時は初期治療ということになってるんですが、歯周初期治療、その段階で、例えば根の治療であるとか、あるいは、こういった歯周治療用装置とか、必要なことをまずそこで全部行った上で、そして再評価をして、次のステップへ進むというのが、当時の取り決めた私は原則だと思います。原則です。

問：

今のお話とちょっと関連しますが、歯周初期治療というのはどんなことを行うわけですか。

答：

いろんな種類がたくさんあるんですけど、基本的には、先程申し上げましたプラークコントロールですね、患者さんに対して、口腔清掃をしっかりとやっていただいて、それから、エンカといいますか、エンジョウ、歯の見えるところと見えないところの歯石を十分取ってもらおうと、更に、もし、その根のほうなんか異常があれば、そのシガイ治療といいますか、根管治療というんですか、根の中の治療するとか、あるいはかみ合わせですね、咬合の状態が悪かったらそこで咬合調整するとか、あるいは、そこにもし補綴物やなんかが悪かったら、そういうものを外して、そこで、治療用の被覆冠、あるいは、そこがもし歯がないような場合であれば、治療用のローストを入れて、咬合の安定を図って、確立を図り、歯周組織の維持に努めるというようなことで、いわゆる初期治療というと、ほんの初期のことかというんで、中期とか後期治療あるかということそうじゃないんですね。ちょっと訳し方が日本の場合悪いんで、イニシャルプレパレーションと我々称してますが、歯周治療の基本というふうに考えていただいたらいいと思います。

問：

再評価検査のことについてちょっとお尋ねしますが、歯周初期治療の後一か月くらいをへて、再評価検査を行うということのようですが、再評価検査というのはどんなことをやるんでしょうか。

答：

再評価検査というのは、例えば、その初期治療、歯周初期治療というものが終わった時点で、その歯周ポケットが、もし、何ミリであったものが、三ミリであったら、それが二ミリになったとか、あるいは減少をどのくらいしてんだとか、あるいは歯肉の炎症状態が、我々、BOPというようなものを、歯茎の周りを擦過して出血の状態を見るんですけれども、そういう出血状態がなくなったとか、あるいは排膿がなくなったとかですね、あるいはポケットの深さが減少したとか、いろんなそういった総合的に検査をして、そして、その前にやった治療が、果たしてちゃんとできてたかどうかということ、再評価するということですね。

問：

具体的には、検査の行う中身ですね、それはどういうことをやりますか。

答：

それは、ポケットの深さどうなのか、あるいは、根面がきれいにルートプレーニングされ滑沢化されてるか、あるいは、歯肉の炎症、発赤、腫脹がなくなったかというようなことをチェックします。

問：

ポケットの深さなんか、いわゆる三点法で行うわけですか。

答：

はい。精密検査で行ったものをそこで評価しなければいけませんから、精密検査でやったポケットの深さがどう変わってるということを調べるべきだと思います。

問：

一か月くらい期間をおいてから行うということは、どういう意味があるんでしょうか。

答：

歯周病というのは慢性疾患だと私は思うんですね。ですから、やはり、ある時期をかけないと、歯茎なんかは、なかなか感染からの炎症というものは取れてこない。そういう意味では、やはり、毎日ブラッシングして、歯肉の炎症をきれいに取ろうとしても、なかなか、一週間とかそのへんじや治らないんですね。やっぱり、すっかりと汚れを取るということをするには、一か月くらいが一つのめどになるんだろうというふうに思います。

問：

再評価検査の後、先程の表ですと歯周外科治療を行うというふうにあります、再評価検査の後、もう一度初期治療をやり直すというようなこともあるんでしょうか。

答：

ええ。あるんですけど、それは、初期治療が結局十分できてないということだと思います。ですから、術者の判断といいますか、歯周病に対するトレーニングの問題もあろうかと思いますが、原則としては、基本治療をちゃんとやれば、そういう繰り返しということは避けたいというのが基本ですけど、中には、やはり、歯の場所とか部位によっては、歯石の取り残しとか、あるいは、見えないところが、

歯茎が改善されたことで出てきたというようなことで、やり替える場合も認めてるというか、やっております。ある程度、繰り返しということですね。

問：

基本的には、外科治療というのは、初期治療よりももっと進んだ治療を言うということになりますか。

答：

そういうことですね。初期治療といいましても、例えばポケットなんか深い場合、六ミリ、七ミリあるような場合には、器具、器材、スケーラーなんかは、なかなかそこまで入って到達しませんです。ですから、そういったような場合においては、ある程度、歯肉の表面の炎症がきれいに取れたかとかいうんですけれども、中に、まだ、ポケットの底部といいますか、底のほうに炎症が残ってるような場合には、外科処置をして取らなきゃいけないということですから。割とポケットが深いような場合ですね。

問：

再評価の治療計画の見直しといいますか、修正をする場合というのはありますか。

答：

あります。歯周病というのは、先程申し上げましたように、虫歯と違って、四つの組織があるわけですね。歯茎と、それから歯根膜と、セメント質と、歯槽骨と、四つの組織が治療によって推移していくわけですから、例えば、最初に治療計画を立てたものが、その初期治療をやったことで、あるいは、これは残せる歯かなと思ったのが、抜歯しなければいけないようになったとか、あるいは、抜歯しなければいけないなと思った歯が、患者さんが意外と一生懸命歯を磨いてくれて、それが抜かないでも収まってしまふ、あるいは残せる可能性が出てくるというようなことがあります。ですから、そういう場合には、ファイナルな、最終的な補綴物というか、最終的なブリッジとか、あるいは差し歯とか、あるいは義歯を入れるような場合に変更になると思いますね。ですから、いわゆる、ディフィーデントと我々言うんですけれども、確定的な治療継続というのは、やはり、初期治療がちゃんと終わった時点でもう一度すべきだと思います。

問：

そういう見直しが必要になる場合が、結構あるということになりますか。

答：

はい。

問：

今までP・型の治療について伺ったんですが、P・型はP・型とどういうふうに違うのかというのを、少しかいつまんでお話いただけますか。

答：

Pの・型というのは、端的にいいますと、そういう治療計画書を、ちゃんと、プランニング指定といいますか、そういうことがなくて、いわゆるポケットなんかも測るんですけれどもけど、一点法とかいうような、非常に、検査からいうと、少し、



はっきり邪道とは言いませんけれども、あまり精密性は欠けておるという点です。ただ、一般的に、こういう治療計画書を作ってやるというのはなかなか難しいというような方には、Pの・型をやっておられるというふうに聞いております。基本的には、治療計画書を作らないで、従来どおり、歯石を取ったりとかですね、それからポケットの深さを測ったり、それがずうっと一連の流れで進んでいくという形のものです。

問：

P・型の場合は、悪い言葉でいうと行き当たりばったりと申しますか、特に、診療とか検査の順番等に関するルールというようなものはないということになりますか。

答：

そうですね。基本的には、ちゃんとブラッシングして、スケーリングをしてというところは、基本だろうと思えますけど、それから何か月おかなければ、いわゆる補綴物を入れられないとか、そういうあまり縛りはないと思います。

問：

歯周治療用装置と暫間被覆冠のことについてお尋ねしますが、まず、歯周治療用装置というのはどのようなものでしょうか。

答：

歯周治療用装置というのは、歯周組織を、端的にいうと維持できる、歯周組織をカバーしながら、その咬合といいますか、かみ合わせの高さですね、そういったようなものも維持しながら治療を続けていくと。ですから、先程、私、初期治療のところでそういう装置が必要だと言ったのは、そういう、歯周組織をきれいにしながら、なおかつ、かみ合わせの高さを狂わせないようにしながら、それが、最終的な補綴物に替わり得るまで、その装置しておくというものだと思いますね。

乙第一八号証を示す

問：

先程のP・型の手順の流れを示したものですけれども、P・型の治療の場合に、歯周治療用装置というのは、この表でいうとどの段階でつけるものですか。

答：

初期治療の段階だと私は思いますね。

問：

真ん中の辺りに歯周初期治療というふうに記載がございますね。

答：

はい。

問：

この段階で装着するということでしょうか。

答：

はい。

問：

それでは、その段階で歯周治療用装置をつける必要があるというのは、どういう根拠によるものですか。。

答：

先程から申し上げてるように、歯周組織というのは、慢性疾患ですね、歯周病というのは、ですから、そんなに短期間では治らないと、そうしますと、例えば、かぶっている、先程申し上げましたように、クラウンとか、それから、あるいは、差し歯なんか、経年的に年代がたってくると、どうしても歯肉は短縮したりして合わなくなってきますね、そういうものが起きますと、それに、プラークといいますか、歯垢がたまって、炎症の発熱性の原因となるわけです、ですから、そういうものを、やはり、その場で取って、そして、ちやんとした歯肉に適合したといいますか、あるいは歯肉から少し離れたようなもので装置を作っておいて、そして、歯周治療を行っていくというのが、私は基本だろうというふうに思いますね。

問：

例えば、P・の場合は、初期治療から、ずうっと、その後の再評価検査等を含めて、最終的な治療までいくつか段階があるわけですがけれども、例えば、最終的な治療の間際になってから歯周治療用装置をつけるというようなことでは、意味がないんでしょうか。

答：

歯周治療用装置というのは、歯周組織を維持するためにやるものですから、もっと、私は、先の、先程申し上げました治療の一つのプロセスの中の器具なんですね。治療用の被覆冠であり、治療用の義歯だと思うんです。ですから、もう、既に最終的なものを入れるということは、歯茎とか、あるいは、そこにおける炎症とか、ポケットとか、そういうものがなくなっている状態だと思うんですよ。そういうときに何もあえて歯周治療用装置を入れる必要は全くないと思います。

問：

また別なことをお聞きしますが、P・型の治療で、歯周治療用装置というのは常に装着の必要があるんでしょうか。

答：

ケースバイケースだと思うんですけどね。ただし、先程申し上げましたように、歯周組織をちやんと維持できるというような場合、あるいは維持するため、あるいは、かみ合わせが、咬合が狂ってきますと、どうしても、歯周病というのは、力というものに対して弱いですから、そういった咬合のちやんとした維持をするというためには、やはり、歯周治療用装置というものが要ると思います。ですから、例えば歯がない場合とかですね、それから、差し歯やなんか取ったような場合は、そういうような場合には、できるだけ新しい時期に歯周治療用装置というものをに入れて、咬合の保全、それから歯周組織の維持というものを図るべきだろうと思います。

問：

P・型の治療でも、歯周治療用装置を用いるという場合があるんでしょうか。

答：

P・の場合は、そういった治療計画書というものが作ってございませんので、当時は認めてないと思います。

(以上 三田和敏)

乙第一一号証を示す

問：

この乙二号証というものは、新診療報酬点数表の制定等に伴う実施上の留意事項ということで、いわゆる保険発二五号通達という歯科点数表の運用上の指針を示したのですが、これは御存じですか。

答：

はい。一応読んでると思います。

問：

これの下のページでいくと二〇六ページですが、4、歯周治療用装置という項目がございますね。

答：

はい。

問：

これの(1)というところを見ると、歯周治療用装置とは治療計画書に基づきという要件が定めてございますね。

答：

はい。

問：

これは、つまり、先ほど来先生から御説明いただいた、いわゆるP・型の治療計画書に基づく治療という意味ということでよろしいんですか。

答：

はい、そういうふうに解釈していただいていいと思いますね。

問：

そうすると、これは、P・型の治療で歯周治療用装置を使った場合に点数請求が認められると、そういうルールを定めたものというふうに理解していいんですか。

答：

はい。

問：

それから、同じ箇所にも、最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間とありますね。

答：

はい。

問：

ここで言う歯冠修復、欠損補綴というのは、これはどういうものでしょうか。

答：

歯冠修復というものは、例えば、前歯ですと、いわゆる継続歯と言いますか差し歯とかですね、あるいは奥のほうで言いますと、クラウンと言ってかぶせるのありますね。そういったようなものを指していると思います。それから、あと、いろいろな、何というんでしょうか、合成樹脂等で作ったレジンの被覆冠とか、そういうようなものを、被覆歯冠修復というような名前と呼んでおります。欠損補綴というのは歯がないところに埋めるんで、例えば、歯と歯の距離が一本分くらいしか歯が欠けてないというような場合には、御存じのようにブリッジと言って、橋をちょうど渡すように、隣の歯にかぶせて、そしてブリッジ、固定性のブリッジを入れるとか、あるいは、その歯の抜けている道中が余り長いと、ブリッジしても、その土台がすぐ弱っちゃいますので、義歯、取り外しの入れ歯というふうなものを入れると、そういうようなことだと思います。

問：

先ほど、P・型の場合ですね、歯周治療用装置というのは、歯周初期治療とか、早期の段階で入れるということをおっしゃいましたね。

答：

はい。

問：

この二〇六ページの4の（1）のところには、最終的な治療として行うまでの間ということで、特に時期的なことは、早い時期とか遅い時期とかということはどうたっていないんですが、これは、P・型をルール化したということになると、そういう装着の時期というものも、ここから、なにがしかのルールが読み取れるものでしょうか。

答：

そうですね、先ほどからちょっとお話が、私も申し上げていると思うんですけど、やはり、最終的に、歯肉の炎症とかポケットがなくなった場合でしたら、何も、こういう歯周治療用装置というものを入れなくてもいいわけだと思うんですね。それを治すために、こういった歯周治療用装置を入れるということであれば、やはり早い時期に入れておいて歯肉の炎症を取る、あるいはポケット減少を図るということが一つの基本になってくると。そうすると、おのずから、そういう治療体系の中でどこでそういったようなものを入れるか、あるいは、そういったようなものをどこで行うかというのが、私は位置づけられてくるのではないかというふうに思います。

問：

おっしゃったような歯周治療用装置の目的とか性格ということからすると、おのずと、そういう治療体系の中の位置づけがされると、こういうふうに理解してよろしいですか。

答：

はい。それで五九年の四月三日の図のところ、初期治療の中に、そういう歯周治療用装置というようなものが、歯周治療用義歯というようなものが、恐らく載っていると思うんですが、そのときのコンセンサスとしましても、なるべく早い時期に

そういうものを入れて、そして咬合の安定、歯周組織の維持、保全を図ろうということが、みなさんのコンセンサスで得ていると思います。

問：

同じ書証の二〇六ページに、残存歯の保護と咬合の回復のためという装着の目的が書かれていますけれども、これはどういう意味なんでしょうか。

答：

これは、例えば、ここで被覆冠というのが出ておりますね。で、例えば、被覆冠、差し歯やなんか取ったりしますね。そうすると根だけ残っちゃいますね。根だけになりますと、そこで先ほど申し上げました歯根膜というものが、いわゆる働きがしない、ものがかまないということは、それだけ萎縮してくるということになりますね、歯根膜は。そうしますと、そういった歯根膜の活性化、あるいは機能の咬合の正常化を図るということは、短期間ではなかなかできないわけです。ですから、もし、そういうものを取っちゃったら、なるべく早い時期にこういう歯周治療用の装置を入れて、そして、そういう咬合と、それからここで書いてあるところの残存歯を、根のほうですね、保護してそして咬合の回復を図るとのことだと思えます。

問：

次に暫間被覆冠についてお尋ねしますけれども、暫間被覆冠というのは、どのようなものなのでしょうか。

答：

暫間被覆冠というのは、保険用語と言うんでしょうか、テックというような言葉で呼んでおりますけど、歯周病とは、私は余り関係ないと思うんですね。例えば補綴なんかの処置をおやりになった場合に、例えば前歯なんかですと、土台を作ったりすると金属が見えて具合が悪いから、一時的に、最終的な補綴物を入れるまで、そこにかぶせるものを作りましょうということで作るのが私は暫間被覆冠で、これは歯周病そのものの装置、治療用のものとは違うというふうに考えております。

問：

そうすると、むしろ心理的な観点というのが大きいということでしょうか。

答：

と思います。心理的なものが主体だろうと思いますね。

問：

今おっしゃったお話の中からもうかがえるんですが、歯周治療用装置との違いということになると、どういうことになりますか。

答：

暫間被覆冠ですか。

問：

はい。

答：

暫間被覆冠というのは、あくまでも、そのテンポラリーですね、一時的に患者さんの、いわゆる審美性というものが、お気の毒だからというようなことで作るという

ことですし、治療用装置というのは、本当に歯周病の治療を進めていくために必要ですから、そういうものを作って患者さんのところに、ある程度、長いこと御不自由かも、それで不服かもしれませんけれども、そういうものを入れておいて、そして歯周組織の保護と咬合の改善を図るということだと思います。

問：

暫問被覆冠については、この平成八年の三月までの歯科点数表ですと、点数を算定する規定というのはなかったわけですか。

答：

はい。恐らく、その前には、確かテックと言うんですか、暫問被覆冠については、多少点数が付いていたと思うんですけれども、六〇年の、それ以後、私の記憶が正しければ、付いていないというふうに思います。

問：

この歯科点数表ですけれども、平成八年の三月一日に、これは、それまでのものを廃止されたんですか。

答：

はい。このPの・型とPの・型と二つございまして、これは、やはり一物二価の評価ということで、いろいろ問題がございまして、そういったようなところの、短所、長所のいいところと言いますか、それをもう一度合わせて、そして平成八年の四月からは、できるだけ、そういう一物二価は、一つの治療に対しては一つのものでやっていこうということで、なくなりました。

問：

P・型とP・型を統合した新しいルールができたとして、こういうことになりますでしょうか。

答：

そういうことになりますね。

問：

原告の外川先生のA子患者さんに対する処置の内容について、お尋ねしていきます。甲第六号証を示す

問：

原告のほうでは、A子患者さんに対する治療が、治療計画書に基づくものということで御主張になっているので、それに関連してお尋ねしていきますが、甲六号証の二枚目、適応検査の記載がございましてね。

答：

はい。

問：

これは、その後のカルテの該当箇所の記載を見ると、平成五年の二月六日に行われているようですけれども、上から二番目の表がございましてね。

答：

はい。

問：

横長の表が二つあって、二番目のほうですけれども、これの真ん中に、下顎舌側、これは結局右下ということですか。

答：

右下ですね。

問：

という活字があって、その横に8、7、6、5というふうに印刷文字がありますね。

答：

はい。

問：

この数字は、八番、七番、六番という歯の部位を示すものですね。

答：

はい。

問：

八番、六番、五番の箇所に、上に手書きで3といずれも記載されてますが。

答：

これはポケットの深さだと思いますね。

問：

3というのは、三ミリということよろしいですか。

答：

そうですね。

問：

同じ甲六号証の三枚目の、今度は歯周精密検査という項目を示しますけれども、これも、カルテの後のほうをめぐってみますと、同じ年の二月二〇日に、どうも行われているようなんですが、同じ、この真ん中の表の右下、八番、六番、五番を見ると、ポケット、深さが四ミリというふうに、いずれも記載されてますね。

答：

はい。

問：

これを御覧になって、治療計画に基づく治療という観点から、何かお感じになることございますか。

答：

恐らく、この適応検査のところで、私、もっと深いところのポケットがあったんだらうと思うんですね。それが三ミリになって、精密検査で四ミリ、逆にポケットが増えちゃったというのは、治療しながら増えるというのは、それはどういうものかなと、あるいはそこにおける測定が問題があるかなというふうにも感じます。

問：

同じ甲六号証の三枚目の下のほうに、治療計画書という記載がございますね。

答：

はい。

問：

これ見ると、除石という記載がRCTという記載がありますけれども、除石とかRCTというのは、どういう意味でしょうか。

答：

除石というのは、先ほど申し上げました歯石を取る、スケーリングのことだと思います。それからRCTというのは、ルートカナルトリートメントと言うんですかね、根管治療、歯内治療、要するに、根の治療をするという意味だろうと思いますね。

問：

原告さんのほうで、治療計画書に基づいて歯周治療用装置を装着したとおっしゃっているんですけれども、歯周治療用装置を予定してる場合は、この治療計画書に記載しないとイケないんじゃないでしょうか。

答：

はい。ですから、もし、それが前歯のほうの1、2、1、2ですね、左右のほうにおやりになるんでしたら、上顎の1、2、1、2辺りのところに歯周治療用装置を入れるとか、まあ、これは余り、ほとんど計画書というのを書いてないんですね。ただ、処置をこういうふうに記入なさっているだけなんですけど、従来、治療計画書というのは、歯肉の炎症の状態から、そういうものが、どういうふうに治癒までいくかという一つのプロセスを、ある程度、予知性というか、予測するのが治療計画なんです。ですから、そういうものをちゃんとお書きになるのが、私は、ルールじゃないかなと思います。ただ、これは処置を記載したということだけで、じゃあ、この処置をしたからそれでいいのというと、あと、歯周治療用装置をお入れになったり、あるいは被覆冠をお入れになっているのであれば、そういうところまで、ちゃんと治療計画の中に盛り込むのが普通だろうと思いますね。

問：

同じ甲六号証の四枚目、五枚目を示します。再評価検査という項目がここにあるんですけれども、これを見ると、いずれも変更なしという記載に終始してるようですが、これも、治療計画の変更、臨床所見に関する記載、そういうものは書かなくてよろしいのでしょうか。

答：

やはり臨床所見がどう変わったかと、それを一番見たいわけですね、この再評価をした場合に。前の治療をやったものが、どういう形でそれが変わってきたのかと、その変わってきたものに対して、今後どういう、もう一度治療計画を練らなければならぬのか、あるいはこれでいいのか、そういうことを判定する何か一つの基準というものが、やはり欲しいと思いますね。

問：

例えば、当初の治療計画書を作る段階では歯周治療用装置を予定してなくても、途中の再評価を行った結果それが必要になったと、予定されたという場合には、この再評価検査に記載するものなのでしょうか。



答：

やはり治療計画の変更ですね、先ほど私が一言いました最終的な治療計画、確定的な治療計画というものが、そこではっきりと出て来たということであれば、それに必要なことは記入すべきだと思いますね。

問：

甲六号証の最後のページを示します。この前のページに六月六日の記載が、この最終ページにかけて続いていて、ここに、右上二番、一番、左上一番に歯周治療用装置という記載がございますね。

答：

はい。

問：

これが本件で問題となっている歯周治療用装置ですが、同じ欄の上に、右上二番、一番、左上一番、二番について、メタルコアインプという記載がありますね。

答：

はい。

問：

これは、メタルコアの印象を採得したという意味でいいんですか。

答：

そうだと思いますね。土台の、要するに金属を立てるための形を採ったということだと思います。

問：

メタルコアというのは、どういうものでしょうか。

答：

私ども考えているのは、ファイナルな、最終的な治療をするところの一つのプロセスだというふうに考えておりますけど。

問：

具体的には、メタルコアというのは土台を形成する。

答：

土台を強化するんですね。根の治療をして、そして、その上のほうの土台を作るのを金属で作るわけです。そうしますと、物をかんだりなんかしても、それで、ある程度そしゃくとかに耐えるだろうということで作るのが、メタルコアだと思いますね。

問：

この日に、そうすると、おっしゃった最終的な治療の一部入っていると言えるわけですか。

答：

と思いますね。

問：

このP・型の治療で、最終的な治療に着手した段階で、歯周治療用装置をつけるということはあり得るのでしょうか。

答：

これ、歯内療法というか根管治療されておりますよね。ですから、根管治療する、その被覆冠を取ったときに、こういう歯周治療用装置というのを私は入れて、そして歯根膜の萎縮とか、そういうものを防ぐためのものにしたほうが、歯周治療用装置としては考えられますけどこの場合には、私は、いわゆる、この装着してる期間が一週間くらいしかございませんですよね、最終的な硬質レジン前装冠。そうすると、その一週間の間で、その治療用装置というのは果たして何だろうかと、歯周組織の歯肉の改善に役に立つだろうかと、咬合の維持というものに役立つんだろうかということ、私は、ちょっと疑問に思いますね。

問：

そうすると硬質レジン前装冠の装着に着手するまでに、大体一週間くらいの期間しかないから、その歯周治療用装置の目的からすると、この時期につけるとするのは疑問があるということでしょうか。

答：

そういうことですね。

問：

原告御本人は、前回、メタルコアというのは、かなり治療の早期に入れることもあると、で、それから歯周治療に入る場合もあるというようなことをおっしゃっているんですが、P・型の治療で、そのような手順を踏むという場合がありますか。

答：

先ほど申し上げましたように、初期治療というか、基本的なところで歯内療法、根管治療するわけですね。根管治療が終わって、こういうメタルコアを作って、いわゆる治療用の被覆冠をお入れになって、そして歯肉の炎症を取っていくとか、あるいは、それに対しての、炎症がどういうふうに治っていくかということを見るところで、その歯周初期治療のところでコアを入れて推移を見ていくと、再評価あるいは検査をしながら見ていくということは、あり得ると思いますね。それが、いわゆる・型の治療としては、私は望ましいんじゃないかと思います。

問：

そうすると、この六月六日の歯周治療用装置ですが、結論から言いますと、これは、P・型で言う歯周治療用装置というふうに見ることができますか。

答：

私は、これは、こちらでさっき説明したテックというふうに考えたほうが、いいんじゃないかと思います。

問：

テックということ、いわゆる暫間被覆冠ということになりますか。

答：

はい。というのは、期間が、まず短すぎることなんですよ、ファイナルの最終的なものを入れるまでに。ということは、その間にそれだけの慢性炎症が取れるんじゃないかと、もう、この時点で、私は治っているような感じがするんですね。

問：

甲六号証の後ろから三枚目を示しますけれども、同じ年の五月一〇日の欄に、左上一番ですね、先ほどの歯周治療用装置を装着した歯の一つですが、テックという記載がございますね。

答：

はい。

問：

翌日の一日ですが、これも、やはり左上一番についてテックという記載があって、それからずっと見てまいりますと、五月二六日には、今度は右上二番にテックという記載がありますね。

答：

はい。

問：

同じように、二九日、三〇日、三一日、六月二日、六月五日と、テックという記載が、いずれも右上今度は二番についてあるんですが、先ほど、テックというのは、最終的な治療の一環だということでしたけれども、P・型の場合に、こうやって何回もテックをつけ替えた後で、六月六日に至って歯周治療用装置をつけると、こういうような治療の手順というのはあるのでしょうか。

答：

私は逆だと思っております。むしろ、このテックと称しているものが、治療用の義歯じゃないかなと思っております。それで、根管治療が終わると、これで六月六日でCRFと、根管処置されておりますよね。その間、おそらく根管治療しなければいけないから、そういう治療用義歯でも、外したり取ったりして、中の根の治療をしなきゃいけないと思っております。そういうことをやる上での、これは治療用の装置だと思っております。逆に考えますとね。

問：

原告さんは、前回の尋問で、この、あらかじめ何度かつけたテックというのは、要するに不十分なもので、すぐ取れてくると、歯周の最終的な治療が終わった段階で、きちんとした素材の歯周治療用装置をつけることができたというようなことをおっしゃっているんですが、それはP・型の治療の手順ということからして、どういうふうにお考えになりますか。

答：

ですから、このテック、被覆冠のものが私はいいかどうか、これは分かりません。例えば一番、二番、左右の1、2、1、2を治療なさっているわけですよね。それで治療計画によって、ファイナルに、最終的に硬質のレジンジャケット冠を入れられるのであれば、むしろ、左右の1、2、1、2を先に全部お取りになって、そういうテックでは、取り外しで非常に取れてしまうというのであれば、治療用の義歯を入れられてもいいと思っております。ですから、チョイスの問題だと思っておりますよ。これは、何もテックでなきゃ、被覆冠でなきゃいけないということは全くないんで、治療用

の義歯だっていいわけですから。そうすれば、外れたり取ったりということはあり  
ません。だけど、普通、我々はみな、歯内治療をする場合、残根だけの、根っこだ  
けになんかしておけないんですよ、今、患者さんに対してはね。失礼です、患者さ  
んに。ちゃんと、我々としても、こういう治療用のものを何らかの形で入れて、そ  
して、それを補てんしながらファイナルのほうに持っていくというのが、やっぱり  
医療の上での一つの患者さんへの思いやりじゃないかと思えますけどね。

問：

これまでA子患者さんのカルテに関して何点か伺ってきましたが、先生のほうが  
P・型の治療という観点から、全体的な印象をまとめておっしゃっていただくど  
ういうことになりますでしょうか。

答：

精密検査のところをちょっと拝見しますと、まあ、病名なんですけどPのIという病  
名が付いているんですけど、これ、全部が全部、果たしてPのIなのか、部位によっ  
て特異的に、ただスケーリングだけで治ってしまうのであれば、果たしてPのIなの  
か、ましてポケットが三ミリというのが中には二ミリくらいのこともありますし、  
場合によってはPのIと単純性の歯肉炎、単Gというものを含んでいるんじゃないか  
と。そうすると、やはり治療の内容というものも、私は変わってくるんじゃないか  
なと思えます。それから、先ほどちょっと申し上げましたけれども、左上の1、2、  
右上の1、2に、そういう歯周治療用装置だとおっしゃるんでしたら、最初からちゃ  
んと全部外しちゃって、計画的に、治療計画をちゃんとお立てになって、そして1、  
2、1、2の根管治療をおやりになって、そしてやるべきだと思うんです。ある時期  
になって、一方のところを外してまたやる、あるときにやると、そういうことであ  
れば、当然、被覆冠よりしょうがないんで、ちゃんと治療計画を立てて、その1、  
2、1、2を、それじゃ前歯部がないとお気の毒だから治療用義歯を入れておきま  
しょうと、そして根のほうの治療をしましょうというのが、これは治療計画の私は計  
画書をちゃんと作ったところの、ゆえんではなかろうかというふうに思いますね。  
それから、このカルテ自体、余り、こういうことを申し上げるのは失礼かもしれま  
せんけど、流れが、保険の点数とか、そういうのはちゃんと記入されているかと思  
いますけれども、症状記載とか、病気がどういうふうに変わっていったかと、今は  
情報公開の時代ですから、こういうカルテだったら私は駄目だと思いますね。もう  
少しちゃんとした、症状がどういうふうに変わって行って、変化してきたのか、そ  
れによってどういう治療をしたのかということ、ちゃんと記載すべきだと思いま  
す。カルテが、そう言うのは失礼ですけど、もうちょっと医師の裁量権というもの  
がおありだったら、記載すべきだと思います。

問：

次に、原告のB子患者さんに対する治療についてお伺いいたしますが、

甲第七号証を示す

歯科診療録、これの二枚目ですけれども、これも先ほどと同じように適応検査の記  
載があって、これも上から二番目の表を見ますと、下顎ですね、舌側ですね、これ

は八番、七番、五番、四番とあって、八番が三ミリ、七番、五番、四番は、それぞれ二ミリという記載があるわけですね。

答：

はい。

問：

これに対して、その後行った歯周精密検査を見ますと、同じ下顎、舌側の八番は四ミリ、七番、五番、四番は、それぞれ三ミリという記載がございますね。

答：

はい。

問：

これも、そうするとA子患者さんの場合と同じことが言えるということでしょうか。

答：

はい。それで、私、さっき申し上げましたけれども、この適応検査の二ミリというのは、はっきり言って歯周病かどうか分かりませんね。二ミリくらいというのは、大体正常な歯肉溝というふうに、我々は理解しております。ですから、PのIなのか、あるいはさっき申しましたように歯肉が炎症だけが出て来て、骨のほうとか、そういうものは異常がなくて、いわゆる単純性の歯肉炎か、あるいは歯周炎のPIという判別が、まずはっきりできてない。だからポケットの深さも、二ミリであったり三ミリであったり、変わってきているんじゃないかなと思いますね。

問：

そういうところに原因があるんじゃないかということですか。

答：

はい。

問：

甲七号証の三枚目を示しますけれども、治療計画書というのが、先ほどの歯周精密検査の下のところにありますけれども、これについても、除石ということしか、あと、これCRとありますけれども、これは。

答：

クラウンですね。かぶっているのか、あるいは、これからかぶせるのかということ、このカルテの表示のところでは、これ拝見しても、ちょっと、ここに何がかぶっているかとか、そういうことは書いてないんで。

問：

甲七号証の一ページ目ですね。

答：

ええ。本当は、この歯式のところに、例えば、そこが被覆冠かぶってたとか、あるいはクラウンであるとか、そういうことをちゃんと明記しておくかどうかしておかないと、これだけじゃ、クラウンと言ったって、将来クラウンをかぶせるのか、あるいは現在かぶっているのを取ってやり替えるのか、はっきり分からないですね。

問：

甲七号証の一ページ目の歯式にそういう記載がないので、はっきりしないということですか。

答：

はい。カルテを拝見していくと、前装被覆冠を除去したなんてのも取れてきますけど、これだけでは、はっきり治療計画としてどういうものかということは、私は分からないと思いますね。

問：

治療計画書には、治療内容に関しては、除石という記載しかないように見受けられるんですが、これも、治療計画書にもっと実質的なことを記載すべきじゃないかと、先生、先ほどおっしゃったようなことは当てはまるわけですか。

答：

はい。やっぱり、例えばブラッシング一つにしても、衛生士の実地指導というのがあるんですけど、この衛生士の実地指導というのは、我々、非常に大事で、衛生士にこういうことをやりなさいと指示したとそれに対して衛生士が、先生の指導を受けてこういうことをやりますと、そういう治療計画書の中に、そういうものもちゃんと、こういうバス法でやるとか、スクラッピング法でやるとか、そういうことも、やはり、ちゃんと治療計画の中に私は入れるべきだろうと思うんですね。

問：

これは、歯周治療用装置の記載も見当たらないですね。

答：

はい。

問：

次のページですが、再評価検査のほうですけれども、これも、やはり変更なしということなんですが、これについても、治療計画の修正とか、それから最初の治療計画を立てた後で歯周治療用装置が必要になったのであれば、その旨の記載なんかしなくちゃいけないんじゃないでしょうか。

答：

治療計画の評価変更ですから、ここにこういうのを書いてあるとおりに臨床所見と、それからそれに対しての評価、そして更にそれがこういうふうに変化しますということは、やはり記載すべきだろうと思いますね。

問：

甲第七号証の後ろから四枚目から三枚目にかけてが、平成七年の七月四日の項目なんですが、これを示します。甲七号証の後ろから三枚目、四日ですね、このページの上から四行目に、右上六番、歯周治療用装置、被覆冠という記載がございますね。

答：

はい。

問：

これについて、原告のほうで、古い冠を除去したところ発赤箇所が見付かったと、

その発赤箇所の治療のために、歯周治療用装置を装着したというふうにおっしゃってるんですが、それについては、どうお考えになりますか。

答：

そうですね、被覆冠が、一つのFCK除去されておりますよね。被覆冠が一つの発炎性の因子であるのであれば、これを取って、そして発炎性の炎症の原因を取れば、それで治ると思うんですね。その場合にどうしても、これ有髄歯らしいんですが、治療用装置を入れられたということなんですが、これも記載が、やっぱり、はっきりしてないですね。歯肉の辺縁のところなのか、あるいは右上の五番のところのそういったものがしてるのか、あるいは冠のマージンのところが、辺縁のところが炎症の原因であるということであれば、当然、これは初期治療のときに、炎症性の発炎性因子というものを取らなければいけないと、基本的にですね。そうすると我々は、将来これを取り替えるのであれば、初期治療の段階で、患者さんに言って辺縁を削らせてもらうんです。こういうのが歯周病の炎症性の発炎性の因子となるから、削らせてくださいと、その代わりに、後から、ちゃんとした修復物をお入れしますよと、だけど、これはプラークコントロールをやる、スクレーピング・ルートプレニングをやるためには、非常にやりにくい場所、引っ掛かってやりにくいから、そういうものは最初に削らせてくださいと、どうせ除去するんですからね、そういうお話をして初期治療で炎症を除去するというのが、私は基本だろうと思いますね。

問：

そうすると、この段階でやるということじゃなくて、炎症箇所があるのであれば、要するに、初期治療の段階でケアしておくということが必要だということですか。

答：

はい。そのためにエックス線写真を撮っておられるわけですよ。それからスタディモデルね、全部模も撮っている。だから、そういうことでやって、ここの時点で炎症が見付かったというのは、私はおかしいと思う。そのために審査やっているんですから。

問：

冠に隠れた炎症箇所を、例えば、初診の後のレントゲン検査、それから、あるいは適応検査、精密検査という段階で発見するということは、これは容易なことなんですか。

答：

私は、容易だと思います。そのためにプロービングもやり、それからエックス線写真で、冠のかぶっているものと歯との適合性がいいかどうかというの、はっきり分かりますしね。それから、あるいはプリーディング・オン・プロービングって、出血がプロービングでやって擦過して出るかどうか、その炎症性の原因は何かというのは、そのための私は検査だろうと思うんですね。

問：

仮に、この段階でしか結果的に見付けられなかったとして、ここで発赤箇所を歯周治療用装置をつけることによってそれに対処するということは、どうなんでしょう

か。

答：

恐らく、これは、歯周治療用装置というよりは有髄歯ですから、それを保護するというような意味でお使いになったのかもしれませんが。ただし、ここであえて歯周治療用装置とおっしゃるんでしたら、もっと前の段階で、そういう炎症を取った時点で、そういう装置を入れていただいて、そして歯周治療を続けていただきたいというのが、私の考え、お願いですね。

問：

P・型の治療の手順からすると、そういうような位置づけになるということですか。

答：

そういうことですね。

(以上 新田弘子)

甲第七号証の後ろから三枚目を示す

問：

平成七年七月一二日の項目に、歯周治療用装置と被覆冠セットとございますね。これは右上五番、四番ですか。

答：

はい。

問：

これですけれども、これも上の欄を見ると、メタルコアインプということで、これはメタルコアの印象採得をこの日に行ったという趣旨の記載ですか。

答：

そうだと思います。

問：

それから、この歯周治療用装置の下の欄に、これはブリッジインプとありますよね。で、左側の記号は次回という意味だと思いましたが、次回にブリッジの印象採得を予定されていると、そういう記載というふうに理解してよろしいですか。

答：

そうですね。右上の四、五、六は、次回ブリッジのインプットということだと思いますね。

問：

これは、歯周治療用装置を装着した日に、メタルコアの印象を取ったりとか、次回にブリッジインプレッションを予定しているというのは、これはP・型の治療の位置づけからすると、どうなんでしょうか。

答：

この場合は、既に一二日で、一九日にメタルコアセットしていますよね。この間というのは、一週間ですよ。で、前から申し上げておりますように、一週間、歯周治療用装置入れたから、歯肉の改善ができるんですか、咬合の維持ができるんです



かということになれば、これはやっぱり被覆冠、暫間被覆冠と考えたほうが、私は妥当じゃないかと思いますが。

問：

最後の質問になりますが、B子患者さんに対する処置について、全体的なことでも何か特にお感じになるようなことございますか。

答：

私、ちょっとカルテ拝見して気になったところがあるんですけども、それは、まず、最初のほう、ちょっと御覧いただきたいと思うんですが、六年一二月七日、B子患者さんの。

問：

甲七号証の最初。

答：

はい、このときに、適応検査、歯冠研磨と、いわゆる保険診療でやった行為の点数は算定しておられますよね。ところが、やった内容というのは、一二日なんですよ、次の日再診療、特にプラークスコアがどうだとか、そういうことは書いておられますね。こういう歯科衛生士の実地指導なんかをやるのであれば、その日にやったことは、その日のうちに記載するのが、私は、このいわゆる医療の中のあれだろうと思います。次の日にやるというのは、ちょっとおかしいんじゃないかと思いません。

問：

やっておられないことを、まず点数を記載されて、実際には、次の日にやっておられると。

答：

まあ、あるいはそのやったのを、どういう形で次の日おやりになったか分かりませんけれども。それから、そういう、この部位なんかも、やはり、歯周治療やった部位というのは、全然書いてなんですよけれども、カルテというのは、やっぱり部位とか内容とか、そういうところは、ちゃんと書いておかないと分からないと思うんですね。ですから、やはりそういう点が気になるのと、それから先ほど言いましたように、果たして、そのPのIという病名に適應するのか、パノラマ撮ってないんですけども、私、このパノラマ、X線写真見ておりませんので、骨の吸収レベルがどのくらいかということとは分かりませんが、ここで言うところの、いわゆる臨床指数と言うんですかね、バロメーターから見ると、PのIなのか、単純性の歯肉炎なのか、それがコンバインしたものなのか、よく分からない、だから、診断は、もうちょっとはっきり、その根拠をエビデンスと言いますかね、根拠がちゃんとないと、やはり診断というものはつけられないんじゃないかと、それに従って、治療の流れがずっといっちゃってるから、何と言うんでしょうかね、そこまでの診断が確立してないところでの流れがこうなって来てるから、途中で、そう言った治療計画の変更も出ていないし、そのままずるずるといつてきたと、いわゆる、流れがはっきりしない、PのIという治療計画にのっとったものではないというふうに、考えざ

るを得ないような状況ですね。カルテの流れから拝見しますと。

原告代理人（佐々木）

問：

歯科の診療報酬につきましては、厚生省が定めております「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」、いわゆる診療報酬点数表という告示がございますね。

答：

はい。

乙第九号証を示す

問：

これが平成六年に制定された告示ということですね。

答：

はい。

問：

それから、この告示に基づいて、同じ厚生省が、その診療報酬の点数表が制定された場合に、「診療報酬点数表制定等に伴う実施上の留意事項について」と題する、こういう通知を出すということがありますね。

答：

はい。

乙第一一号証を示す

問：

先ほど示されてましたけれども、平成六年三月に出された保険発第二五号という通知ですね。

答：

はい。

問：

本件の診療行為が行われた平成七年当時は、今お示した算定告示と、この通知から、診療報酬の算定が行われていた、こういうことでよろしいでしょうか。

答：

はい。

問：

先生は、厚生省の定める算定告示の制定作業にかかわられたことがございませんでしょうか。

答：

保険に関してですか。

問：

はい。

答：

保険に関しては、厚生省そのものはございませんけれども。

問：

算定告示の制定にかかわれたことがありますか。

答：

ありません。

問：

それから、乙二号証、こういう通知の作成にかかわられたことはでございますでしょうか。

答：

ありません。

問：

この事件が、原告が、歯周治療用装置を装着したとして、診療報酬の請求したのに対して、被告がそれを認めなかったことから、その減点査定が不当なんだということで、歯周治療用装置の費用を払ってくださいという裁判であるということは御存じですね。

答：

はい。

問：

ところで、平成七年当時、今回の問題となっている診療が行われたとき、平成七年ですが、その当時、歯周治療用装置に関して、算定告示ですとか、厚生省の通知がどのような要件を満たした場合に保険を認めていたか、保険点数の算定を認めていたか、歯周治療用装置に関して、当時、告示や通知は、どのような定めをしていたかは御存じですね。

答：

はい、知っております。

問：

簡単に結構ですが、どういう要件を満たした場合に、歯周治療用装置として保険点数を認めていたかおっしゃっていただけますか。

答：

歯周治療用装置というのは、例えば、歯周の治療に必要な装置として、装着をするという場合です。

問：

私の質問、お分かりでしょうか。私が、お尋ねしているのは、算定告示や通知に基づいて、診療報酬を算定するのを認めるかどうか決まりますね。

答：

はい。

問：

その算定告示や通知の上で、歯周治療用装置として、保険点数を認めるための要件をどう定めていたかについて、おっしゃってくださいと言ってるんです。

答：

ですから歯周治療用の装置、歯周治療に必要な場合に、歯周治療用装置として入れるということですね。

問：

それが、算定告示や通知が定めている要件だと、先生、御理解なさっているんですか。

答：

診療報酬の流れの中で、私は、一つのルールとして、そういうものを認めております。

問：

先生の解釈は結構なんです。算定告示や通知が、どういう要件を定めているかと。

答：

算定告示とかそういうものは、私は、はっきり言って知りません。

問：

算定告示が、どのような要件を、歯周治療用装置に保険を認める場合の要件として定めているか、この点については先生はよく分からない。

答：

算定告示のどういう点をお聞きになっているのか、私は分からないですよ。

問：

私の質問分かりませんかでしょうか。

答：

分かりません。

問：

算定告示や通知というもので、歯科診療の報酬を認めるかどうか、認める場合は、何点の点数を認めるかが決まっておりますね。

答：

決まっています。

問：

その平成七年当時の算定告示や通知の上で、歯周治療用装置について、保険点数を認める要件として、どういう定めをしているか、先生が認識しているところをお話ししてくださいと言ってるんです。

答：

歯周治療用装置として認める算定条件としては、その先ほどお話ししましたように、欠損の場合とか、被覆医療のような場合に、そういった装置を歯周治療を円滑に行うためにやる装置だというふうに解釈しております。私は。

問：

解釈じゃなくて、どう規定しているか、どううたってるか、どう表現されているかお聞きしているんですが。

答：

私は一応読んでますけれども、その表現どおりには言えませんから。

問：

表現どおりである必要はありません。

答：

だから、今言ったとおりなんですよ。私はそういうふうに解釈しております。

乙第九号証の四六七ページを示す

問：

これは算定告示ですが、・の018のところで、歯周治療用装置として、被覆冠、床義歯と書いてありますね。

答：

はい。

問：

そして、注の1として、治療計画書に基づく場合に算定すると書いてますね。

答：

はい。

問：

ですから、治療計画書に基づいて行われた被覆冠や床義歯、その場合に認めますよという規定ですね。

答：

はい。

乙第一一号証を示す

問：

これは、先ほど示されておりましたが、二〇六ページの4歯周治療用装置というところがございますね。

答：

はい。

問：

(1)のところで、「歯周治療用装置とは、治療計画書に基づき、最終的な治療として歯冠接復及び欠損補綴を行うまでの間、残存歯の保護と咬合の回復のために行う被覆冠又は床義歯をいう」と書いてありますね。

答：

はい。

問：

つまり、算定告示と通知を見ますと、歯周治療用装置に保険点数を認めるためには、一つは、治療計画書に基づかなければならないということが、告示でも通知でも書かれてますね。

答：

はい。

問：

最終的な治療として、歯冠修復や欠損補綴を行うまでの間に装着されたものでなければならぬ。

答：

はい。

問：

三つ目に、装着する目的としては、残存歯の保護と咬合の回復のために行うものだと、こういう要件が保険点数上は定められていること、これはお分かりですね。

答：

はい。

問：

今言った要件、治療計画書に基づくこと、それから最終的な治療としての歯冠修復や欠損補綴を行うまでの間、その間に行われること、つまり最終段階に入る前にやらなければいけませんよということですね。

答：

はい。

問：

三つ目としては、残存歯の保護と咬合の回復のために行うと。

答：

はい。

問：

この条件を満たした被覆冠や床義歯について、歯周治療用装置としての保険点数を認めますよというのが、算定告示や通知の内容ですね。

答：

はい。

問：

そして、治療計画書に基づかなければならないとされていることから、これは歯周治療の方法として、先生が、先ほど証言していらっしやったP・型と呼ばれる治療法に含まれるんだということになりますね。

答：

はい。

問：

歯周治療の方法としては、P・型のほかにPの・型というのもあるということですね。

答：

はい。

問：

その違い、P・型とPの・型の違いというのは、簡単に言えば、一つは治療計画書に基づくのかどうかということの違いだと、それから期間とか再評価の方法について、規制があるかどうかという点でも違いがあると、そういう違いが、二つにはあるんだと、こう聞いてよろしいでしょうか。

答：

はい。

問：

ですから、Pの・型というためには、治療計画書が作成されていなければならないんだよと、これが一つですね。

答：

はい。

問：

それから、そのP・型の関係で言いますと、例えば、精密検査の実施や、治療計画の作成は、初診から一月経過した後でなければ、やっても保険点数は認めませんよと、こうなっていましたね。

答：

はい。

問：

それから、再評価検査についても、歯周初期治療が終わった後、一箇月経過した後に実施しなさいと、そうでなければ保険点数は認めませんよと、こうなっていましたね。

答：

はい。

問：

こういう規制が、Pの・型にはあったと。

答：

そうです。

問：

そして、Pの・型とPの・型では、Pの・型を取った場合には、保険点数を認めるけれども、Pの・型の場合には認めない処置というのもありましたね。

答：

はい。

問：

例えば、適応検査とか、歯冠研磨とか、再評価検査とか、本件で問題になってる歯周治療用装置とか、こういうものほ、Pの・型の場合には保険点数を認めるけれども、・型では認めないよというふうになってましたね。

答：

はい。

問：

ところで、歯周治療の方法としてのPの・型とか、P・型というのが、保険点数上に導入された時期というのはいつごろであったか覚えてますか。

答：

昭和六〇年の四月からです。

問：

どのようなことから、Pの・型、Pの・型という、二つの治療方法が導入されたか、保険点数上、二つの治療方法が導入されたか覚えていらっしゃいますか。

答：

これは、よく私も伝え聞いたところで、どういう意識かということは、はっきり分かりませんが、趣旨は、やはり、治療計画、歯科医というのは、割と、ピジュアルというか、目だけでものを見て判断すると、ですからそういうことではなくて、これからの治療というものは、審査、診断とか、治療計画というものをちゃんと立てて、予後を見通せるような治療という体系を作っていかなければいけないと、その中において、歯周病というのは、一つの慢性疾患であって、そういう治療計画を立てながらやっていくのが、一番いい方法ではないかということで、こういう治療計画書を作成するというのがスタートしたというふうに聞いております。

問：

昭和六〇年以前に、歯科医の中で、歯周治療に積極的に取り組む歯科医の方が少なかった。それで、保険点数の算定の上で、P・型、P・型というのを作って、特にP・型を作って、一定の手順で歯周治療に当たれば、保険点数を認めて、処置に対して報酬を払いましょうという形を取ることによって、歯周治療に対して、歯科医の方が、積極的に取り組むようにしようという意図があったというふうなことは、覚えていらっしゃいますか。

答：

まあ、診療の中で、そういうインセンティブを掛けるということは、大切なことかもしれないかもしれませんが、歯周病そのものが、まだ、私なんかだと考えると、全部の歯科医に歯周治療というものが、どういうものかというのを認識しないうちに、そういうPの・型とか、Pの・型というのをやるのは、むしろ歯科医療というものを混乱されるということで、私は、もう少し、歯科医師の全面的なトレーニングというのをやってから、そういう治療に取り組むようにすべきじゃないかというように考えておりましたので、そういう早急な拙速主義というのはおかしいんじゃないかと、いろんな、そこで問題が出てくるんじゃないかというふうに考えておりました。

問：

先生の御意見は御意見として結構なんですけど、昭和六〇年にPの・型、Pの・型が導入された背景として、私がさっき言ったような事柄があったんじゃないかと、こうお尋ねしているんですけど。

答：

私は、その辺はよく分かりません。

問：

ところで、昭和六〇年に採用されたPの・型、Pの・型というのは、先ほど、先生が御証言なさっていましたが、現在では、この区分はもう用いられておりませんね。

答：

はい。



問：

平成八年三月で、この区分はなくなったということですね。

答：

はい。

問：

先ほど、先生御証言なさってましたが、もう一度、なぜ、このPの・型とPの・型がわずかな期間でなしになってしまったのか、その辺の事情、もしお分かりであればお話ししていただけますでしょうか。

答：

これも、私見と言われるといけないんですけども、一物二価、一つのものを評価するのには、二つの方法があるというのは一番おかしいんじゃないかと、で、治療体系の中に、そういう片方は新幹線だというようなことを言ってる人もいましたけれども、そういう路線を区分するのではなくて、一つの治療というものは、一つの体系化の中に言ってあってやるべきだろうという考えで、今まで、やってきたことに対する一つのまとめで、こういうふうには平成八年の四月から、変わったんだらうというふうに思います。

問：

保険点数の仕組みというか、算定の仕組みというのは、見方を変えると、治療の順序とか時期とかまで制約する可能性がありますね。

答：

はい、それは、ある程度一つのルールとして決めざるを得ないと思いますね。

問：

Pの・型と、Pの・型というものは、特にPの・型というのは、そういう形で、先ほど間きましたけれども、治療の時期、期間とかについて規制をしていた、そのとおりですね。

答：

はい。

問：

それが治療の実態と、現場と、合わなくなってしまった。それが、Pの・型、・型の区別をやめた理由だったのではないんですか。

答：

その辺の考え方なんですけれども、まあ、Pの専門にやってる先生方と言いますか、私の知ってる歯周だけを主体にやってる方々に言わせると、昔のPの・型のほうがよかったと、そういう声もありますので、一概に整合性だけの問題でもないというふうに思います。

問：

先ほどもちょっとお尋ねしましたけれども、Pの・型では、精密検査の実施ですとか、治療計画書の作成は、初診から一月経過した後にしなければ、保険点数は認めませんよとなっていましたね。

答：

はい。

問：

従って、Pの・型を取ってる歯科医の方々は、初診から一箇月たった後でないと、精密検査も実施できない、指導計画書も作れないということでしたね。

答：

はい。

問：

再評価検査についても、歯周初期治療が終わってから一月間待たないと、再評価検査ができないし、再評価検査ができないということは、それ以降の処置ができないということになりますね。

答：

はい。

問：

これが、実際は、歯科医の方々からすれば、なぜ一月待たなければならないのかということで、治療の実態と合わないじゃないかというのが、Pの・型をなくしてくれと、区別をなくしてくれという改正につながったということではなかったんですか。

答：

その辺の考え方なんですけれども、確かに、その重度と言いますか、歯周病の程度によると思うんですね。例えば、重症の、非常に、私がさっき御説明しましたようなPの・というような程度の患者さんですと、やはり、一箇月くらい、そういったブラッシング指導とかなんかやってましても、本当に、それから検査をしていいというような場合もありますし、Pの・型が、必ずしも、取り組みにくいからというだけではなくて、症状によっての対応の仕方が歯科医の中において問題があったんじゃないかと、逆に言いますと、Pの・型をやってる人はどのくらいあったか御存じでしょうかね。まあ、ほとんどの方が、Pの・型というものでおやりになっていたというところに、そのPの・型の使いがってと言いますか、使用法についてのやり方があったんじゃないか、私は、重度の歯周炎と言いますか、そういうものに関しては、Pの・型というのはそれなりの評価は得てやってたんじゃないかというふうに思います。

問：

歯周治療用装置についてお尋ねします。

乙第二四号証を示す

問：

先生の陳述書ですが、先生は、五ページのところから歯周治療用装置と暫間被覆冠について説明しておりますね。

答：

はい。

問：

先ほども、歯周治療用装置と暫間被覆冠の違いを証言なさっていらっしゃる。先ほどの証言をごく簡単にまとめちゃうと、結局先生のお話ですと、歯周治療用装置というのは、歯周疾患の治療に資するもの、暫間被覆冠というのは、歯周疾患とは関係なく、審美性なんかを重視したものだという、こういう御証言だったように私理解したんですが、そのような理解でよろしいでしょうか。

答：

基本的にはそうだと思いますね。

問：

最初に、ちょっとお尋ねしておきたいのは、歯周治療用装置という言葉ですが、これは保険点数を算定する上での、つまり算定告示とか通知の上で使われている用語ということではないんですか。

答：

歯周治療用義歯とか、歯周治療用の被覆冠という言葉は、歯科医学辞典にも載ってございます。

問：

そうしますと、いずれにしても、歯周治療用装置という言葉というのは、保険点数が認められるという概念と結びついた言葉ですよ。

答：

そうです。

問：

本件点数が認められる装置ですね。

答：

はい。

問：

さっきの歯周治療用義歯とか、そういうのもそうですね。

答：

歯周治療を円滑に行うために認めた装置だと思いますね。

問：

しかも、それは保険点数が算定されるものですね。

答：

はい。

問：

いわゆる被覆冠と呼ばれたものには、永久的にと言いますか、永久と言ってもずっと永久と言うんじゃないでしょうか、暫間的なと言うのに対して、永久的に用いられる被覆冠と、それから正に暫間的な、一時的な被覆冠とありますね。

答：

はい。

問：

前者、永久的に使用するために装着される被覆冠、これをベニヤクラウンとかフルキャストクラウン、こう呼ぶのじやありませんか。

答：

ええ、名称によっては、そういうベニヤとかフルキャスト、いわゆる、クラウンというふうに言ってる場合もございますね。

問：

それに対して、永久的ではなくて一時的に使われる被覆冠、これを普通はテンポラリークラウンと呼びませんか。

答：

はい、テックと称しております。

問：

先ほどのベニヤクラウンとかフルキャストクラウン、永久的なクラウンに対して、一時的なものについてはテンポラリークラウン、こういう言葉が使われますね。

答：

はい。

問：

そのテンポラリークラウンのうちで、保険点数が認められるのは、これが歯周治療用装置ですね。

答：

テンポラリークラウンだけじゃないと思いますけれども、歯周治療用装置と言うと。歯周治療用の義歯もあると思います。クラウンだけじゃないと思います。

問：

今、クラウンに限っての話聞いてますが。

答：

それを、暫間被覆冠というか、テンポラリークラウンと称していいかどうか、私、分かりません。というのは、テンポラリークラウンというのは、本当に短期間に入れておいて、いわゆる既製のもので作ったりなんかするものなんですけど、歯周治療用装置の被覆冠というのは、ある程度レジンでもちゃんとした形を作って、そして、その中で歯肉の辺縁のマーヅンをちゃんと合わせて適合させて作るものですか、暫間被覆冠というような概念とは、私ちょっと違うと思いますね。

問：

そうなんですか。一時的、暫定的に使われた被覆冠の中で、保険点数が認められるものを歯周治療用装置と呼び、認められないものを暫間被覆冠と呼ぶという、こういう理解ではないんですね。

答：

違うと思います。

問：

先生が使われているテンポラリークラウンというのと、歯周治療用装置というのは、もともと、目的も材質も違うものだと、こう伺えばよろしいでしょうか。

答：

材質は同じ場合もあるかもしれませんが、目的は違います。

問：

目的が違う。

答：

はい。

問：

どう違うか。

答：

暫間被覆冠というのは、テックと称するものは、非常に短期間ですけれども、患者さんのその審美性とか、あるいは、そういった一つの、ないと不便だというもので、まあ仮に少しの間、見えをよくとか、審美性をよくするために入れておきましょうと、ところが、歯周治療用のクラウンというのは、ある程度、期間が、慢性疾患ですから、ある期間を耐えるような材質なり、あるいはレジンの、そういうもので、同じもので作っても、例えば、そこに補強線を入れるとか、そういうものを入れて、長期使用に耐えるようなもので作っているということですから、目的は、全く違う、材質は同じく作るかもしれませんが、目的は違うと思います。

問：

それじゃ、今からの質問は、そういう観点で分けて質問します。歯周治療用装置というのは、歯周治療の目的で使われる被覆冠だと、それからテンポラリークラウン、暫間被覆冠というのは、もともと歯周治療の目的とは関係がない、そういう御理解ですね。

答：

はい。

問：

ただ、原告は、そして私、今回の尋問のために、何人かの歯科医の先生方と打合せしたんですが、その方々皆さん言うのは、先ほど私が言ったように、暫間的に使うものはテンポラリークラウンであって、保険点数が認められるものが歯周治療用装置だと、目的だって材質だって同じだよって、こう言うんですが。ですから、私はそうなんだろうと思って、今日ここに臨んだんですが。

答：

ただし、そういう、もし同じものでお作りになっても、絶えず、やっぱり長期使用するから、壊れたりとか補修とかしなければいけないので、私たちは、やはり、それに対応するために、補修するような、例えば、ワイヤーをそこへ通すとか、補強みたいなものを入れなければ、御自分で毎回壊れてきたものを補修してやらざるを得ないというのが、長期使用にある程度耐えると、先ほどから、御質問いただいておりますように、一箇月とか、そういう期間がございますので、ある程度、長期使用に耐えるものでないと、歯周治療用装置としては無理なんじゃないかと思えます。

乙第二四号証の五ページを示す

問：

歯周治療用装置ということの説明として、「全体の治療通して咬合の状態、歯肉辺縁部の適合性を良好にするために、治療上必要な義歯や被覆冠を入れて、一か月から数か月にわたり歯周組織の改善と維持管理が要求される」んだと、こう述べていらっしやいますね。

答：

はい。

問：

そして暫間被覆冠というのは、歯周病とは関係なく、ごく一時的に被覆冠を装着する場合を称しているんだと。これは、先生の二つの用語の区別ですね。

答：

はい。

問：

最初のほうの、歯周治療用装置は、全体の治療を通して咬合の状態、歯肉辺縁部の適合性を良好にするために装着するものであるとか、咬合の確立と歯肉への適合性を高めるためなんだというふうに述べていらっしやいますが、これはどのような意味でしょう。

答：

例えば、咬合の状態というのは、先ほどもお話ししましたように、A子患者さんなんかの場合ですと、FCK、クラウンが入ってるのを撤去されてますよね。そして歯内療法、根の治療やってます。そのときに、そういう咬合というものはなくなっちゃっているわけです。噛めないわけです。ですから、そういうものをある程度噛めるような状態にして、治療してあげないと、噛み合わせが狂ってくるというような状態ですね。それから歯肉の辺縁というのは、先ほど、B子患者さんのところにありましたように、六番のクラウンが発炎性の因子であると言うのであれば、最初にその歯肉の辺縁を削ってやって、歯肉の発炎性の炎症とならないようにしてやって、そして作ると。だから、その場合でしたら、早くそういうものを取ってあげて、そして歯肉にぴたっと辺縁のところに合うクラウンを作ってあげなければいけないという意味なんです。

問：

歯周治療用装置の目的が、そうしますと、先生の御理解ですと、咬合の状態を良好にし、歯肉辺縁部の適合性を高めたり、良好にする。これが歯周治療用装置の目的であると、こういうことになりましょうか。

答：

そうですね。そういうことをやって、歯周治療と言いますか、歯周治療の組織の改善と維持をやっていくというのが目的だと思いますね。

問：

先ほど来、先生は、歯周治療用装置とはということに関して、歯周治療用の目的で装着するものだところおっしゃった。換言すれば、咬合の状態を良好にしたり、歯肉辺縁部の適合性を良好にするため、あるいは高めるために装着するものだと。

答：

はい。

問：

これが歯周治療用装置だと、こうなりますか。

答：

はい。これは歯周治療の一つの大事な点だと思いますね。というのは、咬合というのはやはり一つ力なんですね、力が加わって、そして、しかも、感染の状態になったら、ちょうど地震と火事と同じなんです。もっと悪くなってしまうんです。歯周組織破壊していっちゃうんですね。ですから咬合というものをちゃんと維持していかなければ、それからマージンのそういう発炎性の因子のあるのところは、ちゃんと取ってやって歯周組織の改善というものを図らなかつたら、歯周組織の治療というのは進んでいかない。これは当然ですから、歯周治療用装置としてそういうものが必要だとなるんだと、目的だと思います。

問：

一番最初にお尋ねしましたのは、本件の問題になっているのは、保険点数が認められるかどうかという裁判になっているわけですがね。その関係でお尋ねしますが、平成七年当時の算定告示や、通知が、歯周治療用装置がどういう目的で装着された場合に、保険点数を認めることにしていたか、さっき、確認しましたね。目的として言ってるのは、残存歯の保護と、咬合の回復のために装着する場合、こういう要件なんですね。

答：

はい。

問：

残存歯の保護と咬合の回復、ですから、少なくとも、保険点数上は、歯周治療用装置の目的は、今述べた二つでなければならぬとされている。

答：

はい。

問：

先生の先ほどおっしゃってたのともちょっと違うわけですが。

答：

いや、残存歯の保護じゃないんですか。歯肉の辺縁の適合性、その被っているものを適合性をよくするということは、残存歯の保護でしょう。

問：

言い換えれば残存歯の保護ということですか。

答：

そういうことですよ。そうじゃなかつたら意味がないでしょう。残存歯を保護する

ために、そういうことをやるんですから。

問：

咬合の回復と残存歯の保護だと。

答：

はい。

問：

で、辺縁部の云々というのは、残存歯の保護につながる。

答：

そういうことです。

問：

歯周治療用装置について、一箇月から数箇月にわたり、歯周組織の改善と維持管理が要求されるんだと、これは先ほど来、一箇月から数箇月装着が必要じゃないかということは繰り返し証言されていらっしやいましたね。

答：

はい。

問：

平成七年当時の先ほど来言ってる算定告示や保険発第二五号という通知、先ほど先生に示しましたが、これらが時期とか期間に関して、歯周治療用装置の要件として定めているのは、ただ一つ、最終的な治療として、歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間に行われなければならない、こういう要件なんですけど、先生が、歯周治療用装置の要件として、一箇月から数箇月にわたって、歯周組織の改善と維持管理が必要だと述べていらっしやる根拠を、もう一度おっしゃってください。

答：

先ほどから何回も申し上げてますように、例えば、歯肉の炎症というのが、なかなか取れないんですよ。それで、ちょっと長くなるかもしれませんが、実験的な歯肉炎というのがデンマークの王立歯科大学でやった例があるんです。それは非常に健康な歯肉を学生に、一四名の学生を使って、歯を磨かせないで、二週間おいたんです。そしたら、実験的に歯肉炎が起きた。こういう例があるんです。又、じゃあ、歯肉炎を元に戻すのに、どうしたらいいかということで、歯ブラシをかけてやったら、又、二週間から三週間近くなったら、ゼロレベルに戻ったということで、単純に、ただポケットとか、そういうものがなくて、歯肉の炎症だけでも、やはり二週間あるいは三週間掛からないと、そういう機械的にプラークを除去しないと治らないと、そういうことで歯周病の装置というものを入れたような場合にも、そういう期間が長くないと治らないんです。実際的に、これは、その告示で云々、何箇月という期日がないからいいじゃないかとおっしゃるかもしれないけれども、そうじゃなくて、我々歯周病やってるものとしたら、そういうふうに非常に慢性の炎症というものを取るのには、時間が掛かるということ、私は申し上げたいと思います。

(以上 村上幸代)



問：

そのために一月から一月以上というふうなことで先生お述べになってる、その一月というのは何か根拠ございますか。

答：

ええ、ですから今言いましたように実験的歯肉炎というか、人工的にその歯肉炎を作っても、大体二週間から三週間ぐらいリカバリーするのにかかるわけですね。そうしますと、今度、更にポケットというものがあって、それから普通の歯根膜も破壊されている、それから歯槽骨の吸収、骨のとけるのもあるということになると、やはり四週間ぐらいみないと、なかなかそういう歯肉に対する反応というものがでてこない。これはブラッシングなんかも改善やって、その二〇パーセントぐらいのプラークスコアが落ちるということは、やはり四週間ぐらいみんなかかっているんだね。ですから、そういう一つの目安として、一か月というのを私は申し上げたと思います。

問：

それは先生のご理解でしょうか。それとも、保険点数を算定する上で、一月以上、ともかく要件で当然課せられてるというご指示でしょうか。

答：

保険の上ではそういう載ってませんが、これは歯周病のやる皆さん方の一つのコンセンサスというか、常識だろうと思いますね。医療の、私は常識の中でそういう解釈をしてるんじゃないかと思いますが。

問：

それから歯周組織の改善と維持管理が要求されると、こうおっしゃってますが、これは歯周治療用装置を装着する目的が歯周組織の改善と維持管理にあるんだと、こういう趣旨でしょうか。

答：

歯周治療用装置を入れて、そして更にそこでブラッシングをしたりとか、あるいはスケーリングをしたりと、そういう組織を維持をするためにこういう装置が必要ですし、そういう組織を改善するために必要ですよ。ですから、これは一つのデバイスというか、装置だけかもしれないけどね、その装置プラス、ここでやっておられるところのプラークコントロールであるとか、スケーリングとか、ルートプレーニングとか、そういうものをやることによって、歯周組織の改善、ただ、この装置を入れたから治るというわけではないと思います。それを入れながら、活用してその組織の改善を図るということだと思います。

問：

歯周治療用装置とは初期治療をスムーズに遂行するために行なう処置であるところ述べていらっしゃると思いますね。

答：

はい。

問：

先程来も、初期治療の早期の段階で行なわれる必要があるんだと、こういうことを証言していらっしゃるんですね。

答：

はい。

問：

陳述書の別表1のところで、初期治療のところに治療用装置のあること。これもそういう趣旨を記載してあるというふうになりましょうか。初期治療のところで治療用装置は付けなきゃいけないんだよということでしょうか。

答：

項目としては、そういうふうになってるということですね。初期治療の段階で、先程申し上げましたように初期治療というのは、あくまでも歯周治療の中の一番メインであると。初期というから何か最初の治療かなというけど、そうじゃなくて、ここがほとんどなんですよと。ただ、ここでポケットや何か深くて除去できない場合には外科的に除去しなきゃいけないんだけど、できれば、ここで一つ何とか治療を完結したいという意味で、この中で治療用義歯というのも歯周初期治療という中に入ってるというふうに思います。

問：

この別表に従って言えば、歯周治療用装置というのは、初期治療の段階で行なわれるものであって、しかも早期に行なわれるものであって、その後の、つまり再審査とか歯周外科治療とか、こういう段階になってからは、原則としては歯周治療用装置の装着は行なわれないんだということでしょうか。

答：

いや、先程言いましたように、治療結果、初期治療というのは非常に可動性の面がある、動きがあるという考え方なんです。ですから、この場合は暫間的な治療計画をここで立てになって、初期治療で再審査、再評価をおやりになって、その治療の評価で、ああ、やはりこの外科処置をするような場合に、治療用の被覆冠を入れたほうがいいんじゃないと。いわゆる動揺なんかも大きくなりますから、そういう場合には、そういうのを防ぐという意味で治療用義歯を入れるというんでしたら、そこで確定的な治療ということで治療変更と、治療計画の変更で、ここで今度、歯周外科のときに歯周治療用の被覆冠を入れますよということを、私はいいと思うんですね。治療というのは、やはり流れていくもんですから、何もここだけで、ドグマ的な、教条的に、ここだけでやらなきゃいけないというもんじやないと思いますけど、そういう場合には、ちゃんと治療計画を、なぜそういうふうになったのか、どう変わらざるを得なかったかということ、やはりちゃんとカルテに記載をして、明記をして、そしてそれに対応していくべきだろうというふうに思います。

問：

ですから、先生は先程来、初期治療の早期に歯周治療用装置というのは装着されるべきなんだというふうに証言なさってましたが、しかし、そうではない、そう限るわけではないんだということですね。

答：

いえ、そうじゃないです。メインとしては初期治療の必要なときにやるべきなんですけど、そこで再評価をして、もし必要があれば、次のときにもやらなきゃいけないかもしれませんが、それはその人の治療計画というものに対して、ちゃんと立てるのが、ある程度、どういうのか、甘かったのもあるかもしれませんが、それは予後を見通せるだけの先生に能力というものが十分備わってたかどうかということになれば、いろいろ問題があるんじゃないかということなんで、メインとしては、この初期治療でおやりくださいと。だけど、もしやるとしたら、ちゃんとした変更の理由を、外科治療のところでおやりになるのには、ちゃんとしていただかなければ、変更した理由というものを明記しなきゃいけないんじゃないですかと申し上げたわけですよ。

問：

変更の理由を明記するかどうかともかくとして、少なくとも、すべてが歯周治療というのが、歯周治療用装置が初期治療の段階でのみ行なわれるわけではない、これはいいですね。

答：

はい。

問：

ですから、個々人の歯の状態からいって、歯周治療用装置の装着が初期治療以降の段階で行なわれる場合も当然あるわけですね。

答：

ないとは言えませんね。

問：

平成八年三月で、先程聞きましたが、P・型とP・型の区別がなくなった。区別が取り去られた、改正された。

答：

はい。

問：

その結果、平成八年三月以降、歯周治療用装置が認められるのはどういう場合であるか、ご存じですか。

答：

外科処置をしたときだと思いますけど。

問：

そうですね。

答：

はい。

問：

つまり、現在では、平成八年三月以降は、歯周治療用装置が認められるのは、初期治療の段階でやった場合には認められませんね。

答：

認める認めない、保険のそれはそうかもしれませんが…。

問：

今、保険のこと聞いている。

答：

はい、保険では認めてないようですね。

問：

保険では、歯周外科手術を行なった場合に算定すると、現在こうなってますね。

答：

はい。

問：

ですから、現在の、つまり平成八年の改正後は、歯周治療用装置が保険として認められるのは、あくまでも初期治療の段階ではなくて、その後の歯周外科治療の段階で手術が行なわれた場合にのみ認められるんだ、これに間違いありませんね。

答：

はい、外科治療だけですね。その後の、いわゆる最終治療に入ったときは認めておりません。外科治療をやったときだけです。ですから、その後の最終治療やる前とか、そういうときには認めてませんよ、やっぱり。

問：

最終段階かどうかともかくとして、その前の、ですから、現在では逆に、初期治療の段階の歯周治療用装置は認定されずに、外科治療の段階でのみ認められると、こういうふうになってますね。

答：

はい。

問：

つまり、歯科医学的に見ても、必ずしも歯周治療用装置の装着が初期治療の段階に、原則として行なわれるべきだということではなくて、必要があればといいますか、外科治療なんかでも当然、歯周治療用装置の装着はされるべきだということが今回の保険の点数の算定の前提としてあるのではないですか。

答：

これは考え方なんですね。というのは、歯周外科治療でやってる治療用被覆冠というのは、考えようによっては、ここにある初期治療の中の暫間固定みたいなものを一つ考えているということなんで、そのあたりの考え方は、初期治療でだめだから外科治療とか、どこでもやってもいいよということでは、私はないと思うんですね。乙第一八号証、乙第一九号証を示す

問：

これは先程示されてたものですね。

答：

はい。これを踏まえて、先生、先程は、歯周初期治療の段階で歯周治療用装置は装

着されるべきだという証言なさってましたが、この図を見る限りは、少なくとも初診の段階からメンテナンスの段階まで、歯周治療用装置を装着できるような図になってますね。

答：

はい。

問：

それは間違いはないですね。

答：

流れとしてはね。

問：

もう一点、先生にお尋ねして分かるかどうかなんですが、例えば、左下に、歯周疾患の存在する歯がある。右下に、歯周疾患はないけれども、欠損歯、歯のない部分があった。こういう患者さんがいらっしやったときに、今、私がお尋ねしたのは平成七年当時のことでなんですが、こういう患者さんがいらっしやったときに、左下の歯周疾患の治療はもちろんするわけですが、更にもその右下、歯周疾患ないところに被覆冠を入れたとします。この場合、この歯周疾患のない右下の歯に入れた被覆冠を歯周治療用装置として保険点数を請求した場合、当時、認められていたかどうか、ご存じですか。

答：

認められないと思いますね、それは歯周病じゃないんですから。それは恐らく書き方が全部Pと書いてあるから、そう言ったのかもしれないけど、疾患のないものが、そう認められるわけがない。それはおかしいですよ。七から七番まで、先程、私、申し上げたようにPという病名かもしれないけど、そのデグリーというか、骨の吸収状態とか何か千差万別なんですよ、一つの歯に、一本、一CCがみんな違うんですよ。だから一CCの診断も確実にしないで、片方の歯のほうがないから、じゃそれは認められてるか認められてないか、それは医学的に言ったって、当然、認められるわけがないじゃないですか。

問：

今、私が述べたケースで、歯周治療用装置で保険点数が算定されていたということは、先生、全くご存じないんですか。

答：

知りません。恐らくそれは、全部PからPと書いたんだと思いますよ。

問：

乙第二四号証の五ページ以下のところで、「六月一三日に検査を実施したと主張しているが、カルテや治療計画書に記載されていない。このことから、本件患者の治療は治療計画書に基づく治療とは言い難い。」こう述べていらっしやいますね。

答：

はい。

問：

どうして、検査の結果、六月一三日の検査の結果の記載もないことが治療計画書に基づくものとは言えないという結論になるのか、説明していただけますか。

甲第六号証を示す

問：

六月一三日。

答：

これはなぜそういう話になったかという、恐らく再評価というものがしてないというふうに考えられるんじゃないですか。一応、例えば歯肉の出血がどうかとか、そういうことをここで書いてないから、おやりになっても、そのカルテ上の記載がないということじゃないでしょうか。

問：

先生がお書きになってるので、その意図をどういう趣旨なのかと聞いてるんです。つまり、今、先生がおっしゃったように再評価をしたと言っておきながら、その六月一三日の検査の結果がカルテとか治療計画書に記載がない、だから治療計画書に基づくものとは言えないということでしょうか。そういう趣旨ですか。

答：

そうですね。

問：

先生のご理解によれば、治療計画書というものが存在をしていて、その中で歯周治療用装置の装着が予定されているという場合であっても、その後に行なわれた検査の結果がカルテや治療計画書に記載されていなければ、治療計画書に基づく歯周治療用装置の装着と言えないんだと、こういうことになるわけでしょうか。

答：

そうですね。ですから、どこかで再評価、再検査という歯止めがあるわけですね。そこで一つの今まで言った流れが良かったか悪かったかということの評価して、このカルテ見ますと、六月六日ですか、発赤とか改善、不変とか治療計画の変更なしとか、そういうこと内容については全く書いてないですね。ですから、そういうときにちょっと、もしあれでしたら、ここで治療のあれを改変したとか、そういうふうにお書きになれば、全く問題ないと思うんですね。そういうことも書かないで、ただ、したから、これは全然そういう評価を記載をされなくて、そのまま進んだのかなということになりますけど。六月二日に歯周疾患指導管理料というのがここに書いてありますね。そういう歯周疾患の指導管理していながら、なぜそういう改善とかこういうことは、ただ〇が打ってあるだけですけど、どの程度改善されたのか、これではさっぱり、ご本人は分かっているかもしれないけど、私どもは分かりません。それに対しての記載をちゃんと十分してほしいというのが私の希望です。

問：

先生が教授の立場で、歯周治療の専門家の立場で、歯周治療における治療計画書、あるいはその後、再評価の記載をどうあるべきかというご意見は結構なんですけど、私がお尋してるのは、あくまでも保険点数が認められる場合の治療計画書に基づく

という意味に関してお尋ねしてる。

答：

ですから、少なくとも保険点数でも、これでは私は治療計画とは言えないということ、さっき申し上げたじゃないですか。この治療計画では、ただ処置だけしか羅列してなくて、どういうことをおやりになるかというのが全然記述されてないでしょう。ただスケーリングであり、それからエキストとか、RCTと、処置内容だけじゃないですか。これで治療計画ですか、これは。そしたら私、逆にお尋ねしますが、治療計画って、それでいいんですか。

問：

今、二つのことが同時に出てるので、ちょっと整理しないとあれなんですけど、後者のほうからいきましょうか。今、先生がおっしゃった治療計画書とは言えないんじゃないかということですね、それだけではね。

答：

はい。

問：

先生のご理解では、治療計画書に基づいて歯周治療用装置を装着したとして、保険点数が認められるためには、治療計画書の中に歯周治療用装置の装着の予定が書き込まれるはずだ、こういうことなんですか。

答：

そういうことですね。

甲第一四号証を示す

問：

デンタルダイヤモンドの増刊号という本なんですけど、この中で、ある事例が紹介されておまして、これで治療計画書の記載例があって、これが治療計画書の記載例です。このケースでは、一番最後、二〜三ページの真ん中ほど、その他のところに被覆冠五〇X二ということを書いてますから、これは歯周治療用装置として保険点数の請求をして認められてるケースなんですけど、この中に歯周治療用装置の装着ということが書かれてますか。

答：

すぐこう見て、どうと言われても分からないんですけど、暫間固定とかブリッジとか、そういうことはありますから、恐らくこの暫間固定の中にそういうものを含めて、きっと歯周治療用装置ということに入れられてるんじゃないでしょうかね。

問：

先程、先生の説明ですと、歯周治療用装置を使うということが、治療計画書にはつきりすべきなんだと。そうでなければ、保険点数は認められるべきじゃないと、こうおっしゃるから、一つの例として、これはまさにモデルケースとして出してるのに、歯周治療用装置出てきませんねど。しかし、算定されてるケースですと、こういうことでお話してるんですけど。

答：

分かりました。ただ、ですけどね、これだけでは私は分からないということですよ。このA子患者さんのその治療計画だけでは歯周治療用装置の、そこでは暫間固定というのがまだ出てきておりますから、まだ、ああ、これやっぱり歯周治療用装置の一つの一端としてそういうものが入ってるんだなというのが、私なりに、それ見てませんが、すぐ分かりますけど、これじやどこからもそういうもの出てこないじゃないですか、逆に言うと。

問：

そうしますと、治療計画書の中に歯周治療用装置という言葉が出てくる必要はないと。

答：

いや、ないとは言えませんね。やっぱりあったほうがいいと思います。それはカルテ上はやっぱり必要だと思いますよ。

問：

少なくとも、治療計画書上、歯周治療用装置の装着が予定されると読み取れる場合であればいいということですね、今のお話ではね。それでよろしいですね。

答：

そこまで言っていていいと思います。ただ、これでは読み取れません、はっきり言って。

問：

それからもう一つ、最初の質問に戻りますが、治療計画書が一応存在して、中身は結構ですよ、治療計画書という記載があって、一つの仮定の話で恐縮ですが、その治療計画書では歯周治療用装置の装着が予定されてるように読み取れる、こういう場合で考えてください。

答：

読み取れるというふうに考えるんですか。

問：

はい。そういう前提でお考えください。ところが、その後、再評価をしてるけれども、検査結果出てこない。記載がなかったと。再評価をしてるけれども、再評価の検査結果についてはカルテに記載がない。歯周治療用装置の装着がある。先生はこの場合は、歯周治療用装置としてお認めになりますか。

答：

その場合ですけど、歯周治療用装置が記載がなくても、認めるかどうかというんですけど…、何でしょうか。

問：

治療計画書の上では、治療計画書というのが存在をしていて、そこには歯周治療用装置の装着が予定されてることが分かる、読み取れる、こういう場合ですよ。こういう場合で、その治療が進んできて、再評価をしてるはずなんだけども、したんだけども、その検査結果が記載がない。その後、歯周治療用装置の装着がされていた。こういう場合に、その歯周治療用装置は保険点故が認められるとお考えですか。

答：



時期の問題だと思いますね。やっぱり入れる期間とか。

問：

時期の問題ですね。

答：

入れる時期が、こういったA子患者さんみたいにファイナルな、最終的なときにそういうもの入れたというんだったら読み取れないと思います。ケース・バイ・ケースだと思いますよ。

問：

今、私が聞きたい…。

答：

事例は、だけど、それで認められますかと、その言質を取られて、こう言ったから認められるんじゃないかと、それは一つの方法論ですよ。だけど、やっぱりサイエンス、エビデンスに基づいてやってくださいよ。私、そうじゃないと、お答えできませんよ。

問：

こう聞きましょう。もう一度、陳述書の五ページ見てください。「A子患者の治療に際して、六月一三日に検査を実施したと主張しているが、カルテや治療計画書に記載されていない。このことから、本件患者の治療は、治療計画書に基づく治療とは言い難い。」この趣旨が分からないので先程来から聞いてるんですが、ですから、もう一度聞きますが、六月一三日の検査結果がカルテや治療計画書にないから、治療計画書に基づくものとは言えないんだと、こういうことでしょうか。

答：

六月一三日の段階でのカルテや治療計画が記載されてない。だからその時点におけるその治療とは言えないということなんじゃないですか。六月一三日ということにしぼって言うてるわけでしょう。全体のどうのこうのとか、前の治療計画が書いてあるからどうですよとか、そういう話ではなくて、六月一三日の期日についてはないから、どうでしょうかということ、治療とは言い難いと。そのときの時点での治療計画書は書いてありませんねということ、私はこの事実だけを申し述べてるので、それで全体はどうのこうのなんてこと申し上げてませんよ。その時点での治療計画はどうなってるんですかという話だけなんですよ。

問：

治療計画書というのは、初期治療に入る前の段階で作成されますね。

答：

はい。

問：

その後、検査の結果等でその治療計画書の治療計画を変更する必要があるれば、更に治療計画書の中身を変更しますね、記載されますね。

答：

はい。

問：

ところが、変更の必要がなければ、治療計画書は治療計画書の記載のまま、そのままずっと続いてますね。

答：

はい。でも、恐らく初期治療やった治療計画書は、そのまま続くということは私はないと思うんですよね。歯肉の病変も改善されたり、ポケットも改善されてきたら、そのまま、もっとも最初から治療計画を書いてなければ、変更もできませんけどね。普通、もっと治療計画というのは綿密に立ってあって、そして、それがどう変わるかということの評価しなきゃいけないんですけど、これじゃ変わってみようないですよ、そう言っちゃ申し訳ないですけどね。変化してみようないんですよ。だから、そのへんで、変化なしというから、どうですかと言われても、治療計画書を最初に書いてないんだから、これ幾ら私のほうで、そうですねとも言えないと思うんですね。変更なしというよりも、変更する以前の問題の話になると思いますよ、そうなったら。

甲第六号証を示す

問：

保険点数のさっきの通達とかで使われてる治療計画書というのは、記載の仕方とか何かはともかくとして、甲第六号証で言えば、三枚目の下にある治療計画書、このことですね。

答：

はい、そうです。

問：

保険点数上、治療計画書に基づくという治療計画書って、このことですね。

答：

これはどういうところから出たのか私、分かりませんが、ただ、これは処置だけではだめだと思います。

問：

この記載が妥当かどうかともかくとして、私が聞いているのは、治療計画書という言葉が出てきますから、治療計画書に基づくという治療計画書というのは、カルテの治療計画書の欄のことを言いますねと。

答：

この欄ですけど、これの中の記載というのはまた別問題ですよ。

問：

記載の中身は結構ですよ。そういうこと聞いているんじゃないかと、治療計画書という言葉が出てきますから、治療計画書に基づくというのは、今、甲第六号証で言えば、治療計画書というのは三ページの治療計画書、これがその治療計画書に当たりますねと聞いているんです。

答：

そうですね。

問：

それはそうですね。

答：

はい。

問：

先生の陳述書の六ページのところで、歯周治療用装置は歯周初期治療を行なう早期治療で装着するもので、原告のように最終補綴物装着の前段階（六月六日）より一七日経過前後では、歯周組織の改善、咬合位の確立を意図することはできない。これは歯周治療用装置ではなく暫間被覆冠である。こう結論付けていらっしゃるんですね。

答：

はい。

問：

まずお尋ねしたいのは、最終補綴物装着の前段階（六月六日）と書いていらっしゃるんですね。

答：

はい。

問：

これは、六月六日に行なわれた治療は、その後に行なわれた最終補綴物を装着する治療の前段階としての治療なんだと、まずこういう趣旨ですね。よろしいですね。

答：

はい。

問：

その上で、歯周組織の改善、咬合位の確立と言ってますが、これはどのような意味でしょうか。

答：

ですから、もうその時点では、既にそういう歯周組織の改善とか咬合位というものの改善はなされたから、最終的なそちらのほうに入ってるというふうに私は考えてますね。ですから、それが行なわれないということで、歯周治療用装置を入れるというのは、私はお聞きしたいのは、逆に、じゃ何でその短期間のうちにそんな歯周組織の改善も咬合位もできるんですかということをお尋ねしたいんですよ、はっきり言って。

問：

つまり、先生がここでお述べになりたいことは、歯周治療用装置の装着から一七日後に最終補綴物を装着してるんじゃないかと。

答：

そうです。

問：

したがって、歯周治療用装置は一七日間しか装着されていなかったと。

答：

そういうことです。

問：

こんな短い期間では歯周組織の改善と咬合位の確立を図ることなんかできないよという趣旨でしょうか。

答：

そうです。

問：

平成七年当時の歯周治療用装置の要件として、装着の目的は、先程来言ってますが、残存歯の保護と咬合の回復ということにありましたね。

答：

はい。

問：

先生がおっしゃってる歯周組織の改善と咬合位の確立と、これも言ってみれば、残存歯の保護と咬合の回復ということに結局はつながるんだということでしょうか。そう理解していいですか。

答：

その意味がちょっと私よく分からないんですけど、残存歯の保護と、それから咬合の確立という意味において、私が今申し上げた一七日間というのは、あまりにも少な過ぎると。その間に置いたのは、恐らく被覆冠的な暫間的なものであって、その前に咬合位の確立とかそういうものを図っておられるんですかと。例えば、平成六年から始まって七年ぐらいですね、この方は前の前歯を撤去して、残こん状態で、まずこのカルテで見る限り、治療してるわけですよ。そのほうが、私はよっぽど患者さんにとって大変だと思うんですよ。だから、なぜ、そういうときに治療用の義歯なり何なり入れてあげて咬合位の確立、歯周組織の維持を管理をなさらなかったのか。わずか一七日ぐらいの期間でそんな暫間的なものを入れて、咬合位の確立だ、それから歯周組織の維持だというのは、これは医療としておかしいんじゃないかということを私は基本的に申し上げたいんですよ。理解してくださいよ、私の言ってることを、さっきから。

問：

一七日間では、どうして歯周組織の改善と咬合位の確立はできないんですか。

答：

ですから、私、さっき、エキスペリメンタル・ジンジバイテス・インマンって、人の実験的歯肉炎というのを王立歯科大学のデンマークでやった人の実験をお示したでしょう。一四日間ぐらい歯をみがかないと、そこでプラークという歯垢がたまって歯肉炎が起きるんです。その歯肉炎を除去するのにどのくらいかかりますかったら、同じように二週間とか三週間、リカバリーするのにかかるんですよ。わずか歯肉炎ですよ。しかし、この場合には、もう歯周炎という病名が付いてるんですよ、Pという疾患がね。そしたら、そういう組織も破壊され、骨のほうまでいって

る、ポケットもできてるものだったら、そんな一七日間ぐらいやったところで咬合の確立とか、あるいは歯周組織の維持管理ができますかということをお願いしたいんですよ。

問：

先生が歯周組織の改善と咬合位の確立という言葉をお使いになるもんだから、あえてそういうふうな物の言い方してるんですがね。じゃこう聞きます。歯周治療用装置を装着する目的が歯周組織の改善と咬合位の確立ではなくて、残存歯の保護と咬合の回復にあるんだと。

答：

同じことだと思います。裏を返せば同じことだと思います。

問：

残存歯の保護と咬合の回復のための歯周治療用装置の装着の場合でも、一七日間では目的は達せられませんか。

答：

達せられないと思いますね。そ

問：

うですか。

答：

ええ。そんな短期間に達せられるんだったら、歯周病なんて今時分なくなってると思いますよ。

問：

残存歯を保護し、咬合を回復する。歯周治療用装置を入れておかないと、一七日間でも一週間でも結構ですけど…。

答：

じゃ、なぜもっと長い期間のときにお入れにならなかったんですか。私、反対に聞きたいんですけど。一年も残こん状態で放置されておいたんですか。一七日間ということをごだわられるんでしたら、もっとロングタームの長い期間、なぜそういうものをお入れにならなかったんですか。

問：

先生はそうすると、本件の場合には、そこには歯周治療用装置を入れなくて、そのままよかったと、こうお考えですか。

答：

ですから、被覆冠入れておられるでしょう。恐らくこれは両方のカルテ拝見しますと、前歯だけにそういう、いわゆる暫間的な被覆冠入れてるんですね。臼歯部が、奥歯のほうブリッジや何か入れておられるんですけど、そういう咬合の回復というのが大事なのに、それだけは全然そういういわゆる治療用装置なんていうものは被覆冠も何も入れてないんですよ。削りっぱなしなんです。ところが、前歯のほうだけはそういうふうにして被覆冠みたいなだけを、このカルテ見ると入れてるというのは、これは患者さんが前歯は残こん状態で具合が悪いがら入れてください

と、何か先生、銀色みたいな引っ掛かって、チカチカしたんじや具合が悪いし、お嫁に行く前だから、そんなんじや具合が悪いからって、それじやあれだから暫間的に入れましようと、こういうことだろうと私は思いますけど、いろんな今までのいきさつを読まさせていただきますと。

原告本人

問：

先程、歯周治療用装置という言葉が歯科医学辞典に載っているとおっしゃいましたけど、その歯科医学辞典の書名を教えてくださいとありがたいんですけど。

答：

あれは日本歯科医師会…、医師学出版から出ておまして、全国の歯科大学の教授、あるいは臨床のそれにあれしてる方が出ているので、昭和何年ごろでしたかね、かなりこのぐらい分厚い（手で約一〇センチぐらい示した）。

問：

書名は知らない。

答：

日本歯科医学辞典…。

問：

私のほうで歯周病学辞典という…。

答：

あれと違います。

問：

その辞典には載ってなかったんですけども、先生が書名の知らない辞典に載ってたということによろしいですね。

答：

いえいえ、歯科医学辞典というのは、日本歯科医学会という全部の一六分科会、今ございますけど、その一六分科会の代表の…。

問：

僕が聞いているのは、書名を聞いているんですけど。

答：

ですから、日本歯科医学大辞典だと。

問：

日本歯科医学大辞典。

答：

はい、だと思います。

原告代理人（山中）

乙第二四号証を示す

問：

陳述書の表1、歯周疾患治療の体系、この体系というのはP・型を取った場合とP・

型を取った場合で違いますか。

答：

P・型の場合は、ここにあるような診断とか治療計画とか、こういうものが記載とかそういうあれはないんですけど、流れとしては同じ考え方でいいと思うんです。

(以上 藤澤典子)

問：

P・型に限った体系というものではないんですね。

答：

詳しく言えばP・型に限った体系だと思います、これも。

問：

この前後には、P・型を取った場合には、こういう体系になるというような前後のコメントがあるんですかね、体系上の、書物には。

答：

ガイドラインのマニュアルとかで、恐らくあると思います。

問：

P・型の体系というのは別にあるんですか。

答：

はい・Pの・型というのは、こんなに詳しく書いてなくて、いわゆる、治療計画の計画書書きなさいとか、そういうことは、カルテの上では、治療しなけりやいけないうんですけれども、そういうものがはっきりとうたってはないと思います。

問：

同じ歯周疾患の治療ですから、計画書を作っても作らなくても、同じ医学レベルの体系があるんじゃないんでしょうか。

答：

はい、そうだと思います。

問：

そして、ここに記載ある表は、治療計画とは書いてあるが、治療計画書とは書いてないんですよ。お分かりになるでしょう。

答：

はい。

問：

計画書を書いたほうが綿密でよろしいということがあっても、どんなドクターも計画はお立てになるでしょうから、共通の体系でしょう、これはね。

答：

・・・Pの・とPの・のですか。

問：

はい。開業してるドクターたるもの、一つの重要な資料として、この体系を参考として治療すべきものなんでしょう。P・型を取る方だけがこの体系に沿わなきもいかんということじゃないんでしょう。この体系の趣旨は。

答：

そうだと思いますけどね。

問：

P・型、P・型の違いは、端的に言えば、計画書が作ってあるかどうか、保健算定上の計画書の有無にかかるといえるでしょう。

答：

大きな違いはそこにありますね。

問：

P・型が、必ずしも、医学レベルが低劣だというわけのものでもないでしょう。

答：

違います。

問：

学術的には、計画書を作っていないなくても、有能なドクターが立派な治療なさってる場合もあり得ますよね。

答：

それは個々の問題ですから。

問：

計画書の有無がP・型とP・型を区別するんで、治療体系自体は変わらないでしょう。

答：

ただ、外科治療とかそういうものに関しては、やっぱり、内容が少し変わってきてると思います、治療計画の。

問：

それは治療内容であって、計画書の有無、存在、記載内容との関係はないでしょう。

答：

計画書を書かなかっただら、やっぱり、そういうことができないということもあるんじゃないでしょうか。

問：

こだわっておられますが、歯周治療装置というのは学術用語ですか。

答：

これは、先程もお話あったように。

問：

そうおっしゃいましたね。

答：

はい。

問：

同時に、保健算定上も使われてるようですか。そうですね。

答：



保健算定で、この場合は使っていると思います。

問：

条件はどちらも同じわけじゃないんでしょう。計画書の有無だけで差が出てくるんですか。学術用語としての歯周治療用装置は、計画書があれば、これは保健算定上点数をもらえる、こういう関係になりますか。

答：

私、保健のルールはよく分かりません。

問：

昭和六〇年以前も、歯周治療用装置が試みられておったということはあるんですね。

答：

あると思いますね。

問：

これに対して不満が出てきて、P・型で点数をあげると、こういうことになったんでしょうか。

答：

そのへんの背景は、私よく分かりません。

問：

先程、何か、六〇年四月からの導入については、もっと、歯科医師間に、医学常識の普及というと語弊がありますかね、必要だということで、歯周治療用装置に点数をやるということか、あるいはP・型を入れるということとか、導入に反対だということをおっしゃってましたね。

答：

反対ということは、時期尚早ではないかということですね。

問：

そういう議論はどういう場所でなされたんでしょうね。算定上の問題ですから。

答：

いや、算定じゃないです。導入したかしないかということは、もう既にした後の話ですよ。

問：

した後に、反対をされた。

答：

ですから、した後に反対というのではなくて、やるについても、もう少し一般の臨床医の方のレベルアップをやるべきではないかと、あるいは、もしこれを算定したとなったら、もう少し早い時期に、その歯周治療の位置付けというものはどういうものであるべきかということ、一般の臨床医の先生方にもっと周知徹底すべきではないかという話は、申し上げたと思います。

問：

せっかく導入したけれども、P・型、あるいは計画書のあり方というのについては、普及していなかったという御認識なんですか。

答：

いや、そういう意味ではないんですね。

問：

先程、一物二価ということでおっしゃいました、その平成八年四月からP・型が廃止された理由として、一物二価はおかしいとおっしゃいましたね。

答：

はい。

問：

歯周治療用装置が装着されても、例えば、歯周治療用装置に限って言いますけれども、P・型であれば点数がもらえる、P・型はもらえない、そういうことおかしいという意味ですか。

答：

そうではなくて、全体の評価の仕方に、そういうふうに分けてやるのがおかしいということで、何も、特定の、何々があるからおかしいということではなくて、治療の流れとして二つあるのがおかしいということです。

問：

同じ治療をしておいても。

答：

同じ治療かどうか分かりませんが。

問：

一物二価なら、端的に言えば、同じ治療を施してもということになるでしょう。

答：

私が申し上げたいのは、例えばスケーリング一つやっても、片方の、・型であれば少し点数がいいと、しかし、同じスケーリングをやっても・型であれば評価が低いと、そういうのはおかしいということ、そういうことだけです。

問：

しかし、その議論をしていくのであれば、P・型を普及して、要するに計画書を充実させていけば事は済むわけで。

答：

そうですね。

問：

つまり、計画書についての議論が、先生がおっしゃるほど定着していなかったということなんでしょう。そういうことからいえば。

答：

歯科医師自身の意識が、いわゆる、カルテを御覧になって分かるように、ちゃんとした流れに乗って書くということがないんですよ。前から申し上げるように。

問：

それはカルテ記載の問題ですか、計画書の問題ですか。

答：

カルテ記載だと私は思いますね。カルテ記載の中に、計画書というものを書くということは非常に面倒くさいと、そういうものが入っていたんじゃないかと思いませんか。

問：

新しい評価に移ったということをおっしゃったんですよね。

答：

はい。

問：

古いやり方を、平成八年三月末までのやり方を一歩進めて、新しい評価にしたと聞こえるんですけども、どの点を進めたんですか。

答：

どの点を進めたと。

問：

新しい評価とおっしゃいますから、過去の欠点を直して前進をさせたと、こう聞こえるんですけども、新しい評価というのは、その計画の関係ではどこが違うんですか。

答：

計画書を作るというのは全く同じことです。やはり、治療計画をちゃんと立てるというのが本来の建前です。

問：

それは、平成八年四月以降も、計画書の作成は推奨されることだというんでしょう。

答：

そういうことでございます。

問：

しかし、保健点数には関係がなくなっただけですね。

答：

保健点数に関係あるかどうか分かりませんが。

問：

保健点数上、平成八年四月以降も、計画書が作成された場合とそうでない場合の違いがあるんですか。一物二価が続いておっただけですか。

答：

ですから、今度は、全部、どうしても書かなきゃいけないということになったんじゃないんでしょうか、逆に言いますと。Pの・型というのはなくなっただけです。

問：

計画書は相変わらず作成が必要だとして、歯周治療用装置に点数を与える場合が減りましたよね。外科治療を前提とした場合だけ。

答：

はい。

問：

これはどういう理由によるか分かってますか。

答：

私は分かりません。

(以上 三田和敏)

盛岡地方裁判所

裁判所速記官 三田和敏

裁判所速記官 新田弘子

裁判所速記官 村上幸代

裁判所速記官 藤澤典子

### 経歴書

氏名 鴨井久一

生年月日 昭和10年2月8日

住所 東京都練馬区石神井町8-46-10

### 学歴

昭和38年3月 日本歯科大学専門課程卒業

昭和42年3月 日本歯科臨床系大学院 研究科修了  
歯学博士 学位取得

昭和47年3月 金沢大学医学部放射線教室 専攻科修了  
医学博士 学位取得

### 職歴

昭和42年4月 日本歯科大学保存学数室 助手

昭和43年4月 日本歯科大学保存学数室 講師

昭和47年4月 日本歯科大学保存学数室 助教授

昭和54年4月 日本歯科大学歯周病学数室 教授

平成7年6月 日本歯科大学付属病院長 併任

現在に至る。

### 所属学会

昭和42年4月 日本歯科医学会

昭和42年4月 日本歯周病学会

昭和42年4月 日本歯料保存学会

平成元年4月 日本歯料薬物療法学会

### 主な研究

歯周ポケット内の抗菌療法およびイリゲーション

歯周治療における診査診断

歯周治療のメンテナンス

プラークコントロールの使用器具についての検討

著書等

「歯周病学実習指針」共著 昭和53年 医歯薬出版  
「歯周病用語集」 昭和55年書林  
「歯周疾患治療指針」共著 昭和56年 日本歯周病学会  
「カラーアトラス実地歯周病外科」共著 昭和57年書林  
「ルートプレーニング」 昭和58年 学建書院  
「歯周治療実習指針」共著 昭和59年 学建書院  
「歯周治療のポイント100」編集・共著 昭和60年医歯薬出版  
「歯周治療のメンテナンス」 昭和61年 クインテソセンス出版  
「歯周外科治療」編集および分担執筆 昭和62年 医歯薬出版  
「標準歯周病学」編集および分担執筆 昭和63年医学書院  
「歯科医学・歯科医療総論」編集および分担執筆 平成2年 デンタルフォーラム  
「歯周補綴アトラス」編集および分担執筆 平成4年 医歯薬出版  
「歯周治療学」分担執筆 平成4年 医歯薬出版  
「今日の歯周病治療」分担執筆 平成7年 日本歯科医師会  
「歯科学生のための診査・検査学入門」監修・編集 平成7年 永末書店  
「歯周病の診断と治療のガイドライン」分担執筆 平成8年 日本歯科医師会  
「Risk Factors In Asian Pasific Populations」分担執筆 平成8年 Asian Pasifi  
Society of Periodontology

平成八年（ワ）第一〇号

原告 外川 正

被告 社会保険診療報酬基金

二〇〇〇年三月一七日

右原告訴訟代理人

弁護士 山中 邦紀

弁護士 佐々木 良博

盛岡地方裁判所民事部 御 中

証 拠 説 明 書

甲号証 証拠の標目 作成者

甲一五号証

証拠の標目：論文「Experimental Gingivitis in Man」

作成者：Harald L啼

原本・写し：原本

立証趣旨：証人鴨井久一が、証言の中で引用した論文である。同証人は、歯周治療用装置は一ヶ月から数ヶ月の間装着し歯周組織の改善と維持管理が必要であると、その根拠として、本論文が「歯肉の炎症の改善のために二週間から三週間を要

したとの研究報告を行なっている」旨証言している。しかし、本論文では、「歯肉の炎症の改善のために二週間から三週間を要したとの研究」結果の報告など行われてはいないだけでなく、歯肉の炎症は二日から三日で改善した事実が報告されており、同証人の証言が誤りである事実を明らかにする。

#### 甲一六号証

証拠の標目：「鴨井教授が引用した研究論文『Experimental Gingivitis in Man』について」と題する書面

作成者：原告

原本・写し：原本

立証趣旨：甲第一五号証の内容について明らかにする。

「・論文主要部分の日本語訳」の訳者は原告であり、翻訳した部分は、甲第一五号証の「Page13/185『DISCUSSION』」～「Page14/186『SUMMARY』」までの部分である。

「3. 図の説明文の日本語訳」は、甲第一五号証の「Page11/183」及び「Page12/184」の図1乃至4についてのものである。

#### 甲一七号証

証拠の標目：シュルーガー「最新歯周治療」

作成者：医歯薬出版株式会社

原本・写し：原本

立証趣旨：証人鴨井久一は、「暫間被覆冠」とは保険用語であり、歯周病を治療するための装置ではない旨証言しているが、かかる証言が誤りであることを明らかにする。

即ち、シュルーガーは本書において、テンポラリークラウン（暫間被覆冠）を使用する目的は「形成を終わった歯の保護と歯肉の治癒を促進することにある」ことを指摘しており、「暫間被覆冠」という用語が学術用語であること並びに「歯周病を治療するための装置」であることを明らかにしている。

#### 甲一六号証

鴨井教授が引用した研究論文「Experimental Gingivitis in Man」について

#### 著者

HARALD L. : 教授 責任者、歯周病学科.

ELSE THEILADE : 研究員、微生物学科.

S. B. GLUM JENSEN : 副教授 責任者、王立歯科大学 口腔診断学科、アールフス、デンマーク.

1965年、Harald L 啼 が「 Experimental Gingivitis in Man 」と題する論文を Journal of Periodontology という雑誌に発表しました。

(L 啼 H, Theilade E and Jensen B: Experomental gingivitis in man. Journal of Periodontology 1965; 36: 177-187.)

## ・ 論文の要旨

目的：

この研究の目的は、口腔衛生を停止することにより健康な歯肉に歯肉炎を発症させて、細菌叢や歯肉に生じる変化の経過を解明することである。

方法：

被験者は、12名である。被験者に口腔衛生を停止させて、歯肉の状態を経時的に観察し、同時に歯肉辺縁部付近に付着した歯垢を細菌学的に観察した。その後、口腔衛生を再開し、さらに歯肉と歯垢を同様に観察した。

結果：

口腔衛生を停止して10日～21日間経過した後、全員に歯肉炎が生じた。口腔衛生を再開して2～3日後に、すべての被験者は健康な歯肉を取り戻した。細菌学的実験は、歯肉辺縁部付近の細菌数増加と細菌叢の構成変化を明らかにした。

結論：

口腔衛生の停止は、歯垢の蓄積と歯肉炎の発症を引き起こす。歯肉炎は、口腔衛生を停止して10～21日で発症する。

プラークが成熟する過程の中で細菌叢が継続的に変化する。細菌プラークの除去は歯肉炎を解消させる。

## ・ 論文主要部分の日本語訳

以下は、この論文の主要部分の日本語訳である。

### 1. DISCUSSION (考察)

この研究結果の評価は、実験開始時にこの研究に参加した被験者12名の歯肉を均一な状態にする必要があるにもかかわらず、いくつかの程度において異なっていることを考慮に入れなければならない。さらに、この研究は臨床的調査と細菌学的調査が同じ日にいつも行われたわけではなくまた調査期間の長さもそれぞれ異なることにより束縛された。そのために、統計分析は行われず、図表は具体的なデータというよりもそれ相応の傾向を示しているにすぎない。

この調査に明らかな短所が存在するにもかかわらず、歯ブラシの停止は歯垢の急速な増加を来したことを示唆した。歯ブラシの停止から短期間を経て全ての歯のほとんどすべての面にプラークが形成された、そしてその蓄積物は実験期間中確実に増加した。(図2)

全ての参加者が粗めのパンと十分な量の新鮮な果物を含む通常のスキャンジナビ

ア風食事をしたことにより、この観察はこのタイプの食事による自己清掃が期待できないことを示唆した。

すべての歯面にプラークが形成されたにもかかわらず、上顎小臼歯舌側面歯肉付近には時折プラークが形成されなかった。すべての上顎の歯の舌側面が他の部位より歯垢が少ない理由は舌の動きの清掃効果により説明できる。

細菌学的調査は、歯肉辺縁部のプラークの成長中の細菌叢に極めて重要な変化が起こることを明らかに示した。清潔で健康な歯肉に生息する細菌は少なく、その細菌の構成はほとんどがグラム陽性菌と桿菌である。プラーク形成中に細菌が増加する、そして2～3日の間に細菌叢の構成に明らかな変化が起こる。細菌叢が球菌により構成されている状態から、糸状菌による複雑な構成に変化し、その後、ヴィブリオ菌、スピロヘーターそしてグラム陰性球菌が優勢となる。(図3)細菌コロニー中の同様の経過は、過去の歯石形成の研究にて繰り返し示唆されている。この変化は、プラークの量の増加によって説明することができない。プラークの付着期間が、ある特定の細菌の成長を促し、限局的に環境を変化させると仮定する方が合理的である。

さらにこの研究は口腔衛生の停止が歯肉炎を引き起こすことを論証した。(図4)このように、この部分に関して、この研究は Hine (1950年)による観察によって確かめられている。しかしながら、彼の研究は歯肉の状態の個々の相違を提示していないのに対して、最近の全ての研究者は、歯肉炎に対する臨床的観察を発達させた。臨床的歯肉炎の発症に要する時間は、さまざまであった。あるものは、10日の後に歯肉炎にかかっていた、しかし、被験者の多くは、15から21日を必要とした。Hineの実験において2週間に達した時点で歯肉に変化を示さなかった人たちは、もし実験期間が伸ばされたならば歯肉炎を発症することはありうることである。

歯肉の臨床的診査と白血球数により判定する歯肉病変の程度は、歯ブラシ停止期間中確実に増加した。明確な急性の臨床症状は、健康な状態から慢性炎症の歯肉への移行経過中に認められることはなかった。

バクテリアのプラークが歯肉炎を発症に際して重要な役割を果たすことは疑いない。しかしながら、プラークが直接的に作用するかどうかは疑問である。この調査は、プラークが成熟する過程の中で細菌叢が継続的に変化することを指摘した。正常な歯肉がこれらの細菌を保持せずそして歯肉炎発症前に細菌叢の変化が生じた事実が臨床的に究明された、これらの細菌が歯周炎を発症させる要因となることを示唆するかもしれない。個人において臨床的歯肉炎の発症に必要とされる時間が異なるという事実は、個々の防御機構の相違を反映していると示唆される。

結局、この実験は細菌プラークの除去が歯肉炎を解消させるという臨床的経験を認証した。口腔衛生を再開した後2～3日の内に、すべての被験者は実験を開始前よりさらに健康的な歯肉を持つに至った。

したがって、プラークの除去が臨床的に正常な歯肉に帰着することが抵抗力の相違に関わりなく行われることは注目に値する。



## 2. SUMMARY (結論)

臨床的に正常な歯肉を持つ健康な12名の人の口腔衛生手段の停止は、すべての対象者において歯垢の蓄積と歯肉炎の増悪をもたらした。歯肉炎に至るに要した時間は、10日から21日間であった。同時に行われた細菌学的実験は、歯肉付近の微生物数増加と細菌叢の構成に明確な変化を示唆した。口腔衛生の再施行は、健康な歯肉状態と本来の細菌叢を取り戻した。

## 3. 図の説明文の日本語訳

図1. 口腔衛生を停止した期間中の歯肉辺縁部から採取した資料の標本の顕微鏡写真 ゲンチアナ・ビオレット (染色方法の一種)

A: 口腔衛生停止初期段階における優勢な球菌細菌叢と剥離上皮細胞 (460倍)

B: 歯ブラシ停止後7日目の糸状菌と白血球の堆積物 (730倍)

C: B標本の糸状菌とフゾバクテリアの高倍率写真 (1150倍)

D: ビブリオ菌の集団。Eと同じ標本。(1150倍)

E: 口腔衛生停止2週間後で歯肉炎と診断される3日前のスピロヘーターとビブリオ菌の優勢な状態 (1150倍)

図2. 口腔衛生停止と口腔衛生期間中の歯垢蓄積量の傾向

図3. 口腔衛生停止と口腔衛生期間中の歯肉辺縁部細菌叢の変化傾向

図4. 口腔衛生停止と口腔衛生期間中の歯肉変化の傾向

### ・ 鴨井教授の証言に対する論証

この研究論文は、12名の被験者に対して、口腔衛生を停止させて実験的に歯肉炎を発症させた後、口腔衛生を再開して歯肉炎を解消させた実験を行った。この研究において、歯肉炎の治癒経過が長期間に及ぶことを裏付ける実験は行われていない。したがって、この研究論文は、鴨井教授の主張「歯肉の炎症が収まるのは一ヶ月以上かかる」の根拠とはなり得ない。むしろこの論文は「実験的に作られた歯肉の炎症は、口腔衛生を再開することにより、2～3日間で改善した」という事実について言及している。

〒020-0004 盛岡市山岸一丁目2の46

外川歯科医院

外川 正

平成八年(ワ)第一〇号

原告 外川 正

被告 社会保険診療報酬基金

二〇〇〇年三月一七日

右原告訴訟代理人  
弁護士 山中 邦紀  
弁護士 佐々木 良博  
盛岡地方裁判所民事部 御 中  
証拠申出書  
盛岡市山岸一丁目二番四六号  
原告本人 外川 正  
尋問内容

- 一 A子患者の治療の経過並びにその内容について。同人に本件被覆冠を装着した経緯並びにその目的。
- 二 B子患者の治療の経過並びにその内容について。同人に本件被覆冠を装着した経緯並びにその目的。
- 三 歯周病治療の臨床における実態について。
- 四 本件診療報酬請求の内容並びに請求の根拠について。これに対する被告の対応と本件提訴に至る経過。
- 五 原告が使用している治療計画書の様式並びに右様式の治療計画書を採用した経緯について。
- 六 本件治療計画書の記載内容について。
- 七 甲第一三号証の治療計画書の様式について。
- 八 甲第一二号証及び甲第一四号証記載の治療計画書の記載内容について。
- 九 その他本件に関する事項

## 陳 述 書

盛岡市山岸一丁目二—四六  
外川 正

### 第一 本件訴訟に至る経緯

一 私は、平成七年六月から平成七年七月にかけてA子患者とB子患者に対して歯周治療用装置を装着し、岩手県社会保険診療報酬支払基金（以下、基金といいます）に対しその診療報酬を請求しました。

これに対し、基金は、B子患者について、「補綴段階での被覆冠と思われます」と記載した付箋を付けて、診療報酬明細書の返戻を行なってきました（乙第一四号証）。私は納得がいかず、返戻された診療報酬明細書に治療経過等を記載して診療報酬明細書の再提出を行ないました（乙第一四号証）。なお、A子患者については、診療報酬明細書の返戻はありませんでした。

二 しかし、基金は、A子患者についてもB子患者についても減点査定を行い、その旨私に通知してきました。その通知書（増減点連絡書—乙第四号証、同五号証）によると、A子患者についての減点査定の理由は「Bケ」（「B」とは「過剰と認められるもの」、「ケ」とは「手術」のことであり、したがって「Bケ」とは「過剰と認められる手術」を意味します）とされ、B子患者についての減点査定の理由は「Dケ」（「D」とは「不適當又は不必要と認められるもの」、「ケ」とは「手術」のことであり、したがって「Dケ」とは「不適當又は不必要と認められる手術」を意味します）とされておりました。

しかし、私が診療報酬の請求を行なったのは、歯周治療用装置についてであり、これは「手術」ではありません。また、私が行なった歯周治療用装置の装着が何故「過剰」とされ、「不適當又は不必要」とされなければならないのか、全く理解できませんでした。

三 そこで、私は、平成七年九月初めころ、基金事務所に電話し、減点査定の理由の説明を求めました。しかし、基金事務所の事務員は、事務員の立場ではその理由まではわからないということでした。そして、基金の合田則夫審査委員に問い合わせたいと告げられました。そこで、私は合田さんに電話をし、減点査定の理由の説明を求めました。合田さんの説明によれば、「歯周治療用装置（被覆冠）はメタルコア形成時点で合着されており、メタルコアのためのプレパレーションは補綴着手時点以降の医療行為に含まれるので、本件歯周治療用装置（被覆冠）の点数は補綴行為の点数に含まれる」ということでした。

しかし、本件歯周治療用装置（被覆冠）は、補綴行為の着手時点以前に装着されており、合田さんの説明は到底納得のいくものではありませんでした。そのため、私は、A子患者については同年九月八日付で、B子患者については一〇月六日付で、それぞれ再審査請求書を基金審査委員会に送付し、再審査の請求を行ないました（甲第一号証、同二号証）。

しかし、審査委員会は、同年一〇月一七日付「再審査の結果について（通知）」（甲第四号証）により、私の再審査請求を棄却しました。右結果通知書には、再審査請求を棄却する理由として「歯冠修復の製作に係る一連の診療行為における暫間被覆冠は所定点数に含まれます（平成六・三・一六保険発二五）」と記載されておりました。なお、右書面が私に送付されたのは一一月一日のことでした。

四 私は、本件減点事由が理解できず、また基金の従来取扱い例や厚生省が公けにしている歯科点数に関する基準に照らしても減点査定されることに納得がいきませんでした。

そこで、私は、基金の岩手県事務所に対し、減点査定の理由が理解できないのでその理由を説明して頂きたい旨問合わせたところ、対応した職員は、直接審査委員会に問い合わせたいということでした。基金の担当職員は保険診療の請求事務に精通しており、これまでは、このような質問について適確な回答、対応を行なっておりました。しかし、その職員も回答できないということであったため、私は、減点査定及び再審査請求棄却の理由の説明を求めて、同年一二月五日付書面（甲第

五号証)で、審査委員会に面接懇談を申し入れました。その結果、審査委員会は、平成八年一月一日午後一時に面談することを約束してくれました。

五 ところが、平成八年一月九日午後二時頃になって、本館副審査委員長から私に電話がありました。その電話で、本館副審査委員長は、鈴木茂審査委員長と会田指導医療官の意見であるとして次の事項を通知してきました。

- ・面談には私一人が出席すること。
- ・会う場所は喫茶店などとし、鈴木茂審査委員長と会田指導医療官と私の三人で話し合うこと。
- ・話し合いは行なうものの私が請求している当該診療報酬の復活はありえないこと。
- ・これらの条件が受け入れないのであれば、基金としては面談に応じることはできないこと。

しかし、私としてはこのような一方的な条件を受け入れることはできませんでした。そして、その旨を本館副審査委員長に伝えました。すると、本館副審査委員長は「平成八年一月一日に予定していた面談は無理だと思います」と述べました。私が「面談を拒否するということですか」と尋ねますと、本館副審査委員長は「そういうことになります」と答えました。このように、平成八年一月一日午後一時に面談する約束は、基金によって破棄されてしまいました。

六 私は、直接お会いして説明して頂けるものと思っておりましたが、面談を拒否されしまったことから、不本意ではありましたが裁判により減点査定に理由があるかどうかを判断してもらうほかはないと考えました。

## 第二 被告の減点査定理由の変遷について

一 被告は、以下に述べるように、次々と減点査定の理由を変更してきました。

### 1 増減点連絡書(乙第四号証、同五号証)

既に述べましたように、被告は、増減点連絡書においては、A子患者についての減点査定理由を「Bケ」(「過剰と認められる手術」としておりました。また、B子患者については、「Dケ」(「不適當又は不必要と認められる手術」としておりました。

### 2 平成七年一〇月一七日付け「再審査の結果について(通知)」(甲第四号証)

被告は、原告の行なった再審査請求に対し、平成七年一〇月一七日付けでこれを棄却する旨の決定を行ないましたが、その「再審査の結果について(通知)」においては、A子患者についてもB子患者についても減点査定の理由を「歯冠修復の製作に係る一連の診療行為における暫間被覆冠は所定点数に含まれます(平成六・三・一六保陰発二五)」と記載してありました。

### 3 平成八年五月一〇日付け被告準備書面(一)

本件訴訟提起後、私は、被告に対して、減点査定理由に関して求釈明を行なってきました。そして被告は、私の求釈明に対して、減点査定の理由を説明してきました。まず、平成八年五月一〇日付け被告準備書面(一)では、A子患者の減点査定

理由を「Bケ」から「Bク」（「過剰と認められる処置」）と訂正し、B子患者の減点査定理由については「Dケ」から「Dク」（「不適當又は不必要と認められる処置」）と訂正しました。

#### 4 平成八年六月二四日付け被告準備書面（二）

次に、被告は、平成八年六月二四日付け被告準備書面（二）において、A子患者の減点査定理由について、「原告の請求したいわゆる『歯周治療用装置（被覆冠）』は、歯周治療用装置ではなく、前装冠の装着を目的とした最終段階の治療の一環（すなわち、最終的な治療としての歯冠修復の一環）として行ったものであるから、暫間被覆冠に当たり、その費用は、歯冠修復の所定点数に含まれることになる。」とし、B子患者の減点査定理由については、「原告の請求したいわゆる『歯周治療用装置（被覆冠）』は、歯周治療用装置ではなく、最終的な治療としての欠損補綴の一環として行ったものであるから、暫間被覆冠に当たり、その費用は、欠損補綴の所定点数に含まれることになる。」としました。

#### 5 平成九年七月一四日付け被告準備書面（五）

被告は、さらに、平成九年七月一四日付け被告準備書面（五）においては、A子患者の減点査定理由について「最終的な歯冠修復が可能な状態にもかかわらず、歯周治療用装置を装着したとして点数を算定することは過剰である。」とし、B子患者の減点査定理由については「本来点数を算定できない暫間被覆冠について歯周治療用装置として点数を算定することは不適當である。」としました。

#### 6 平成九年一月二七日付け被告準備書面（七）

被告は、この準備書面では、A子患者及びB子患者の両名について、従前の減点査定の理由に付加して、「メタルコアを製作するまでの間に被覆冠を装着する場合は、歯冠修復あるいは欠損補綴物の製作に係る一連の診療行為に該当し、メタルコアの所定点数に含まれる」との主張を行ないました。

#### 7 平成一〇年二月六日付け被告準備書面（九）

被告は、この準備書面において、A子患者については「治療計画書に基づく治療であるならば、早期に歯周治療用装置を装着して治療を行なう必要があることから、原告の行なった治療は、治療計画書に基づく治療とは言えない」と主張し、B子患者についても「最終段階になって古いブリッジを除去したら新たな疾患が発見されたとする原告の治療は、そもそも治療計画書に基づく治療方法（P・型）ではない」と主張し、「本件歯周治療用装置は治療計画書に基づくものではないから保険点数を算定することはできない」との新しい主張を始めました。

二 以上述べましたように、被告の減点査定の理由は、次々と変遷しています。

1 被告は、当初は、A子患者については「Bケ」（「過剰と認められる手術」）とし、B子患者については「Dケ」（「不適當又は不必要と認められる手術」）としていましたが、訴訟の段階になると、A子患者については「Bク」（「過剰と認められる処置」）と訂正し、B子患者については「Dク」（「不適當又は不必要と認められる処置」）と訂正しました。「手術」と「処置」を誤ること自体考え難いことですが、この点は置くとしても、「過剰と認められる処置」という理由につい

でも、「不適當又は不必要と認められる処置」という理由についても、本件減点査定  
の理由としては、明らかに誤った理由といわなければなりません。

被告は、「過剰と認められる処置」とは「最終的な歯冠修復が可能な状態にも  
かかわらず、歯周治療用装置を装着したとして点数を算定することは過剰である」  
との趣旨であるとしています。しかし、「過剰と認められる処置」とは、被告も認  
めているように、「診療内容、症状、経過から判断して、当該医療行為が不必要に  
多いと考えられるものをいう」のであり、診療行為が過剰であるかどうかの問題で  
あって保険点数の算定が過剰であるかどうかの問題ではないからです。また、被告  
は、「不適當又は不必要と認められる処置」とは「本来点数を算定できない暫間被  
覆冠について歯周治療用装置として点数を算定することは不適當である」との趣旨  
であるとしています。しかし、「不適當又は不必要と認められる処置」とは、被告  
も認めているように、「保険医療として、不適當又は不必要と解されるものをいう」  
のであり、診療行為が不適當又は不必要であるかどうかの問題であって保険点数の  
算定が不適當又は不必要であるかどうかの問題ではないからです。

さらに、被告は、平成七年一〇月一七日付け「再審査の結果について（通知）」  
において、「過剰と認められる手術（処置）」及び「不適當又は不必要と認められ  
る手術（処置）」として減点査定した理由について、「歯冠修復の製作に係る一連  
の診療行為における暫間被覆冠は所定点数に含まれます（平成六・三・一六保険発  
二五）」との説明を行なっています。この説明によると、本件暫間被覆冠は歯冠修  
復の製作に係る一連の診療行為における保険点数に含まれ、その診療行為はそれ自  
体独立しては保険点数算定の対象とはならないという趣旨になります。しかし、「過  
剰」とは「当該医療行為が不必要に多い」ことを理由として保険点数の算定を認め  
ないこと、すなわちその診療行為自体は保険点数の算定の対象となりうるもである  
が不必要に多く繰り返されていることから保険点数の算定を認めないことをいう  
のであって、「歯冠修復の製作に係る一連の診療行為における暫間被覆冠は所定点  
数に含まれます（平成六・三・一六保険発二五）」という理由と「過剰」という理  
由とには重大な齟齬があると言わなければなりません。また、「不適當、不必要」  
とは「当該医療行為が医療行為として不適當、不必要である」ことを理由として保  
険点数の算定を認めないことをいうのであって、「当該医療行為が保険点数を算定  
する上では一連の医療行為に包摂されて評価されることから、独立しては保険点数  
を認めない」ということではないのですから、「不適當、不必要」という理由と「歯  
冠修復の製作に係る一連の診療行為における暫間被覆冠は所定点数に含まれます  
（平成六・三・一六保険発二五）」という理由とにも重大な齟齬があると言わな  
ければなりません。

2 また、被告は、本件訴訟において、私が「歯周治療用装置として保険点数が  
算定される要件として、・治療計画書に基づくこと、・最終的な治療として歯冠修  
復及び欠損補綴を行なうまでの間に行なわれること、・残存歯の保護と咬合の回復  
のために行なわれること」の三要件を主張するや、減点査定を行なった時点におい  
ては全く述べていなかった理由を新たに主張し始めました。

即ち、被告は、平成一〇年二月六日付け被告準備書面（九）において、突然「本件歯周治療用装置は治療計画書に基づくものではないから保健点数を算定できない」という主張を行なうに至りました。被告が、突然このような主張を行ない始めたのは、私が主張した前記三要件のうち「・治療計画書に基づくこと」の要件を否定する必要があったことから、それまでは考えてもいなかった主張を行なうに至ったものであることは明らかです。

3 以上述べたように、被告の減点査定の理由が変遷していること自体、被告の本件減点査定が十分な検討の結果合理的な根拠に基づき的確な判断として行われたものではないことを如実に示すものと言わなければなりません。

しかもこじ付け的に理由の説明を行わなければならなかった結果、その理由には齟齬が生じています。さらには、私の「三要件」についての指摘を受けて新たな主張を行わざるをえなかった結果、本件訴訟の段階に至って、それまでは減点査定の理由として全く述べていなかった主張を、突然主張し始めることさえ行っています。

このような被告の態度は、いやしくも診療報酬の適否を決定するという重大な使命を担う機関としては、あまりにお粗末であり、恥ずべき行為であるというべきです。

### 第三 治療の経過（本件歯周治療用装置装着の経緯）と保険点数算定要件の充足

#### 一 治療の経過（本件歯周治療用装置装着の経緯）

##### 1 A子患者について

A子患者（以下、A子という）は、平成五年一月六日、初診として来院しました。同人は、歯槽膿漏症を有していたほか、前歯四本・臼歯八本の齶蝕症の疾患を有しておりました。そのため、私はA子に対して次のような治療を行なってきました。

平成五年一月六日、初診時において、臼歯二本について齶蝕の処置を行なったほか歯周疾患に対する適応検査など所定の検査を実施しました。

同月二〇日、この日は三度目の通院日でしたが、歯周疾患に対する精密検査を実施し、その検査結果に基づいて治療計画書を作成しました。

その後、平成六年六月七日までの間は、臼歯を中心に治療を行いました。

その後、A子は、同人の都合により、前歯四本の治療を残したまま平成七年四月一七日まで約一〇ヶ月間治療を中断しました。

平成七年四月一七日、私は、A子に対し、歯周疾患についての治療を行なうと同時に前歯四本について根の治療を開始しました。

そして、同年六月六日、根の治療を行ってきた前歯三本に対して根管充填を行い、根の治療を完成させました。その後、メタルコアの印象採得を行い、歯周治療用装置（被覆冠）を装着しました。これが、本件で問題となっている歯周治療用装置（被覆冠）です。また、この日は歯周疾患指導管理も行いました。

同月一二日には、歯槽膿漏の処置を行いました。

同月一三日には、歯周治療用装置を装着した前歯三本を含む四本の前歯に対して

歯冠修復を施すための硬質レジン前装冠の形の採得（印象採得）をしました。

そして、同月二三日、前歯四本に対して歯冠修復物である硬質レジン前装冠を装着しました。

## 2 B子患者について

B子患者（以下、B子という）は、平成六年一二月七日、初診として来院しました。同人は、歯周疾患を有していたほか、前歯六本・臼歯四本の齲蝕症ならびに臼歯三本の欠損の疾患を有しておりました。そのため、私はB子に対して次のような治療を行なってきました。

平成六年一二月七日、初診時において、臼歯二本について齲蝕の処置のを行なったほか、歯周疾患に対する適応検査など所定の検査を実施しました。

同月一九日、この日は四度目の通院日でしたが、歯周疾患に対する精密検査を実施し、その検査結果に基づいて治療計画書を作成しました。そして、その治療計画書に基づいて歯周疾患及び齲蝕症並びに欠損の治療を開始しました。

平成七年七月四日、右上のブリッジを除去し、右上第一大臼歯に歯周治療用装置を装着しました。これが、本件で問題となっている歯周治療用装置（被覆冠）です。そして、右上第一小臼歯には根の治療を施し、根管充填を行い、根の治療を完成させました。

同月一二日には、第一小臼歯の土台（メタルコア）の形を採得（印象採得）しました。同時に、第一小臼歯に歯周治療用装置を装着し、前回装着した第一大臼歯の歯周治療用装置と連結し、ブリッジの歯周治療用装置を完成させました。この第一小臼歯に装着した歯周治療用装置も本件で問題となっている歯周治療用装置（被覆冠）です。また、この日には、歯肉のマッサージも行いました。

同月一九日には、第一小臼歯に土台（メタルコア）を装着し、欠損補綴物であるブリッジを製作するための形を採得（印象採得）しました。それとともに、歯冠修復物である右上第二大臼歯の部分被覆冠及び右上犬歯の硬質レジン前装冠の形を採得（印象採得）しました。

そして、同月二八日に、前回形を採得した欠損補綴物であるブリッジと歯冠修復物である硬質レジン前装冠（歯冠修復物）を装着しました。

## 二 歯周治療用装置の保険点数を算定するための要件について

### 1 診療報酬算定規則並びに「二五号通知」について

保険医療機関等が基金に対して請求できる診療報酬の額並びに診療報酬を算定するための要件については、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（点数表）」（平成六年三月一六日厚生省告示第五四号。以下「算定告示」という）が定めているところです。右算定告示は歯周治療用装置について保険点数を算定する要件について次のように定めています。

#### 「I 018 歯周治療用装置

- |               |      |
|---------------|------|
| 1 被覆冠（一歯につき）  | 五〇点  |
| 2 床義歯（一装置につき） | 七五〇点 |



注1 治療計画書に基づく場合に算定する。

2 印象採得、保険医療材料等の費用を含むものとする」

また、右算定告示を適用する場合の解釈については、「新診療報酬点数表の制定（昭和三三年告示の全部改正）等に伴う実施上の留意事項について（通知）」（平成六年三月一六日保険発二五号。以下「二五号通知」という）が次のように定めています。

「歯周治療用装置

（1）歯周治療用装置とは、治療計画書に基づき、最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間、残存歯の保護と咬合の回復のために行う被覆冠または床義歯をいう」

即ち、診療報酬算定規則並びに「二五号通知」によると、歯周治療用装置として保険点数が算定されるためには、・治療計画書に基づくこと、・最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行なうまでの間に行なわれること、即ち、最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴の一環として行なわれるものでないこと、・残存歯の保護と咬合の回復のために行なわれること、の三要件を満たすことが必要とされていることとなります。

2 「歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」の解釈について

二五号通知が、「最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行なうまでの間」に行なわれた暫間被覆冠等についてのみ保険点数を認めたのは、最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴の一環として行われた暫間被覆冠については歯冠修復及び欠損補綴の保険点数によって評価済であることから、これについては独立して保険点数を認めないこととし（尚、二五号通知は、「歯冠修復及び欠損補綴物の製作に係る一連の診療行為における暫間被覆冠、歯肉圧搾、歯肉整形、歯肉息肉除去、特定薬剤等の費用は、それぞれの所定点数に含まれる」としているところ）、最終的な治療以外の（つまり最終的な治療以前の段階で装着された）暫間被覆冠についてのみ保険点数を認めることとしたものです。

そして、医療保険規則の解釈上、上記の「最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」とは、「最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴のための印象採得実施時点まで」と考えるのが妥当であると思います。その理由は以下に述べるとおりです。

医療保険規則では、「欠損補綴」を行うに際して「補綴時診断料」が算定されることになっています（甲第一八号証）。そして、この補綴時診断料について、「二五号通知」は、「補綴時診断料は、患者の当該初診における受診期間を通じ、新たな欠損補綴及び床裏装を行う場合に、『着手時点において』一回限り算定できるものである。」と定めており（甲第一八号証）、補綴時診断料は欠損補綴の着手時点において算定する取り扱いとなっています。

そして、補綴物の印象採得が行なわれた場合の補綴時診断料の算定については「最初の（補綴物の）印象採得時に補綴時診断料を算定して差し支えない」とされています（甲第一九号証、日本歯科医師会雑誌「社会保険診療特集号」一九九三

VOL. 46 NO. 1、一五九頁）。

このように、補綴時診断料は欠損補綴の着手時点において算定するものとされ、補綴物の印象採得が行なわれた場合の補綴時診断料の算定は最初の（補綴物の）印象採得時に算定することとされているのです。このことは、補綴物の印象採得が行なわれた場合、診療報酬算定規則の上では「（補綴物の）印象採得の時点」が「欠損補綴の着手時点」とされていることを意味します。そうであるからこそ、「（補綴物の）印象採得の時点」で補綴時診断料の算定が認められているわけです。

以上述べましたように、補綴物の印象採得が行なわれた場合、診療報酬算定規則上では「（補綴物の）印象採得の時点」が「欠損補綴の着手時点」とされている以上、歯周治療用装置の算定要件とされている「欠損補綴を行うまでの間」（換言すると「欠損補綴に着手されるまでの間」）とは「補綴物の印象採得に着手されるまでの間」を意味するものというべきです。したがって、「補綴物の印象採得に着手されるまでの間」に装着された被覆冠は、「欠損補綴を行うまでの間」に装着された歯周治療用装置と認められるべきものです。

そして、「最終的な治療として欠損補綴を行なうまでの間」とは「補綴物の印象採得に着手されるまでの間」を意味するものと解される以上、「最終的な治療として歯冠修復を行うまでの間」とは、「最終的な治療としての歯冠修復物の印象採得に着手されるまでの間」を意味するものというべきです。

なお、メタルコアは歯冠修復物の土台となるものであり、歯冠修復物ではありません。また、保険点数も、歯冠修復物とは全く別個に算定されることになっています。したがって、メタルコアの印象採得をもって、「最終的な治療としての歯冠修復」の着手時点と見ることはできません。

3 ところで、私が、本件歯周治療用装置を装着した経緯並びにその後の治療の状況については、既に一項で述べた通りです。

すなわち、A子患者については、平成七年六月六日、根の治療を完成させた後、メタルコアの印象採得を行い、歯周治療用装置（被覆冠）を装着しました。そして、同月一三日には、右歯周治療用装置を装着した前歯三本を含む四本の前歯に対して歯冠修復を施すための（即ち、歯冠修復物である）硬質レジン前装冠の形の採得（印象採得）を行い、同月二三日に前歯四本に対して歯冠修復物である硬質レジン前装冠を装着しました。したがって、私が、A子患者に対して、「最終治療としての歯冠修復」に着手したのは、歯冠修復物である硬質レジン前装冠の印象採得を行った平成七年六月一三日のことであり、本件歯周治療用装置（被覆冠）は平成七年六月六日に装着されているのですから、「最終的な治療として歯冠修復（及び欠損補綴）を行うまでの間」に本件歯周治療用装置の装着が行われていることは明らかです。

また、B子患者については、平成七年七月四日、右上のブリッジを除去し右上第一大臼歯に歯周治療用装置を装着しました。さらに、同月一二日には、第一小臼歯の土台（メタルコア）の印象採得を行ない、同時に、第一小臼歯に歯周治療用装置を装着し、前回装着した第一大臼歯の歯周治療用装置と連結し、ブリッジの歯周

治療用装置を完成させました。そして、同月一九日には、第一小臼歯にメタルコアを装着し、欠損補綴物であるブリッジを製作するための印象採得を行なうとともに、歯冠修復物である右上第二大臼歯の部分被覆冠及び右上犬歯の硬質レジン前装冠の印象採得を行ない、同月二八日に、欠損補綴物であるブリッジと歯冠修復物である硬質レジン前装冠（歯冠修復物）の装着を行ないました。したがって、私が、B子患者に対して、「最終治療としての歯冠修復及び欠損補綴」に着手したのは、欠損補綴物であるブリッジを製作するための印象採得を行ないうとともに歯冠修復物である右上第二大臼歯の部分被覆冠及び右上犬歯の硬質レジン前装冠の印象採得を行なった七月二八日のことであり、本件歯周治療用装置（被覆冠）は平成七年七月四日及び七月一二日に装着されているのですから、「最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」に本件歯周治療用装置の装着が行われていることは明らかです。

三 本件被覆冠は、歯周治療用装置として保険点数が算定される要件を充足する

1 A子患者について

既に述べましたように、私は、A子患者について、平成五年一一日二〇日に治療計画書を作成の上、一時治療の中断がありました。歯周疾患並びに齲蝕の治療を行なってきました。

そして、平成七年六月六日、右上一、二番及び左上一番の歯牙について被覆冠（歯周治療用装置）を装着しました（これが、本件において私が歯周治療用装置として診療報酬請求したにも拘らず、被告が減点査定した被覆冠です）。

私が右被覆冠を装着したのは、次の理由、目的によるものでした。

私は、この日、右三歯について根管充填の治療を行ない、メタルコア（支台にする歯牙の歯冠部の実質欠損が大きい場合、所定の支台形態にするため金属鑄造体により補足整形を行ないます。この時の鑄造体をメタルコア（鑄造コア）と言います。要するに、崩壊が著しい歯に対して冠を被せるために、歯に装着する金属の土台のことを言うわけです）の印象を採得しました。そのため、メタルコアを装着するまで間、咬合の回復を図るとともに、歯根膜の廃用性萎縮を防ぎさらには残存歯を保護する必要があったことから、被覆冠（暫間被覆冠）を装着することにしました。また、被覆冠（暫間被覆冠）を装着することにより、歯ブラシ効果並びにマッサージ効果を高めるという目的もありました。

その後、六月一三日に至って、右三歯及び五月二四日に歯周治療用装置としての被覆冠を装着していた左上二番の歯牙に対してメタルコアを装着するとともに、硬質レジン前装冠（唇面あるいは頬面に、硬質レジン前装して、外観を審美的に装った鑄造冠のこと。外観にふれる側を合成樹脂で覆った鑄造冠で、外観上天然の歯と同様の色と形態をしています。主に前歯に装着されるものです。）の印象を採得しました。そして、右四歯について細菌感染を防ぎ、咬合及び歯列の変化を防ぐため被覆冠を新たに作成し装着しました。

そして、六月二三日に、右四歯について硬質レジン前装冠を装着しました。

以上述べたとおり、私は、平成五年一一日二〇日に治療計画書を作成の上、

平成七年六月六日に残存歯の保護と咬合の回復等を目的として被覆冠を装着しました。そして、これらの被覆冠は、その後（六月二三日）に装着した被覆冠が最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴の一環として行なわれたものであるのに対し、最終的な治療の一環としてではなくそれ以前の段階において行なわれたものというべきであることについては、二項3で述べたとおりです。

なお、治療計画書に基づく治療においてのみ診療報酬が算定される医療行為には、「適応検査」「歯冠研磨」「歯科衛生士による実地指導」「精密検査」「歯周初期治療」「歯周疾患指導管理料（・）」「再評価検査」「再評価検査後の歯石除去」などがあります。私は、A子患者に対してこれらの医療行為を施し、これらに相当する診療報酬を請求しました（甲六号証）。これに対し、被告は、これらの医療行為に対する診療報酬の算定を認め、これらに相当する診療報酬を支払っています。このことは、被告自身が、A子患者に対する私の医療行為が治療計画書に基づくものであることを認めていることを示しています。

従って、平成七年六月六日に装着された本件被覆冠は、二五号通知による「歯周治療用装置」の要件を全て満たすものです。

## 2 B子患者について

既に述べましたように、私は、B子患者について、平成六年一二月一九日に治療計画書を作成の上、歯周疾患並びに齲蝕の治療を行なってきました。

そして、平成七年七月四日に右上六番の歯牙について被覆冠を装着するとともに、平成七年七月一二日には右上四番の歯牙及び五番の欠損部についてブリッジ形態の被覆冠を装着しました（これらが、本件において私が歯周治療用装置として診療報酬請求したにも拘らず、被告が減点査定した暫間被覆冠です）。

私が、七月四日に右上六番の歯牙について被覆冠を装着したのは、次の理由、目的によるものでした。

私はこの日、右上六番の歯牙上の冠を切断除去し、同歯牙について齲蝕処置を行ないました。そのため、象牙質が露出することによる歯牙の疼痛を防止するとともに感染を防止する必要性がありました。また、咬合の回復を図るとともに、歯根膜の廃用性萎縮を防ぎさらには残存歯を保護する必要もありました。これらの必要から、被覆冠（暫間被覆冠）を装着することにしました。また、被覆冠（暫間被覆冠）を装着することにより、歯ブラシ効果並びにマッサージ効果を高めるという目的もありました。

また、私が七月一二日に右上四番の歯牙及び五番の欠損部についてブリッジ形態の被覆冠を装着したのは、次の理由、目的によるものでした。

この日、私は、右上四番の歯牙についてメタルコアの印象を採得しました。そのため、メタルコアを装着するまで間、咬合の回復を図るとともに、歯根膜の廃用性萎縮を防ぎさらには残存歯を保護する必要があったことから、被覆冠（暫間被覆冠）を装着することにしました。また、被覆冠（暫間被覆冠）を装着することにより、歯ブラシ効果並びにマッサージ効果を高めるという目的もありました。

その後、七月一九日に至って、右上四番の歯牙についてメタルコアを装着すると

ともに、右上四番乃至六番の歯牙についてブリッジ（歯牙欠損部の補綴法の一つで、一歯または数歯の欠如に対して、残存歯の歯冠及び歯根に支台装置を施し欠如部には欠如歯に近い人工歯を作り、これと支台装置とを連結して、その形態、機能、外観を回復するもの。要するに、欠損部の両隣の歯に冠を被せることによって支えられる義歯のことをいいます）の印象を採得しました。そして、右三歯について歯の疼痛や細菌感染を防ぎ、咬合及び歯列の変化を防ぐため被覆冠を新たに作成し装着しました。

そして、七月二十八日、右三歯についてブリッジを装着しました。

以上述べたとおり、私は平成六年一二月一九に治療計画書を作成の上、平成七年七月四日及び七月一二日に残存歯の保護と咬合の回復等を目的として被覆冠を装着しました。そして、これらの被覆冠は、その後（七月一九日）に装着した被覆冠が最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴の一環として行なわれたものであるのに対し、最終的な治療の一環としてではなくそれ以前の段階において行なわれたものというべきであることについては、二項3で述べたとおりです。

なお、A子患者について述べたのと同様、私はB子患者に対しても「適応検査」「歯冠研磨」「歯科衛生士による実地指導」「精密検査」「歯周初期治療」「歯周疾患指導管理料（・）」「再評価検査」「再評価検査後の歯石除去」など治療計画書に基づく治療においてのみ診療報酬が算定される医療行為を施し、これらに相当する診療報酬を請求しています（甲六乃至七号証）。そして、被告は、これらの医療行為に対する診療報酬の算定を認め、これらに相当する診療報酬を支払っているのです。したがって、B子患者についても、これらの医療行為が治療計画書に基づくものであることを被告自身が認めていることは明らかです。

従って、平成七年七月四日及び一二日に装着された本件被覆冠は、二五号通知による「歯周治療用装置」の要件を全て満たすものです。

#### 第四 被告の主張に対する若干の反論

ここで、被告の主張に対して、若干の反論を行なっておきたいと思います。

一 歯周治療用装置は歯周治療の早期の段階で装着されなければならないとの主張について

1 被告は、「歯周治療において、歯周治療の効果を高めるために・・・残存歯の保護と咬合の回復のために行なう歯周治療用装置は大きな意義をもっている」とし、「従って治療計画書に基づいて歯周治療をする場合、歯周治療用装置は歯周治療の早期の段階において作製装着する必要がある」と主張しています。また、被告は、「算定告示及び保険発二五号通知も『・・・歯周治療の早期の段階で・・・被覆冠又は床義歯を装着した場合にその点数を算定できるとしている』」とも主張しています。そして、私の被覆冠の装着が歯周治療の早期の段階において行なわれていないとして、右被覆冠が歯周治療用装置には当たらないとする根拠の一つにしています。

2 しかし、「歯周治療において歯周治療用装置が大きな意義をもっている」と

しても、そのことから、何故「従って歯周治療用装置は歯周治療の早期の段階で作製装着する必要がある」ことになるのでしょうか。

歯周治療用装置は、残存歯を保護し咬合の回復をはかる目的で必要に応じて装着されるものであって、歯周治療の早期の段階でのみ装着されるものではありません。

被告は、自らの主張を裏付ける資料として乙第一八号証や同第一九号証を提出しておりますが、これらは、被告の主張とは逆に、歯周治療用装置は初診の段階から最終治療の段階に至るまで装着することができる（必要がある）としており、歯周治療の早期の段階でのみ装着すべきものとはしていません。

3 また、算定告示及び保険発第二五号通知は「歯周治療用装置とは、治療計画書に基づき最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間、残存歯の保護と咬合の回復のために行なう被覆冠又は床義歯をいう」と述べて「最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」に装着されたものについて保険点数を認めており、被告が主張するように「歯周治療の早期の段階で」装着された場合のみ保険点数を算定できるとはしていません。被告の「算定告示及び保険発二五号通知も『・・・歯周治療の早期の段階で・・・被覆冠又は床義歯を装着した場合にその点数を算定できるとしている』」との主張は、明らかに事実と反しています。

さらに、現在歯周治療用装置に関する算定告示は変更されており、歯周治療用装置について保険点数が認められるのは、歯周外科手術を行った場合に限られることになりました。つまり、歯周治療の早期の段階で歯周治療用装置を装着しても保険点数は算定されず、歯周外科手術の段階で装着された場合にのみ保険点数が認められることとされているのです。これは、「最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」として歯周治療用装置を装着する時期を広く認めていた取扱いを大幅に制限し、歯周外科手術の段階に限ることにしたものです。そしてこのことは、歯科治療上、歯周治療用装置は歯周治療の早期の段階でのみ装着されるものではなく、歯周外科手術の段階でも装着されるものであることを示すとともに、「歯周治療用装置は歯周治療の早期の段階で装着することは医学常識である」との被告の主張が根拠のない主張であることをも示しています。

二 「暫間被覆冠の費用はメタルコアの所定点数に含まれる」との主張について

1 被告は「メタルコアを製作するための印象採得などの費用は、メタルコア製作のための一連の診療行為であると解されるから、当然、暫間被覆冠の費用もメタルコアの所定点数に含まれる」と主張しています。

しかし、「メタルコアを製作するための印象採得などの費用がメタルコア製作のための一連の診療行為である」ということから、何故「当然、暫間被覆冠の費用もメタルコアの所定点数に含まれる」ということになるのでしょうか。

2 そもそも、メタルコアとは、支台にする歯牙の歯冠部の実質欠損が大きい場合に、所定の支台形態にするために補足形成をする金属鑄造体のことをいいます。これに対し、暫間被覆冠や歯周治療用装置とは、残存歯の保護や咬合の回復あるいは食片圧入の防止や細菌感染の防止などの目的で歯牙に装着される合成樹脂製の

被覆冠のことを意味します。したがって、メタルコアと暫間被覆冠ないし歯周治療用装置とは、その材料や形態を異にしているだけでなく、装着する目的も内容も全く異にしています。従って、暫間被覆冠や歯周治療用装置の装着はメタルコア製作のための一連の診療行為とは全く別の診療行為であることは明らかです。

3 また、診療報酬の算定も両者は全く別のものとして取り扱われています。

さらに、算定告示は、「メタルコア（注）窩洞形成・印象採得・装着等の費用を含むものとする」と規定しています。これはメタルコアの費用としては、メタルコアの装着並びにメタルコア装着のための窩洞形成及び印象採得の費用のみが含まれることを意味するものです。

従って、歯周治療用装置や暫間被覆冠の費用等が、メタルコアの費用に含まれないことは算定告示上からも明らかであると言わなければなりません。

そうである以上、暫間被覆冠や歯周治療用装置の費用がメタルコアの所定点数に含まれるものでないことは、あまりに明らかであるというべきです。

三 「本件被覆冠（歯周治療用装置）は治療計画書に基づくものとは言えない」との主張について

この点については、「第五」において述べることにします。

## 第五 治療計画書について

被告は、本件治療計画書には歯周治療用装置の記載がないとして、本件歯周治療用装置は治療計画書に基づくものとは言えないと主張しています。しかし、以下に述べますように、私は、治療計画書を作成しておりますし、この治療計画書に基づいてその後の治療を行ない歯周治療用装置を装着しているのであり、被告の主張には理由がありません。

一 本件治療計画書の記載内容について

1 A子患者について

(1) A子患者の治療計画書（甲第六号証）には、右上一、二番及び左上一番の歯に対する治療計画の内容として、「除石」（「除石（スクレーピング）」とは、歯面に付着している歯垢や歯石等の沈着物を除去することを言います）と「RCT」（「RCT」とは、歯の根管の治療を意味します）が記載されています。治療計画書に記載されている事項はこの二項目ですが、「除石」及び「RCT」という治療計画の記載は、これらに伴って行われることが当然に予定されている具体的処置をも含むものとして理解されるべきものです。

「除石」に伴って行われることが当然に予定されている具体的処置の内容とその手順は、次の通りです。

歯周組織検査→ハブラシ指導→歯垢や歯石等の除去→歯面の研磨→歯周組織検査→メンテナンス

また、「RCT」に伴って行われることが当然に予定されている具体的処置の内容とその手順は、次の通りです。

古い冠の除去→歯冠部ならびに根管内の感染歯質の削除→暫間被覆冠（歯周治療

用装置)の装着→根尖周囲組織の消炎処置→根管内の消毒→根管内の人工材料による充填封鎖→暫間被覆冠(歯周治療用装置)の装着→メタルコアの印象採得・咬合採得→暫間被覆冠(歯周治療用装置)の装着→メタルコアの試適・調整・合着→最終的冠の支台歯形成・印象採得・咬合採得→暫間被覆冠の装着→最終的冠の試適・調整・合着→最終的冠のメンテナンス

なお、「除石」と「RCT」の処置は並行しあるいは交錯しながら進められることとなります。

(2) 本件においては、「除石」、「RCT」という治療計画書の記載から前記各具体的処置が行われることは当然に理解しうるものです。したがって、暫間被覆冠(歯周治療用装置)の装着についても治療計画書上当然予定されているものと認められるべきであり、本件暫間被覆冠(歯周治療用装置)の装着は治療計画書に基づくものと言えます。

なお、実際に行なわれている治療計画書の記載としては、「除石」及び「RCT」に伴う具体的な処置内容をそれぞれの歯について全て記載することは困難であるため、「除石」、「RCT」といった簡潔な記載が行われています。また、保険点数の算定においても「除石」、「RCT」というような簡潔な記載で足りるものとして運用されていることについては後に述べるとおりです。

## 2 B子患者について

(1) B子患者の治療計画書(甲第七号証)には、右上四番と右上六番の歯及び右上五番欠損部の歯に対する治療計画の内容として、「除石」と「ブリッジの装着」とが記載されています。B子患者の治療計画書に記載されている事項はこの二項目ですが、「除石」、「ブリッジの装着」という治療計画の記載は、これらに伴って行われることが当然に予定されている具体的処置をも含むものとして理解されるべきものです。

「除石」に伴って行われることが当然に予定されている具体的処置の内容とその手順は、A子患者について述べたのと同様です。

また、「ブリッジの装着」に伴って行われることが当然に予定されている具体的処置の内容とその手順は、次の通りです。

古いブリッジの除去→支台歯の感染歯質の削除→感染歯質を削除して形成される実質欠損部歯面の消毒→実質欠損部分の人工材料による補填→暫間被覆冠(歯周治療用装置)の装着→最終的ブリッジの支台歯形成・印象採得・咬合採得→暫間被覆冠の装着→最終的ブリッジの試適・調整・合着→最終的ブリッジのメンテナンス

なお、「除石」と「ブリッジの装着」の処置は並行しあるいは交錯しながら進められることとなります。また、本件においては、右上四番の歯は、古いブリッジを除去した際に根管内の感染が明らかになったことから、根管治療を行っています。

(2) 本件においては、「除石」、「ブリッジの装着」という治療計画書の記載から前記各具体的処置が行われることは当然に理解できるものです。したがって、暫間被覆冠(歯周治療用装置)の装着についても治療計画書上当然予定されている



ものと認められるべきであり、本件暫間被覆冠（歯周治療用装置）の装着は治療計画書に基づくものと言うことができます。

なお、治療計画書の記載としては、「除石」や「ブリッジの装着」に伴う具体的な処置内容をそれぞれの歯について全て記載することは困難であることから、「除石」や「ブリッジの装着」という簡潔な記載が行われています。また、保険点数の算定においても「除石」、「ブリッジの装着」というような簡潔な記載で足りるものとして運用されていることについては後に述べるとおりです。

## 二 治療計画書の記載内容並びに様式について

### 1 治療計画書の記載内容について

治療計画書とは、「臨床所見、症状の経過、評価、実施予定の療法及び療法上の指導計画等が記載されているものをいう」（昭和六〇年二月一八日保険発第一号）とされています。

しかし、その記載については、「その後の疑義解釈通知により、『書』といった形式にとらわれることなく、カルテのなかでも、別紙にでも、大掴みに診療の流れを記入し、それを念頭に診療を進めれば良いわけで、形式にとらわれることなく、実用的なメモ書きでよいことになった。」（甲第一号証 デンタルダイヤモンド増刊号 VOL. 15 NO. 9 P17）とされています。

したがって、治療計画書に個々の具体的な処置内容を詳細に記載する必要はないこととなります。

また、実際に用いられている治療計画書の様式もそのほとんどが、次に述べるように、簡潔な記載を行う様式が採用されており、具体的な処置内容を詳細に記載する様式とはなっておりません。

### 2 岩手県歯科医師会による治療計画書

岩手県歯科医師会が作成しその使用を推奨している治療計画書（甲第一二号証）は、全顎を六分割した欄に番号（・P—除石、・歯周ポケット搔爬、・早期歯周外科手術、・F o p、・G—E c t、・補綴処置）を記載するという極めて簡潔な様式です。

従って、岩手県歯科医師会の右治療計画書を使用している歯科医師は、治療計画書には右・乃至・の番号を記載するのみで、それ以外の具体的な処置を記載することはありません（甲第一三号証）。従ってまた、歯周治療用装置に関する事項を記載することはありません。そして、歯周治療用装置を装着した場合には、この様式の治療計画書に基づいて歯周治療用装置に関する診療報酬の請求が行われ、これまでその請求は認められてきているのです。このことは、保険点数の算定上、治療計画書の記載から歯周治療用装置の装着が当然に予定されているものと理解されるものについては、治療計画書に歯周治療用装置の記載がない場合でも、治療計画書に基づくものとして保険点数を算定していることを示すものです。

### 3 本件治療計画書の様式（歯周治療用カルテ）について

私の治療計画書の記載様式は、昭和六一年に岩手県保険医協会が作成したものです。この様式は、保険医協会会員がP（・）型の歯周治療をできるだけ容易に取り

入れることができるように作成されたものです。そして、岩手県保険医協会がこの様式を採用するにあたっては、昭和六一年三月に、当時の指導医療官であった菊地万之助医師に校正して頂くとともにその了承を受けて作成し採用したものです。なお、このカルテ様式は、昭和六一年六月二八日に開催された岩手県保険医協会歯科部会主催の「よくわかる歯周治療研究会」において出席者に紹介・配布され、全会員に対しては郵送にて紹介・配布されています。

したがって、私の治療計画書の様式は、私が独自に使用しているものではなく、指導医療官の了承のもとに岩手県保険医協会が作成したものです。また、この様式の治療計画書に基づいて、歯周治療用装置に関する診療報酬の請求が行われ、これまで、その請求は認められてきていたものです。この事実は、保険点数の算定上、治療計画書の記載から歯周治療用装置の装着が当然に予定されているものと理解されるものについては、治療計画書に歯周治療用装置の記載がない場合でも、治療計画書に基づくものとして保険点数を算定していることを示すものです。

#### 4 治療計画書の具体的な記載例について

甲第一四号証は、デンタルダイヤモンド増刊号 (VOL. 11 NO. 14 P204~212) に紹介されている治療計画書の記載例です。また、甲第一一四号証の三〇三頁以下は、デンタルダイヤモンド増刊号 (VOL. 15 NO. 9) に紹介されている治療計画書の記載例です。いずれの場合も、これらの治療計画書に基づいて歯周治療用装置の診療報酬請求が行われています。しかし、これらの治療計画書には、いずれも歯周治療用装置の記載は存在していません。

甲第一四号証の症例は左下第一小臼歯及び第二小臼歯に対して「Cr」(鑄造冠)と記載されており、鑄造冠の装着が予定されている以上、当然に暫間被覆冠(歯周治療用装置)の装着も予定されている症例です。それにもかかわらず、この治療計画書に歯周治療用装置の装着の記載が行われていないのは、「Cr」という治療計画書の記載から、この処置に伴って歯周治療用装置の装着が行われることが当然に理解できるからです。なお、この症例では、治療計画書に歯周治療用装置の装着の記載が存在していないにもかかわらず、診療報酬の請求が行われています(二一三頁)。これは、治療計画書の記載から歯周治療用装置の装着が当然に予定されていると理解されるものについては、治療計画書に歯周治療用装置の記載がない場合でも、「治療計画書に基づく」ものとして保険点数が算定されていることを示すものです。

また、甲第一一四号証三〇三頁以下の症例は、右下五番乃至七番の暫間被覆冠(歯周治療用装置)を治療計画書の作成以前に装着した症例であり、この場合についても診療報酬の請求が行われています(三一三頁)。この場合の診療報酬の算定は、算定告示(乙第九号証)の歯科診療報酬点数表の「第二章特掲診療料」「第八部処置」「第一節処置料」(その他の処置)の「I 018 歯周治療用装置」の項の(4)において認められています。このように算定告示が、治療計画書を作成する以前の段階で装着した歯周治療用装置の診療報酬請求を認めているのは、治療計画書に歯周治療用装置の記載がなくとも、カルテ等の記載から歯周治療用装置の装着の必要

性を理解することができるからにほかなりません。このように、算定告示が、治療計画書に歯周治療用装置の記載がなくともカルテ等の記載から歯周治療用装置の装着の必要性が理解される場合については診療報酬請求を認めている以上、治療計画書の記載それ自体から歯周治療用装置の必要性が理解される場合について診療報酬が認められるべきことは当然のことです。右算定告示の定めはこの趣旨をも示すものというべきです。

三 以上述べましたように、治療計画書は簡潔な記載を行うことで足りるとされています。そして、治療計画書の記載から歯周治療用装置の装着が当然に予定されていると理解することができる場合には、歯周治療用装置装着の処置は治療計画書に基づくものとして、診療報酬請求（保険点数の算定）が認められるべきであり、また実際にも認められてきたものです。

本件においては既に述べましたように、治療計画書の記載から歯周治療用装置の装着が当然に予定されていると理解することができるのですから、本件歯周治療用装置の装着は「治療計画書に基づく」ものというべきです。

## 第六 鴨井証言について

### 一 鴨井証人の証言能力について

鴨井証人は、「算定告示・通知の制定にかかわったことはない。」（同人の証人調書三七丁表）、「算定告示とかそういうものは、私は、はっきり言って知りません。」（同三八丁裏）「私、保険のルールはよく分かりません。」（同七三丁裏）と証言しています。本件は、保険点数の算定が争点とされている事件です。それなのに、保険点数やその算定のルールについて全く知識がないというのでは、鴨井証人は本件の証人としてはほとんど意味がないと言うほかありません。

### 二 鴨井証言の初歩的な誤りについて

鴨井証人は、歯科医学的にみて極めて初歩的な誤った証言を行なっています。

#### 1 「プラーク」についての証言について

鴨井証人は、「プラークコントロールは簡単にいうとどういうことでしょうか」との質問に対して、「プラークというのは、歯垢とも日本語で言われてますけども、要するに歯についた食べかすですね。」（同人の証人調書四丁表）と証言しています。

しかし、プラークが、「食べかす」ではなく「細菌のかたまり」であることは、歯科医学的な常識に属します。このことを歯周病の患者に認識していただくことは、歯周病の患者に対して、歯科医師が歯周治療の最初に行なうべき最も基本的かつ重要なプロセスとされているのです。

平成一二年二月二日（水曜日）午後八時にNHKで放送された「ためしてガッテン」という番組で「歯周病」が取り上げられましたが（鶴見大学歯学部の新井高教授が出演しておりました）、この番組でも、プラークが、「食べかす」ではなく「細菌のかたまり」であることが強調されていました。

#### 2 暫間被覆冠及び歯周治療用装置に関する証言について

鴨井証人は、暫間被覆冠について、「暫間被覆冠というのは、保険用語と言うんでしょうか、テックというような言葉で呼んでおりますけど、歯周病とは、私は余り関係ないと思うんですね。□□□歯周病治療用の装置とは違うというふうに考えております」（同人の証人調書一九丁裏、二〇丁表）と証言しています。

しかし、暫間被覆冠は、英語で「temporary crown」と称し、保険用語（診療報酬算定規則上の用語）ではなく国際的に通用する歯科の学術用語であり、また国際的に著名な歯周病学の教科書であるシュルーガーの最新歯周治療学六〇三頁（甲第一七号証）において、「テンポラリークラウン（暫間被覆冠）を使用する目的は、形成を終わった歯の保護と歯肉の治療を促進することにある」と記載されているように、暫間被覆冠は、歯周病の治療と重要な関連性を有しています。従って、証人の証言は、歯科医学的に誤っているというほかありません。

また、鴨井証人は、歯周治療用装置という用語は歯科医学辞典にも載っている学術用語である（同人の証人調書四六丁表、七三丁裏）旨の証言を行なっています。

しかし、現在市販されている歯科関係の用語集・辞典類には「学術用語集歯学編」文部省と日本歯科医学会発行、「歯周病学事典」クインテッセンス出版、「新歯学大事典」永末書店、「歯科医学大事典」医歯薬出版、「臨床歯科用語集」金原出版、「新常用歯科辞典」医歯薬出版などがありますが、これらの用語集や辞典類には「歯周治療用装置」という用語は掲載されておられませんし、もちろんその歯科医学的解説も存在していません。このことは、「歯周治療用装置」という用語が、歯科医学における学術用語ではなく、単なる保険用語（診療報酬算定規則上の用語）であることを示すものです。

そもそも、歯周治療用装置と暫間被覆冠とは構造的には同じものです。新常用歯科辞典によると、「暫間被覆冠」は、「各種の歯冠補綴物を施すとき、支台形成の途中または支台形成後補綴物を装着するまでの間、有髄歯における歯髄の保護、支台歯の歯質の保護、咬合および歯列の変化を防ぐために、支台歯に暫間的に装着される冠をいう。」とされており、「歯周治療用装置」もこの「暫間被覆冠」に含まれるものです。つまり、暫間被覆冠のうち、P・型歯周治療に際して装着され診療報酬算定規則上保険点数が算定されるものを「歯周治療用装置」と呼んでいるのです。

以上述べたように、鴨井証人の証言は、明らかに誤っています。そして、このような極めて基本的な事柄についてさえも、間違った知識しかお持ちでないことに驚きを禁じ得ません。

### 三 歯肉炎改善期間について

1 鴨井証人は、私が被覆冠を装着後硬質レジン前装冠の装着まで一週間程度の期間しか存在しておらず、かかる短期間の被覆冠の装着では歯肉の改善が図られるはずはなく、したがって右被覆冠は歯周治療を目的とした歯周治療用装置ではあり得ないかのごとき証言を行なっています（同人の証人調書二五丁表、裏、三四丁裏）。さらに、鴨井証人は、「歯周治療用装置の要件として、一カ月から数ヶ月にわたって装着する必要がある」とし、歯周組織の改善に一ヶ月から数ヶ月を要するとする

根拠として、「エクスペリメンタル・ジンジバイテス・インマン」（「Experimental Gingivitis in Man」）と題する論文を紹介し、「実験的な歯肉炎というのがデンマークの王立歯科大学でやった例があり」、その実験では「歯肉炎を直すのに二週間から三週間を要している」のであるから「歯肉炎を直すための目安として一カ月は必要であると考えている」旨証言しています（同人の証人調書五二丁表乃至五四丁表）と証言しています。

2 鴨井証人が引用した研究論文は、一九六五年に、Harald Loeが「Journal of Periodontology」という雑誌に発表した「Experimental Gingivitis in Man」と題する論文です（Loe H, Theilade E and Jensen B: Experimental gingivitis in man. Journal of Periodontology 1965; 36: 177-187.）（甲第一五号証、同一六号証）。その論文の要旨は次の通りです。

「目的：この研究の目的は、口腔内を清潔にするための積極的な努力をすべて停止することにより、健康な歯肉の患者に歯肉炎の発症を試みることであり、その結果として細菌叢や歯肉の中で生じる変化の経過を検討することである。

方法：被験者は、一二名である。被験者に口腔衛生を停止させて、歯肉の状態を経時的に観察し、同時に歯肉辺縁部付近に付着した歯垢を細菌学的に観察した。その後、口腔衛生を再開し、さらに歯肉と歯垢を同様に観察した。

結果：口腔衛生を停止して一〇日～二日間経過した後、全員に歯肉炎が生じた。口腔衛生を再開して二～三日後に、すべての被験者は健康な歯肉を取り戻した。細菌学的実験は、歯肉辺縁部付近の細菌数増加と細菌叢の構成変化を明らかにした。

結論：口腔衛生の停止は、歯垢の蓄積と歯肉炎の発症を引き起こす。歯肉炎は、口腔衛生を停止して一〇～二日で発症する。

歯垢が成熟する過程の中で細菌叢が継続的に変化する。細菌歯垢の除去は歯肉炎を解消させる。」

そして、この論文の DISCUSSION において、著者は以下の見解を示しています。

「結局、この実験は細菌歯垢の除去が歯肉炎を解消させるという臨床的経験を認証した。口腔衛生を再開した後二～三日の内に、すべての被験者は実験を開始前よりさらに健康的な歯肉を持つに至った。」

従って、この論文は、鴨井証人の見解（歯肉の炎症が収まるのは一ヶ月以上かかる）の根拠とはなり得るものではありません。そればかりか、鴨井証言とは逆に「歯肉の炎症は、口腔衛生を再開することにより、二～三日間で改善した」という事実について言及しているのですから、「歯肉の炎症が収まるのは一ヶ月以上かかる」という鴨井証言は、この実験結果から見てもの誤りであるということになります。

## 陳述書

原告が前回の証人尋問における私の証言に関して提出した甲第一五号証ないし第一七号証について次の通り陳述する。

## 一 甲一五号、第一六号証について

前回の証人尋問で、私は、デンマークの王立歯科大学の実験を例にとり、実験的に発症させた歯肉炎の改善のために二、三週間近くを要した旨証言した。これに対し、原告は甲第一五号証の論文と原告自ら作成したその訳文を提出し、右実験では、歯肉の炎症は二日から三日で改善した事実が報告されたと主張している。

しかし、本訴訟では、歯肉炎ではなく歯周炎の治療にどの程度の期間を要するかが焦点となっている。ただ、歯周炎は歯根膜や歯槽骨に炎症が及ぶものであり、実験的に発症させることは人道上行い得ない。そこで、私は歯肉炎の実験を例にとり、歯肉炎の改善にもある程度の期間を要するのであるから、歯周炎の改善には、より多くの期間を要する旨述べたのである。

また、原告の前記論文の読み方やその意味の取り方にも問題がある。

原告は甲第一五号証の一四ページ左段の「With in a few days . . . of the experiment」をいんようしたものと思われる。しかし、右記述は「discussion」の中で述べられており、右項目は実験結果そのものではなく、実験結果についていろいろな場合を想定して、実験の適正さ等を検討した箇所である。そして、実験結果については、九ページ右段三行目から七行目に「after recommencement to 0.11 (table 4)」とあるように、歯の清掃開始後に歯肉の炎症は約一週間で変化すると報告されている。

このように、右論文の全体を包括して読めば、歯の清掃開始後一週間くらいで「改善傾向がみられた」という趣旨の報告であることが分かる。したがって、原告が右論文のごく一部で、しかも実験の結論部分ではない箇所を引用して、右論文が「歯肉炎が二、三日で改善した」旨の報告であると解するのは論文の読み方として当を得ていない。

## 二 甲第一七号証について

私は、証人尋問において、暫間被覆冠とは保険用語でいうTEKのことで、歯周病の治療用のものではなく、審美性を重視したものであると証言した。

これについて原告は甲第一七号証の「テンポラリークラウンを使用する目的は、形成を終わった歯と歯肉の治癒を促進することにある」との記述から、暫間被覆冠が歯周病を治療するための装置であると主張しているようである。

しかし、そもそも保険用語でいうTEKと右論文でシュルーガーのいうテンポラリークラウンとは意味が異なる。原告の引用本は昭和五六年の出版で、テンポラリークラウンという用語が用いられており、これが暫間被覆冠と和訳されているが、同じ論文の最新版である平成二年版をみると、テンポラリークラウンではなく、「Temporary Coverage」という用語が用いられている。

また、原告引用本のテンポラリークラウンにしても、シュルーガーはこれが歯周病の治療を促進するためのものであるとはしていない。シュルーガーは、テンポラリークラウンがクラウン形成や印象採得の際に形成歯や隣在歯を保護するために用いられるものであることを前提に、そのつくり方によっては歯周組織を損傷するおそれがあるので注意せよと述べているのである。このことは、甲第一七号証の603

ページの左段に「期間が短い場合（一週間以内）には、テンポラリークラウンを不注意につくるよりも、形成歯、あるいは隣在歯も含めて歯周包帯で保護する方がはるかによい結果が得られる」とあることから明らかである。

### 三 全体について

原告は私の証言の言葉尻をとらえて枝葉末節を問題とされているが、歯周炎は感染症であり、その治療には長期間を要するのであるから、このこととの関係で歯周治療用装置をいつ付けるのが相当で、また、そのことが保険診療上どのようにルール化されているかといった歯周治療の原点に立ち返った議論をすべきである。

平成一二年五月二三日

鴨井久一

平成八年（ワ）第一〇号

原告 外川 正

被告 国

平成一二年五月二四日

右被告指定代理人

近藤裕之

渡邊敬治

菅 弘美

多田英臣

苅宿日登志

右被告訴訟代理人

川本 務

盛岡地方裁判所 御中

証拠説明書

証拠番号：乙二五号証

証拠の標目：歯科医学大辞典〔縮刷版〕（抜粋）

作成者：歯科医学大辞典編集委員会

立証趣旨：「歯周補綴」の項目により、歯周治療用義歯及び歯周治療用暫間冠が学術的に使用されている用語で、歯周初期治療の中で用いられることを示す。

また、最終治療での歯冠修復、欠損補綴の着手時点は印象採得ではないこと、最終治療には歯冠修復、欠損補綴に伴う歯冠形成等が含まれることを示す。

証拠番号：乙二六号証

証拠の標目：全科実例による社会保険歯科診療〔平成四年四月版〕（抜粋）

作成者： 保険歯科医療研究会

立証趣旨： 症例一〇〇の症例解説にあるようにメタルコアが、ブリッジやF C K等の歯冠修復と一連で行われることを示す。

証拠番号： 乙二七号証

証拠の標目： 陳述書

作成者： 鴨井久一

立証趣旨： 作成者の証言に関して提出された甲一五号ないし一七号証に対する陳述書である。

原告の批判が失当であることを示す。

#### 本人調書

（この調書は、第18回口頭弁論調書と一体となるものである。）

事件の表示 平成8年（ワ）第10号

期日 平成12年5月26日午後1時30分

氏名 外川 正

年齢 昭和22年1月15日生

住所 盛岡市山岸一丁目二番四六号

宣誓その他の状況 裁判長は、宣誓の趣旨を説明し、本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳述の要領

速記録のとおり

以上

#### 宣誓書

良心に従ってほんとうのことを申します。

知っていることをかくしたり、無いことを申したりなど決して致しません。

右のとおり誓います。

原告本人 外川 正 印

平成一二年五月二六日

速記録

事件番号 平成八年（ワ）第一〇号 原告本人氏名 外川 正

これはあなたの陳述書ですね。

はい、そうです。

あなたがお書きになって署名押印したということですね。



はい、そうです。そのとおりです。

この内容について訂正するところがございますか。

一箇所あります。

二七ページを見てください。その四行目の真ん中辺りに、平成六年一二月一九とありますが、これが、日が入るんですね。

はい、そうです。

それ以外に訂正するところありますか。

ないです。

作成日付が書かれてないんですが、これを作成した日はいつになりますか。

二〇〇〇年五月一八日、先週の木曜日です。

この陳述書に書かれていることは、事実をそのまま書いてあると、先ほど訂正した部分を除けば訂正するところはないと、こう聞いてよろしいですね。

はい、そのとおりです。

本件では、A子患者さんという方と、それからB子患者さんという、この二人の方に対して先生が行った歯周治療用装置ないし暫間被覆冠という装置について、診療報酬が認められるべきかどうなのか、言い換えれば、保険点数が算定されるべきかどうか争われている事件と、こういうことですね。

はい、そうです。

あなたがこのお二人に対して行った治療の経過や経緯については、昨年一月三〇日に行われた第一五回の口頭弁論で証言していらっしゃいますが、そのとおりですね。

はい、そのとおりです。

その口頭弁論の際のあなたがお答えになってる中で、補充ないしは訂正しておくべきところがありますでしょうか。

特にありません。

じゃ、私のほうから伺っていきますが、何箇所か訂正する箇所ございせんか。

訂正する箇所はあります。

一五回口頭弁論原告本人速記録を示す一二丁裏を見てください。その三行目から始まる質問のところなんですが、重複しても結構ですから、九月六日のセットの目的はという質問で、あなたほそれに対して答えをしますね。

はい。

これ、質問の九月六日、これは間違いですね。

そうです。

これは六月六日という質問としてあなたはお答えになってると、それでよろしいんですね。

はい。

それから、誤字脱字のようなものをちょっと訂正だけします。一五丁表を見てください。その終わりから三行目、下のほうに、右下八番のクランとありますが、これは。クラウンを作り直しますと。

(うなずく)

それから、一九丁表を見てください。四行目のところに、質問で、どういう方法で確認したんですかという質問があって、これに答えられて、やはり、歯周探針を用いまして、板面を擦過したり、補綴冠の中をなぞったりしてと、こう答えていらっしゃる。これは、訂正しなきゃいけないところがありますか。

ええ、あります。

どこですか。

補綴冠でなくて、ここは盲嚢、いわゆるポケットといいますけど。

補綴冠の中をなぞったりしてではなくて、盲嚢、ポケット。

はい。

言わば歯茎のことと聞いていいですか。

はい、そうです。

盲嚢、ポケットの中をなぞったりしてと、こう直さなきゃいけないということですね。

はい、そうです。

それから、二二丁表を見てください。最初の質問に答えられて、医学的には全くうんぬんという答えをしているところの三行目のところ、例えばで始まる場所がありますね。

はい。

例えば、軟化ゴジスとかって書いてますが、これは。軟化象牙質が、です。軟化象牙質がと、こう直せばいいですか。そうですね。次の、マーチンになってますね、これは。マージンです。マージン、こう直せばいいですか。

はい。

次のページも同じですね、マーチンというのをマージン、そう直せばいいですか。そうですね。

それから次の行、自分としては歯周疾患として思いたくないと、こう答えてますね。

はい。

ここも直す必要がありますか。

ええ。

歯周治療用装置として思いたくないというふうに。

歯周疾患とここではあなたは答えになってるけれども、ここは歯周治療用ことですね。

はい、そうですね。

それから、二三丁裏を見てください。ここもあなたのお答えとは違うんだけど、真ん中のところに、質問のところで、その隣の欄に初期ということとありますが、これは、初期治療のというふうな質問が正確だということによろしいですか。

そうですね。

大体前回の証言の中で訂正する場所としては、今お読みになっていただいたところでいいですか。

はい、よろしいです。

今訂正したところを除いて、第一五回の弁論で治療の経過や経緯についてお述べになったこと、これはもうこのとおり間違いないと、こう聞いてよろしいですね。

はい、よろしいです。

ところで、本件で問題となっている保険点数は、いわゆる算定告示といわれるものに基づいて算定されるということになっておりますね。

はい。

乙九号証を示す

厚生法規総覧の中の二枚目のところに、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(点数表)ということがあって、これが平成六年三月一六日厚生省告示として出されてる。

はい。

これがいわゆる算定告示といわれるものですね。

はい、そうです。

本件で問題となってる当時の保険点数の算定は、この告示に基づいて点数が付けられていたと、こう伺ってよろしいですか。

はい、そのとおりです。

本件で問題となってる歯周治療用装置についてですが、四六七ページを見てください。そこにI018、歯周治療用装置とありますね。

はい、あります。

ここに記載してあるとおり、被覆冠については五〇点、床義歯については七五〇点算定されますよと、こういうことですね。

はい、そうです。

ただ、注のところにありますように、治療計画書に基づく場合にのみ算定するんだと、こういうことになってたんですね。

はい。

また、今お示したこの算定告示を実際に運用する場合に、この算定告示の実施上の留意事項についての通知というものもございましたね。乙第一一号証を示す保険発第25号と書かれた通知ですが、これがその先ほど言った通知ですね。

はい、そうです。

この二〇六ページを見てください。4、歯周治療用装置とありますね。

はい。

先ほどの算定告示を実施する上での留意点、注意事項が書かれてるわけで、ね。

はい。

ここに、「歯周治療用装置とは、治療計画書に基づき、最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間、残存歯の保護と咬合の回復のために行う被覆冠又は床義歯をいう。」と、こう書かれてありますね。

はい。

先ほどの算定告示並びに、今示したこの乙一一号証を二五号通知と呼んでいきます

が、この二五号通知によれば、歯周治療用装置として保険点数が算定されるためには、三つの要件が必要だということになってますね。

はい、そうです。

一つは治療計画書に基づくこと。

はい。

二つ目は、最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間に装着されること。

はい。

三つ目が、その装着の目的が、残存歯の保護と咬合の回復のために行われることと。

はい。

この三つの要件を満たす場合に、歯周治療用装置として、先ほどの告示で扱われていた点数が認められることになると、こういうことですね。

はい、そうです。

この三つの要件についてこれから一つずつ伺っていきますが、まず一つ目の治療計画書に基づくことという要件に関して今から伺っていきます。あなたは、A子患者さん、B子患者さん、お二人について、治療計画書を作成しておりますか。作成しております。

甲第六号証を示す

まず、A子患者さんの関係ですが、甲第六号証の三枚目、下のほうに治療計画書というのがございますね。

はい。

これが、あなたがA子患者さんに関して作成された治療計画書ということになりますね。

はい、そのとおりです。

この治療計画書を作成した日、これはいつになりますか。

十一月二〇日、平成五年ですね。

平成五年十一月二〇日、甲六号証の六枚目の十一月二〇日ですか。

はい、そうです。

の、どこを見れば分かりますか。

精密検査をやってますので、それに基づいて治療計画書を作ります。

で、十一月二〇日に作成したものということですか。

はい。

この治療計画書の記載から、どのような治療計画を立てたのかを、前にも答えてますから簡単でいいです、簡単に教えてください。

歯槽膿漏に対する治療は除石を行います。それから、前歯の根の治療が必要ということ。あと、奥歯のほうは何本か抜歯、あるいは根の治療をして冠をかぶせるということが計画書の中に盛り込まれております。

ここに除石とあって、それからRCTという記載もございますね。

はい。

簡単に言うと、RCTというのは何ですか。

根管治療です。

一応ここに書かれている除石と根管治療をまずやるよという計画がここで示されている。

はい。

更には、麻抜(まばつ)と読むんですか。

はい。

どういう意味ですか。

これは神経を取るということです。

そういうことも書かれていますね。

はい。

除石という治療計画に基づいて、その後、どのような治療が予定されてるかについては、陳述書であなたは述べていらっしゃるんですね。

はい。

第二〇号証を示す

三三ページのところに、除石に伴って行われることが予定されているものとして記載されていますね。

はい。

ここに書かれてるような、歯周組織検査から始まって、歯ブラシ指導、歯垢や歯石等の除去などの、ここに書かれている治療内容が予定されているんだと、そうなりますか。

はい、そうです。

それから同じように、RCTという根管治療という記載から、その後、予定されている治療の中身、内容としては、同じ甲第二〇号証の三四ページの最初のところから、古い冠の除去のところから始まって、ずっと結構長いですが、メンテナンスまで記載がしてありますね。

(うなずく)

これらの治療が予定されているんだと、こういうことになりましょうか。

はい、そのとおりです。

甲七号証を示す

三枚目を見てください。B子患者さんの場合ですが、ここに治療計画書というところがございますね。

はい。

これが記載されたのはいつか、先ほどと同じようにお答えいただけますか。

一二月一九日です。

平成六年一二月一九日、甲七号証の六枚目ですね。

(うなずく)

このどこから分かりますか。

六枚目の最初に精密検査と書いてあります。そこで分かります。

精密検査をして、治療計画を立てたと。それが一二月一九日のことであるということですか。

はい。

もう一度三枚目に戻りますが、ここにも除石、それからCrですか。Crです。それから下のほうにBrCrですか。これはPer(ペルー)、病名なんですけど、根管の中が……。

じゃ、一つずつ聞きましょう。除石は先ほどと同じですね。

はい、そうです。

Crというのは。

冠をかぶせるという意味ですね。

右下のほうに、これ読めないんだけど、何と書いてあるのかな。

Perって、感染根管という状態を示しています。

これは。これは、やはり同じですね。それから、左の下のほうに、何と言いましょか、5, 6, 7の歯のところに矢印を結んだようなものがありますね、これはどういう意味ですか。

これはブリッジを意味します。

ブリッジを着けるということですか。

はい、そうです。

ブリッジの装着が予定されてると。

はい。

そうすると、除石と冠、クラウンを着けることと、ブリッジの装着が、これで予定されていることが分かると、こういうことですか。

そうです。

除石という記載から、その後、行われたろう治療の内容としては、先ほどの陳述書でもお述べになっているとおりでですね。

はい。

ブリッジの装着の関係ではどうですか。

第二〇号証を示す

三五ページのところで、ブリッジの装着に伴って行われるものとして、その後の治療の手順が書かれていますね。

はい。

こういう治療が行われることが予定されているということによろしいですか。

はい、よろしいです。

いずれにしても、B子患者さんにせよ、それからA子患者さんにしても、除石だとかブリッジの装着、あるいは根管治療ということから、その治療の流れの中で歯周治療用装置が装着されることは予定されてるんだと、こういうことなんですね。

はい、そうです。

今示した甲六号証にせよ甲七号証にせよ、治療計画書の中の記載としては、歯周治療用装置という記載、それ自体は存在していませんね。

はい、そのとおりです。

あなたは、本件に至るまでの間にも同じ書式の治療計画書を使ってきてましたか。

はい、全く同じように作ってきました。

治療計画の記載の仕方としては、やはり同じように除石だとかRCTだとかクラウンだとかブリッジ装着だとか、そういう記号で記載してあったということですか。

はい、そうです。

そういう治療計画書の記載に基づいて歯周治療用装置を装着をしたというケース、事例、これもかなりありますか。

たくさんあります。

それらについては保険請求をしていますか。

請求してます。

本件に至るまでの間、その保険請求に対して、減点査定、請求を認めないという決定がされたことがありますか。

一度もありません。

歯周治療用装置ばかりではなくて、治療計画書に基づかないと保険点数が認められない治療行為というのはほかにもございますね。

はい。

どういうのがありますか。

適応検査、精密検査など、いろいろあります。

あなたはこれまで、それらの歯周治療用装置以外で、治療計画書に基づく場合でなければ算定されない治療を行ってきたということは当然ありますね。

はい。

そして保険点数の請求もしてきましたね。

はい。

保険点数の請求が認められなかったことがこれまでありますか。

ありません。

一度もないですか。

はい、一度もないです。

そうすると、治療計画書に基づく場合に算定されるとされている治療の中で請求をして保険点数が認められなかったのは本件が初めてであると、こう聞いてよろしいですか。

はい、そのとおりです。

先ほど示した甲六号証、七号証の三枚目にある治療計画書、あの書式はどこが作成したのですか。

岩手県保険医協会が作成しました。

保険医協会というのはどういう組織ですか。

主に開業医が、組織でその生活を守ったりとか、あるいはお互いに助け合ったりとか、そういうような組織です。

開業医の方々、もう少し正確に言うと保険医の方々が相互に扶助し合ったり協力し

合ったり、あるいはいろんな議論をしたりと、そういう集まりだと、こう聞いていいですか。

そのとおりです。

保険医の指定を受けてる方々の集まりですね。

そうですね。

すると、開業医の方々のほとんどすべてが加入されている組織と、こう聞いていいですか。

いえ、約半分ぐらいと言っていいと思います。

開業医の半数ぐらいが参加している組織ね。

はい。

そうしますと、保険医協会に加入されている方の中で、保険医協会が作成した治療計画書等の書式を使っている方、この方々はたくさんいるわけですね。

正確には分かりませんが、いると思います。

その保険医協会が作成した治療計画書の書式について、基金などから何かクレームが出たとか、書式として不十分だとか、そういうことがあったということは聞いたことがありますか。

聞いたことはありません。

甲第一二号証を示す

この中ほどに治療計画書という記載例がございますね。

はい。

そもそもこの書式はどこが作成したのですか。

これは岩手県歯科医師会が作りました。

岩手県歯科医師会作成の治療計画書の書式。

はい、そうです。

まあ、そればかりじゃないですけどもね。

(うなづく)

これはどのような記載をすることになるんですか、この治療計画書の記載の仕方としては。

この枠があるところに、・から・の数字を書き込むようになっております。

横に線が一本あって、縦に二本線がありますね。

はい。

全部で六つのブロックに分かれていますね。

はい。

この六つのブロックは、言わば、上と下の歯を六つにブロックに分けたと、こういうことでよろしいですか。

そうです。

それぞれのところに、下に・から・まで治療のことが書かれていますけども、それを書き入れていくということですか。

はい、そうです。



そうすると、岩手歯科医師会が作成したこの書式では、この六つのブロックのところに・から・の記号をただ書き入れていただけ、そういうふうになるのでしょうか。そうです。

岩手の歯科医師さんの場合、相当の数の方々が、保険医協会の治療計画書の書式か、あるいは岩手歯科医師会作成の書式か、どちらかを使っていると、こう聞いてよろしいでしょうか。

はい、よろしいです。

保険医協会が作成している治療計画書の書式にせよ、岩手歯科医師会が作成している治療計画書の書式にせよ、歯周治療用装置の装着が予定されてる場合でも、それを書き入れるというような形にはなっていないと、こう聞いていいのでしょうか。

はい、そのとおりです。

甲第一四号証を示す

その二枚目を見てください。治療計画書の記載例がありますね。

はい。

この治療計画書の中に、歯周治療用装置の装着という記載はありますか。

ありません。

歯周治療用装置を装着する旨の記載はこの治療計画書の中にはない、書かれていない。

書かれてないです。

そういうことですね。

はい。

一番最後のページ、二一三ページと書かれてるところですが、診療報酬明細書と書いてありますね。

はい。

先ほどの事例についての診療報酬の明細書の記載ですね。

はい。

この中ほどに、被覆冠50x2として、一〇〇点という計算がされてますね。

はい。

この被覆冠というのは何ですか。歯周治療用装置。歯周治療用装置ですね。

はい。

五〇点を二つということですね。

はい。

すると、先ほどの治療計画書の事例では、歯周治療用装置を二つ施したということで保険の請求がされていると、こういうことになりますね。

はい、そうです。

もう一度二枚目の治療計画書に戻りますが、先ほど伺いましたが、この治療計画書自体の中には歯周治療用装置という記載はないんだと、こういうことでしたね。

はい、そうです。

では、この治療計画書の記載の中で、歯周治療用装置の装着が予定されてると、あ

るいはその治療計画書に書かれてる記載から、将来、この治療は、続けるとすれば当然歯周治療用装置の装着が予定されていると考えられるという記載がありますか。

あります。

どの記載になりますか。

向かって右の下にCr, Crとありますけれども、この部分と、それから向かって左の上のほうに、Bridge再とあります。この部分が、将来、歯周治療用装置が必要される場所です。

Cr、クラウンというのはさっきお述べになってましたが、冠を装着するということですか。

はい。

で、その治療に至る過程の中で歯周治療用装置の装着が予定されてると。

はい。Bridge再というのは何ですか。

ブリッジを再制作するという意味だと思います。

すると、ブリッジを外して、再びブリッジを装着する。

はい。

先生が治療していたブリッジの装着と同じですか。

そうですね。

この記載からも歯周治療用装置の装着が予定されてると考えられると、読み取れるということですね。

はい。

次に、歯周治療用装置について保険点数が認められる要件の二つ目、最終的な治療として歯冠修復、欠損補綴を行うまでの間に行われることという、この要件に関して伺っていきますが、この要件は、最終的な治療としての歯冠修復ないし欠損補綴に着手するまでの間に行われた歯周治療用装置についてだけ保険点数を認めますよと、こういうことですね。

はい、そうです。

被告のほうでは、歯周治療用装置というのは歯周初期治療の段階で装着されるべきなんだと、こういう主張をしていらっしゃるんですね。

はい。

先ほど示しました保険点数の算定告示ですとか二五号通知に、被告がというような、歯周治療の初期治療の段階で装着された場合だけ歯周治療用装置としての保険点数を認めますよという規定は置かれていますか。

そのような規定はありません。

治療の実際においてはどうですか。

実際においても、そのようなことはありません。

残存歯の保護だとか咬合の回復だとか、あるいは歯周治療を促進するという目的で必要な場合には、必要な段階で歯周治療用装置を装着するんだと、こういうことになるんでしょうか。

はい、そのとおりです。

乙第一八号証を示す

これは被告のほうから提出された歯周治療の流れのものですが、この一番右側の下のところに歯周治療用装置とありますね。

はい。

これが行われる段階については、一番最初の段階から一番最後の段階まで矢印が付いていますね。

はい、付いています。

これを見る限りは、歯周治療用装置というのは、歯周初期治療の段階だけで行われるということにはなってませんね。

はい、そのとおりです。

あらゆる段階で歯周治療用装置の装着が認められていると、こういうことですね。

はい。

乙第一九号証を示す

これも同じですね。

はい、そうです。

これを見ても、全く同じことが言えますね。

はい。

つまり、今示した乙一八、九号証からしても、歯周治療用装置は必要に応じて装着されるものであって、歯周治療の初期治療の段階でのみ装着されるものとはされていないということですね。

はい。

ところで、本件が問題となったときからもう大分時間がたっているわけですが、この間に歯周治療用装置についての保険点数を認める規定が変わりましたね。

変わりました。

算定告示が変わりましたね。

はい。

現在は、どういう場合に歯周治療用装置の保険点数が認められることになってますか。

歯周外科を行った場合に算定できるというふうになりました。

つまり、以前とは大幅に、歯周治療用装置が認められる場面というのが減らされて、歯周外科治療の段階で装着された歯周治療用装置についてだけ歯周治療用装置の保険点数が認められるようになったと、こういうことですね。

そのとおりです。

それ以前、歯周外科治療以前のこと、歯周初期治療も含みますけれども、その段階で装着されたものについては保険点数が認められないと、こういうことですね。

そのとおりです。

その事実は何を意味していますか。

歯周治療用装置は歯周初期治療の段階でしか装着しないというものではないと、あ

らゆる場面で装着することができるということです。それと、やはりそうであるけれども、歯周外科処置以後だけ算定できるというふうに変わったというふうに思います。

乙第一八号証を示す

歯周治療の流れの中で、本件が問題になったときは歯周治療用装置の装着に保険点数が認められるのは、最終治療の段階になるまでという、かなり広い範囲で認められてたわけですね。

はい。

で、実際の治療の流れからいっても、歯周治療用装置を装着する場面というのは、治療の初期の段階から終わりの段階まで使う場合があるんだということがこの乙一八号証から分かりますね。

はい、そうです。

今回告示が変更になったのは、この流れの中の真ん中より下のほうに、歯周外科治療という段階がございますね。

はい。

この段階で使われた歯周治療用装置、これだけが保険点数が認められるようになったと。

そうです。

かなり減縮されたということですね。

そうですね。

このことからいっても、歯周治療用装置の装着というのは何も初期治療の段階に限るものではないということが分かりますね。

はい。

ところで、歯冠修復とか欠損補綴というのは、どういう治療行為をいうんですか。まず、歯冠修復というのはどういう処置をいいますか。

歯冠修復というのは、歯に冠をかぶせるようにして、その歯の機能を回復することです。

欠損補綴というのは。

欠損補綴というのは、歯がない部分を補綴物で補ってあげて、そしてその歯のない部分の機能を回復することです。

算定告示ですとか二五号通知によりますと、そうした歯冠修復や欠損補綴に着手される以前に装着された歯周治療用装置についてのみ保険点数が認められるということになっていたんですね。

はい。

当時はね。

そうです。

歯冠修復に着手される前に、メタルコアの装着が行われることになりますか。

はい。

メタルコアとは何ですか。

メタルコアというのは、歯冠修復をするときに、歯の実質欠損が非常に大きい場合、それをかぶせるための土台のことをいいます。

先ほど、歯の実質欠損が激しい場合とおっしゃいましたが、歯を治療して行って、実際の歯の、簡単に言えば、歯の残りが少なくて、その上に冠をかぶせただけでは安定しないというような場合に、その冠をきちんと装着するための文台、支える台として装着されるもの、これがメタルコアと、こう聞いていいですか。

はい、そのとおりです。

その文台として作られるメタルコアというのは、その上に装着される歯冠修復物とは全く別のものですか。

全く別なものです。

保険点数の上で、メタルコアの点数と歯冠修復物の点数とは、これは全く別に定められていますか。

別に定められてます。

(以上渡部恵子)

乙第九号証を示す

四八〇ページを示します。左上のほうにM〇〇2とあって、そこに、支台築造と、こう書いてますね。

はい。

メタルコア一三〇点と。

はい。

注として、窩洞形成、印象採得、装着等の費用を含むものとする、と、こう書いてますね。

はい。

メタルコアの関係では、窩洞形成というのは、いわば穴を空けることですか。

そうですね。

そう考えでいいですか。

はい。

その次に印象を採得して、そしてメタルコアを装着する、そういう流れになる。

はい。

それすべてを含めて一三〇点ですよということですか。

そのとおりです。

メタルコアに関しては、ですから、Mの〇〇2のところで、窩洞形成から装着までの、印象採得を含んでね、までの保険点数が定められていると、こう聞いてよろしいですね。

はい。

その次に行われる歯冠修復の関係で、Mの〇〇3というところに印象採得とありますね。

はい。

この印象採得というのは、くどいようですが、メタルコアの印象採得とは当然違い

ますね。

違います。

これは何の印象採得です。

歯冠修復、あるいは欠損補綴のための印象採得です。

先程も聞きましたが、メタルコアの印象採得というのは、Mの〇〇2、ここに含まれるんですね。

はい、そうです。

Mの〇〇3の印象採得というのは、歯冠修復並びに欠損補綴のための印象採得であると、こういうことになりますね。

はい、そうです。

別な言い方をすれば、歯冠修復物の印象採得、あるいは欠損補綴物の印象採得を行ったときに、この点数が認められると。

はい、そうです。

右のほうに今度はMの〇〇5とあって、装着とありますね。

はい。

ここにも歯冠修復と欠損補綴と書いてますね。

はい。

歯冠修復物を装着した場合、欠損補綴物を装着した場合に、ここに書かれている保険点数が算定されると、こういうことですね。

そうです。

保険点数上、メタルコアの保険点数と、歯冠修復や欠損補綴の段階になって、印象採得から装着までの保険点数、これは全く別の点数が算定している、ということになりますね。

そうです。

そうしますと、保険点数上、保険点数の算定上、メタルコアを印象採得し装着する段階と、歯冠修復物や欠損補綴物の印象採得から装着までの段階とは、明確に区別されているということになりますね。

そのとおりです。

あなたのお書きになった甲二〇号証の陳述書の一七ページ以下のところで、歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間という、二五号通知の定めている歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間という言葉の解釈について、あなたが述べていらっしゃる箇所がありますね。

はい。

この点に関して伺っていきませんが、あなたは、この中で、一八ページのところで、最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間とは、最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴のための印象採得実施時点まで、こう考えるべきなんだと、こう述べていらっしゃるんですね。

はい。

言い換えれば、最終的な治療の着手時点ですね、最終的な治療としての歯冠修復や

欠損補綴の着手時点というのは、それらの歯冠修復物や欠損補綴物の印象採得が行われたときまで、こういう意味に考えなきゃいけないのだと、こういうことですね。  
はい。

甲第一八号証を示す

これは、算定告示と、その二五号通知を一緒にした、歯科点数表の解釈ですね。  
はい。

この三四ページと書かれているところを見ますと、Mの〇〇〇として、補綴時診断料七〇点とありますね。

はい。

これが算定告示になりますね。

はい。

算定告示は、補綴時診断料として七〇点が認められている、よろしいですね。

はい。

この解釈に関する、平成六年三月一六日付けの保険発二五号という、いわゆる二五号通知では、この補綴時診断料をいつ算定するかという規定が置かれていますね。

はい。

どう規定されていますか。

補綴時診断料は、新たな欠損補綴及び床裏装を行う場合に、着手時点において一回限り算定できるものと規定されております。

つまり、補綴時診断料が算定される時点というのは、その欠損補綴等に着手した時点、欠損補綴の着手時点で補綴時診断料の算定が認められますと、こういうことですね。

はい。

甲第一九号証を示す

これは日本歯科医師会雑誌からの抜粋ですが、左下のほうに東京都とあって、(1)として質問が寄せられてて、補綴時診断料は着手時点となっているが、印象採得を行った場合、最終時点で補綴時診断料を算定するのか、こういう質問が出されてますね。

はい。

右にそれに対する回答が行われてますが、最初の印象採得時に、補綴時診断料を算定して差し支えない、これは東京都の見解なんですね。

これは東京都ではなくて厚生省。

厚生省の見解ですか。

はい。

最初の印象採得時、つまり補綴時診断料は着手時点に算定することになってるけれども、その時点というのは、最初に印象採得をした時点でいいんだよと、そういうことですね。

はい、そうです。

つまり、補綴物の印象採得を行ったときに補綴時診断料を請求していいんですと、

こういう趣旨ですね。

はい。

もう一回言いますと、補綴時診断料の算定というのは、補綴物の着手時点で算定できるよ、こうされていて、補綴物の印象採得がなされた場合には、その時点で補綴時診断料を請求していいんだと、こういうことですから、言い換えれば、補綴物の印象採得が行われたときに補綴の着手時点だと、だから、その時点で補綴時診断料を請求していいんですよ、こういうことになりますね。

はい、そうです。

先生としては、補綴物についてはそういうことになってるんであるから、歯冠修復物についても、歯冠修復物の印象採得の時点が歯冠修復の着手時点と考えるべきであると、こういうことなんですね。

はい、そのとおりです。

先生が現実に行った治療をちょっと確認しますが、  
甲第六号証を示す

A子患者さんについてですけれども、甲六号証の一番最後のページを示します、この上のほうは、一番最後から二枚目のまずページの下を見てもらうと、六月六日になってますけれども、平成七年六月六日ですから、一番最後のページの記載も六月六日の記載ですね。

はい、そうです。

これの中ほどよりちょっと上のところに、左側に2、1、1という歯の番号が書いてあって、そこに、歯周治療用装置と、五〇×三という記載がありますね。

はい。

この歯周治療用装置が、本件で争われている、問題となっている歯周治療用装置ですね。

そうです。

その下、六月二二日の欄を見てください。ここに、失PZ硬質レジン前装冠、Cーインプレッション、imPと書いてますね。これはどういう意味ですか。

これは、失PZは、硬質レジン前装冠ための準備を、プレパレーションをして、形を整えたということです。CのimP、Cーインプレッションというのは。

印象をしたという意味です。

ということは、硬質レジン前装冠を装着するための準備として、削るとかの行為をしたという上で、硬質レジン前装冠の印象を採得したということですか。

はい、そうです。

そうしますと、この硬質レジン前装冠は、次の六月二三日のところでセットと書いてますね、ここで装着されているんですね。

そのとおりです。

硬質レジン前装冠というのが、先程来あなたがお話になっている歯冠修復物と、こう聞いていいですか。

はい、そのとおりです。



歯冠修復のための冠、それが硬質レジン前装冠と。

はい。

もう一度確認しますが、先生は、六月六日に歯周治療用装置の装着をし、最終的な歯冠修復物である硬質レジン前装冠の印象を採得したのが六月一三日、そして六月二三目になって、硬質レジン前装冠を装着したと、こういう流れなんですね。

そうです。

先程の先生のお考え、見解からすれば、本件の歯周治療用装置は歯冠修復物で、硬質レジン前装冠を装着する一週間前に装着されているのだと、こういうことになりますね。

そのとおりです。

甲第七号証を示す

今度はB子患者さんの関係ですが、甲七号証の終わりから三枚目を示しますと、その下のほうに平成七年七月一九日とありますね。

はい。

終わりから四枚目を示します。この下のほうに七月四日という欄がありますね。

はい。

ページをめくっていただいて、次のページの、終わりからでいうと三枚目のページに移りますが、ここは七月四日からの記載の続きですね。

そうです。

ですから、七月四日に行われた治療がここに書いてあるわけですが、その上から四段目のところに歯周治療用装置と書いてますね。

はい。

これが本件で問題とされている歯周治療用装置の一つということですね。

はい、そうです。

七月一二日の欄、ここにも歯周治療用装置と出てきますね。

はい。

これも本件で問題とされている歯周治療用装置であると。

そうです。

よろしいですか。

(うなずく)

ですから、本件の歯周治療用装置が装着されたのは、平成七年七月四日と七月一二日のことであると、こうなりますね。

そうです。

その下に七月一九日の欄があって、次のページ、七月一九日の記載がそのまま続くわけですが、次のページを見ますと、上から三行目のところに、ワンピースブリッジCーインプレッションと書いてますね。

はい。

これはどういう意味ですか。

これはブリッジの印象をしたという意味です。

ブリッジの印象を採得した。

はい。

ブリッジというのは何ですか。

欠損補綴で、歯がないところの両隣の歯に冠をかぶせてそれをもたせる、欠損部分の補助的な。

欠損歯、欠損してる部分がある場合に、両方の歯にブリッジをかけて欠損の部分を補うと、簡単にいえばこういうことですか。

そうですね。

ですから、ブリッジというは、これは欠損補綴物ですね。

そうです。

最終的な治療としての欠損補綴物ですね。

はい、そのとおりです。

この七月一九日の時点で、ワンピースブリッジCーインプレッションの印象の採得をしたと。

はい。

そうしますと、補綴物としてのブリッジの印象を採得した、そういうことになりま

すね。

そうです。

七月二八日の欄、ここを見ますと、二八日の上から五行目くらいのところに、ワン

ピースブリッジセットと書いてますね。はい。

七月二七日に、先程印象を採得したブリッジをここで装着した、こういうことですか。

そうです。

もう一度確認しますが、本件で問題となっている歯周治療用装置を装着したのが、一つは七月四日。

はい。

もう一つが七月一二日。

はい。

最終補綴物としてのブリッジの印象採得を行ったのが七月一九日。

はい。

そして、その最終補綴物であるブリッジをセットしたのが七月二八日、こうなりま

すね。

そうです。

先程のお読みになっていた先生の見解によると、そうしますと、ブリッジの印象採得が行われたのが七月一九日ですから、そして本件の歯周治療用装置の装着が七月四日と七月一二日ですから、ブリッジの印象採得が行われる一週間ないし二週間、一五日前に、本件歯周治療用装置の装着がされていたんだと、そういうことになり

ますね。

はい。

歯周治療用装置に保険点数が認められるための三つ目の要件が、咬合の回復を図り残存歯を保護するという、こういう目的で装着されることが必要とされてましたね。はい。

先生が、本件でA子患者さん、B子患者さんについて、歯周治療用装置を装着した目的については、陳述書で述べているとおりですね。

そのとおりです。

A子患者さんに関しては甲二〇号証の二三ページのところで、B子患者さんに関しては二六ページのところで、歯周治療用装置を装着した目的が書かれてますね。

はい。

そのとおりですね。

はい。

つまり、B子患者さんについても、A子患者さんについても、先生が歯周治療用装置を装着した理由、目的というのは、咬合の回復を図り、歯根膜の廃用性萎縮を防ぎ、残存歯を保護するためだと、間違いないですか。

はい、そうです。

更には、歯ブラシ効果だとか、マッサージ効果を高めるためであると、これも間違いないですか。

間違いないです。

本件では、歯周治療用装置なのか、暫間被覆冠なのかという言い方でも、問題が出されてましたね。

はい。

歯周治療用装置と暫間被覆冠というのは、どこが違うんですか。

両方とも、材質的にも、内容も、目的も、全く変わりません。

材質や形状においては何にも変わるところがない、よろしいですか。

はい、そのとおりです。

使用する目的にも異なるところはない、これでよろしいですか。

よろしいです。

両方全く同じものだと一応言えますね。

同じものです。

なぜ、二つの名前があるんですか。

それは、保険で新たに暫間被覆冠の一部が算定可能になって、それについての保険用語があてられたということだと思います。

そうしますと、暫間被覆冠についても、歯周治療用装置についても、材質、形状、目的、何にも変わりはないと、同じだと、だからどちらも暫間冠なんですね、いわばね。

そうです。

暫間被覆冠のうち、P・型として保険点数が認められる暫間被覆冠のことを歯周治療用装置と呼んでいるに過ぎない、こうなりますか。

そのとおりです。

歯周治療用装置というのは、歯科医学的な用語ではなくて、単なる保険点数算定上の用語に過ぎないと、こう伺ってよろしいですか。

そのとおりです。

あなたは、歯科医学に関する用語集ですとか、辞典だとかを見たことがありますね。

はい、あります。

今回調べてみましたね。

はい。

手に入るものすべて見てみましたか。

すべて見ました。

その中で、歯周治療用装置という項、目、あるいは用語は掲載されておりましたか。

掲載されておりました。

前回証言に立たれた鴨井先生は、本件では、先生が行った歯周治療用装置の装着から硬質レジン前装冠の装着までが一週間しかないんだと、従って、歯周治療の目的からいって疑問があるんだとおっしゃっていましたね。

この件について伺いますが、

甲第一七号証を示す

まず六〇二ページのところですが、右側の中程にテンポラリークラウンとあって、暫間被覆冠と書いてますね。

はい。

暫間被覆冠の説明がそこに出ていますね。

はい。

次のページ、六〇三ページ、左側の真ん中ややの上のところ見ますと、テンポラリークラウン、暫間被覆冠を使用する目的は、形成を終わった歯の保護と歯肉の治癒を目的とすることにある、こう書いてますね。

はい。

先程、先生は、暫間被覆冠と歯周治療用装置、目的でも差がないんだとおっしゃった。

はい。

いずれもいわば歯周治療の目的がある、こう聞いていいですね。

はい、そのとおりです。

甲一七号証で言っている、歯肉の治癒を促進することに暫間被覆冠の目的があると、こう言ってますが、暫間被覆冠の使用目的の一つに歯肉の治癒ということがある、これは間違いないですね。

間違いないです。

歯周治療用装置もそのとおりですね。

はい、そのとおりです。

歯肉の治癒というのはどういうことでしょう。

歯肉に炎症とか歯周炎とか起こってるところに対して、暫間被覆冠をかぶせることによって、歯茎のマッサージ、あるいは、咬合の刺激とか、本来あるべき刺激とか、

そういうのが伝わって、治療の積極的な助けにすることです。

ですから、暫間被覆冠と呼ぼうと、歯周治療用装置と、先程の先生のお話だと、歯周治療用装置は暫間被覆冠の一部についての保険用語だと、こういうことですがけれども、いずれにしても歯周治療の目的で行われるんだと、そういうことになりますね。はい。

その点では区別がないと。

はい。

先程ちょっと言いましたが、前回、鴨井先生が、歯周治療用装置の装着から最終の修復物の着手まで一週間しかないじゃないかと、だから歯周治療用装置の目的は果たせないんだ、こう証言していた点に関してですね、甲一七号証の先程のところの後に続いて、特に、テンポラリークラウンの装着後、修復物装着までの期間、着手じゃないです、修復物装着までの期間が長い場合は、できるだけ正確に適合することが要求されるとして、その期間が短い場合、つまり、暫間被覆冠の装着後、修復物装着までの期間が短い場合ということですね。

ええ。

これは、一週間程度の場合には、テンポラリークラウンを作るよりも、歯周包帯で保護するほうがはるかにいいんだという指摘がありますね。

はい。

ここで言っているのは、歯周治療用装置を装着した後、修復物の装着までの間が一週間程度というような場合は、あえて、歯周治療用装置を装着するんじゃなくて、歯周包帯で保護するほうがいいよという指摘ですね。

そうです。

逆に言えば、歯周治療用装置の装着から修復物の装着までの間が一週間以上で、そういう場合には、歯周治療用装置を装着するのは当然であるんだよという前提ですね。

そうです。

先生がA子患者さんとB子患者さんに行った、歯周治療用装置の装着と、修復物、ないしは歯冠修復物、ないしは補綴物の装着の期間がどれだけであったか、もう一度ちょっと確認だけしますが、先生が、先程示しましたから今言いますが、平成七年六月六日の歯周治療用装置を装着した。

はい。

そして、A子患者さんについては、硬質レジン前装冠の装着が六月二三日ですね。

はい、そうです。

二週間、一七日間もありますね。

はい。

それからB子患者さんについても、歯周治療用装置の装着が七月四日と七月二日ですね。

はい。

ワンピースブリッジの装着が七月二八ですね。

はい。

ですから、最終的な補綴物の装着をした七月二八日というのは、最初の歯周治療用装置を装着した七月四日から見ると二四日後、二度目の歯周治療用装置を装着した七月一二日からいうと一六日も後の話のことだと、こうなりますね。

そうです。

甲一七号証の指摘からいっても、鴨井先生が、前回、歯周治療用装置の装着から修復物の着手まで一週間しかないのに、歯周治療用装置を使うのはおかしいという証言、これは誤りだと言えますね。

そのとおりです。

また、鴨井先生は、前回、歯周治療用装置を一週間しか装着していないのは、その目的から見てもおかしいんだということも言っているらしいですね。

はい。

それから、鴨井先生の陳述書、乙二四号証ですが、この陳述書の中でも、歯周治療用装置は、一か月から数か月にわたっての、維持管理が要求されるんだという趣旨のことを述べていらっしやいますね。

はい。

そして、鴨井先生がそのように主張される根拠について私が前回質問したのに対して、鴨井先生は、デンマークの王立歯科大学がやったという研究事例を挙げられて、人口的に作った歯肉炎の改善に二、三週間もかかったのだと、だから、歯肉炎の改善のためには、一か月から数か月必要だという見解を述べられていましたね。

はい。

甲第一五号証、甲第一六号証を示す

甲一五号証、これが、鴨井先生が挙げられていたデンマークの王立大学の研究結果の論文ですね。

そうです。

そして、その主なる部分を訳したものの、その訳文が甲第一六号証ですね。

そうです。

これは、あなたの名前がここに最後のところに書かれてますが、訳したのは、あなた一人で訳したの。

いえ、私と翻訳士の大弓義孝さんと一緒に、助けを借りて訳しました。

翻訳士という資格をお持ちの方なんですか。

仕事が翻訳士。私の英語の論文の翻訳をしていただいたり、岩手医大とか岩手大学の先生方の翻訳、英語への翻訳を担当しております。

甲一六号証は、甲一五号の全文の訳ではないんですね。

そうですね、違います。

大事なところを訳したということになりましょうか。

はい。

甲一六号証の二ページの下から五行目のところに、結局、この実験は、細菌プラークの除去が歯肉炎を解消させるという臨床的経験を認証した、ちょっと難しい表現

になってますが、口腔衛生を再開した後二三日のうちに、すべての被験者は、実験を開始前より更に健康的な歯肉を持つに至ったと、こういう記載、こういう訳がありますね。

はい。

甲一五号証でその部分というのが、一番最後から二枚目のページといいましょうか、ページ数ではページ一四と書いてあるところ、パー一八六と書いてあるところですが、その左の下のFinallyで始まる文章ありますね。

はい。

その下から二行目のところに、Within a fewdaysで始まる場所がありますね。

はい。

ここの箇所が先程の訳文に対応する場所ですね。

そうです。

ここをちょっと訳してください。

「オーラル ファイジーンプロセデュア」、これは、口腔衛生、手段ですね。

再開された。

再開された後、二、三日以内に。

次のところからは。

すべての被験者は、実験を始めたときより健康的な状態に、臨床的に健康な状態の歯肉になったということですね。

次のParticipants、これは被験者ですね。

被験者ですね。

実験の対象となった人たちですね。

そうですね。

ですから、口腔衛生が再開されて二週間以内に、すべての、あらゆる被験者が、その歯肉が、実験開始をする前よりも、健康的に、明らかに臨床的により健康的なものになったんだということですね。

そうです。

ですから、これは、実験をした結果、その実験の対象となったすべての被験者がこうだったという記載ですよ。

そうです。

間違いありませんよ。

はい。

(以上三田和敏)

被告指定代理人(近藤)

甲第二〇号証の一三ページを示す

A子患者さんに対する治療について順番に伺っていきませんが、真ん中あたりに、平成五年一月六日、初診時において適応検査等所定の検査を実施した、というふうに記載ございますね。

はい。

甲第六号証の六枚目を示す

今の十一月六日の項目のところですが、適応検査と記載がございますね。

はい。

点数と右のほうにあって、七〇プラス五〇という記載がございますね。

はい。

甲第六号証の二枚目を示す下のほうに適応検査は十一月三日というふうに記載があって、十一月六日ではないんですけれども、これは六日と三日とどちらにされたわけですか。

これは六日が正確なんですけれども、三日にもプラークスコアを取ってるんですね。

そして多分、それ書き間違ったというよりも、追加したんだと思いますけど。

そうすると、適応検査自体は、このカルテの十一月六日の欄に記載があるんですが、この日に行われたということですか。プラークスコアも取ってるから、三日にも一部やっておられるということですか。

そうですね。

適応検査とお書きになるのであれば、プラークスコアを取るのも、六日に記載のある日におやりにならないといけないんじゃないんですか。

そのとおりです。

次に、A子患者さんの精密検査のことについて伺いますけれども、精密検査は、このカルテの十一月二〇日のところを見ますと、精密検査という記載がございますね。

はい。

この日に行っておられるということですか。

そうです。

乙第二一号証を示す

歯科点数表の解釈という別冊の本ですけど、これの一五九ページ、これに(精密検査)という項目がございますね、右下のほうに。

はい。

これは精密検査は初診から一月を経過した場合であってうんぬんと書いてあると。

はい。

これ精密検査一月後に行うというふうに書いてあるんですが、先生の場合は、そうすると六日が初診ですから、二〇日ですから、二週間ぐらいですか。

はい。

ここに書いてある要件からすると、その要件には合わないということになりますか。

そうです。

これは先生、P・型の治療されたというふうな御主張になってるわけですが、ここに書いてあるような初診から一月後というのは、その手順に沿っておやりにならなくてもよろしいでしょうか。

それは当初、P・型が始まった時点では一月というのが厳格に守られてたんですけども、あまりにもP・型をやる歯科医師が少ないということで、歯科医師会と厚生省のほうでお互いに話し合っ、このへんについては厳格に一月なくてもいいん



じゃないかという同意ができたそうです。それが歯科医師会を通じて私たちのほうに伝わってきまして、私たちはそれに従って緩められた、一か月の場合もあるし、二週間の場合もあるし、人によってはいろいろということです。

それは歯科医師会とどこおっしゃいました。

厚生省だと思います。

いつごろそういうような合意があったんですか。

それはちょっと正確には分からないですけど。

覚えておられない。

歯科医師会の講習会のときにそのように教わりました。

つまり、歯科点数表の解釈に書いてあるような運用を緩めるような運用が段々されるようになってきたというふうに伺ってよろしいんですか。

そうですね。

乙第二号証の一六ページを示す右側の下のほうに(10)という項目がございまして、精密検査を行う際のプラークスコアの数値は二〇パーセントが原則であると。

はい。

アというところを見ると、初回の数値の二分の一以下を示す場合とかには動機付け等が十分であると判断すればいいという記載がございますよね。

はい。

甲第六号証の六枚目を示す

平成五年一月三日の欄、プラークスコアは七六パーセントというふうに記載がございましたね。

はい。

そうすると、さっきの要件からすると、二分の一というと、三八パーセント以下になると精密検査を行っていいということになりますね。

はい。

甲第六号証の一月二〇日の欄を見ると、一番下ですが、これ四四パーセントとプラークスコアの記載が二本線で消されて、三六というふうに訂正してございますね。

はい。

同じ甲第六号証の二枚目、下の欄も四四という記載が消されておりますね。

甲第六号証の三枚目の一番上もプラークスコアが四四から三六というふうになってますが、こういうふうに当初四四というふうにお書きになったの先生のほうで三六に訂正されたわけですか。

そうです。

どういうことからそういう訂正になったんでしょうか。

これは計画書を立てた時点で、立てるというか、抜歯をする予定の歯も含めて計算したもんですから、それで四四パーセントになったんですけど、抜歯をする歯を除くと三六パーセントで、それで訂正になりました。

甲第六号証の三枚目ですが、歯数、歯の数も二五から二二に訂正になってますね。そうです。

抜歯予定の歯というのは何番と何番と何番ですか。

抜歯予定は、右下の七番、八番ですね。それから左下の七番、八番。

この治療計画書のExtですか、Extというふうに今おっしゃった歯が書いてあるんですが、これ左下の八番は最初からないんですか、この歯は。上のほうの表に×が付いてますけども。

これはですね……、どうでしょう、分からないですね。

じゃ結構ですが。そうすると、その抜歯予定の歯を除いて、プラークスコアを計算し直されると、四四じゃなくて三六になるということですか。

そうですね。最初気が付かないでそういうふうに単純に計算したんですけど、やっぱり抜歯する歯は除かなければならないということで除いたら、。そういうふうになりました。

これ、抜歯予定といっても、あくまで予定であって、プラークスコア取るときには存在はするわけですね。

そうですね。

そういう歯を除いて計算するというのは、これは根拠があるんですか。

根拠というか…。

根拠といいますか、そういう歯も入れて勘定しなきゃいけないんじゃないじゃありませんか。そのへんはちょっと分からないですね。ただ、少なくとも、私は抜歯する歯については保存する気がないので、歯槽無漏の治療の対象にはしてないです。

プラークスコア取られるときも、いつも抜歯予定の歯があれば除いて計算しておられるということですか。

そうですね、それはもう、そのほうがいいと思いますけど。

次にB子患者さんの治療についてちょっとお伺いしますが、

甲第二〇号証の一四ページを示す

真ん中の2という項目、平成六年二月七日に初診として来院されたと。

はい。

やはり適応検査等の所定の検査を実施されたとお書きになってますね。

はい。

甲第七号証の五枚目を示す

一二月七日の欄、これもやっぱり適応検査という記載かございますね。

はい、あります。

点数が算定されてますね。

はい。

これも、先ほどと同じようにプラークスコアが一二月一二日に記載されてるんですが。

はい。

適応検査は、結局どちらの日におやりになったんですか。

盲嚢測定等は七日の日に行ってます。プラークスコア以外の検査はですね。ポケッ

トの測定ですか。そうですね。

プラークだけは一二日におやりになったということですか。

そうですね

その二回に分けておやりになってるような形なんですけど、点数は七日のほうに算定してしまって構わないんですか。

本当はよくないでしょうね。

じゃ、本来はその七日のほうでプラークスコアの測定も一遍にやってしまうべきだということになりますか。

ただ、歯ブラシ指導とか、そういうときに時間をかけてやるものですから、初診のときはなかなか一遍にはできないという事情があったので、算定の仕方としてはまじりかたかと思えます。

先ほどの陳述書の中で、主尋問でも聞かれていますんで示しませんが、いわゆる、歯周治療用装置についての二五号通知の歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間という要件がございますよね。

はい。

先生の御見解ですと、その歯冠修復等欠損補綴のための印象採得実施時点という意味に解すべきだと、こういう御見解というふうに伺ってよろしいですか。

はい。

甲第一八号証を示す

先ほども示されてましたけども、二枚目、補綴時診断料という説明がありまして、補綴時診断料はとあって、最後のほうに、着手時点において一回限り算定できるというふうな記載がございますけども、これには別段、印象採得時とかそういうことは書かれていないんですけれども、先ほど示されてた算定告示であるとか、あるいは二五号通知ですね、あの中にもその補綴時診断料を印象採得時に算定するということは記載は見当たらないんですが、先生のほうでそういうふうに理解される理由というのは、それはちょっと御説明いただけますか。

印象前に補綴時診断料を算定しますと、間違いなく減点査定されます。今まで全部そうされてますし、それから歯科医師会の説明でも保険課の説明でもそのようにされております。実際に文書になってるかということ、私が探したところでは、歯科医師会のこの前、先に提示しました歯科医師会の雑誌に載ったのだけでした。

先ほども主尋問で聞かれてたんですが、ないところに義歯を入れるような、いわゆる欠損補綴ですか、それと、歯があるところを歯冠形成、つまり削って、上にかぶせるといふのをちょっと分けて考える必要があるんじゃないかと思うんですが、例えば、入れ歯を作るような場合は、一番最初に行う処置というのは、これは正に印象採得ですよ。

……………。

入れ歯を作る場合に、じゃ、印象採得より前に何かやる処置というのはございますか。

ええ、あります。

例えば、どういうものですか。

例えば、粘膜が炎症起こってたら、その粘膜を処理をしたりとか、あるいはバネの掛かる歯に対する歯槽膿漏の処置とか、あるいはバネの掛かる形態に調整、プレパレーションですけど、してあげるとか、あるいは、かみ合わせの調整とか、いろいろな処置があります。

ただ、歯を削ったりとか、いわゆる歯冠形成みたいな処置というのは全然考える余地がないですね、入れ歯の場合は。

歯のない人についてはそうですね、部分入れ歯の人に関してはあります。

入れる前に処置を施してやるということがあるということですか。

あります。歯のない人でも、粘膜の炎症とか老人についてはそういう処置を事前の処置をしていかなきゃならないし、あるいは、入れ歯で御飯が食べれない状態の人には仮歯とか、古い入れ歯を修理してあげたりとか、印象に至るまでにいろいろな処置はあります。

例えば、ブリッジとか前装冠なんか作る場合に、印象採得の前に、いわゆる歯冠形成といって歯を削るといようなことをやる場合がありますよね。

あります。

そういうときは、歯冠形成時が着手時点ということにはなりませんか。

それは聞いたことありません。

そういう場合でも、先生はそうすると、あくまで印象採得のときが着手時点だと。こういう御見解なんですか。

はい。

例えば、同じようなものでブリッジがありますけども、ブリッジの形成をして、そして補綴時診断料を算定はできないです。必ず印象しなければ、補綴時診断料は算定できません。

先生、例えばブリッジの場合に、歯冠形成だけ行って、翌月に例えば印象採得をやるというような場合もございますよね。

場合によってはあると思います。

こういうときに、ブリッジの形成だけでも補綴時診断料を認めてられませんか。

認めてないと思います。多分、減点査定されると思います。

先生、そういう請求の算定のされ方をされて、それで減点されたことございますか。

ない。

そういうことは、もうできないと思ってましたので。算定自体やってないということですか。

ええ、そうですね。

そうすると、この補綴時診断料というのは、そもそも入れ歯の場合を予定した記載じゃないんですか。

欠損補綴ですね、補綴時診断料はブリッジ、当然入ってます。

歯冠修復はどうなんですか。

歯冠修復は入ってないです。

そしたら、先生おっしゃる着手時点というのは、いわゆる欠損補綴についてのことをおっしゃってるということですか。

これについてはそうですね。

歯冠修復については、いつが着手時点とお考えになってますか、最終的な治療の着手時点。

この保険の言葉の使い方から考えて、やはり印象したときと僕は思います。

保険の言葉の使い方というのは、どの言葉の。

着手時点において、という言葉がありますので、それと、もう一つは、着手時点は印象のときであるというのがありましたので、そういうことから考えて、保険用語として、着手時点というのは印象したときだなという。

そういう御見解だということですか。

はい、そうですね。

甲第二〇号証の二〇ページを示す

メタルコアについての記述ですけれども、真ん中のあたりに、メタルコアは歯冠修復物の土台となるもので、歯冠修復物ではないというふうな御見解ですね。

はい。

ですから、メタルコアの印象採得をもって最終的な治療というふうには見れないと、こういう御意見ですね。

はい。

メタルコアというのは、先ほどもちょっと聞かれてましたけど、何のためにこれ作るものでしょうか。

歯冠修復物をかぶせるための土台になるものです。歯冠修復物と根を連結するというんでしょうか、そういうものと思っただけならばよろしいです。

確かに歯冠修復物そのものとは、素材とか、あるいはその点数算定の要件が違うということはあるにしても、結局は歯冠修復物をしっかりさせる土台ですよ。

そうですね。

そうすると、これは密接不離の関係にあるんじゃないんですか。

それは密接だと思えますけども、歯冠修復物は必ずメタルコアを入れるとは限らないんです。全くメタルコアを入れないでかぶせる歯冠修復物もありますので、それは同一とは全く言えない。

それは、例えば歯の欠損が小さいような場合ですか。

そうですね、生きてる歯に対しては、メタルコアを入れることは、まずほとんどないと思います。

私どもで疑問点なのは、つまり歯冠修復物の土台であって、一連の措置というふうに考えるのが自然じゃないかと思うんですけども、そこでメタルコアの印象採得とその歯冠修復物の作成ですか、それをあえて先生のほうが分けてお考えになるということの意味がちょっとよく分からないんですが。

原告代理人(佐々木)

質問が答えにくいんじゃないでしょうか。今の質問は、診療行為としての保険点数の上でのことなんですか。つまり、診療行為として治療は全部流れるものですから、一体と言えば一体なわけですよ、一連の行為なわけですよ。

被告指定代理人(近藤)

いや、今、ですから、最終的な歯冠修復、欠損補綴に着手されるまでの間という要件との関係で伺ってるわけです。

原告代理人(佐々木)

そうしますと、保険点数上の概念として聞いていらっしゃるんですか。治療行為ということではなくて。

被告指定代理人(近藤)

治療行為じゃなくて、その要件の解釈として。

原告代理人(佐々木)

そういう前提なそうですよ、治療行為として一連かどうかじゃなくて、保険点数上一連というのはどういうことですか。

被告指定代理人(近藤)

最終的な治療としての欠損補綴、又は歯冠修復、それを行うまでの間という要件があるんで、それをどう解するかということとの関係で伺ってるわけです。ですから先生は、それメタルコアの印象採得時を基準に考えられるという御意見なんでしょう。

ちょっと質問の意味が、もうちょっと分かりやすく教えてくださいませんか。保険の要件でそういうのがあるかないかということなんですか。

先ほど来お尋ねしてると思うんですけど、じゃ、歯周治療用装置の算定の要件として、最終的な欠損補綴、歯冠修復を行うまでの間という要件があるのはよろしいですね。

もちろん、いいです。

私、今、伺ったのは、先生はそのメタルコアの印象採得のときを基準に最終的な治療としての歯冠修復に着手したかどうかというのを分けて考えられると。

原告代理人(佐々木)

そう言ってませんよ。

被告指定代理人(近藤)

違いますか。

ちょっと意味が分からない。

じゃ、どういうふうに考えられてるのか、そのところをおっしゃってみてください。

そのところというのは。

この陳述書の二〇ページの3、メタルコアの印象採得をもって最終的な治療としての歯冠修復の着手時点と見ることはできないと。

はい。

つまり、メタルコアの印象採得と、その後に行う歯冠修復物の作成ですか、それと

は分けて考えられてるわけでしょう。

全然別の処置です。

その治療の段階が違うという。

ええ、違います。

そういうふうに、今のおっしたことに対して、私のほうでお聞きしたのは、結局、メタルコアといのは歯冠修復物の土台なんだから、そうすると、一連の措置で分けるというのは意味がありますかということです。

一連という意味が、例えば、初診のときに来ましたよね。そして歯石を取って、最終的に冠をかぶせますよね。それは一連ですよ。そういう意味では一連です。

それは最初から最後まで一連という御趣旨ですね。

それは初診、その患者さんが治療したのは全然別な人を治療してるわけじゃないんですから、全部計画書立ててやってるんですから、一連の治療の中でやってるわけですけども、ただ、そこの中にはたくさんのステップがあったり、処置があったり、違った歯石を取ったり、歯を削ったりとか、そういう別な処置がたくさん入ってくるわけですよ。そういう意味で違う処置だと私は言って、そういうふうに認識しておりますけど。一連だから一緒ということはないです。

素材が違うからということが大きいんですか、理由としては。

大きい小さいの問題ではないと思います。違う治療だから違うと言ってるだけで、全く別なものですから、まずメタルコアで御飯は食べれないですからね。メタルコアを入れておいて顔を見たら非常に皆さんびっくりしますよ、ドラキュラみたいな顔になって。

ちょっと違うこと聞きますんで、

乙第二一号証の三四ページを示す

M002という項目見ると、メタルコアというのは、支台築造という項目の中に記載がされてますよね。

はい。

これを見ると、結局、メタルコアというのは第一二部の歯冠修復及び欠損補綴の項目の中に出てきますよね。

そうですね。

そういう意味では、この歯冠修復と欠損補綴というこの措置の一項目と、そういう位置付けなんではないんですか。

この本の中ではそうですけども、別にその歯冠修復という項目がその中に別にありますので、私は違うと思います。

違うとお考えになってると。

はい。確かに項目としてはその一部ですよ。

結局、先生のお考えは、最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間という要件の関係で、その歯冠修復については最終的な歯冠修復物を作るまでの間、欠損補綴については欠損補綴物の印象採得までの間というふうに解釈されるという御意見なんですか。

はい、そうです。

そうすると、歯周治療用装置の装着の時期との関係で言うと、あなたのおっしゃるような歯冠修復物の作成とか欠損補綴物の印象採得に着手する前であれば、その时期的な制限というのは全くないと、こういうことになるわけですね。

規則ではそうなっていると認識してました。

規則ではというと。

規則というのは、算定要件ですか、にはそういうふうに書いてあったと思います。今の措置に着手する前であれば、その直前に付けても構わないということになりますか。

……直前というのはどういう、例えば一か月とか二か月も前でしょうか。それとも数分前とか。

極端な話ししたら、それこそ二、三日前でもいいんですか。

それは規則上はいいことだと思いますけど。

規則上はいいけれども、治療上はまずいということですか、そうすると。

そのへんははっきりと分かりませんです。実際そういう場面というのは僕の場合あまりないんで。

ところであなた、治療期間について、鴨井先生が前回デンマークの実験例を引かれてお話になったことについて、陳述書の中で御批判をされてますけれども、鴨井先生の話というのは、歯肉炎についての実験例だということはよろしいですね。

そうですね。

歯周炎とか歯周疾患の治療期間の話というのは、あれとはまた別の話だということではよろしいですか。

鴨井先生の引用したのがあの論文であって、それが私は当たらないということ言っただけで、その引用したことと、それから主張したことと、全くつながらないということ私を私は主張したのであって、鴨井先生の批判をしたと、そういう認識はあんまり持ってませんでした。

今おっしゃったつながらないというのは、どういういみなんですか、もう少し具体的に。

歯肉炎の治療に三、四週間かかるというのと、それからあの論文の内容が合っていないということですね。

あなたの読み方だと、あれは二、三日で治ると書いてあるんで、二、三週間とは書いてないよということですか。

そうですね。

ところで、本件で問題となっているのは、歯肉炎じゃなくて、歯周炎、歯周疾患の治療ですよ。

……。

だって先生、P・型の治療をおやりになったということで点数算定の問題になつてるんでしょう。

歯周炎と歯肉炎とは、その程度の違いで、確かに初診の段階は歯周炎でしょうけど



も、治りかけてきたら歯肉炎になると。あるいは、長期間放っておけば歯周炎になると、そういうもんだと思います。ですから、全く違う病気というふうには僕は認識はしてないです。

ところで、じゃ先生は、歯周疾患ですね、治療始めてから、大体、改善傾向が見られるまでの期間というのは、どれぐらいというふうにお考えになってるんでしょうか。

全く患者さん次第というか、その患者さんの状態でそれぞれだと思います。

それは長くかかる人と比較的短くて治る人というふうなところがあると思いますが、大体どれぐらいからどれぐらいというふうにおっしゃれます。

それこそ、その人の患者さんの口の状態によってそれぞれ説明してます。

前回鴨井先生の御証言だと、一か月ぐらいはかかるんじゃないかというふうにおっしゃってましたよね。その御証言についてはどうなんですか、先生のほうの認識は。それこそいろいろだと思います。それこそ何年もかかる人もいれば、非常に頑張ってくれた患者さんで二、三週間で終わる人もいますし、本当にその患者さん次第、あるいはその病気の状態、進行状態によってまちまちと言えらると思います。鴨井先生がむしろ一か月以上とか、そういう期限を切るというのはちょっと耳を疑ったんですけど、そういう種類の病気ではないと思います。

いや、私は最低一か月から数か月というふうな御趣旨かなと伺ったんですけれども。

原告代理人(佐々木)

質問の意味は、それは歯周治療始めてから一月とか何とかとおっしゃってるんですか。

被告指定代理人(近藤)

そうです。

原告代理人(佐々木)

歯周治療用装置を装着してから一月うんぬんと言ってるんじゃないんですね。あくまで治療開始からですよ。

被告指定代理人(近藤)。

はい。

分かりました。私もちょっと勘違いしておりました。それはそうだと思います、一か月以上かかる場合が非常に多いと思います。

(以上 藤澤典子)

それじゃ、もう一度、A子患者さんとB子患者さんに対するあなたの治療に関連して若干お尋ねしますけれども。

甲第二〇号証の二二ページを示す

これによると、七年六月六日に、後ろから四行目ですけど、右上一二番及び左上の歯牙について被覆冠を装着したと、これが、あなたが歯周治療用装置として点数算定されて被覆冠ということよろしいですね。

はい、そうです。

この間、あなたの本人尋問のときに、この被覆冠を装着した理由について、七年六

月六日の時点で、A子患者さんの歯肉の状態が、まだ出血しやすい状態だったというようなことをおっしゃってるんですが、それは覚えておられますか。

はい、覚えてます。

出血しやすい状態というのは、病名でいうと、これは歯周炎の状態なんですか、何の状態なんですか。

歯肉の炎症でそのような状態になります。

その歯肉の炎症というのは歯肉炎ではないんですか。

歯肉炎もありますし、歯槽膿漏ですか、歯周症の場合もありますし、どちらもありません。

このときのA子患者さんの状態は。

相当、初診のときからずっと治療してるので、相当、歯周症とは言えないような状況にもう入ってると思います。

最初は歯周症だったのが、大分良くなってはきてるけれどもまだ問題があると、こういう意味ですか。

そうですね。

このときのカルテですけど、

甲第六号証を示す

この間もちょっとお聞きしたんですけれども、六月六日の記載ですけれども、これは、甲六号証の最後のページの上のほうの欄に、発赤改善、腫脹改善、排膿改善と、全部改善に丸がついてますよね。

はい。

歯肉の状態に問題があって、歯周治療用装置をつけられたということであれば、その出血あったとか、まだ歯肉に問題があるというようなことを、カルテにお書きになってもしかるべきじゃないかと思うんですが、これはどうしてお書きにならなかったんでしょうか。

そうですね……。

むしろ、全部改善のところにも丸がついてるから、このときにはもう相当いい状態なのかなと見たら思いますよね。

ええ。歯槽膿漏、歯周症としては改善してるんですけれども、ごく一部に出血しやすいとてろがあったということで、確かに、なぜ書かなかったのかと言われれば、確かに不備は不備ですけれども、そうですね、ちゃんと書いておくべきだったとは思いません。

先生、この段階だと、歯周症が治ってきて、歯肉炎の状態にもうなったという一部に炎症が残ってたということでもいいんですか。一部に炎症が残っていたと、出血しやすい状態になってたということですか。

この後、一週間後の六月一三日にメタルコアのセットに入ってるわけですよ。

はい。

一三日の段階では、おっしゃるような、歯肉の炎症というのはもう治ってたわけですか。

そうですね。出血しやすい状態はもう改善しておりました。  
先生、歯周治療用装置というものが、いわゆる歯周疾患の治療のためのものだと  
そういうことについては異論はないわけですね。

ええ、もちろんそうです。

一週間ぐらいで治るくらいの炎症というのは、もう、それは、歯周炎というよりは、  
歯肉炎のほうの状態に近くなってるというんてあれば、あえて、この段階で、歯周  
治療用装置をつける必要もないんじゃないかなと思うんですが、その点はいかがな  
んでしょうか。

それは明らかな間違いですね。

どういうふう間違いですか。

まず、歯根膜の廃用性萎縮というのは、一日か二日くらいで進行するというか、始  
まるというふうに論文なんかでは言われておりますし、あと、まず、前歯に何もか  
ぶせない、仮歯というか、歯周治療用装置をつけないで帰すというのは、患者さん  
が納得してくれないですよ。それと、歯槽膿漏の治療の途中というのは、どうし  
ても歯茎が敏感になってますので、やはり、積極的な歯周治療用装置を入れて治療  
していく必要があるとは思いますが。

今お答えがあった中で、患者さんが納得してくれないというのは、そこに何もかぶ  
せないままお帰ししたら、例えば女性の患者さんなんか、見栄えが悪いとか、  
そういう御趣旨ですか。

もちろんそれもありますね。

結局、前回鴨井先生おっしゃってたんですけれども、むしろ、この段階で入れるの  
は、歯周治療の目的というよりは、そういう審美性のほうに重点があるんじゃない  
かというふうにおっしゃってたんですけど、それと相通ずるといことになりませ  
んか。

もちろん審美性はあります。目的の一つに当然あります。ただ、それがすべてでは  
ないです。

次にB子患者さんに対する処置について伺いますけれども、あなたは、陳述書はあ  
えて示しませんけれども、平成七年七月四日に、本件で問題になっている被覆冠を  
装着されてますよね。

はい。

それで、その理由について、陳述書のほうで触れておられるんですが、右上六番の  
歯について古い冠を切断除去したと、齶蝕処置をして、象牙質の露出による疼痛と  
か感染防止のために、それだけじゃないですけど、一つの理由として、被覆冠を装  
着したというふうに書かれてますよね。

はい。

象牙質の露出による疼痛とか感染防止というのは、これは歯の治療であって、歯肉  
とか歯周の治療というのとは関係がないんじゃないんでしょうか。

そうですね。歯の治療です。

このことが、歯周治療用装置をつけた目的ということではないんですか。

それだけではありません。きちんとした歯の形態を整えてあげることによって、歯ブラシがやりやすくなったりとか、あみいは、食べ物によるマッサージ効果とか、そういうことを期待する意味もあります。

七月四日の時点で、咬合の回復と残存歯の保護のために、歯周治療用装置をつけたというようなこととお書きになっているんですが、このときのB子患者さんの歯肉の状態というのはどういう状態だったんでしょうか。

やはり、一部炎症があって、出血しやすい状態でした。

それは、従前、先生のほうで、右上四番ないし六番の古い冠を外したところ、発赤箇所が見付かったということをおっしゃってるんですが、今お答えになったのは、その古い冠の陰に隠れていた炎症箇所のことをおっしゃっているわけですか。そうです。

その発赤というのは、それはどういう状態の歯周炎の状態なんですか、それともそれとは別の炎症なんですか。

歯肉の炎症です。

歯肉炎とは違うんですか。

歯肉炎ですね、そうです。

歯肉炎であらば、それは、別に、しばらく何もしないでほってけば、自然にそれは治るんじゃないでしょうか。

原因を除去してあげれば、それは言えるかもしれませんが。例えば歯石を取ったりとかですね。ただ、この歯については、もう一つ重要な問題があって、歯の形をしてないわけです、本来の。ですから、本来の歯の形に回復してあげれば、それはほっといても治るかもしれませんが、そのためには、やっぱり歯周治療用装置を入れる必要があると思います。それから、咬合もしなければ、やっぱり歯周組織に悪い影響を与えますので、それを回復してあげなければならないと。

この発赤というのは、歯肉炎であって、歯周炎ではないけれども、それでも歯周治療用装置をつける必要があったと、こういうふうに伺っていいですか。

そうですね。歯槽膿漏症だった人の治療、最終的な治療までいくにはですね、やっぱり、そういう、歯のかめれないとか、本来の形態をしてないとか、そういうような状況は、極力なくしてあげなければならないものだと思います。

ところで、こういう古い冠に炎症箇所が隠れているというのは、結構よくあることですよ。

ええ、結構あります。

例えば、もっと、適応検査とか、そういうところで検査をやるわけですから、そういうような古い冠の陰の炎症箇所とかは、まさに、早期の段階で、それはもう簡単に発見できるものじゃないんでしょうか。

それは、一概にそうとは言えませんし、やっぱり、たとえ発見したからといって、その冠を外さなければ、やっぱり治ってくれないという部分もあります。それから、確かに、削ればいいのかと言いますが、冠を外さないで縁の部分を削るというのは、よほど技術の優れた人でないと、一般の歯医者ではそこまではやら

ないように思います。私はちょっと無理、できません。

B子患者さんのケースでは、適応検査の段階でもこの発赤箇所を発見するのは難しかったと、こういうふうに通っていいですか。

そうですね。

治療計画書についてお尋ねしますが、あなた、陳述層の中で、先程、主尋問で聞かれてましたけれども、治療計画書の、例えば除石とかね、RCTという記載には、これらに伴う措置も全部含んでいるというふうにおっしゃっておられますよね。

はい。

それで、これらに伴う措置というのは、歯周治療用装置も含む趣旨ということでしょうか。

はい、そうです。

ただ、除石とか、根管治療ですね、RCT、こういうのをやったからといって、常に歯周治療用装置を装着するわけではないですよね。

除石と、クラウンですか。

RCT。

RCTの場合は必ず出てきます。

必ずというのは。

歯周治療用装置というのは、ないというのはあり得ないです。

必ず予定されるということですか。

予定されてます。

というのは、根の治療すれば、まず、間違いなく冠をかぶせることになりますので、その冠をかぶせる途中に必ずそういうものは必要になってきます。

歯周の治療という目的からすると、根の治療の必要はあったけれども、別に歯周疾患の治療の必要はないから、歯周治療用装置は要らないというケースは考えられないんですか。

どうでしょう……少なくとも、歯槽膿漏がある患者さんに根の治療して冠をかぶせるという治療の途中には、いつかはそういうものが必要になっていくと思いますけれども。

あと、例えばメタルコアなんかも、当然に予定されてる措置の一つだというふうにお書きになっているようですが、例えば、歯の欠損が大きくないようなときというのは、RCTはやるけれども、メタルコアはやらないという場合もあるんじゃないでしょうか。

……あまりないですね。根の治療するというのは相当深い虫歯なので、実質欠損が小さい虫歯に対しての治療というのはあり得ないわけですから、ほとんどメタルコアは。それからもう一つ、根の治療というのは、神経のない歯ですので、どうしても歯自体がもろくなってます。その歯を補強する目的もメタルコアにはありますので、メタルコアを全然入れないで冠をかぶせるというのは、まず、やってできないことはないんでしょうけれども、あまりお勧めできないというか。

あなた、例のデンタルダイヤモンドの症例を挙げて、その治療計画書の関係で先程御証言されてましたが、

甲第一四号証を示す

二枚目、これ治療計画書とあって、この中には、先程も聞かれたように、歯周治療用装置というような記載は出てこないということですよ。

はい。

それで、確かに、おっしゃるようにこの中にはそういう記載ないんですけどもこの甲一四の二〇六ページのほうを見ると、これカルテの記載ですけども、一番右の欄の真ん中辺りに三か月目というのがある、真ん中の欄の下のほうを見ていくと、「精密検査別表」とか、「治療計画書作成別表」というような記載があって、真ん中の療法・処置という欄の一番下に、早い時期に、左下五番、六番という意味でしょうけれども、歯冠修復、それまで被覆冠を入れておくというような記載がありますよ。

はい。

これ見ると、確かに、当初の治療計画書には記載がないんですけども、カルテ本体のほうにあって、そういう歯周治療用装置を予定して、その記載がしているんじゃないかと思われまますけれども、それはそうですよね。

そうですね。

外川先生のA子患者さんとかB子患者さんのカルテには、カルテの本体のほうにそういう記載はなさってますか。

してません。

この例とはちょっと同列には論じられないんじゃないんでしょうか。

ただ、治療計画書に書いてあるか書いてないかということ議論されたので、そういう、治療計画書に書かない場合もあるということで例を出したので、ただ、そのカルテ本体に書いてあるというのは、確かにそうでしょうけれども、少なくとも治療計画書には書いてないことは確かです。

この症例もということですよ。

はい。そういうことであれしました。

(以上 三田和敏)

暫間被覆冠と歯周治療用装置の区別のことについてお伺いしますけれども、先生の御見解だと、結局、暫間被覆冠と歯周治療用装置というのは、その素材とか着ける目的とか、それは全部同じだということになるわけですか。

同じです。

それにもかかわらず、その歯周治療用装置というものがP・型の点数が認められるというのは、それは、いわゆるその暫間被覆冠と、それとどういう区別があるわけですか。

区別がない。

区別がないけれども、歯周治療用装置として認められたときには高い点数が認められるというのは、同じものであれば、そういうふうに扱いが違うのはどうしてなん

ですか。

それは私には分かりません。

それは保険のルールでそういうふう決めてるんで、先生の関知されることじゃないと、こういうことですか。

私が決めたわけじゃないので。

甲第一七号証を示す

最後に一点だけお聞きしますけれども、シュルーガーの最新歯周治療学という本の日本文、六〇三ページ、この中で、そのテンポラリークラウンというものについて言及してて、六〇三ページの左段の四行目、「テンポラリークラウンを使用す名目的は、形成を終わった歯の保護と歯肉の治癒を促進することにある」と。この歯肉の治癒ということの意味を、先生は、歯周病とか歯周疾患の治癒という意味で使われてるんだと、こういうふうに理解されるわけですか。

ええ、もちろんそのとおりです。

前のページを見ると、六〇二ページですけれども、印象採得という項目があって、三行目から見ると、「軽率な圧排操作は歯肉を損傷し、歯肉退縮などの不可逆的変化をもたらすことがことが多い。しかし、クラウン形成や印象採得時に十分注意すれば、小さな損傷は避けられないとしても、不可逆的変化までは起こさず数日以内に治癒する」というような記載があって、これ前後の文脈で見ると、つまりクラウン形成とか印象採得なんかのときに、歯を削ったりしたときに歯肉を傷つけたりというようなことがあるんで、そのへんの保護とか治癒とかそういう文脈で、これ先ほどお示しした歯肉の治癒という、言葉が使われてるんじゃないかなと思うんですが、それは違いますか。

これは歯周疾患の治療のための教科書なんで、補綴の教科書ではありませんので、飽くまでも、その歯周疾患の治療のための内容です、これは。ですから私はそのように取りましたけど。

この本の前後の箇所がないんでよく分からないんですけど、六〇二ページだと、印象採得というような表題があったり、あとは六〇三ページだと、修復物の仕上げとか修復物の形態と歯周組織の健康というような表題があったりしますよね。

はい。

そうすると、こういうところから見ていくと、私申し上げたような、例えば最終的なクラウンの形成とか、あるいは印象採得のときに歯茎を傷つけたりしないように気を付けると、そういう関係での歯肉の治癒というのもそういう意味で用いられてるのかなと。そうすると、歯周病の治療というか、そういうのとちょっと意味が違うんじゃないかなと思うんですが、そういう理解は間違いですか。

もし歯周病に一切関係なしに書かれてるとしたら、それは補綴の教科書にそういうような書き方がされてると思います。これは、飽くまでも歯周疾患の治療のための教科書ですから、当然その中に含まれてるのは。そうすると、こういう補綴行為というのは歯周疾患と非常に密接に関係あるので、当然こういうのは触れざるを得ないんだと思いますけど。

原告代理人(佐々木)

被告のほうでは、本件の歯周治療用装置が、メタルコアの印象を採得した後、その時点以降、同じ日なんですかね、に歯周治療用装置の装着をされてるのではないかと。したがって、メタルコアの印象採得がされている以上、もう最終段階としての歯冠修復の段階に入ってるじゃないかと、こういう主張をしていますね。

はい、そうです。

それから更には、本件の歯周治療用装置はメタルコアの所定点数に含まれるはずだと、こういう主張をしていらっしゃるんですけど、被告のほうね。

はい。

甲第一四号証を示す

これは先ほども示して、治療計画書に歯周治療用装置の記載がないけれども、歯周治療用装置50x2で保険点数の請求してるケースとしてさっきお聞きしたのですが、この二二ページですが、何月かちょっと分かりませんけれども、一〇日の欄に、メタルコアのための形成 i m p とありますね。

(うなずく)

メタルコアの印象採得を一〇日にしてるんですね。

……。そうってますね。

はい、そうですね。

一八日の欄、ここでメタルコアの s e t というのがありますね。

ええ。

メタルコア、支台をここで入れたということですね。

はい、そうです。

二五日の欄、被覆冠の s e t と書いてますね。

はい。

右のほうに50x2、保険点数の請求がされてますね。

はい。

これが暫間被覆冠ではなくて歯周治療用装置ですね。

そうです。

このケースでは、メタルコアの印象採得がされ、そのセットも行われた後で歯周治療用装置の装着をし、請求してる、こういうケースとっていいですか。

そのとおりです。

つまり、なぜそれが分かるかという、二二ページの部位を見てください。メタルコアの i m p の歯のところ、部位が5,6と書いてあって、これ左下5,6ですか。

はい。

一八日の欄で、メタルコア s e t、これも左下の5,6ですね。

はい。

被覆冠 s e t、これも左下の5,6ですね。

はい。

同じ歯ですね。



はい、そうです。

(以上 渡部恵子)

盛岡地方裁判所

裁判所速記官 渡部恵子

裁判所速記官 三田和敏

裁判所速記官 藤澤典子

平成八年(ワ)第一〇号

原告 外川 正

被告 社会保険診療報酬基金

二〇〇〇年八月一日

右原告訴訟代理人

弁護士 山 中 邦 紀

同 佐々木 良 博

盛岡地方裁判所民事部 御 中

準備書面

第一 被告の減点査定理由の変遷について

一 被告は、以下に述べるように、次々と減点査定の理由を変更してきた。被告の減点査定の理由が変遷していること自体、被告の本件減点査定が十分な検討の結果合理的な根拠に基づき的確な判断として行われたものではないことを如実に示すものと言わなければならない。

1 増減点連絡書(乙第四号証、同五号証)

被告は、増減点連絡書においては、A子患者についての減点査定理由を「Bケ」(「過剰と認められる手術」とし、B子患者については、「Dケ」(「不適當又は不必要と認められる手術」としていた。

2 平成七年一〇月一七日付け「再審査の結果について(通知)」(甲第四号証)

被告は、原告の行なった再審査請求に対し、平成七年一〇月一七日付けでこれを棄却する旨の決定を行なったが、その「再審査の結果について(通知)」においては、A子患者についてもB子患者についても減点査定の理由を「歯冠修復の製作に係る一連の診療行為における暫間被覆冠は所定点数に含まれます(平成六・三・一六保発二五)」と記載していた。

3 平成八年五月一〇日付け被告準備書面(一)

本件訴訟提起後、原告は被告に対し、減点査定理由に関する求釈明を行ない、被告は、原告の求釈明に対して、減点査定の理由を説明してきた。まず、平成八年五

月一〇日付け被告準備書面（一）では、A子患者の減点査定理由を「Bケ」から「Bク」（「過剰と認められる処置」）と訂正し、B子患者の減点査定理由については「Dケ」から「Dク」（「不適當又は不必要と認められる処置」）と訂正した。

#### 4 平成八年六月二四日付け被告準備書面（二）

次に、被告は、平成八年六月二四日付け被告準備書面（二）において、A子患者の減点査定理由について、「原告の請求したいわゆる『歯周治療用装置（被覆冠）』は、歯周治療用装置ではなく、前装冠の装着を目的とした最終段階の治療の一環（すなわち、最終的な治療としての歯冠修復の一環）として行ったものであるから、暫間被覆冠に当たり、その費用は、歯冠修復の所定点数に含まれることになる。」とし、B子患者の減点査定理由については、「原告の請求したいわゆる『歯周治療用装置（被覆冠）』は、歯周治療用装置ではなく、最終的な治療としての欠損補綴の一環として行ったものであるから、暫間被覆冠に当たり、その費用は、欠損補綴の所定点数に含まれることになる。」とした。

#### 5 平成九年七月一四日付け被告準備書面（五）

被告は、さらに、平成九年七月一四日付け被告準備書面（五）においては、A子患者の減点査定理由について「最終的な歯冠修復が可能な状態にもかかわらず、歯周治療用装置を装着したとして点数を算定することは過剰である。」とし、B子患者の減点査定理由については「本来点数を算定できない暫間被覆冠について歯周治療用装置として点数を算定することは不適當である。」とした。

#### 6 平成九年十一月二七日付け被告準備書面（七）

被告は、この準備書面では、A子患者及びB子患者の両名について、従前の減点査定の理由に付加して、「メタルコアを製作するまでの間に被覆冠を装着する場合は、歯冠修復あるいは欠損補綴物の製作に係る一連の診療行為に該当し、メタルコアの所定点数に含まれる」との主張を行った。

#### 8 平成一〇年二月六日付け被告準備書面（九）

被告は、この準備書面において、A子患者については「治療計画書に基づく治療であるならば、早期に歯周治療用装置を装着して治療を行なう必要があることから、原告の行なった治療は、治療計画書に基づく治療とは言えない」と主張し、B子患者についても「最終段階になって古いブリッジを除去したら新たな疾患が発見されたとする原告の治療は、そもそも治療計画書に基づく治療方法（P・型）ではない」と主張し、「本件歯周治療用装置は治療計画書に基づくものではないから保険点数を算定することはできない」との新しい主張を始めた。

二 以上述べたように、被告の減点査定の理由は、次々と変遷している。

1 被告は、当初は、A子患者については「Bケ」（「過剰と認められる手術」）とし、B子患者については「Dケ」（「不適當又は不必要と認められる手術」）としていたが、訴訟の段階になると、A子患者については「Bク」（「過剰と認められる処置」）と訂正し、B子患者については「Dク」（「不適當又は不必要と認められる処置」）と訂正した。「手術」と「処置」を誤ること自体考え難いことであるが、この点は置くとしても、「過剰と認められる処置」という理由についても、

「不適當又は不必要と認められる処置」という理由についても、本件減点査定の理由としては、明らかに誤った理由と言わなければならない。

被告は、「過剰と認められる処置」とは「最終的な歯冠修復が可能な状態にもかかわらず、歯周治療用装置を装着したとして点数を算定することは過剰である」との趣旨であるとしている。しかし、「過剰と認められる処置」とは、被告も認めているように、「診療内容、症状、経過から判断して、当該医療行為が不必要に多いと考えられるものをいう」のであり、診療行為が過剰であるかどうかの問題であって保険点数の算定が過剰であるかどうかの問題ではないからである。また、被告は、「不適當又は不必要と認められる処置」とは「本来点数を算定できない暫間被覆冠について歯周治療用装置として点数を算定することは不適當である」との趣旨であるとしている。しかし、「不適當又は不必要と認められる処置」とは、被告も認めているように、「保険医療として、不適當又は不必要と解されるものをいう」のであり、診療行為が不適當又は不必要であるかどうかの問題であって保険点数の算定が不適當又は不必要であるかどうかの問題ではないからである。

さらに、被告は、平成七年一〇月一七日付け「再審査の結果について（通知）」において、「過剰と認められる手術（処置）」及び「不適當又は不必要と認められる手術（処置）」として減点査定した理由について、「歯冠修復の製作に係る一連の診療行為における暫間被覆冠は所定点数に含まれます（平成六・三・一六保険発二五）」との説明を行なっている。この説明によると、本件暫間被覆冠は歯冠修復の製作に係る一連の診療行為における保険点数に含まれ、その診療行為はそれ自体独立しては保険点数算定の対象とはならないという趣旨と考えられる。しかし、「過剰」とは「当該医療行為が不必要に多い」ことを理由として保険点数の算定を認めないこと、すなわちその診療行為自体は保険点数の算定の対象となりうるものであるが不必要に多く繰り返されていることから保険点数の算定を認めないことをいうのであって、「歯冠修復の製作に係る一連の診療行為における暫間被覆冠は所定点数に含まれます（平成六・三・一六保険発二五）」という理由と「過剰」という理由とには重大な齟齬があると言わなければならない。また、「不適當、不必要」とは「当該医療行為が医療行為として不適當、不必要である」ことを理由として保険点数の算定を認めないことをいうのであって、「当該医療行為が保険点数を算定する上では一連の医療行為に包摂されて評価されることから、独立しては保険点数を認めない」ということではないのであるから、「不適當、不必要」という理由と「歯冠修復の製作に係る一連の診療行為における暫間被覆冠は所定点数に含まれます（平成六・三・一六保険発二五）」という理由とにも重大な齟齬があると言わなければならない。

2 また、被告は、本件訴訟において、原告が「歯周治療用装置として保険点数が算定される要件として、・治療計画書に基づくこと、・最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行なうまでの間に行なわれること、・残存歯の保護と咬合の回復のために行なわれること」の三要件を主張するや、減点査定を行なった時点においてはその理由とはしていなかった主張を新たに減点査定の理由として主張し始め

た。

即ち、被告は、平成一〇年二月六日付け被告準備書面（九）において、突然「本件歯周治療用装置は治療計画書に基づくものではないから保健点数を算定できない」という主張を行なうに至った。被告が、突然このような主張を行ない始めたのは、原告が主張した前記三要件のうち「・治療計画書に基づくこと」の要件を否定する必要があったことから、それまでは考えてもいなかった主張を行なうに至ったものであることは明らかである。

3 以上述べたように、被告の減点査定の理由が変遷していること自体、被告の本件減点査定が十分な検討の結果合理的な根拠に基づき的確な判断として行われたものではないことを如実に示すものと言わなければならない。

しかもこじ付け的に理由の説明を行わなければならなかった結果、その理由には齟齬が生じている。さらには、原告の「三要件」についての指摘を受けて新たな主張を行わざるをえなかった結果、本件訴訟の段階に至って、それまでは減点査定の理由として全く述べていなかった主張を、突然主張し始めることさえ行っている。

このような被告の態度は、いやしくも診療報酬の適否を決定するという重大な使命を担う機関としては、あまりにお粗末であり、恥ずべき行為であると言わなければならない。

## 第二 治療の経過（本件歯周治療用装置装着の経緯）と保険点数算定要件の充足

### 一 治療の経過（本件歯周治療用装置装着の経緯）

#### 1 A子患者について

A子患者（以下、A子患者という）は、平成五年一月六日、初診として来院した。同人は、歯槽膿漏症を有していたほか、前歯四本・臼歯八本の齶蝕症の疾患を有していた。そのため、原告はA子患者に対して次のような治療を行なってきた。

平成五年一月六日、初診時において、臼歯二本について齶蝕の処置を行なったほか歯周疾患に対する適応検査など所定の検査を実施した。

同月二〇日、この日は三度目の通院日であったが、歯周疾患に対する精密検査を実施し、その検査結果に基づいて治療計画書を作成した。

その後、平成六年六月七日までの間は、臼歯を中心に治療を行った。

その後、A子患者は、同人の都合により、前歯四本の治療を残したまま平成七年四月一七日まで約一〇ヶ月間治療を中断した。

平成七年四月一七日、原告は、A子患者に対し、歯周疾患についての治療を行なうと同時に前歯四本について根の治療を開始した。

そして、同年六月六日、根の治療を行ってきた前歯三本に対して根管充填を行い、根の治療を完成させた。その後、メタルコアの印象採得を行い、歯周治療用装置（被覆冠）を装着した。これが、本件で問題となっている歯周治療用装置（被覆冠）である。また、この日は歯周疾患指導管理も行った。

同月一二日には、歯槽膿漏の処置を行った。

同月一三日には、歯周治療用装置を装着した前歯三本を含む四本の前歯に対して

歯冠修復を施すための硬質レジン前装冠の形の採得（印象採得）をした。

そして、同月二三日、前歯四本に対して歯冠修復物である硬質レジン前装冠を装着した。

## 2 B子患者について

B子患者（以下、B子患者という）は、平成六年一二月七日、初診として来院した。同人は、歯周疾患を有していたほか、前歯六本・臼歯四本の齲蝕症ならびに臼歯三本の欠損の疾患を有していた。そのため、原告はB子患者に対して次のような治療を行ってきた。

平成六年一二月七日、初診時において、臼歯二本について齲蝕の処置のを行なったほか、歯周疾患に対する適応検査など所定の検査を実施した。

同月一九日、この日は四度目の通院日であったが、歯周疾患に対する精密検査を実施し、その検査結果に基づいて治療計画書を作成した。そして、その治療計画書に基づいて歯周疾患及び齲蝕症並びに欠損の治療を開始した。

平成七年七月四日、右上のブリッジを除去し、右上第一大臼歯に歯周治療用装置を装着した。これが、本件で問題となっている歯周治療用装置（被覆冠）である。そして、右上第一小臼歯には根の治療を施し、根管充填を行い、根の治療を完成させた。

同月一二日には、第一小臼歯の土台（メタルコア）の形を採得（印象採得）した。同時に、第一小臼歯に歯周治療用装置を装着し、前回装着した第一大臼歯の歯周治療用装置と連結し、ブリッジの歯周治療用装置を完成させた。この第一小臼歯に装着した歯周治療用装置も本件で問題となっている歯周治療用装置（被覆冠）である。また、この日には、歯肉のマッサージも行った。

同月一九日には、第一小臼歯に土台（メタルコア）を装着し、欠損補綴物であるブリッジを製作するための形を採得（印象採得）した。それとともに、歯冠修復物である右上第二大臼歯の部分被覆冠及び右上犬歯の硬質レジン前装冠の形を採得（印象採得）した。

そして、同月二八日に、前回形を採得した欠損補綴物であるブリッジと歯冠修復物である硬質レジン前装冠（歯冠修復物）を装着した。

## 二 歯周治療用装置の保険点数を算定するための要件について

### 1 診療報酬算定規則並びに「二五号通知」について

保険医療機関等が基金に対して請求できる診療報酬の額並びに診療報酬を算定するための要件については、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（点数表）」（平成六年三月一六日厚生省告示第五四号。以下「算定告示」という）が定めているところである。右算定告示は歯周治療用装置について保険点数を算定する要件について次のように定めている。

#### 「1018 歯周治療用装置

- 1 被覆冠（一歯につき） 五〇点
- 2 床義歯（一装置につき） 七五〇点

注1 治療計画書に基づく場合に算定する。

## 2 印象採得、保険医療材料等の費用を含むものとする」

また、右算定告示を適用する場合の解釈については、「新診療報酬点数表の制定（昭和三三年告示の全部改正）等に伴う実施上の留意事項について（通知）」（平成六年三月一六日保険発二五号。以下「二五号通知」という）が次のように定めている。

### 「歯周治療用装置

（１）歯周治療用装置とは、治療計画書に基づき、最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間、残存歯の保護と咬合の回復のために行う被覆冠または床義歯をいう」

即ち、診療報酬算定規則並びに「二五号通知」によると、歯周治療用装置として保険点数が算定されるためには、・治療計画書に基づくこと、・最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行なうまでの間に行なわれること、即ち、最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴の一環として行なわれるものでないこと、・残存歯の保護と咬合の回復のために行なわれること、の三要件を満たすことが必要とされている。換言すれば、右三要件を満たす限り、歯周治療用装置としての保険点数が算定されなければならないのである。

### 2 「歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」の解釈について

二五号通知が、「最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行なうまでの間」に行なわれた暫間被覆冠等についてのみ保険点数を認めたのは、最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴の一環として行われた暫間被覆冠については歯冠修復及び欠損補綴の保険点数によって評価済であることから、これについては独立して保険点数を認めないこととし（尚、二五号通知は、「歯冠修復及び欠損補綴物の製作に係る一連の診療行為における暫間被覆冠、歯肉圧搾、歯肉整形、歯肉息肉除去、特定薬剤等の費用は、それぞれの所定点数に含まれる」としているところである）、最終的な治療以外の（つまり最終的な治療以前の段階で装着された）暫間被覆冠についてのみ保険点数を認めることとしたものである。

そして、医療保険規則の解釈上、上記の「最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」とは、以下に述べるとおり、「最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴のための印象採得実施時点まで」と考えるべきである。

医療保険規則では、「欠損補綴」を行うに際して「補綴時診断料」が算定されることになっている（甲第一八号証）。そして、この補綴時診断料について、「二五号通知」は、「補綴時診断料は、患者の当該初診における受診期間を通じ、新たな欠損補綴及び床裏装を行う場合に、『着手時点において』一回限り算定できるものである。」と定めており（甲第一八号証）、補綴時診断料は欠損補綴の着手時点において算定する取り扱いとなっている。

そして、補綴物の印象採得が行なわれた場合の補綴時診断料の算定については「最初の（補綴物の）印象採得時に補綴時診断料を算定して差し支えない」とされている（甲第一九号証、日本歯科医師会雑誌「社会保険診療特集号」一九九三 VOL 四六 NO. 1、一五九頁）。

このように、補綴時診断料は欠損補綴の着手時点において算定するものとされ、補綴物の印象採得が行なわれた場合の補綴時診断料の算定は最初の（補綴物の）印象採得時に算定することとされている。このことは、補綴物の印象採得が行なわれた場合、診療報酬算定規則の上では「（補綴物の）印象採得の時点」が「欠損補綴の着手時点」とされていることを意味する。そうであるからこそ、「（補綴物の）印象採得の時点」で補綴時診断料の算定が認められているわけである。

以上述べたように、補綴物の印象採得が行なわれた場合、診療報酬算定規則上では「（補綴物の）印象採得の時点」が「欠損補綴の着手時点」とされている以上、歯周治療用装置の算定要件とされている「欠損補綴を行うまでの間」（換言すると「欠損補綴に着手されるまでの間」とは「補綴物の印象採得に着手されるまでの間」を意味するものというべきである。したがって、「補綴物の印象採得に着手されるまでの間」に装着された被覆冠は、「欠損補綴を行うまでの間」に装着された歯周治療用装置と認められるべきである。

そして、「最終的な治療として欠損補綴を行なうまでの間」とは「補綴物の印象採得に着手されるまでの間」を意味するものと解される以上、「最終的な治療として歯冠修復を行うまでの間」とは、「最終的な治療としての歯冠修復物の印象採得に着手されるまでの間」を意味するものと言うべきである。

なお、メタルコアは歯冠修復物の土台となるものであり、歯冠修復物ではない。また、保険点数も、歯冠修復物とは全く別個に算定されることになっている。したがって、メタルコアの印象採得をもって、「最終的な治療としての歯冠修復」の着手時点と見ることはできない。そして、この点については、甲第一四号証からも明らかである。すなわち、甲第一四号証二二頁の診療録には、いずれも左下五番及び六番について、

「一〇日 メタルコアのための形成 i m p  
一八日 メタルコア s e t 点数一七〇十一九〇  
二五日 被覆冠 s e t 点数五〇×二」

と記載されている。右記載によると、右症例では左下五番及び六番について、一〇日にメタルコアの印象採得が行われ、一八日にはメタルコアがセットされている。そして、二五日になって被覆冠（歯周治療用装置）がセットされ歯周治療用装置としての保険請求が行われているのである。右事実は、メタルコアの印象採得やその装着が行われた後に歯周治療用装置の装着が行われた場合であってもなお歯周治療用装置としての保険請求が認められていることを示すものであり、したがって診療報酬の算定においては、第一にメタルコアの印象採得をもって「最終的な治療としての歯冠修復」の着手時点と見ることはできないこと、第二にメタルコアの印象採得後に装着された被覆冠（歯周治療用装置）の費用等はメタルコアの所定の費用に含まれるものでないこと、を示すものと言わなければならない。

3 ところで、原告が、本件歯周治療用装置を装着した経緯並びにその後の治療の状況については、既に一項（「治療の経過（本件歯周治療用装置装着の経緯）」）で述べた通りである。

すなわち、A子患者については、平成七年六月六日、根の治療を完成させた後、メタルコアの印象採得を行い、歯周治療用装置（被覆冠）を装着した。そして、同月一三日には、右歯周治療用装置を装着した前歯三本を含む四本の前歯に対して歯冠修復を施すための（即ち、歯冠修復物である）硬質レジン前装冠の形の採得（印象採得）を行い、同月二三日に前歯四本に対して歯冠修復物である硬質レジン前装冠を装着した。したがって、原告が、A子患者に対して、「最終治療としての歯冠修復」に着手したのは、歯冠修復物である硬質レジン前装冠の印象採得を行った平成七年六月一三日のことであり、本件歯周治療用装置（被覆冠）は平成七年六月六日に装着されているのであるから、「最終的な治療として歯冠修復（及び欠損補綴）を行うまでの間」に本件歯周治療用装置の装着が行われていることは明らかである。

また、B子患者については、平成七年七月四日、右上のブリッジを除去し右上第一大臼歯に歯周治療用装置を装着した。さらに、同月一二日には、第一小臼歯の土台（メタルコア）の印象採得を行ない、同時に、第一小臼歯に歯周治療用装置を装着し、前回装着した第一大臼歯の歯周治療用装置と連結し、ブリッジの歯周治療用装置を完成させた。そして、同月一九日には、第一小臼歯にメタルコアを装着し、欠損補綴物であるブリッジを製作するための印象採得を行なうとともに、歯冠修復物である右上第二大臼歯の部分被覆冠及び右上犬歯の硬質レジン前装冠の印象採得を行ない、同月二八日に、欠損補綴物であるブリッジと歯冠修復物である硬質レジン前装冠（歯冠修復物）の装着を行なった。したがって、原告が、B子患者に対して、「最終治療としての歯冠修復及び欠損補綴」に着手したのは、欠損補綴物であるブリッジを製作するための印象採得を行ないうとともに歯冠修復物である右上第二大臼歯の部分被覆冠及び右上犬歯の硬質レジン前装冠の印象採得を行なった七月二八日のことであり、本件歯周治療用装置（被覆冠）は平成七年七月四日及び七月一二日に装着されているのであるから、「最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」に本件歯周治療用装置の装着が行われていることは明らかである。

### 三 本件被覆冠は、歯周治療用装置として保険点数が算定される要件を充足する 1 A子患者について

既に述べたように、原告は、A子患者について、平成五年一一日二〇日に治療計画書を作成の上、一時治療の中断があったものの、歯周疾患並びに齲蝕の治療を行ってきた。

そして、平成七年六月六日、右上一、二番及び左上一番の歯牙について被覆冠（歯周治療用装置）を装着した（これが、本件において原告が歯周治療用装置として診療報酬請求したにも拘らず、被告が減点査定した被覆冠である）。

原告が右被覆冠を装着したのは、次の理由、目的によるものであった。

原告は、この日、右三歯について根管充填の治療を行ない、メタルコア（支台にする歯牙の歯冠部の実質欠損が大きい場合、所定の支台形態にするため金属鑄造体により補足整形を行なうが、右鑄造体をメタルコア（鑄造コア）と言う。要するに、崩壊が著しい歯に対して冠を被せるために、歯に装着する金属の土台のことで



ある)の印象を採得した。そのため、メタルコアを装着するまで間、咬合の回復を図るとともに、歯根膜の廃用性萎縮を防ぎさらには残存歯を保護する必要があったことから、被覆冠(暫間被覆冠)を装着することにしたものである。また、被覆冠(暫間被覆冠)を装着することにより、歯ブラシ効果並びにマッサージ効果を高めるといった目的もあった。

その後、六月一三日に至って、右三歯及び五月二四日に歯周治療用装置としての被覆冠を装着していた左上二番の歯牙に対してメタルコアを装着するとともに、硬質レジン前装冠(唇面あるいは頬面に、硬質レジンを前装して、外観を審美的に装った鑄造冠のこと。外観にふれる側を合成樹脂で覆った鑄造冠で、外観上天然の歯と同様の色と形態をしている。主に前歯に装着されるものである)の印象を採得した。そして、右四歯について細菌感染を防ぎ、咬合及び歯列の変化を防ぐため被覆冠を新たに作成し装着した。

そして、六月二三日に、右四歯について硬質レジン前装冠を装着した。

以上述べたとおり、原告は、平成五年一一日二〇日に治療計画書を作成の上、平成七年六月六日に残存歯の保護と咬合の回復等を目的として被覆冠を装着した。そして、これらの被覆冠は、その後(六月二三日)に装着した被覆冠が最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴の一環として行なわれたものであるのに対し、最終的な治療の一環としてではなくそれ以前の段階において行なわれたものというべきであることについては、二項3で述べたとおりである。

なお、治療計画書に基づく治療においてのみ診療報酬が算定される医療行為には、「適応検査」「歯冠研磨」「歯科衛生士による実地指導」「精密検査」「歯周初期治療」「歯周疾患指導管理料(・)」「再評価検査」「再評価検査後の歯石除去」等がある。原告は、A子患者に対してこれらの医療行為を実施し、これらに相当する診療報酬を請求している(甲六号証)。これに対し、被告は、これらの医療行為に対する診療報酬の算定を認め、これらに相当する診療報酬を支払っている。このことは、被告自身が、A子患者に対する原告の医療行為が治療計画書に基づくものであることを認めていることを示すものである。

従って、平成七年六月六日に装着された本件被覆冠は、二五号通知による「歯周治療用装置」の要件を全て満たすものと言わなければならない。

## 2 B子患者について

既に述べたように、原告は、B子患者について、平成六年一二月一九日に治療計画書を作成の上、歯周疾患並びに齲蝕の治療を行ってきた。

そして、平成七年七月四日に右上六番の歯牙について被覆冠を装着するとともに、平成七年七月一二日には右上四番の歯牙及び五番の欠損部についてブリッジ形態の被覆冠を装着した(これらが、本件において原告が歯周治療用装置として診療報酬請求したにも拘らず、被告が減点査定した暫間被覆冠である)。

原告が、七月四日に右上六番の歯牙について被覆冠を装着したのは、次の理由、目的によるものであった。

原告はこの日、右上六番の歯牙上の冠を切断除去し、同歯牙について齲蝕処置を

行なった。そのため、象牙質が露出することによる歯牙の疼痛を防止するとともに感染を防止する必要があった。また、咬合の回復を図るとともに、歯根膜の廃用性萎縮を防ぎさらには残存歯を保護する必要もあった。これらの必要から、被覆冠（暫間被覆冠）を装着することにしたものである。また、被覆冠（暫間被覆冠）を装着することにより、歯ブラシ効果並びにマッサージ効果を高めるという目的もあった。

また、原告が七月一二日に右上四番の歯牙及び五番の欠損部についてブリッジ形態の被覆冠を装着したのは、次の理由、目的によるものであった。

この日、原告は、右上四番の歯牙についてメタルコアの印象を採得した。そのため、メタルコアを装着するまで間、咬合の回復を図るとともに、歯根膜の廃用性萎縮を防ぎさらには残存歯を保護する必要があったことから、被覆冠（暫間被覆冠）を装着することにしたものである。また、被覆冠（暫間被覆冠）を装着することにより、歯ブラシ効果並びにマッサージ効果を高めるという目的もあった。

その後、七月一九日に至って、右上四番の歯牙についてメタルコアを装着するとともに、右上四番乃至六番の歯牙についてブリッジ（歯牙欠損部の補綴法の一つで、一歯または数歯の欠如に対して、残存歯の歯冠及び歯根に支台装置を施し欠如部には欠如歯に近い人工歯を作り、これと支台装置とを連結して、その形態、機能、外観を回復するもの。要するに、欠損部の両隣の歯に冠を被せることによって支えられる義歯のことをいう）の印象を採得した。そして、右三歯について歯の疼痛や細菌感染を防ぎ、咬合及び歯列の変化を防ぐため被覆冠を新たに作成し装着した。

そして、七月二八日、右三歯についてブリッジを装着した。

以上述べたとおり、原告は平成六年一二月一九日に治療計画書を作成の上、平成七年七月四日及び七月一二日に残存歯の保護と咬合の回復等を目的として被覆冠を装着した。そして、これらの被覆冠は、その後（七月一九日）に装着した被覆冠が最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴の一環として行なわれたものであるのに対し、最終的な治療の一環としてではなくそれ以前の段階において行なわれたものというべきであることについては、二項3で述べたとおりである。

なお、A子患者について述べたのと同様、原告はB子患者に対しても「適応検査」「歯冠研磨」「歯科衛生士による実地指導」「精密検査」「歯周初期治療」「歯周疾患指導管理料（・）」「再評価検査」「再評価検査後の歯石除去」など治療計画書に基づく治療においてのみ診療報酬が算定される医療行為を施し、これらに相当する診療報酬を請求している（甲六乃至七号証）。そして、被告は、これらの医療行為に対する診療報酬の算定を認め、これらに相当する診療報酬を支払っているのである。したがって、B子患者についても、これらの医療行為が治療計画書に基づくものであることを被告自身が認めていることは明らかである。

従って、平成七年七月四日及び一二日に装着された本件被覆冠は、二五号通知による「歯周治療用装置」の要件を全て満たすものと言わなければならない。

### 第三 被告の主張に対する若干の反論

ここで、被告の主張に対して、若干の反論を行なっておく。

一 歯周治療用装置は歯周治療の早期の段階で装着されなければならないとの主張について

1 被告は、「歯周治療において、歯周治療の効果を高めるために・・・残存歯の保護と咬合の回復のために行なう歯周治療用装置は大きな意義をもっている」とし、「従って治療計画書に基づいて歯周治療をする場合、歯周治療用装置は歯周治療の早期の段階において作製装着する必要がある」と主張している。また、被告は、「算定告示及び保険発二五号通知も『・・・歯周治療の早期の段階で・・・被覆冠又は床義歯を装着した場合にその点数を算定できるとしている』」とも主張している。そして、原告の被覆冠の装着が歯周治療の早期の段階において行なわれていないとして、右被覆冠が歯周治療用装置には当たらないとする根拠の一つにしている。

2 しかし、「歯周治療において歯周治療用装置が大きな意義をもっている」としても、そのことから、何故「従って歯周治療用装置は歯周治療の早期の段階で作製装着する必要がある」ことになるのであろうか。

歯周治療用装置は、残存歯を保護し咬合の回復をはかる目的で必要に応じて装着されるものであって、歯周治療の早期の段階でのみ装着されるものではない。

被告は、自らの主張を裏付ける資料として乙第一八号証や同第一九号証を提出しているが、これらは、被告の主張とは逆に、歯周治療用装置は初診の段階から最終治療の段階に至るまで装着することができる（必要がある）としており、歯周治療の早期の段階でのみ装着すべきものとはしていない。

3 また、算定告示及び保険発第二五号通知は「歯周治療用装置とは、治療計画書に基づき最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間、残存歯の保護と咬合の回復のために行なう被覆冠又は床義歯をいう」と述べて「最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」に装着されたものについて保険点数を認めており、被告が主張するように「歯周治療の早期の段階で」装着された場合のみ保険点数を算定できるとはしていない。被告の「算定告示及び保険発二五号通知も『・・・歯周治療の早期の段階で・・・被覆冠又は床義歯を装着した場合にその点数を算定できるとしている』」との主張は、明らかに事実と反するものと言わなければならない。

さらに、現在歯周治療用装置に関する算定告示は変更されており、歯周治療用装置について保険点数が認められるのは、歯周外科手術を行った場合に限られることになった。つまり、歯周治療の早期の段階で歯周治療用装置を装着しても保険点数は算定されず、歯周外科手術の段階で装着された場合にのみ保険点数が認められることとされた。これは、「最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」として歯周治療用装置を装着する時期を広く認めていた取扱いを大幅に制限し、歯周外科手術の段階に限ることとしたものである。そしてこのことは、歯科治療上、歯周治療用装置は歯周治療の早期の段階でのみ装着されるものではなく、歯周外科手術の段階でも装着されるものであることを示すとともに、「歯周治療用装置は歯周治療の早期の段階で装着することは医学常識である」との被告の主張が根拠のな

い主張であることをも示している。

二 「暫間被覆冠の費用はメタルコアの所定点数に含まれる」との主張について

1 被告は「メタルコアを製作するための印象採得などの費用は、メタルコア製作のための一連の診療行為であると解されるから、当然、暫間被覆冠の費用もメタルコアの所定点数に含まれる」と主張している。

しかし、「メタルコアを製作するための印象採得などの費用がメタルコア製作のための一連の診療行為である」ということから、何故「当然、暫間被覆冠の費用もメタルコアの所定点数に含まれる」ということになるのであろうか。

2 そもそも、メタルコアとは、支台にする歯牙の歯冠部の実質欠損が大きい場合に、所定の支台形態にするために補足形成をする金属鑄造体のことを言う。これに対し、暫間被覆冠や歯周治療用装置とは、残存歯の保護や咬合の回復あるいは食片圧入の防止や細菌感染の防止などの目的で歯牙に装着される合成樹脂製の被覆冠のことを意味する。したがって、メタルコアと暫間被覆冠ないし歯周治療用装置とは、その材料や形態を異にしているだけでなく、装着する目的も内容も全く異にしている。従って、暫間被覆冠や歯周治療用装置の装着はメタルコア製作のための一連の診療行為とは全く別の診療行為であることは明らかである。

3 また、診療報酬の算定も両者は全く別のものとして取り扱われている。

さらに、算定告示は、「メタルコア（注）窩洞形成・印象採得・装着等の費用を含むものとする」と規定している。これはメタルコアの費用としては、メタルコアの装着並びにメタルコア装着のための窩洞形成及び印象採得の費用のみが含まれることを意味するものである。

従って、歯周治療用装置や暫間被覆冠の費用等が、メタルコアの費用に含まれないことは算定告示上からも明らかであると言わなければならない。

そうである以上、暫間被覆冠や歯周治療用装置の費用がメタルコアの所定点数に含まれるものでないことは、あまりに明らかであると言ふべきである。そして、このことは、既に第二、二、2（一六頁）において述べたように、甲第一四号証二一二頁の診療録の記載からも明らかである。

三 「本件被覆冠（歯周治療用装置）は治療計画書に基づくものとは言えない」との主張について

この点については、「第四」において述べることにする。

#### 第四 治療計画書について

被告は、本件治療計画書には歯周治療用装置の記載がないとして、本件歯周治療用装置は治療計画書に基づくものとは言えないと主張している。しかし、以下に述べるように、原告は、治療計画書を作成しており、この治療計画書に基づいてその後の治療を行ない歯周治療用装置を装着しているのであって、被告の主張には理由がない。

一 本件治療計画書の記載内容について

1 A子患者について

(1) A子患者の治療計画書(甲第六号証)には、右上一、二番及び左上一番の歯に対する治療計画の内容として、「除石」(「除石(スケーリング)」とは、歯面に付着している歯垢や歯石等の沈着物を除去することを言う)と「RCT」(「RCT」とは、歯の根管の治療を意味する)が記載されている。治療計画書に記載されている事項はこの二項目であるが、「除石」及び「RCT」という治療計画の記載は、これらに伴って行われることが当然に予定されている具体的処置をも含むものとして理解されるべきものである。

「除石」に伴って行われることが当然に予定されている具体的処置の内容とその手順は、次の通りである。

歯周組織検査→ハブラシ指導→歯垢や歯石等の除去→歯面の研磨→歯周組織検査→メンテナンス

また、「RCT」に伴って行われることが当然に予定されている具体的処置の内容とその手順は、次の通りである。

古い冠の除去→歯冠部ならびに根管内の感染歯質の削除→暫間被覆冠(歯周治療用装置)の装着→根尖周囲組織の消炎処置→根管内の消毒→根管内の人工材料による充填封鎖→暫間被覆冠(歯周治療用装置)の装着→メタルコアの印象採得・咬合採得→暫間被覆冠(歯周治療用装置)の装着→メタルコアの試適・調整・合着→最終的冠の支台歯形成・印象採得・咬合採得→暫間被覆冠の装着→最終的冠の試適・調整・合着→最終的冠のメンテナンス

なお、「除石」と「RCT」の処置は並行しあるいは交錯しながら進められることになる。

(2) 本件においては、「除石」、「RCT」という治療計画書の記載から前記各具体的処置が行われることは当然に理解しうるものである。したがって、暫間被覆冠(歯周治療用装置)の装着についても治療計画書上当然予定されているものと認められるべきであり、本件暫間被覆冠(歯周治療用装置)の装着は治療計画書に基づくものと言うことができる。

なお、実際に行なわれている治療計画書の記載としては、「除石」及び「RCT」に伴う具体的な処置内容をそれぞれの歯について全て記載することは困難であるため、「除石」、「RCT」といった簡潔な記載が行われている。また、保険点数の算定においても「除石」、「RCT」というような簡潔な記載で足りるものとして運用されていることについては後に述べるとおりである。

## 2 B子患者について

(1) B子患者の治療計画書(甲第七号証)には、右上四番と右上六番の歯及び右上五番欠損部の歯に対する治療計画の内容として、「除石」と「ブリッジの装着」とが記載されている。B子患者の治療計画書に記載されている事項はこの二項目であるが、「除石」、「ブリッジの装着」という治療計画の記載は、これらに伴って行われることが当然に予定されている具体的処置をも含むものとして理解されるべきものである。

「除石」に伴って行われることが当然に予定されている具体的処置の内容とその

手順は、A子患者について述べたのと同様である。

また、「ブリッジの装着」に伴って行われることが当然に予定されている具体的処置の内容とその手順は、次の通りである。

古いブリッジの除去→支台歯の感染歯質の削除→感染歯質を削除して形成される実質欠損部歯面の消毒→実質欠損部分の人工材料による補填→暫間被覆冠（歯周治療用装置）の装着→最終的ブリッジの支台歯形成・印象採得・咬合採得→暫間被覆冠の装着→最終的ブリッジの試適・調整・合着→最終的ブリッジのメンテナンス

なお、「除石」と「ブリッジの装着」の処置は並行しあるいは交錯しながら進められることになる。また、本件においては、右上四番の歯は、古いブリッジを除去した際に根管内の感染が明らかになったことから、根管治療を行っている。

（2）本件においては、「除石」、「ブリッジの装着」という治療計画書の記載から前記各具体的処置が行われることは当然に理解できるものである。したがって、暫間被覆冠（歯周治療用装置）の装着についても治療計画書上当然予定されているものと認められるべきであり、本件暫間被覆冠（歯周治療用装置）の装着は治療計画書に基づくものと言うことができる。

なお、治療計画書の記載としては、「除石」や「ブリッジの装着」に伴う具体的な処置内容をそれぞれの歯について全て記載することは困難であることから、「除石」や「ブリッジの装着」という簡潔な記載が行われている。また、保険点数の算定においても「除石」、「ブリッジの装着」というような簡潔な記載で足りるものとして運用されていることについては後に述べるとおりである。

## 二 治療計画書の記載内容並びに様式について

### 1 治療計画書の記載内容について

治療計画書とは、「臨床所見、症状の経過、評価、実施予定の療法及び療法上の指導計画等が記載されているものをいう」（昭和六〇年二月一八日保険発第一一〇号）とされている。

しかし、その記載については、「その後の疑義解釈通知により、『書』といった形式にとらわれることなく、カルテのなかでも、別紙にでも、大括弧に診療の流れを記入し、それを念頭に診療を進めれば良いわけで、形式にとらわれることなく、実用的なメモ書きでよいことになっ」（甲第一一〇号証 デンタルダイヤモンド増刊号 VOL.15 NO.9 P17）ている。

したがって、治療計画書に個々の具体的な処置内容を詳細に記載する必要はないことになる。

また、実際に用いられている治療計画書の様式もそのほとんどが、次に述べるように、簡潔な記載を行う様式が採用されており、具体的な処置内容を詳細に記載する様式とはなっていない。

### 2 岩手県歯科医師会による治療計画書

岩手県歯科医師会が作成しその使用を推奨している治療計画書（甲第一二〇号証）は、全顎を六分割した欄に番号（・Pー除石、・歯周ポケット搔爬、・早期歯周外

科手術、・F o p、・G - E c t、・補綴処置）を記載するという極めて簡潔な様式である。

従って、岩手県歯科医師会の右治療計画書を使用している歯科医師は、治療計画書には右・乃至・の番号を記載するのみで、それ以外の具体的処置を記載することはない（甲第一三号証）。従ってまた、歯周治療用装置に関する事項を記載することもない。そして、歯周治療用装置を装着した場合には、この様式の治療計画書に基づいて歯周治療用装置に関する診療報酬の請求が行われ、これまでその請求は認められてきているのである。このことは、保険点数の算定上、治療計画書の記載から歯周治療用装置の装着が当然に予定されているものと理解されるものについては、治療計画書に歯周治療用装置の記載がない場合でも、治療計画書に基づくものとして保険点数を算定していることを示すものである。

### 3 本件治療計画書の様式（歯周治療用カルテ）について

原告の治療計画書の記載様式は、昭和六一年に岩手県保険医協会が作成したものである。この様式は、保険医協会会員がP（・）型の歯周治療をできるだけ容易に取り入れることができるように作成されたものである。そして、岩手県保険医協会がこの様式を採用するにあたっては、昭和六一年三月に、当時基金の指導医療官であった菊地万之助医師の校正を受けるとともにその了承を受けて作成し採用したものである。なお、このカルテ様式は、昭和六一年六月二八日に開催された岩手県保険医協会歯科部会主催の「よくわかる歯周治療研究会」において出席者に紹介・配布され、全会員に対しては郵送にて紹介・配布されている。

したがって、原告の治療計画書の様式は、原告が独自に使用しているものではなく、指導医療官の了承のもとに岩手県保険医協会が作成したものである。また、この様式の治療計画書に基づいて、歯周治療用装置に関する診療報酬の請求が行われ、これまで、その請求は認められてきていたものである。この事実は、保険点数の算定上、治療計画書の記載から歯周治療用装置の装着が当然に予定されているものと理解されるものについては、治療計画書に歯周治療用装置の記載がない場合でも、治療計画書に基づくものとして保険点数を算定していることを示すものである。

### 4 治療計画書の具体的な記載例について

甲第一四号証は、デンタルダイヤモンド増刊号（VOL. 11 NO. 14 P204～212）に紹介されている治療計画書の記載例である。また、甲第一一号証の三〇三頁以下は、デンタルダイヤモンド増刊号（VOL. 15 NO. 9）に紹介されている治療計画書の記載例である。いずれの場合も、これらの治療計画書に基づいて歯周治療用装置の診療報酬請求が行われている。しかし、これらの治療計画書には、いずれも歯周治療用装置の記載は存在していない。

甲第一四号証の症例は左下第一小臼歯及び第二小臼歯に対して「C r」（鑄造冠）と記載されており、鑄造冠の装着が予定されている以上、当然に暫間被覆冠（歯周治療用装置）の装着も予定されている症例である。それにもかかわらず、この治療計画書に歯周治療用装置の装着の記載が行われていないのは、「C r」という治療計画書の記載から、この処置に伴って歯周治療用装置の装着が行われることが当然

に理解できるからである。なお、この症例では、治療計画書に歯周治療用装置の装着の記載が存在していないにもかかわらず、診療報酬の請求が行われている(二―三頁)。これは、治療計画書の記載から歯周治療用装置の装着が当然に予定されていると理解されるものについては、治療計画書に歯周治療用装置の記載がない場合でも、「治療計画書に基づく」ものとして保険点数が算定されていることを示すものである。

また、甲第一一〇三頁以下の症例は、右下五番乃至七番の暫間被覆冠(歯周治療用装置)を治療計画書の作成以前に装着した症例であり、この場合についても診療報酬の請求が行われている(三―三頁)。この場合の診療報酬の算定は、算定告示(乙第九号証)の歯科診療報酬点数表の「第二章特掲診療料」「第八部処置」「第一節処置料」(その他の処置)の「I 018 歯周治療用装置」の項の(4)において認められている。このように算定告示が、治療計画書を作成する以前の段階で装着した歯周治療用装置の診療報酬請求を認めているのは、治療計画書に歯周治療用装置の記載がなくとも、カルテ等の記載から歯周治療用装置の装着の必要性を理解することができるからにほかならない。このように、算定告示が、治療計画書に歯周治療用装置の記載がなくともカルテ等の記載から歯周治療用装置の装着の必要性が理解される場合については診療報酬請求を認めている以上、治療計画書の記載それ自体から歯周治療用装置の必要性が理解される場合について診療報酬が認められるべきことは当然のことと言わなければならない。右算定告示の定めはこの趣旨をも示すものというべきである。

三 以上述べたように、治療計画書は簡潔な記載を行うことで足りるとされている。そして、治療計画書の記載から歯周治療用装置の装着が当然に予定されていると理解することができる場合には、歯周治療用装置装着の処置は治療計画書に基づくものとして、診療報酬請求(保険点数の算定)が認められるべきであり、また実際にも認められてきたものである。

本件においては既に述べたように、治療計画書の記載から歯周治療用装置の装着が当然に予定されていると理解することができるのであるから、本件歯周治療用装置の装着は「治療計画書に基づく」ものというべきである。

## 第五 鴨井証言について

### 一 鴨井証人の証言能力について

鴨井証人は、「算定告示・通知の制定にかかわったことはない。」(同人の証人調書三七丁表)、「算定告示とかそういうものは、原告は、はっきり言って知りません。」(同三八丁裏)「原告、保険のルールはよく分かりません。」(同七三丁裏)と証言している。本件は、保険点数の算定が争点とされている事件である。それにもかかわらず、保険点数やその算定のルールについて全く知識がないというのでは、鴨井証人は本件の証人としてはほとんど意味がないと言うほかはない。

### 二 暫間被覆冠及び歯周治療用装置に関する証言について

鴨井証人は、暫間被覆冠について、「暫間被覆冠というのは、保険用語と言うん



でしょうか、テックというような言葉で呼んでおりますけど、歯周病とは、原告は余り関係ないと思うんですね。……歯周病治療用の装置とは違うというふうに考えております」（同人の証人調書一九丁裏、二〇丁表）と証言している。

しかし、暫間被覆冠は、英語で「temporary crown」と称し、保険用語（診療報酬算定規則上の用語）ではなく国際的に通用する歯科の学術用語であり、また国際的に著名な歯周病学の教科書であるシュールーガーの最新歯周治療学六〇三頁（甲第一七号証）において、「テンポラリークラウン（暫間被覆冠）を使用する目的は、形成を終わった歯の保護と歯肉の治療を促進することにある」と記載されているように、暫間被覆冠は、歯周病の治療と重要な関連性を有している。従って、証人の証言は、歯科医学的に誤っているというほかはない。

また、鴨井証人は、歯周治療用装置という用語は歯科医学辞典にも載っている学術用語である（同人の証人調書四六丁表、七三丁裏）旨の証言を行なっている。

しかし、現在市販されている歯科関係の用語集・辞典類には「学術用語集歯学編」文部省と日本歯科医学会発行、「歯周病学事典」クインテッセンス出版、「新歯学大事典」永末書店、「歯科医学大事典」医歯薬出版、「臨床歯科用語集」金原出版、「新常用歯科辞典」医歯薬出版等があるが、これらの用語集や辞典類には「歯周治療用装置」という用語は掲載されておらず、もちろんその歯科医学的解説も存在していない。このことは、「歯周治療用装置」という用語が、歯科医学における学術用語ではなく、単なる保険用語（診療報酬算定規則上の用語）であることを示すものである。

そもそも、歯周治療用装置と暫間被覆冠とは構造的には同じものである。新常用歯科辞典によると、「暫間被覆冠」は、「各種の歯冠補綴物を施すとき、支台形成の途中または支台形成後補綴物を装着するまでの間、有髄歯における歯髄の保護、支台歯の歯質の保護、咬合および歯列の変化を防ぐために、支台歯に暫間的に装着される冠をいう。」とされており、「歯周治療用装置」もこの「暫間被覆冠」に含まれるものである。つまり、暫間被覆冠のうち、P・型歯周治療に際して装着され診療報酬算定規則上保険点数が算定されるものを「歯周治療用装置」と呼んでいるに過ぎないのである。

以上述べたように、鴨井証人の証言は、明らかに誤っていると云わざるをえない。

### 三 歯肉炎改善期間について

1 鴨井証人は、原告が被覆冠を装着後硬質レジン前装冠の装着まで一週間程度の期間しか存在しておらず、かかる短期間の被覆冠の装着では歯肉の改善が図られるはずはなく、したがって右被覆冠は歯周治療を目的とした歯周治療用装置ではあり得ないかのごとき証言を行なっている（同人の証人調書二五丁表、裏、三四丁裏）。さらに、鴨井証人は、「歯周治療用装置の要件として、一カ月から数ヶ月にわたって装着する必要がある」とし、歯周組織の改善に一ヶ月から数ヶ月を要するとする根拠として、「エキスペリメンタル・ジンジバイテス・インマン」（「Experimental Gingivitis in Man」）と題する論文を紹介し、「実験的な歯肉炎というのがデンマークの王立歯科大学でやった例があり」、その実験では「歯肉炎を直すのに二週

間から三週間を要している」のであるから「歯肉炎を直すための目安として一カ月は必要であると考えている」旨証言している（同人の証人調書五二丁表乃至五四丁表）。

2 鴨井証人が引用した研究論文は、一九六五年に、Harald Loe 「Journal of Periodontology」という雑誌に発表した「Experimental Gingivitis in Man」と題する論文である（Loe H, Theilade E and Jensen B: Experimental gingivitis in man. Journal of Periodontology 1965; 36: 177-187.）（甲第一五号証、同一六号証）。その論文の要旨は次の通りである。

「目的：この研究の目的は、口腔内を清潔にするための積極的な努力をすべて停止することにより、健康な歯肉の患者に歯肉炎の発症を試みることであり、その結果として細菌叢や歯肉の中で生じる変化の経過を検討することである。

方法：被験者は、一二名である。被験者に口腔衛生を停止させて、歯肉の状態を経時的に観察し、同時に歯肉辺縁部付近に付着した歯垢を細菌学的に観察した。その後、口腔衛生を再開し、さらに歯肉と歯垢を同様に観察した。

結果：口腔衛生を停止して一〇日～二日間経過した後、全員に歯肉炎が生じた。口腔衛生を再開して二～三日後に、すべての被験者は健康な歯肉を取り戻した。細菌学的実験は、歯肉辺縁部付近の細菌数増加と細菌叢の構成変化を明らかにした。

結論：口腔衛生の停止は、歯垢の蓄積と歯肉炎の発症を引き起こす。歯肉炎は、口腔衛生を停止して一〇～二日で発症する。

歯垢が成熟する過程の中で細菌叢が継続的に変化する。細菌歯垢の除去は歯肉炎を解消させる。」

そして、この論文の DISCUSSION において、著者は以下の見解を示している。

「結局、この実験は細菌歯垢の除去が歯肉炎を解消させるという臨床的経験を認証した。口腔衛生を再開した後二～三日の内に、すべての被験者は実験を開始前よりさらに健康的な歯肉を持つに至った。」

従って、この論文は、鴨井証人の見解（歯肉の炎症が収まるのは一ヶ月以上かかる）の根拠とはなり得るものではない。そればかりか、鴨井証言とは逆に「歯肉の炎症は、口腔衛生を再開することにより、二～三日間で改善した」という事実について言及しているのであるから、「歯肉の炎症が収まるのは一ヶ月以上かかる」という鴨井証言は、この実験結果から見てもの誤りであるということになる。

平成八年（ワ）第一〇号 診療報酬請求事件

原告 外川 正

被告 社会保険診療報酬支払基金

平成一二年八月一八日

右被告指定代理人

近藤裕之

渡邊敬治  
菅 弘美  
多田英臣  
苅宿日登志  
右被告訴訟代理人  
川本 務

盛岡地方裁判所第二民事部 御中

第一 事案の概要と争点	9
一 事案の概要	9
二 争点	10
第二 当事者	10
一 原告の地位	11
二 被告の地位、業務	11
1 目的、業務	11
2 委託契約と診療報酬の審査、支払	12
3 審査委員会	13
第三 本件診療報酬請求の審査、支払の根拠	13
一 健康保険法に係る診療報酬請求の審査、支払方法	14
二 国家公務員共済組合法に係る診療報酬請求の審査、支払方法	15
第四 本件減点査定の適法性	17
一 原告のなした治療行為	17
二 原告の診療報酬請求	21
三 減点査定	22
四 再審査の申出等	23
五 本件減点査定の適法性	24
第五 原告の主張に対する反論	30
一 原告の主張	30
二 保険発二五号通知と歯周治療用装置の点数算定要件	30
1 保険発二五号通知の定め	30
2 歯周治療用装置の点数算定要件	32
三 本件被覆冠一について	32
1 診療の経過	32
(一) 適応検査、精密検査等	33
(二) 一連の歯周初期治療と再評価検査	34
(三) 修復物の除去とその後の処置	36
(四) メタルコア一の印象採得と本件被覆冠一の装着等	37
2 「治療計画書に基づく」ものか否かについて	38

(一)	治療計画書、カルテ本体の記載内容	38
(二)	原告の陳述書(甲第二〇号証)について	40
3	「最終的治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」に用いられたものか否かについて	41
(一)	本件被覆冠一の装着時期について	41
(二)	原告の主張に対する反論	42
4	「咬合の回復と残存歯の保護のため」のものか否かについて	43
(一)	歯周疾患の治療目的の有無	43
(二)	原告の主張等に対する反論	45
5	まとめ	48
四	本件被覆冠二及び三について	49
1	診療の経過	49
(一)	適応検査、精密検査等	50
(二)	歯周初期治療等	51
(三)	古いブリッジの除去と本件被覆冠二及び三の除去	53
(四)	メタルコアの印象採得、ブリッジの装着	55
2	「治療計画書に基づく」ものか否かについて	56
(一)	治療計画書、カルテの記載について	56
(二)	原告の陳述書(甲第二〇号証)について	58
3	「最終的治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」に用いられたものか否か	59
4	「咬合の回復と残存歯の保護のため」のものか否かについて	61
(一)	本件被覆冠二及び三の装着と歯周治療の関係	61
(二)	原告の主張に対する反論	62
5	まとめ	64
第六	結論	65

### 準備書面(一三)

被告は、これまでの審理の結果、ことに、本件における減点査定の理由及び主張・立証責任等を踏まえ、被告の主張を整理、敷衍して次のとおり述べる。

#### 第一 事案の概要と争点

##### 一 事案の概要

本件は、保険医療機関の指定を受け歯科医院を開設する保険医である原告が、二名の患者に対する歯槽膿漏等の治療に当たり装着した被覆冠が、健康保険法四三条の九を受けた厚生大臣の告示に係る「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(点数表)」の「歯周治療用装置」に該当するとして、保険者から診療報酬の審査、支払の委託を受けた被告に対し、右告示所定の点数を算定して診療報酬請求(以下「本件診療報酬請求」ということがある。)をしたところ、被告が、右被覆冠は「歯冠修復の製作に係る一連の診療行為における暫間被覆冠」であり、そ

の評価は歯冠修復の所定点数に含まれ、原告の主張する「歯周治療用装置」の算定要件に該当しないとして、減点査定をし、診療報酬の支払を拒んだため、原告が右減点査定に係る診療報酬相当額の支払を求めている事案である。

## 二 争点

本件の争点は、原告がその患者二名に対して装着した本件被覆冠が最終的治療である歯冠修復に係る一連の診療行為としての暫間被覆冠に当たり、原告の主張する「歯周治療用装置」の算定要件に該当しないか否かである。

## 第二 当事者

### 一 原告の地位

原告は、訴状の肩書住所地において外川歯科医院を開設する歯科医師であり、同医院は、健康保険法四三条の三に基づく保険医療機関の指定を受け、原告は、同法四三条の二に基づく保険医の登録を受けている。

### 二 被告の地位、業務

#### 1 目的、業務

被告は、社会保険診療報酬支払基金法(以下「基金法」という。)に基づき設立された法人であり(基金法二条)、政府等の保険者が健康保険法等の規定に基づいてなす療養の給付及びこれに相当する給付の費用について、右各給付に係る診療担当者に対して支払うべき診療報酬の支払、診療担当者より提出された診療報酬請求書の審査を行うことを目的とする(基金法一条)。

被告は、右目的を達成するため、各保険者から、毎月、その保険者が過去に要した診療報酬金額のうち一定額の委託を受け、診療担当者の提出する診療報酬請求書に対して、厚生大臣の定めるところにより算定した金額を支払い、右診療報酬請求書の審査を行うこと(その審査について不服の申出があった場合の再審査を含む。)等をその業務とする(基金法一三条一項)。

#### 2 委託契約と診療報酬の審査、支払

被告は、右業務を行う場合、保険者と委託契約を締結することとされ(基金法二二条四項)、被告は、右委託契約を締結した場合、診療担当者に対し、その請求に係る診療報酬につき自ら審査したところに従い自己の名において支払をする法律上の義務を負う(最高裁判所昭和四八年一月二〇日第一小法廷判決・民集二七卷一一号一五九四ページ)。

#### 3 審査委員会

被告は、診療報酬請求書の審査を行うため、従たる事務所ごとに審査委員会を設けるものとされ、審査委員会の委員は、診療担当者を代表する者、保険者を代表する者及び学識経験者のうちから委嘱され(基金法一四条一項、二項)、審査の公平が図られている。

## 第三 本件診療報酬請求の審査、支払の根拠

本件では、原告がその患者であったA子患者(以下「A子患者」という。)及びB子患者(以下「B子患者」という。)に係る診療報酬請求について被告のした減点査定 of 適否が問題となるが、以下のとおり、B子患者については健康保険法が、A子

患者については国家公務員等共済組合法がそれぞれ適用され、診療報酬請求の審査、支払の根拠法令が異なる。

#### 一 健康保険法に係る診療報酬請求の審査、支払方法

健康保険法四三条の四第一項は、保険医療機関等は、当該医療機関において診療に従事する保険医等に命令の定めるところにより診療等に当たらせるほか療養の給付(同法四三条一項の規定する診察、薬剤又は治療材料の支給、処置手術その他の治療等)を担当するものと規定している。右規定を受けて「保健医療機関及び保健医療養担当規則」(昭和四二年四月三〇日厚生省令第十五号乙第八号証)、以下「療養担当規則」という。)が定められている。

また、保険医療機関等が保険者に請求し得る療養の給付に関する費用(診療報酬)の額は、療養に要する費用の額から一部負担金に相当する額を控除した額であり(健康保険法四三条の九第一項)、療養に要する費用の額は、厚生大臣の定めるところにより算定される(同条第二項)。右規定を受けて「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(点数表)」(平成六年三月一六日厚生省告示第五十四号(乙第九号証)、以下「算定告示」という。)が定められている。

そして、同法四三条の九第四項は、保険者は、保険医療機関等から診療報酬の請求があったときは、療養担当規則、算定告示の定めにより、これを審査した上、支払うものとするとして規定する。保険者は、基金法一三条四項に基づき右審査、支払について被告と委託契約を締結している。

#### 二 国家公務員共済組合法に係る診療報酬請求の審査、支払方法

国家公務員共済組合法五八条一項は、保険医療機関等は、健康保険法及びこれに基づく命令の規定の例により、組合員及びその被扶養者の療養、診療等に当たらないと規定している。

また、同法五五条五項は、組合員が同条一項三号の保険医療機関等から療養の給付を受けた場合、組合は、療養に要する費用から組合員が支払うべき一部負担金に相当する金額を控除した金額を当該保険医療機関等に支払うものとするとして規定している。そして、同条六項は、右の療養に要する費用の額は、健康保険法四三条の九第二項の規定に基づき厚生大臣の定めるところにより算定した金額とするとして規定している。

したがって、組合員が保健医療機関等から療養の給付を受けた場合に、当該保険医療機関等の組合に対する右療養の給付に関する費用(診療報酬)請求の審査、支払方法は、健康保険法上の保険医療機関等のそれと同一であり、組合は、療養担当規則、算定告示に照らし、右請求を審査した上、その支払をすることになる。組合は、基金法一三条四項に基づき右審査、支払について被告と委託契約を締結している。

#### 第四 本件減点査定の適法性

##### 一 原告のなした治療行為

##### 1 A子患者関係(乙第一号証、第二二号証の一。なお、甲第六号証)

(一) 原告は、A子患者に対し、平成五年一月六日から平成七年六月二三日までの間、右上七番及び同四番ないし左上五番、右下六番ないし左下五番の歯牙につ

いての歯槽膿漏(P)、左上二番、一番、右上一番、二番についての歯根膜炎(Per、虫歯が深く歯の内部へ進行した状態)に関する歯科治療を実施した。

(二) この間、原告は、診療録の治療計画書の欄に治療計画を記載し、適応検査、精密検査を行い、その後、歯周初期治療(除石)、歯科衛生士の実地指導、歯周疾患指導、プラークの除去、感染根管措置などを繰り返し実施し、発赤、腫脹、排膿などの症状を漸次改善させた。

(三) 原告は、TEKや除石、プラーク処置などを繰り返し、平成七年六月六日、歯根膜炎を起こしている右上一番、二番、左上一番の歯牙につき、メタルコアの印象を採得(なお、メタルコアの印象採得は左上二番についても実施)の上、被覆冠(以下「本件被覆冠一」という。)を装着した。しかし、原告は、右本件被覆冠一の装着に関し、診療録に「歯周治療用装置ヒフク冠 s e t」と記載し、点数として一五〇点(五〇点×三)を算定した。

(四) 原告は、同月一三日、前記右上一番、二番、左上一番、二番の歯牙に銀合金メタルコアを装着して支台を築造し、点数として六四〇点(一六〇点×四)を算定し、同月二三日、同歯牙に硬質レジン前装冠を装着し、点数として五六八〇点((一四一三点十七点)×四)を算定した。なお、原告は、前記四歯に前装冠を装着するために歯冠形成、印象採得、咬合採得を行っているが、これらに関し、点数として合計二九一六点(六五五点×四十六〇点×四十一四点×四)を算定した。

## 2 B子患者関係(乙第二号証、第二二号証の二、なお、甲第七号証)

(一) 原告は、B子患者に対し、平成六年一二月七日から平成七年八月一日までの間、右上七番、六番、同四番ないし左上七番、右下八番、七番及び同五番ないし左下五番、七番の各歯牙についての歯槽膿漏(P)、左上四番についての歯根膜炎(Per)に関する歯科治療を実施した。

(二) この間、原告は、診療録の治療計画書の欄に治療計画を記載し、適応検査、歯冠研磨、歯科衛生士の実地指導、精密検査、除石、感染根管措置などを行い、発赤、腫脹、排膿などの症状を漸次改善させた。

(三) 原告は、平成七年七月四日、右上六番の歯牙につき、被覆冠(以下「本件被覆冠二」という。)を装着し、右装着に関し、診療録に「歯周治療用装置ヒフク冠 s e t」と記載し、点数として五〇点を算定した。原告は、同月一九日、右上六番の歯牙に歯冠形成(生PzFCK)を行い、点数として二九〇点を算定した。

(四) また、原告は、右同月四日右上四番の歯牙のメタルコアを除去し、同月一二日、メタルコアの印象を採得の上、同歯牙及び右上五番の歯牙に被覆冠(以下「本件被覆冠三」という。)を装着し、右装着に関し、診療録に「歯周治療用装置ヒフク冠 s e t」と記載し、点数として一〇〇点(五〇点×二)を算定した。

原告は、同月一九日、右上四番の歯牙に銀合金メタルコアを装着し、点数として一六〇点を算定し、同日、同歯牙に歯冠形成(失PzFCK)を行い、点数として一五五点を算定した。

(五) 右上四番、五番、六番の歯牙について、同月一九日、ブリッジの印象採得が行われ(二七〇点)、また、リテーナーが装着され(一〇〇+七×二)、同月二八日、

右上四番、六番に鑄造歯冠修復(五八七点十六三九点十五八四点)がなされた。

## 二 原告の診療報酬請求

原告は、A子患者に対する診療に当たり、平成七年六月六日、右上一、二番及び左上一番の歯について装着した本件被覆冠一を、B子患者に対する診療に当たり、同年七月四日、右上六番の歯に装着した本件被覆冠二及び同月一二日、右上四番、五番の歯に装着した本件被覆冠三をいずれも算定告示所定の「歯周治療用装置」に当たるとして(以下、右被覆冠一ないし三を併せて「本件各被覆冠」という。)、一歯につき五〇点を算定して被告に対し診療報酬請求をした(乙第一、第二号証)。

## 三 減点査定

これに対し、岩手県社会保険診療報酬請求書審査委員会(以下「審査委員会」という。)は、本件各被覆冠がいずれも右「歯周治療用装置」には該当せず、本件被覆冠一については、「過剰と認められる手術」(Bケ)に、本件被覆冠二及び三については「不相当又は不必要と認められる手術」(Dケ)に当たるとして、それぞれ減点査定をし(以下「本件各減点査定」ということがある。)、その旨原告に通知した(乙第四、第五号証)。なお、前者は、被覆冠であって「手術」ではなく、「処置」であることが明白であるから、「過剰と認められる処置」(Bク)が正しく、後者も同様であるから、「不相当又は不必要と認められる処置」(Dク)が正しい(被告の準備書面一の第一、四、3)。

付言すると、右にいう過剰とは、当該措置が医療措置として過剰であり、不適切であるという意味ではなく、当該措置は「歯周治療用装置」としては過剰であるという意味にすぎない。

## 四 再審査の申出等

原告は、本件各減点査定を不服として、本件被覆冠一の減点査定について平成七年九月八日付けで、本件被覆冠二及び三の減点査定について同年一〇月六日付けで、それぞれ再審査の申出をした(甲第一、第二号証の各一、二)。

これに対し、審査委員会は、平成七年一〇月一七日付けで、本件各被覆冠は「歯冠修復の製作に係る一連の診療行為における暫間被覆冠」であり、右一連の診療行為の所定点数に含まれるとして、再審査結果を原審どおりとする決定をし、そのころ、その旨原告に通知した(甲第四号証)。

## 五 本件減点査定の適法性

1 歯科点数表に関する厚生省の通達等をまとめた出版物である「歯科点数表の解釈」(乙第二一号証)によれば、「歯冠修復及び欠損補綴物の製作に係る一連の診療行為における暫間被覆冠、歯肉圧排、歯肉整形、歯肉息肉除去、特定薬剤の費用は、それぞれの所定点数に含まれる。(平成六・三・一六保険発二五)」と記されており、歯冠修復等に係る暫間被覆冠等の右一連の診療行為は、歯冠修復等に係る歯冠形成、支台築造(メタルコアを含む)、印象採得、装着(歯冠修復物、ブリッジ等の装着を含む。)、充填(銀錫アマルガムの充填等を含む。)など広義における歯冠修復等の医療行為に関する点数に含めて評価すべきこととされている。

その趣旨は、歯冠修復等の医療行為を適正に行うためには、補填物を除去し、歯



肉を圧排、整形するなどし、修復すべき歯の印象を採得し、歯冠等を築造の上、最終的な歯冠修復等を行う必要があるが、最終的な歯冠修復がなされるまでの間、当該歯部がいわば穴の開いた状態となることが多いことから歯の審美性を保持し、細菌感染等を予防するため、一時的に被覆冠を装着するなどの必要が生ずることが通例である上、かかる場合の被覆冠は、最終的な歯冠修復等がなされるまでの短期間における暫定的措置としてなされるものであるから、費用も高額となることはなく、しかして、前記歯冠修復等に係る歯冠形成、支台築造、歯冠修復物装着等については、これらの措置が採られることを見込んで、比較的高目の点数を設定していることを総合考慮し歯冠修復等に係る暫間被覆冠等の右一連の診療行為は、歯冠修復等に係る歯冠形成、支台築造、装着など広義における歯冠修復等の医療行為に関する点数に含めて評価すべきものとしたものである。

したがって、暫間被覆冠等について独立した医療行為としての点数算定を行うことは誤りであって、実質上の二重評価にほかならず、許されない。

2 そこで、まず、本件被覆冠一についてこれをみると、前記のとおり、原告は、平成七年六月六日、歯根膜炎を起こしている右上一番、二番、左上一番の歯牙につき、メタルコアの印象を採得の上、本件被覆冠一を装着し、診療録に「歯周治療用装置ヒフク冠 s e t」と記載し、点数として一五〇点（五〇点×三）を算定したこと、右三歯に左上二番の歯を加えた四歯は、その一週間後の同月一三日、銀合金メタルコアを装着して支台を築造し、点数として六四〇点（一六〇点×四）を算定したこと、同月二三日、同歯牙に硬質レジン前装冠を装着し、点数として五六八〇点（（一四一三点十七点）×四）を算定したこと（なお、右記四歯に前装冠を装着するために歯冠形成、印象採得、咬合採得に関し、点数として合計二九一六点（六五五点×四十六〇点×四十一四点×四）が算定済みである）がそれぞれ認められる。そうすると、本件被覆冠一は、最終治療である支台築造、硬質レジン前装冠装着に近接し、その前提として、それまでの間、歯の審美性の保持、感染防止などのために装着された暫間被覆冠であり、右被覆冠の点数は、その後の歯冠修復等に係る医療行為の所定点数に含まれて評価されているというべきであるから、これを独立の医療措置として点数評価することは実質上の二重評価に当たり相当ではない。

3 また、本件被覆冠二、三についてこれをみると、前記のとおり、原告は、平成七年七月四日、右上六番の歯牙の冠を除去し、同歯牙に本件被覆冠二を装着し、点数として五〇点を算定し、同日、右上四番の歯牙のメタルコアを除去し、同月一二日、メタルコアの印象を採得の上、同歯牙及び右上五番の歯牙に本件被覆冠三を装着し、右装着に関し、診療録に「歯周治療用装置ヒフク冠 s e t」と記載し、点数として一〇〇点（五〇点×二）を算定し、同月一九日、右上四番の歯牙に銀合金メタルコアを装着し、点数として一六〇点を算定し、同歯牙に歯冠形成（失PzFCK）を行い、点数として一五五点を算定したこと、同日、この右上四番、六番には、同五番をまたいでブリッジの印象採得が行われ（二七〇点）、リテーナーが装着されたこと（一〇〇十七×二）、同月二十八日、右上四番ないし六番に鑄造歯冠修復（五八七点十六三九点十五八四四点）がなされたことがそれぞれ認められる。

そうすると、本件被覆冠二、三も、最終治療である鑄造歯冠修復等に近接し、その前提として、それまでの間、歯の審美性の保持、感染防止などのために装着された暫間被覆冠であり、右被覆冠の点数は、その後の歯冠修復等に係る医療行為の所定点数に含まれて評価されているというべきであるから、これを独立の医療措置として点数評価することは実質上の二重評価に当たり相当ではない。

2 したがって、本件被覆冠一ないし三に関し、独立の医療措置としての点数評価を認めず、これらを減点査定した被告の処分は適法というべきである。

## 第五 原告の主張に対する反論

### 一 原告の主張

これに対し、原告は、本件被覆冠一ないし三が点数表の「歯周治療用装置」に該当すると主張して、これに関する診療報酬を請求する。かかる主張が失当であることはこれまで述べたところから明らかであるが、念のため、被告は、右主張に対し、以下のとおり反論する。

### 二 保険発二五号通知と歯周治療用装置の点数算定要件

#### 1 保険発二五号通知の定め

厚生省保険局医療課長及び厚生省保険局歯科医療管理官の都道府県民生主管部(局)保険主管課(部)長及び国民健康保険主管課(部)長宛て保険発第二五号平成六年三月一六日付け「新診療報酬点数表の制定(昭和三三年告示の全部改正)等に伴う実施上の留意事項について(通知)」(乙第一一号証以下「保険発二五号通知」という。)は、歯周治療用装置について、「治療計画書に基づき、最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間、残存歯の保護と咬合の回復のために行う被覆冠又は床義歯をいう。」と定義している(同通知の〔検査〕、〈検査料〉の4、(1)(乙第一一号証の二〇六ページ))。

保険発二五号通知は、算定告示の解釈指針となるものであり、右各定めもP・型治療における歯周治療装置の位置付け、機能等を念頭に置いてその点数算定要件を明らかにしたものであり、その定めには算定告示の解釈準則としての相当性、合理性が認められる。

したがって、右各処置の点数算定は、右通知に従ってなされるべきであるが、右通知の解釈に当たっては、歯科医学の常識として確立されたP・型治療のルールを踏まえるべきことはもとより当然である。

#### 2 歯周治療用装置の点数算定要件

前述のとおり、保険発二五号通知によれば、歯周治療用装置は、治療計画書に基づき、最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間、残存歯の保護と咬合の回復のために行う場合に所定の点数算定が認められる。そこで、以下、項を改め、本件被覆冠一ないし三が右の場合に該当するか否かにつき、本件における事実関係を踏まえ検討する。

### 三 本件被覆冠一について

#### 1 診療の経過

A子患者の歯科診療録(甲第六号証)によれば、A子患者の外川歯科医院の初診は

平成五年十一月六日であり、平成六年六月七日から平成七年四月一七日までの通院中断期間を挟んで平成七年六月二三日までの間、原告の診療を受けている。右診療録からうかがわれる左上二番、一番、右上二番の歯牙についての歯周治療の経過は次のとおりである。

(一) 適応検査、精密検査等

前記診療録(甲第六号証)によれば、右上二番、一番、左上二番の歯牙を含む右上七番及び同四番ないし左上五番、右下八番ないし左下七番の各歯牙が軽度(P1)の歯槽膿漏に罹患していると診断され、平成五年十一月一三日に適応検査を、同月二〇日に精密検査をそれぞれ行った旨の記載があり、これに続けて治療計画書、再評価検査の記載がある(同号証の一枚目ないし七枚目、第一〇号証の四枚目)。

(二) 一連の歯周初期治療と再評価検査

また、カルテ本体(同号証の六枚目以下)には、平成五年一二月四日の欄に、左上二番、一番、右上二番の歯牙を含む左上三番ないし右上三番の歯牙について、「歯周初期治療(除石)」の、同月二九日の欄に、右上二番一番左上二番の歯牙を含む右上七番及び同四番ないし左上五番の歯牙について「再評価検査 歯科衛生士の実地指導」の記載がある。

平成六年一月一二日の欄には、同じ右上七番及び同四番ないし左上五番の歯牙について、「再P除石」、「歯周疾患指導管理科(・)」の記載があり発赤、腫脹、排膿の各項目には、いずれも「改善」に丸印が記されている。同月二八日の欄には、同歯牙について、「再P除石」の、同年二月五日の欄には、同歯牙について、同年一月一二日と同じ「再P除石」、「歯周疾患指導管理科(・)」の記載があり、やはり発赤、腫脹、排膿の各項目には、いずれも「改善」に丸印が記されている。

また、同歯牙について、同年三月一五日、同月一九日及び同月二三日の各欄には、それぞれ「再P除石」の記載があり、同年四月六日の欄には、「歯周疾患指導管理科(・)」の記載があり、発赤、腫脹、排膿の各項目にはいずれも「改善」に丸印が記されている。

同歯牙について、平成六年五月一七日の欄には、「再評価検査 歯科衛生士の実地指導」の記載があり、これに続く同月二四日、同月三十一日、同年六月七日の各欄にはそれぞれ「再P除石」、「歯周疾患指導管理科(・)」の記載があり、発赤、腫脹、排膿の各項目は、いずれも「改善」と記され、その後、A子患者は通院を中断している。

(三) 修復物の除去とその後の処置

治療再開後の平成七年四月一七日の欄には、同歯牙について「歯周疾患指導管理科(・)」の記載があり、発赤、腫脹、排膿の各項目は、いずれも「改善」と記されている。同月一八日の欄には、同歯牙について「再P除石」の記載がある。

同月二五日の欄には、左上一番の歯牙について「メタルコア一除去」の記載があり、同月二七日の欄には、右上二番、一番の歯牙について「前装FCK除去」の記載がある。

同年五月一日の欄には、「歯周疾患指導管理科(・)」の記載があり、発赤、腫脹、

排膿の各項目は、いずれも「改善」と記されている。また、同日及び同月八日の各欄には、右上二番、一番、左上一番の歯牙について「RCT」の記載がある。

また、同月一〇日、一一日の各欄には、それぞれ左上一番の歯牙について「TEK」の記載があり、同月二四日の欄には、右上七番及び同四番ないし左上五番の各歯牙について「再P除石」の記載があり、同月二六日、二九日ないし三一日、同年六月五日の各欄には、右上二番の歯牙について、いずれも「TEK」の記載がある。

#### (四) メタルコアの印象採得と本件被覆冠一の装着等

以上の経過の後、同年六月六日の欄には、左上二番、一番、右上一番の各歯牙について、「歯周疾患指導管理科(・)」の記載(発赤、腫脹、排膿欄はいずれも「改善」と記されている。)に続けて、同歯牙について「メタルコアinP」、「歯周治療用装置ヒフク冠set」と記載があり、右被覆冠が被告の減点査定に係る本件被覆冠一である。

その一週間後である同月一三日の欄には、メタルコアの印象採得を行った左上二番、一番、右上一番の歯牙について「銀合金メタルコアSet」、「失PZ硬質レジン前装冠」(歯冠形成、硬質レジン前装冠装着のため歯を削ることである。)及び「TEK」の記載があり、同月二三日の欄には、同歯牙について「硬質レジン前装冠Set」の記載がある。

## 2 「治療計画書に基づく」ものか否かについて

### (一) 治療計画書、カルテ本体の記載内容

原告は、平成六年一月二〇日、A子患者の治療計画書を作成したとし、前記診療録(甲第六号証の三枚目)には、治療計画書の記載がある。

しかし、右治療計画書には、予定した処置の内容として「除石」、「RCT」(根管治療)の記載があるのみで、本件被覆冠一については何らの記載もない。また、同診療録の「臨床所見及び治療計画書の評価・変更」欄(同号証の四、五枚目)にも、平成五年一月二九日、平成六年三月五日、同年五月一七日、平成七年四月一七日の各欄にいずれも「変更なし」との記載が存するのみで、やはり本件被覆冠一の装着に関する記載はない。

のみならず、カルテ本体(同号証の六枚目以下)にも本件被覆冠一の装着が予定されていたことをうかがわせるような記載は存しない。

また、前記のとおり、右上二番、一番、左上一番の各歯牙については、精密検査後、一連の歯周初期治療(除石)、再評価検査、歯周疾患指導管理が行われ、途中で修復物が除去されているが、右治療期間中は治療用被覆冠は一切用いられず、逆に治療用のものでないTEK(暫間被覆冠)が用いられるなどしている。そして、最終的治療の一環としてのメタルコアの印象採得が行われる段階に至ってから本件被覆冠一が用いられている。

これは、P・型の治療手順に則ったものとは解し難く、右治療経過からしても、本件被覆冠一があらかじめ計画された治療用の処置の一環として用いられたものであるとは到底認め難い。

以上のことからすれば、右被覆冠が治療計画書に基づくものといえないことは明

らかである。

(二) 原告の陳述書(甲第二〇号証)について

原告の陳述書中には、治療計画書の「除石」、「RCT」の記載からは、歯周治療用装置の装着が予定されていることが当然に読みとれるかのような記述がある(甲第二〇号証の三二ないし三五ページ)。

しかし、除石やRCT(根管内容物の除去、根管清掃等を行うことである(乙第一七号証の一九ページ。))は、歯周病や齲蝕症の基本的治療であって、これらの処置から歯周治療用装置の装着等が当然に予定されているということはできず、前記記述は採用し得ない。

3 「最終的治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」に用いられたものか否かについて

(一) 本件被覆冠一の装着時期について

本件被覆冠一の装着はメタルコアの印象採得と同時にされていることは、前記診療録から明らかである。メタルコアは、最終的な修復物(A子患者の場合、硬質レジン前装冠)の支台鑄造物であって前装冠の装着と一体不可分のものであるから、まさに最終的治療の一環にほかならない。そして、前記診療経過のとおり、同月一三日には、銀合金メタルコアを装着するとともに、最終的な修復物装着のための歯冠形成を行い、本件被覆冠一を「TEK」に付け替えている。したがって、本件被覆冠一が用いられたのは、メタルコアの印象採得から次の受診日までのわずか一週間にすぎないことになる。

したがって、本件被覆冠一が最終的治療を行う段階で用いられたものであることは明らかであり、「最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」に装着されたものに該当しない。

(二) 原告の主張に対する反論

原告の陳述書中には、メタルコアは、歯冠修復物の土台であって、歯冠修復物そのものではなく、算定告示上の点数も歯冠修復物とは別個に算定されるから、メタルコアの印象採得に着手したとしても、「最終的な治療としての歯冠修復」に着手したとはいえないとの記述がある(甲第二〇号証の二〇ページ)。

しかし、メタルコアは、歯冠修復物とは材質や点数算定要件が異なるとはいっても、その土台にほかならず、これなしで最終的な歯冠修復物の装着は不可能であるから、その印象採得は、治療段階からみれば最終的治療の一環であることに変わりはない。したがって、右記述は採用し得ない。

4 「咬合の回復と残存歯の保護のため」のものか否かについて

(一) 歯周疾患の治療目的の有無

本件被覆冠一が歯周治療用装置としての「被覆冠」に該当するといえるには、それが「咬合の回復と残存歯の保護」のため、すなわち、歯周組織の維持、改善という歯周疾患の積極的治療のために用いられたものであることを要する。

しかるに、前記診療経過のとおり、本件被覆冠一が用いられた右上二番一番、左上一番の歯牙については、右最終的治療に至るまでの間、除石その他の歯周治療や

再評価検査が繰り返し行われ、その間の歯周疾患指導管理には、発赤、腫脹及び排膿の各項目に一貫して「改善」と記され、右各歯牙について古い修復物を除去した後も治療用被覆冠を装着しないまま歯周治療が続けられ、メタルコアの印象採得に至ってから本件被覆冠一が装着されている。

そうすると、少なくともメタルコアの印象採得に至った時点では、既に歯肉の状態は、十分改善されていたものとみるのが自然であり(前記のとおり、もともとA子患者の歯周炎の程度が軽症であった。)、右印象採得時からその装着時までのわずか一週間、装着されたにすぎない右被覆冠が、右最終的治療とは独立の治療用のものであったとは到底評価し難い。

したがって、右被覆冠は「咬合の回復と残存歯の保護」のためのものには該当しない。

## (二) 原告の主張等に対する反論

原告は、本件被覆冠一の装着時点におけるA子患者の歯肉の状態は、かなり改善しつつあったとはいえ十分ではなかったと主張し(平成八年一〇月一日付け準備書面の五)、原告本人尋問の結果中には、これに沿う部分がある。

しかし、本件被覆冠一装着時の診療録の右上二番及、一番、左上一番の歯牙の発赤、腫脹及び排膿の各項目がいずれも「改善」と記されていることは前記のとおりである。また、同箇所の「指導内容及び指導計画」欄にも、「移動が早くなならないように気をつけながら、一歯磨きをするよう話す」と口腔清掃に関する一般的指導内容が記されているのみで、歯肉の状態については何らの記載もない。これらの記載に照らせば、右時点で原告のいう治療の必要な炎症が存したというのはいかにも不自然である。

原告は、「改善」は「治癒」とは意味が異なるとも供述するが、原告のいうとおりであるとすれば、「改善」に至る前の古い修復物を除去した段階ないし歯周初期治療の段階ないしでは治療用被覆冠(歯周治療用装置)を用いずに治療を継続し得たのに、最終的治療に着手したメタルコアの印象採得の段階に至ってから何故これを装着する必要性が生じたのかおよそ理解し難い。

また、原告は、本件被覆冠一の装着は、メタルコア装着までの間、咬合の回復と歯根膜の廃用性萎縮を防ぎ、残存歯を保護する目的によるものであったとも主張する(陳述書(甲第二〇号証)の第三、三、1)。

しかし、歯周治療装置による咬合の回復や歯根膜の保護等は、長期にわたる歯周組織の維持、改善に繋がる場合に、最終的処置とは独立の処置として特に高い点数算定が認められているのであり、歯周組織の維持、改善が既に終了した段階の最終的処置であるメタルコア装着までのわずか一週間装着された右被覆冠は、右治療目的に資するものとは解し得ず、右最終的処置の一環とみるほかはない。

また、本件被覆冠一が歯周組織の治療のためのものであったとすれば、装着後、一か月程期間をおいて再評価検査を行い、歯肉の改善の度合いを確認した上で最終的治療に着手するのが当然の順序であるところ、本件では、再評価検査を行われた形跡もなく、わずか一週間後にはメタルコア一が装着されている。

これらのことからすれば、本件被覆冠一が歯周治療目的で装着されたとは到底解し得ず、原告の前記主張等は採用し得ない。

#### 5 まとめ

以上のとおり、本件被覆冠一は、一連の診療経過における位置付け、装着時期や装着期間、装着目的からして、最終的処置であるメタルコアの印象採得とは独立の歯周組織の維持、改善に資するものとして、メタルコアの点数に加え特に高い点数を算定するに値するものとは評価し得ない。

むしろ、右被覆冠は、メタルコアないし最終的な修復物としての硬質レジン前装冠の装着までの間、一時的に歯の外観の審美性保持のために用いられた(右被覆冠が装着された右上二番、一番、左上一番の歯牙はいずれも前歯である。)暫間被覆冠とみて、メタルコアの点数及び歯冠形成、印象採得、咬合採得の点数に含めて評価するのが相当である(証人鴨井調書)。

したがって、右被覆冠について、歯周治療用装置の点数算定は認められず被告の減点査定は適法である。

#### 四 本件被覆冠二及び三について

##### 1 診療の経過

B子患者の診療録(甲第七号証)によれば、B子患者が外川歯科医院において、本件被覆冠二を装着した右上六番、本件被覆冠三を装着した右上四番、五番の各歯牙(右上五番の歯は人口歯であり、右上四番から同六番にかけて古いブリッジが装着されていた。)の治療を受けた期間は、平成六年一二月七日から平成七年八月一日までである。右診療録からうかがわれるB子患者の診療経過は次のとおりである。

##### (一) 適応検査、精密検査等

B子患者は、初診時である平成六年一二月七日、本件被覆冠二及び三を装着した前記各歯牙を含む右上七番、六番及び同四番ないし左上七番、右下八番、七番及び同五番ないし左下五番、七番の各歯牙が軽度(P1)の歯槽膿漏に罹患していると診断され、同月七日、適応検査を、同月一九日精密検査を受けた。そして、前記診療録の右各検査の記載に続けて、治療計画書、再評価検査の各欄の記載が存する(甲第七号証の一枚目ないし六枚目)。

##### (二) 歯周初期治療等

前記診療録(甲第七号証)の平成七年一月一九日の欄には、右上七番、六番及び四番の各歯牙について「歯周初期治療 除石」の記載がある。同年二月三日の欄には、右各歯牙を含む前記歯槽膿漏の診断を受けた各歯牙について、歯周疾患指導管理科(・)の記載があり、発赤、腫脹及び排膿の各項目は、いずれも「改善」に丸印が記されている。

同月二四日の欄には、本件被覆冠二及び三を装着した各歯牙を含む右上七番、六番、四番及び同二番ないし左上七番の各歯牙について「再評価検査 歯科衛生士の実地指導」の記載があり、また、同年三月三日の欄には歯周疾患指導管理科(・)の記載があり、発赤、腫脹及び排膿の各項目はやはり「改善」と記されている。右欄の「指導内容および指導計画」には、「かなり磨き方もうまくなっているし、プラ

一クもあまり残っていないので、この状態を常に保てるようにいつもていねいに磨くように話す」との記載がある。また、右記載に続けて「再P除石」の記載があり、同年三月一〇日、同月一四日にも同記載がある。

同年四月一日の欄には、軽度の歯槽膿漏に罹患しているとされた前記（一）の各歯牙について、歯周疾患指導管理科（・）の記載があり、発赤、腫脹及び排膿の各項目は、いずれも「改善」と記され、「指導内容および指導計画」には、「きれいに磨いているようなので、このままバス＋スクラビング法を用いて磨くよう話す。」との記載がある。

同年五月八日の欄にも、同歯牙について歯周疾患指導管理科（・）の記載があり、発赤等の各項目の記載は前記同様であり、「指導内容および指導計画」には、「歯ブラシの動かし方や角度などに気をつけてバス＋スクラビング法で磨くように話す。」との記載がある。

また、同歯牙について、同月三〇日の欄には、「再評価検査 歯科衛生士の実地指導」の記載があり、同年六月三日の欄には、歯周疾患指導管理科（・）の記載があり、発赤等の各項目はいずれも「改善」と記されている。「指導内容および指導計画」には、「舌側部の磨き方がうまくできていないようだ。プラークはあまり残っていないようなので、意識して歯ブラシに角度をつけ、一歯磨きをするように話す。」との記載がある。

また、同日欄には、右記載に続けて「再P除石」の記載があり、同年六月一〇日、同月一四日の各欄にも、同歯牙について同じ記載がある。

### （三） 古いブリッジの除去と本件被覆冠二及び三の除去

平成七年七月四日の欄には、右上四番ないし六番の各歯牙について「ダミー切除」の記載があり（右上四番ないし六番に装着されていた古いブリッジを切断したとの意味である。「ダミー」とは、右上五番の人工歯である）、これに続けて、右上六番の歯牙について「FCK除去」（ブリッジを除去したという意味）及び「歯周治療用装置ヒフク冠set」の記載があり（本件被覆冠二である。）、また、右上四番の歯牙について「メタルコアー除去」の記載がある。

また、同日欄には、歯周疾患指導管理科（・）の記載があり、発赤には、「不変」と「改善」の双方に丸印が記され、腫脹及び排膿にはいずれも「改善」に丸印が記されている。「指導内容および指導計画」には、「プラークはあまり付着していないが、上顎臼歯部に磨き残しが見られる。もう少し時間をかけて、歯ブラシが確実に歯頸部に当たっていることを確認しながら磨くことを話す」との記載があり、また、これと明らかに異なる筆跡で、「左上五部発赤あり」との記載がある。

同月一二日の欄には、右上四番の歯牙について、「メタルコアーinp」（メタルコアーの印象採得）の記載があり、また、「歯周治療用装置ヒフク冠set」（本件被覆冠三である。）、「次」Br inp」（次回、ブリッジの印象採得を予定しているとの意味）の各記載がある。

### （四） メタルコアの印象採得、ブリッジの装着

その一週間後である同月一九日には、右上四番の歯牙について、「銀合金メタル



コアーset」(メタルコアーの装着の意味)の記載があり、同歯牙及び右上六番の各歯牙について「ワンピース2Br—inp」(ブリッジの印象採得の意味)、「失pzFCK、生pzFCK」(ブリッジ装着のための歯冠形成の意味)の各記載がある。

そして、同月二八日の欄には、「ワンピースBrSet」(ブリッジを装着したとの意味)の記載がある。

## 2 「治療計画書に基づく」ものか否かについて

### (一) 治療計画書、カルテの記載について

前記診療録(甲第七号証の三枚目)のとおり、原告はB子患者の治療計画書を作成しているが、これには、本件被覆冠二及び三を装着した右上四番ないし六番の各歯牙の処置内容として「除石」、「Cr」(ブリッジの意味である(甲第一〇号証。))、の記載しかなく、本件被覆冠二及び三のいずれの装着予定の記載もない。のみならず、右診療録のカルテ本体(甲第七号証の五枚目以下)にも、右各被覆冠の装着予定を記した箇所は存しない。また、前記診療経過のとおり、古いブリッジを装着したまま歯周治療を続け、これを除去して新たなブリッジの装着に取りかかる段階で、発赤箇所が見つかったとして、急遽、治療用被覆冠を装着するなどということは、到底P・型の治療手順を踏まえたものとは評価し得ない。したがって、実際の診療経過に照らしても、本件被覆冠二及び三の装着が治療計画に基づくものとは認め難い。

仮に右被覆冠が右時点で急遽必要となったものであるとすれば、当初から計画、予定されたものでないことは明らかであり、また、前記診療録の「臨床所見及び治療計画書の評価・変更」(甲第七号証の四枚目)には、その旨の治療計画変更の記載もない。

以上のことから、右各被覆冠が治療計画書に基づき装着されたものといえないことは明らかである。

### (二) 原告の陳述書(甲第二〇号証)について

原告の陳述書中には、歯周治療用装置は、除石やCr(ブリッジ)の装着に伴い当然に予定された処置であり、これらについての治療計画書の記載は、歯周治療用装置のそれをも含むものと解すべきである旨の記述がある(甲第二〇号証の三五、三六ページ)。

しかし、前述のとおり、「除石」は歯周病の治療には例外なく行われるとあってよく、右処置が歯周治療用装置の装着を当然に予定したものといえないことは明らかである。

また、歯周治療用装置は、歯周組織の維持、改善の観点から必要性が認められる場合に用いられるものであり(証人鴨井調書)、最終的治療としてブリッジの装着が予定されている場合、常に用いられるものではない。したがって、治療計画書のブリッジの記載から歯周治療用装置の装着が当然に予定されていると解することはできない。

原告の主張によれば、治療計画書にブリッジに関する記載があれば、その装着までの間に行われる処置のほとんどの予定が読みとれるかの如くであるが、それでは、

治療計画書を作成する意味がなくなってしまう。

したがって、前記陳述書の箇所は採用し得ない。

3 「最終的治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」に用いられたものか否か

前述のとおり、本件被覆冠二は、右上六番の歯牙について、古いブリッジ除去後、新たなブリッジの印象採得及びその装着のための歯冠形成を行うわずか一週間前に装着されたものである。また、本件被覆冠三は、メタルコアの印象採得と同時に、しかも右上六番の歯牙と同様、そのわずか一週間後に新たなブリッジの印象採得を控えた時期に装着されたものである。右時期は、除石やプラーク除去といった歯周治療のための一連の処置はすべて終了していた。

このような歯周治療の終了した最終的治療に入る段階で装着された右各被覆冠は、メタルコアやブリッジの印象採得、装着といった最終的処置とは独立して高い点数に値するような治療処置とは評価し得ず、これらの最終的処置の一環としてこれに含めて評価されるべきものである。

したがって、右各被覆冠は、その装着時期からして、「最終的治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」に用いられたものとは解し得ない。

4 「咬合の回復と残存歯の保護のため」のものか否かについて

(一) 本件被覆冠二及び三の装着と歯周治療の関係

前述のとおり、原告は、平成七年一月一九日から、B子患者に対する除石、プラークコントロール等の歯周初期治療を行っているが、この間の歯周疾患指導管理によれば、右上四番ないし六番の歯牙のプラークコントロールは良好で、歯肉の発赤、腫脹及び排膿には、同年七月四日に至るまですべて「改善」と記され、指導内容、指導計画にも、歯肉の状態が不良であることを示唆する記述は見当たらない。

このように、B子患者の前記各歯牙の歯肉の状態が一貫して良好に保たれていたことは明らかであり、また、ブリッジの印象採得や歯冠形成を一週間後に控え、あるいは、メタルコアの印象採得に既に着手した平成七年七月四日ないし同月一二日の時点では、除石、プラークコントロールといった一連の歯周治療は既に終了していたのであるから、右各歯牙の歯肉の状態は、格別の治療を要しない程度にまで改善されていたとみるのが相当である。

したがって、右各時点で装着された本件被覆冠二及び三が、歯周組織の維持、改善の目的で用いられたとは解し得ず、これらが「咬合の回復と残存歯の保護のため」のものであるとは認められない。

(二) 原告の主張に対する反論

原告は、平成七年七月四日の診療時に右上四番ないし六番の歯について古い冠を外したところ、炎症箇所が見つかったので、その治療のため右各被覆冠を治療目的で装着した旨主張し(平成八年一〇月一日付け準備書面の別紙二の四)、原告の供述中にはこれに沿う部分もある。

しかし、前記診療録(甲第七号証)の右日付けの右各歯牙の歯肉の発赤腫脹及び排膿の各項目に、いずれも「改善」と記されていることは前述のとおりである(発赤

の欄には「不変」にも丸印が付されているが、「不変」とは以前の状態と比較してはじめていえることであって、このとき初めて見つかった発赤について「不変」と記すこと自体不可解である。)

しかも、同欄の「指導内容および指導計画」欄にはそのような炎症箇所が存することを示唆する記載はない。もっとも、同欄には「左上五部発赤あり」との書き込み部分が存するが、他の記載とは明らかに筆跡が異なり事後に書き込みがされた形跡がうかがわれる。

これらのことからすれば、前記各歯牙に原告のいう炎症が存したかは極めて疑わしい。

古い冠等を除去した場合、軽度の炎症箇所が発見されることもないとはいえないが、そのような炎症は、その原因である冠等の不適合物を除去すれば、自然治癒する程度のものであり、長期にわたる治療を要する歯周疾患とは根本的に異なる。そして、原告が前記炎症箇所が発見されたとする平成七年七月四日のわずか八日後の同月一二日には、右上四番の歯牙のメタルコアの印象採得を行っていることからしても、治療を要する程度の歯肉の炎症が存したとは到底考え難い。

したがって、原告の前記主張等は採用し得ない。

#### 5 まとめ

以上のとおり、本件被覆冠二及び三が歯周治療用装置として最終的治療であるメタルコアやブリッジの印象採得や歯冠形成ないしこれらの装着とは別個に、歯周治療の目的で用いられたものとして特に高い点数を加算するに値するものでないことは明らかである。むしろ、右各被覆冠は、右最終的処置を行うまでのごく短期間、ブリッジ除去後の歯牙の審美性や細菌感染防止を図る目的で装着された暫間被覆冠とみるのが相当であり(証人鴨井調書)、右各最終的処置の点数に含めて評価すべきものというべきである。

したがって、右各被覆冠について歯周治療用装置としての診療報酬請求が認められないことは明らかである。

#### 第六 結論

以上の次第であり、本訴請求は理由がないから、棄却されるべきである。

平成一二年一一月二四日言渡 同日交付 裁判所書記官

平成八年(ワ)第一〇号 診療報酬請求事件

判決

盛岡市山岸一丁目二番四六号

原告 外川正

右訴訟代理人弁護士 山中 邦紀

右訴訟復代理人弁護士 高橋 耕

右訴訟代理人弁護士 佐々木 良博

東京都港区新橋二丁目一番三号  
被告 社会保険診療報酬支払基金  
右代表者理事長 末次 彬  
右指定代理人 近藤 裕之  
同 渡邊 敬治  
同 菅 弘美  
同 多田 英臣  
同 苅宿 日登志  
右代理人幹事長 川本 務  
主文

一 被告は、原告に対し、金二四〇〇円及びこれに対する平成八年二月二日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。

二 訴訟費用は被告の負担とする。

事実

第一 当事者の求めた裁判

一 請求の趣旨

1 主文と同旨

2 仮執行の宣言

二 請求の趣旨に対する答弁

1 原告の請求を棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

3 仮執行免脱の宣言

第二 当事者の主張

一 請求原因

1 当事者

(一) 原告は、肩書住所地に外川歯科医院を開設している歯科医師である。同医院は、岩手県知事から健康保険法所定の保険医療機関の指定を受けている。

(二) 被告は、社会保険診療報酬支払基金法によって設立された公法人であり、政府又は健康保険組合などの保険者が健康保険法その他の法律の規定に基づいてする診療の給付及びこれに相当する給付の費用について、保険者の委託を受けて、診療の給付を担当する病院、診療所、医師らの者に対して支払うべき費用の支払をし、その中で、診療担当者から提出された診療報酬請求書の審査を行っている。

2 原告の診療行為

原告は、A子患者(以下「A子患者」という。)及びB子患者(以下「B子患者」という。)に対し、以下のとおりの処置を施した(以下、A子患者及びB子患者に対する各治療を「本件各治療」という。)

(一) A子患者に対する処置

原告は、A子患者に対し、平成五年十一月二〇日に治療計画書を作成の上、歯槽膿漏症(辺縁性歯周炎)及び齲蝕の治療を行ってきたが、平成七年四月二五日

及び同月二七日に古い冠を除去したところ、冠に隠れていた虫歯部分に接する一部歯肉に炎症が認められ、その部分の歯肉は、発赤し、軽度の刺激で血がにじみ出てくる状態にあった。そのため、前歯三歯は感染根管（口腔内細菌により、歯髄が感染を受けて破壊をきたし、悪臭を有する腐敗髄のある根管）の状態にあったので、これに対する治療を開始し、その後、来院の度に歯周ポケットの清掃を行った。

原告は、同年六月六日、A子患者に対し、歯槽膿漏の処置を行うとともに、右上一番、同二番及び左上一番の各歯（以下、単に「右上一番」「左上一番」等という。）について、被覆冠（歯冠に被せる人工の装着物）を装着した（以下、この被覆冠を「本件被覆冠（一）」という。）。原告が本件被覆冠（一）を装着したのは、右三歯について、根管充填の治療を行い、メタルコア（支台にする歯牙の歯冠部の実質欠損が大きい場合に、所定の支台形態にするために補足形成をする金属鑄造体）の印象採得（口腔内の型を採ること）をしたことから、メタルコアの装着までの間、被覆冠を装着することにより、咬合の回復を図り、歯根膜の廃用性萎縮を防ぐとともに、残存歯を保護し、更には、歯ブラシ効果及びマッサージ効果を高めるためであった。なお、原告は、同日、A子患者に対し、歯ブラシによる歯肉のマッサージ方法を指導した。

原告は、同月一二日、歯槽膿漏の処置を行い、同月一三日、前記感染根管治療により歯肉根面が平滑となっていること確認し、また、歯周ポケットの内面の歯肉を歯周探針で軽く擦過し、歯肉の出血しやすい状態が改善したことを確認した。原告は、これらの点から、右歯肉は歯冠修復物の印象採得に悪影響を与えるような状態ではなく、直ちに印象採得が可能な状態にあると判断した。

そこで、原告は、同日、右上一番、同二番及び左上一番の三歯並びに同年五月二四日に歯周治療用装置としての被覆冠を装着していた左上二番に対し、メタルコアを装着するとともに、硬質レジン前装冠の印象を採得し、更には、右四歯について、細菌感染を防ぎ、咬合及び歯列の変化を防ぐため、被覆冠を新たに作成して装着した。そして、同年六月二三日には、右四歯について、硬質レジン前装冠（唇面を合成樹脂で白く覆った鑄造冠）を装着した。

## （二）B子患者に対する処置

原告は、B子患者に対し、平成六年一二月一九日に治療計画書を作成の上、歯槽膿漏症（辺縁性歯周炎）及び齶蝕の治療を行ってきたが、平成七年七月四日、右上四番ないし同六番の古いブリッジ（歯牙欠損部の補綴法の一つで、一歯または数歯の欠如に対して、残存歯の歯冠及び歯根に支台装置を施し、欠如部には欠如歯に近い人工歯を作り、これと支台装置を連結して、その形態、機能、外観を回復するもの）を除去したところ、古いブリッジに隠れていた一部歯肉が発赤し、軽度の刺激で血がにじみ出てくる状態にあった。しかし、古いブリッジの除去により、古いブリッジに隠れて清掃が困難であった部分に歯ブラシが到達するようになった。

そこで、原告は、同日、右上六番について、虫歯の処置を施した後、被覆冠を装着し（以下、この被覆冠を「本件被覆冠（二）」という。）、また、右上四番について、感染根管の処置を施し、根管充填を行った。さらに、同月一二日には、右上

四番のメタルコアの印象採得を行い、右上四番及び同五番の欠損部について、ブリッジ形態の被覆冠を装着した（以下、この被覆冠を「本件被覆冠（三）」といい、本件被覆冠（一）及び同（二）と併せて「本件各被覆冠」という。）。

本件被覆冠（二）の装着は、象牙質露出による歯の疼痛を防止するとともに、感染を防止し、また、咬合の回復を図り、歯根膜の廃用性萎縮を防ぐとともに、残存歯を保護し、更には、歯ブラシ効果及びマッサージ効果を高めるためであり、本件被覆冠（三）の装着は、右上四番について、メタルコアの印象を採得したことから、メタルコア装着までの間、被覆冠を装着することによって、咬合の回復を図り、歯根膜の廃用性萎縮を防ぐとともに、残存歯を保護し、更には、歯ブラシ効果及びマッサージ効果を高めるためであった。

なお、原告は、B子患者に対し、歯ブラシが歯周ポケットに到達していることを確認しながら磨く歯磨きの方法を指導した。

原告は、同月一九日、右上四番、同六番及び同五番欠損部歯肉に対し、再評価として、歯周探針で歯面を擦過してプラークの付着状態を確認し、視診により歯肉の炎症症状の改善度を確認し、歯周探針で根面を擦過して根面の平滑の程度を確認し、歯周ポケットの内面の歯肉を歯周探針で軽く擦過して歯肉の出血状態を確認する等の検査を行った。原告は、右検査の結果、右上四番、同六番にプラークの付着はなく、歯肉の発赤は消滅し、根面は平滑であり、歯肉の出血しやすい状態は改善されたことが確認されたため、右歯肉は歯冠修復物の印象採得に悪影響を与えるような状態でなく、直ちに印象採得が可能な状態にあると判断した。

そこで、原告は、同日、右上四番についてメタルコアを装着するとともに、右上四番ないし同六番についてブリッジの印象を採得し、右三歯について、歯の疼痛や細菌感染を防ぎ、咬合及び歯列の変化を防ぐため、被覆冠を装着した。

そして、原告は、同月二八日、右三歯について、ブリッジを装着した。

### 3 歯周治療用装置として点数が算定されるための要件

本件各治療当時、歯周治療用装置について、保険医療機関等が保険者に対して請求できる診療報酬の額は、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（点数表）（平成六年三月一六日厚生省告示第五四号、以下「算定告示」という。）により、被覆冠一歯につき五〇点とされ、これは治療計画書に基づく場合に算定するものとされていた。そして、右算定告示の解釈を示すものとして、「新診療報酬点数表の制定（昭和三三年告示の全部改正）等に伴う実施上の留意事項について（通知）」（平成六年三月一六日保険発二五号、以下二五号通知」という。）は、歯周治療用装置として保険点数が算定される被覆冠に該当する要件を、（１）治療計画書に基づくこと、（２）最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間に行われること、すなわち、最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴の一環として行われるものでないこと、（３）残存歯の保護と咬合の回復のために行われることとしていた（以下、右（１）ないし（３）の要件をそれぞれ「本件要件（１）」「本件要件（２）」「本件要件（３）」といい、これらの要件を併せて「本件三要件」という。）。

#### 4 本件三要件の該当性

##### (一) 本件要件(1)について

前記2のとおり、原告は、A子患者については平成五年一月二〇日に、また、B子患者については平成六年一月一九日に、それぞれ治療計画書を作成の上、本件各治療を行ってきた。

したがって、本件各被覆冠は本件要件(1)を充たしている。

##### (二) 本件要件(2)について

(1) A子患者に対する被覆冠の装着について前記2(一)のとおり、A子患者に対する治療行為においては、平成七年六月二三日に装着した被覆冠が最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴の一環として行われたものであるのに対し、同月六日に装着した本件被覆冠(一)はそれ以前の段階で装着されたものである。

したがって、本件被覆冠(一)は本件要件(2)を充たしている。

##### (2) B子患者に対する被覆冠の装着について

前記2(二)のとおり、B子患者に対する治療行為においては、平成七年七月一九日に装着した被覆冠が最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴の一環として行われたものであるのに対し、同月四日及び同月一二日に装着した本件被覆冠(二)及び同(三)はそれ以前の段階で装着されたものである。

したがって、本件被覆冠(二)及び同(三)は本件要件(2)を充たしている。

##### (三) 本件要件(3)について

前記2(一)、(二)のとおり、本件各被覆冠の装着はいずれも残存歯の保護と咬合の回復のために行われたものである。

したがって、本件各被覆冠は本件要件(3)を充たしている。

##### (四) まとめ

以上により、本件各被覆冠は、いずれも本件三要件を充たしているから、原告は、被告に対し、本件各被覆冠の装着に係る技術料につき、以下のとおり、合計二四〇〇円の診療報酬を請求する権利を有している。

##### (1) A子患者について 一三五〇円

ただし、五〇点×三歯×九円(社会保険本人の一点あたりの単価)

##### (2) B子患者について 一〇五〇円

ただし、五〇点×三歯×七円(社会保険家族の一点あたりの単価)

#### 5 被告の対応

本件各診療につき、原告が、被告の従たる事務所である岩手県社会保険診療報酬支払基金事務所に対して診療報酬の請求を行ったところ、被告の岩手県社会保険診療報酬請求書審査委員会は、原告の右報酬請求を否認して、いわゆる減点査定を行った。そして、それに基づき、被告は、前記4(四)の診療報酬の支払をしなかった。

6 よって、原告は、被告に対し、健康保険法四三条の九第四項、国家公務員共済組合法五五条五項、社会保険診療報酬支払基金法一三条一項二号に基づく診療報酬請求として、右未払金額合計二四〇〇円及びこれに対する本訴状送達の日翌日で

ある平成八年二月二日から支払済みまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払を求める。

## 二 請求原因に対する認否

- 1 請求原因 1 は認める。
- 2 同 2 は知らないし否認する。
- 3 同 3 は認める。
- 4 同 4 は争う。
- 5 同 5 は認める。

## 三 被告の主張

### 1 本件要件（１）について

#### （一） 治療計画書の記載

##### （１） A子患者について

原告の作成したA子患者に関する平成五年一月二〇日作成の治療計画書には、本件被覆冠（一）に係る右上二番、同一番及び左上一番に対する治療計画として「除石」「RCT」との記載をしているだけであり、本件被覆冠（一）については何らの記載もない上、カルテにも本件被覆冠（一）の装着が予定されていたことをうかがわせる記載はない。

また、除石やRCT（根管内容物の除去、根管清掃を行うこと）は、歯周病や齲蝕症の基本的治療であって、これらの処置から歯周治療用装置の装着が当然に予定されているということとはできない。

##### （２） B子患者について

原告の作成したB子患者に関する平成六年一二月一九日作成の治療計画書には、本件被覆冠（二）にかかる右上六番並びに本件被覆冠（三）にかかる同五番及び同四番に対する治療計画として「除石」「ブリッジの装着」との記載をしているだけであり、歯周治療用装置については何らの計画も立てていない上、その後も右治療計画書の修正を全くしていない。また、カルテにも右各被覆冠の装着の予定は記載されていない。

そして、前記（１）のとおり、除石の記載から歯周治療用装置の装着が当然に予定されているということとはできないし、ブリッジの装着が予定されている場合にも常に歯周治療用装置が用いられるわけではないから、これらの記載から当然に歯周治療用装置の装着が予定されているということとはできない。

#### （二） 歯周治療の実態

##### （１） 前提

発炎症因子となっている不適合な冠等を除去した後、残存歯の保護と咬合の回復のために行う歯周治療用装置は、歯周治療において、歯周治療の効果を高めるために大きな意義をもっている。したがって、治療計画書に基づいて歯周治療をする場合、歯周治療用装置は、歯周治療の早期の段階において作製、装着する必要があり、歯周治療用装置の装着後も歯周初期治療（歯石除去、歯周ポケット搔爬）や歯周外科治療等が行われるのが医学常識である。



## (2) A子患者について

A子患者の右上二番、同一番及び左上一番については、精密検査後、一連の歯周初期治療（除石）、再評価検査、歯周疾患指導管理が行われ、途中で修復物が除去されているが、右治療期間中は、治療用被覆冠は一切用いられず、逆に治療用のものではないTEK（暫間被覆冠）が用いられるなどしている。そして、最終的治療としてのメタルコアの印象採得が行われる段階に至ってから本件被覆冠（一）が用いられているのであり、このような治療経過は、治療計画書に基づく治療とはいえない。

## (3) B子患者について

原告は、B子患者に対しても、歯冠修復を行う最終段階になって本件被覆冠（二）及び同（三）を装着しているのであるから、右は治療計画書に基づいて歯周治療用装置を装着したものということとはできない。古いブリッジを装着したまま歯周治療を続け、これを除去して新たなブリッジの装着に取りかかる段階で発赤箇所が見つかったとして、急遽、治療用被覆冠を装着するなどということは、治療計画書に基づく治療とはいえない。

### 2 本件要件（2）について

#### (一) A子患者について

本件被覆冠（一）の装着はメタルコアの印象採得と同時にされており、メタルコアは最終的な修復物（A子患者については硬質レジン前装冠）の支台鑄造物であって、前装冠の装着と一体不可分のものであるから、まさに最終的治療の一環にほかならない。そして、本件被覆冠（一）が用いられたのは、メタルコアの印象採得から次の受診日までのわずか一週間にすぎない。したがって、本件被覆冠（一）は、最終的治療を行う段階で用いられたものであるから、本件要件（2）を充たしていない。

#### (二) B子患者について

本件被覆冠（二）は、右上六番について、古いブリッジ除去後、新たなブリッジの印象採得及びその装着のための歯冠形成を行うわずか一週間前に装着されたものである。また、本件被覆冠（三）は、メタルコアの印象採得と同時に、しかもそのわずか一週間後に新たなブリッジの印象採得を控えた時期に装着されたものである。右時期には、除石やプラーク除去といった歯周治療のための一連の処置はすべて終了していた。このような歯周治療の終了した最終的治療に入る段階で装着された右各被覆冠は、メタルコアやブリッジの印象採得、装着といった最終的処置の一環としてこれに含めて評価されるべきものであるから、本件要件（2）を充たしていない。

### 3 本件要件（3）について

#### (一) A子患者について

本件被覆冠（一）が歯周治療用装置としての被覆冠に該当するというためには、それが、咬合の回復と残存歯の保護のため、すなわち、歯周組織の維持、改善という歯周疾患の積極的治療のために用いられたものであることを要するところ、本件

被覆冠（一）が装着された時点では、既に歯肉の状態は十分改善されていたものと見られるから、本件被覆冠（一）は、最終的治療と独立の歯周治療用のものではなく、むしろ、メタルコアないし最終的な修復物としての硬質レジン前装冠の装着までの間、一時的に歯の外観の審美性保持のために用いられた暫間被覆冠であると解すべきである。

#### （二） B子患者について

B子患者の右上四番ないし同六番の歯肉の状態は、歯周初期治療を開始した平成七年一月一九日から同年七月四日に至るまで一環して良好に保たれていたものであり、また、同日ないし同月一二日の時点では、除石、プラークコントロールといった一連の歯周治療は既に終了していたのであるから、右各歯牙の歯肉の状態は格別の治療を要しない程度にまで改善されていたと見られる。したがって、右各時点で装着された本件被覆冠（二）及び同（三）は、歯周組織の維持、改善の目的で用いられたとはいえず、むしろ、最終的治療であるメタルコアやブリッジの印象採得、歯冠形成ないしこれらの装着までの短期間、ブリッジ除去後の歯牙の審美性や細菌感染防止を図る目的で装着された暫間被覆冠であると解すべきである。

#### 4 二重評価

二五号通知においては、「歯冠修復及び欠損補綴物の製作に係る一連の診療行為における暫間被覆冠、歯肉圧排、歯肉整形、歯肉息肉除去、特定薬剤の費用は、それぞれの所定点数に含まれる」とされている。そして、その趣旨は、最終的歯冠修復がなされるまでの間、当該歯部がいわば穴のあいた状態となることが多いことから、歯の審美性を保持し、細菌感染を予防するため、一時的に被覆冠を装着するなどの必要を生ずることが通例である上、かかる場合の被覆冠は、最終的な歯冠修復等がなされるまでの短期間における暫定的措置としてなされるものであるから、費用も高額となることはないことや、歯冠修復等に係る歯冠形成、支台築造、歯冠修復物装着等については、これらの措置が採られることを見込んで、比較的高めの点数を設定していることなどを総合考慮して、歯冠修復等に係る暫間被覆冠等の一連の診療行為は、歯冠修復等に係る歯冠形成、支台築造、歯冠修復物装着等の広義における歯冠修復等の医療行為に関する点数に含めて評価すべきものとしているのである。

本件被覆冠（一）は、前記2（一）、3（一）のとおり、最終治療である支台築造や硬質レジン前装冠装着に近接し、その前提として、それまでの間、歯の審美性の保持、感染防止などのために装着された暫間被覆冠であるから、その費用は、メタルコアの点数及び歯冠形成、印象採得、咬合採得の点数に含まれて評価されているというべきである。また、同様に、本件被覆冠（二）及び同（三）も、前記2（二）、3（三）のとおり、最終治療である鑄造歯冠修復等に近接し、その前提として、それまでの間、歯の審美性保持、感染防止などのために装着された暫間被覆冠であるから、右各被覆冠の点数は、その後の歯冠修復等に係る医療行為の所定点数に含まれて評価されているというべきである。

したがって、これらを独立の医療措置として点数評価することは、二重評価に当

たり、相当ではない。

#### 四 原告の反論

##### 1 本件要件（１）について

###### （一） 歯周治療の実態について

歯周治療用装置は、残存歯の保護と咬合の回復等の目的で必要に応じて装着されるものであり、歯周治療の早期の段階でのみ装着されるものではない。噛み合わせに問題がない患者においては、患者固有の噛み合わせをできるだけ変化させないようにするため、個々の歯の処置を進めながら歯周治療を行う場合も少なくなく、このような治療方法が採用された場合には、治療の進行した過程で歯周治療用装置が装着されることがある。

このように、歯周治療用装置の装着は、歯槽膿漏症治療の早期に装着することもあるものの、症例により、あるいは治療上の必要性に応じて、治療の進行した過程で行われる場合もあるのであって、本件各被覆冠の装着もこれに該当する。

###### （二） 治療計画書の記載について

治療計画書とは、臨床所見、症状の経過、評価、実施予定の療法及び療法上の指導計画等が記載されているものをいうが、その記載については、形式にとらわれることなく、カルテの中にでも、別紙にでも、大づかみに診療の流れを記入した実用的なメモ書きでよいこととされている。

したがって、治療計画書に個々の具体的な処置内容を詳細に記載する必要はなく、その記載から歯周治療用装置の装着が当然に予定されていると理解される場合には、歯周治療用装置を装着した処置は治療計画書に基づくものとして、診療報酬請求が認められるべきであるし、実際にも認められてきている。以下のとおり、本件における治療計画書についてもこれが、当てはまる。

###### （１） A子患者について

A子患者の治療計画書における右上一番、同二番及び左上一番の「除石」及び「RCT」という各記載は、これらに伴って行われることが当然に予定されている具体的な処置をも含むものとして理解されるべきである。

そして、「除石」に伴っては、歯周組織検査→ハブラシ指導→歯垢や歯石等の除去→歯面の研磨→歯周組織検査といった具体的な処置が行われることが当然に予定されており、また、「RCT」に伴っては、古い冠の除去→歯冠部及び根管内の感染腐質の削除→暫間被覆冠（歯周治療用装置）の装着→根尖周囲組織の消炎処置→根管内の消毒→根管内の人工材料による充填封鎖→暫間被覆冠（歯周治療用装置）の装着→メタルコアの印象採得・咬合採得→暫間被覆冠（歯周治療用装置）の装着→メタルコアの試適・調整・合着→最終的冠の支台歯形成・印象採得・咬合採得→暫間被覆冠の装着→最終的冠の試適・調整・合着→最終的冠のメンテナンスが行われることが当然に予定されている。

したがって、本件においては、「除石」及び「RCT」という治療計画書の各記載から右の各具体的な処置が行われることは当然に理解し得るものであり、暫間被覆冠（歯周治療用装置）の装着についても治療計画書上当然に予定されているものと

いうべきであるから、本件被覆冠（一）の装着は治療計画書に基づくものということができる。

## （２） B子患者について

B子患者の治療計画書における右上四番と同六番及び同五番欠損部の歯にかかる「除石」及び「ブリッジの装着」という各記載も、これらに伴って行われることが当然に予定されている具体的処置を含むものとして理解されるべきである。

そして、「除石」に伴っては、前記（１）記載の具体的処置が予定されており、また「ブリッジの装着」に伴っては、古いブリッジの除去→支台歯の感染歯質の削除→感染歯質を削除して形成される実質欠損部歯面の消毒→実質欠損部分の人工材料による補填→暫間被覆冠（歯周治療用装置）の装着→最終的ブリッジの支台歯形成・印象採得・咬合採得→暫間被覆冠の装着→最終的ブリッジの試適・調整・合着→最終的ブリッジのメンテナンスが当然に予定されている。

したがって、本件においては、「除石」及び「ブリッジの装着」という治療計画書の各記載から右の各具体的処置が行われることは当然に理解し得るものであり、暫間被覆冠（歯周治療用装置）の装着についても治療計画書上当然に予定されているものというべきであるから、本件被覆冠（二）及び同（三）の装着は治療計画書に基づくものということができる。

## ２ 本件要件（２）について

二五号通知が最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間に行われた暫間被覆冠等についてのみ保険点数を認めたのは、最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴の一環として行われた暫間被覆冠については、歯冠修復及び欠損補綴の保険点数によって評価済みであることから、これについて独立した保険点数を認めないこととし、最終的な治療以外の暫間被覆冠についてのみ保険点数を認めることとしたものである。そして、右「最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴までの間」とは、最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴のための印象採得実施時点までと解すべきである。

メタルコアは、歯冠修復物の土台となるものであって、歯冠修復物ではなく、保険点数も歯冠修復物とは全く別個に算定されることになっているから、メタルコアの印象採得をもって「最終的な治療としての歯冠修復」の着手時点と見ることは相当でない。

## ３ 二重評価について

メタルコアとは、支台にする歯牙の歯冠部の実質欠損が大きい場合、所定の支台形態にするために補足形成をする金属鑄造体のことをいうのに対し、歯周治療用装置ないし暫間被覆冠とは、残存歯の保護や咬合の回復あるいは食片圧入の防止や細菌感染の防止などの目的で歯牙に装着される合成樹脂製の被覆冠のことをいうのであって、両者はその材料や形態を異にしているだけでなく、治療ないし装着の目的や内容も全く異にしている。また、算定告示においても、メタルコアの費用としては、メタルコアの装着並びにメタルコア装着のための窩洞形成及び印象採得の費用のみが含まれるとされている。

したがって、暫間被覆冠ないし歯周治療用装置の装着は、メタルコア製作のための一連の診療行為とは全く別の診療行為であるから、暫間被覆冠ないし歯周治療用装置の費用がメタルコアの所定点数に含まれることはない。

### 第三 証拠関係

本件記録中の証拠関係目録に記載のとおりであるから、これを引用する。

#### 理由

一 請求原因1、3及び5の各事実は当事者間に争いがなく、本件においては本件各被覆冠が算定告示及びその解釈通知である二五号通知の定める歯周治療用装置としての要件を充たしているか否かが問題となるところ、証拠（甲六ないし一七、二〇、乙九、一一、一二、一五ないし一八、二一、二三ないし二五、二八、原告本人）及び弁論の全趣旨によれば、以下の各事実が認められる。

#### 1 本件における治療経過

##### (一) A子患者について

A子患者は、平成五年一月六日、原告の経営する外川歯科医院に初診として来院し、左下奥歯の食事時の痛みを訴えた。

原告は、同日、レントゲン写真を撮影し、適応検査（歯周疾患の患者に対して治療計画に基づき治療を行うときに、精密検査前に行うプラークの付着状況の検査及び簡単なポケット測定等の検査）として、盲嚢の一点法の測定と、歯茎の色、腫脹の度合いの視診等を実施した。その結果、右上七番及び同四番ないし左上五番、右下八番ないし左下七番について歯槽膿漏症（辺縁性歯周炎）一度（なお、歯槽膿漏症は重症度により一度から四度に分類されている。）、右上四番、同二番、同一番、左上一番、同二番について、齶蝕症三度、慢性化膿性根尖性歯根膜炎（根尖性歯周炎）等と診断した。また、同月一三日には、歯ブラシ指導等を行った。

原告は、同月二〇日、歯周疾患に対する精密検査（一般検査に加えて行う三点法以上のポケット測定検査、付着歯肉検査及び咬合の検査）を実施し、治療計画書に治療計画を記載した。その記載内容は、全体の歯茎につき「除石」、右上二番、同一番、左上一番、同二番、左下六番、右下六番の各歯につき「RCT（根管治療を示す。）」及び「前歯作り直す。」等であった。なお、原告が記載した治療計画書の書式は、岩手県保険医協会が作成したものであり、後記B子患者に関するものも同様である。

原告は、平成六年六月七日まで、歯全体についての除石、歯槽膿漏の治療の他、抜歯や左下六番、右下六番の根管治療等を継続的に行ってきたが、A子患者が通院しなくなったため、同人に対する治療等を中断した。

原告は、平成七年四月一七日、A子患者が再度来院したので、右上七番、同四番ないし左上五番等の各歯について、歯槽膿漏の処置を行うとともに、再評価検査を行い、レントゲン写真も撮影した。

原告は、同月一八日、左上二番の冠を除去して感染根管処置を行い、同月二五日、左上一番の冠を除去して感染根管処置を行い、さらに、同月二七日、右上一番、同二番の冠を除去して感染根管処置を行った。右の各冠を除去した際、予めレントゲ

ン写真で判明していたとおり、根管の感染状態及び歯肉の炎症、出血しやすい状態が認められたため、その後、根管治療を繰り返した。そして、同年五月二四日、左上二番について、根管充填を行い根管治療を終えたが、歯肉に未だ炎症、発赤、出血しやすい状態があったため、咬合の回復、歯ブラシ効果を高め、歯根膜の廃用性萎縮を防止し、残存歯を保護する等の目的で、歯周治療用装置を装着した。

なお、この間、A子患者の希望もあって、審美性の確保等を目的として、同月一〇日と一一日には左上一番、同月一六日には左上二番、同月二六日には左上二番及び右上二番、同月二九日にも左上二番及び右上二番、同月三〇日と三十一日には右上二番、六月二日にも右上二番、同月五日には左上二番及び右上二番に、TEK（暫間被覆冠）を繰り返し装着した。

原告は、同月六日、右上一番、同二番、左上一番について、根管充填を行って根管治療を終了した。歯肉の炎症及び出血しやすい状態については、発赤、腫脹、排膿などの症状の改善傾向が確認されたが、未だ歯冠修復物の印象採得が可能な程度には至っていなかったため、歯磨きについての指導を行い、メタルコアの印象を採得するとともに、咬合を回復させて歯ブラシ効果を高め、歯肉の炎症を改善し、歯根膜の廃用性萎縮を防止し、残存歯を保護すること、及び審美性の維持等を目的として、本件被覆冠（一）を装着した。

原告は、同月一三日、右上一番、同二番、左上一番、同二番について、歯周探針で歯肉根面が平滑となっていることを確認し、また、歯周ポケットの内面の歯肉を歯周探針で軽く擦過して、歯肉の出血しやすい状態が改善したことを確認し、さらに、視診によって発赤の改善を確認する等した。その結果、右四歯について、歯冠修復物の印象採得が可能な状態にあると判断した。そこで、本件被覆冠（一）及び左上二番の歯周治療用装置を外してメタルコアを装着し、硬質レジン前装冠の印象を採得し、審美性の確保や歯根膜の廃用性萎縮の防止等の目的でTEK（暫間被覆冠）を装着した。

原告は、同月二三日、右四歯について、硬質レジン前装冠を装着した。

## （二） B子患者について

B子患者は、平成六年一二月七日、原告の経営する外川歯科医院に初診として来院し、左上奥歯の詰め物が脱離して気になる旨訴えた。

原告は、同日、レントゲン写真を撮影し、適応検査などを実施した。その結果、右上七番、同六番、同四番ないし左上七番、右下八番、同七番及び同五番ないし左下五番、同七番の各歯について歯槽膿漏症（辺縁性歯周炎）一度等と診断した。

原告は、同月一九日、精密検査を実施し、治療計画書に治療計画を記載した。その記載内容は、全体の歯に除石を行うこと、左下三番、同四番等に「Cr（冠を装着するとの意）」、左下五番、同六番、同七番及び右上四番、同五番、同六番にブリッジを装着することなどであった。

そして、同日以降、平成七年六月ころまでの間、左下三番ないし同五番の根管治療及び冠の装着、右下五番ないし同七番のブリッジの装着等の治療を行った。

原告は、同年七月四日、右上四番ないし同六番の古いブリッジのダミーを切断し、

右上六番の冠を除去したところ、歯肉の状態は発赤・腫脹・排膿などの改善傾向が確認されたが、未だブリッジの印象採得が可能な程度には至っておらず、特に右上五番には発赤があった。そこで、右上六番について、咬合の回復を図り、歯根膜の廃用性萎縮を防ぐとともに、残存歯を保護し、更には、歯ブラシ効果及びマッサージ効果を高めることを目的として、本件被覆冠（二）を装着し、また、右上四番について、根管内異物除去等を行うとともに根管充填を行い、歯ブラシ指導も行った。

原告は、同月一二日、右上四番のメタルコアの印象採得を行い、さらに、メタルコア装着までの間、咬合の回復を図り、歯根膜の廃用性萎縮を防ぐとともに、残存歯を保護し、歯ブラシ効果及びマッサージ効果を高めることを目的として、右上四番に本件被覆冠（三）を装着し、本件被覆冠（二）と連結して、ブリッジ形態を完成させ、歯肉のマッサージも行った。

原告は、同月一九日、右上四番、同六番及び同五番欠損部歯肉に対し、再評価として、視診により歯肉の炎症の改善度を確認し、歯周探針で根面を擦過して根面の平滑の程度を確認し、歯周ポケットの中を歯周探針で軽く擦過して歯肉の出血状態を確認する等の検査を行った。その結果、右歯肉につき、ブリッジの印象を採得することが可能な状態にあると判断した。そこで、右上四番についてメタルコアを装着し「右上四番ないし同六番についてブリッジの印象を採得した。そして、右三歯について、歯の疼痛や細菌感染を防ぎ、咬合及び歯列の変化を防ぐため、TEK（暫間被覆冠）を装着した。

原告は、同月二八日、右三歯について、ブリッジを装着した。

算定告示及び二五号通知の内容

（一） 算定告示においては、歯槽膿漏症の治療方法について、昭和六〇年三月一日の算定告示の一部改正により、治療計画書に基づくもの（P・型と呼ばれるもの）と治療計画書に基づかないもの（P・型と呼ばれるもの）とに大別し、歯周疾患に対する計画的な指導管理を推奨する趣旨から、特定の治療（適応検査、精密検査など）については、治療計画書が作成された場合にのみ点数が算定されることとなった。

本件当時、算定告示においては、歯周治療用装置として保険医療機関等が保険者に対して請求できる診療報酬の額について、次のとおり定められていた。

「1被覆冠（一歯につき） 五〇点

注1 これらは治療計画書に基づく場合に算定する。」

右治療計画書の内容については、昭和六〇年二月一八日保険発第一一〇号により、「臨床所見、症状に経過、評価、実施予定の療法及び療法上の指導計画等が記載されているものをいう。」と規定されていたが、その様式については特段の定めがなく、二五号通知においても、「治療計画書に関しては、治療上必要な事項を精密検査表に記載した場合療養上特記すべき事項を除き、治療計画書が診療録に付随するものとしてこれと一体とみなすことができる状態で作成されている場合には、治療計画書に記載した所定の事項をさらに診療録に記載しなくても差し支えない。」と規定されていたため、本件当時、治療計画書と一体となったカルテの中に療法上の

指導計画等が記載されていれば、必ずしも治療計画書自体にその記載がなくとも、治療計画書が作成されているものとする運用が行われていた。

なお、岩手県歯科医師会が作成し、その使用を推奨している治療計画書の様式は、全顎を六分割した欄に、・Pー除石、・歯周ポケット搔爬、・早期歯周外科手術、・FOP、・GーE c t、・補綴処置等の各番号を記入する形式となっている（甲一ニ、一三）。

（二） 本件各治療当時、二五号通知は、「4 歯周治療用装置」において、次のとおり定めていた。

「歯周治療用装置とは、治療計画書に基づき、最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間、残存歯の保護と咬合の回復のために行う被覆冠又は床義歯をいう。」

（三） 本件当時、二五号通知は、「歯冠修復及び欠損補綴」の項の〈通則〉において、次のとおり定めていた。

「歯冠修復及び欠損補綴物の製作に係る一連の診療行為における暫間被覆冠、歯肉圧排、歯肉整形、歯肉息肉除去、特定薬剤等の費用は、それぞれの所定点数に含まれる。」

二 前記一認定の各事実に基づき、本件各被覆冠が算定告示及びその解釈通知である二五条通知の定める歯周治療用装置の要件を充たしているか否かについて、以下検討する。

1 A子患者及びB子患者の両名に対する本件各被覆冠の装着は、原告において、カルテに臨床所見や症状を記載し、かつ、治療計画書に「除石」「RCT」「ブリッジの装着」等の記載をしているのであるから、このような記載内容から予定されていた治療として行われたものといえることができる。

また、原告は、A子患者に対しては、平成七年六月六日に根管治療を終えたものの、未だ歯肉の炎症が歯冠修復物の印象を採得するのに十分な程度には改善されていなかったため、残存歯を保護すること等を目的として、本件被覆冠（一）を装着しており、B子患者に対しては、同年七月四日に右上四番ないし同六番の古いブリッジのダミーを切断して右上六番の冠を除去したが、その時点では歯肉に炎症があり、ブリッジの印象採得が可能な程度には至っていなかったため、咬合の回復を図るとともに、残存歯を保護すること等を目的として、本件被覆冠（二）を装着し、同月一二日に右上四番について同様の目的で、本件被覆冠（三）を装着していることが明らかである。

右によれば、本件各被覆冠の装着は、いずれも、前記一2に認定した算定告示及びその解釈通知である二五号通知の定める歯周治療用装置としての要件を充たしているというべきである。

2 被告は、前記1の判断と異なる主張をしているので、その当否につき、以下具体的に検討することとする。

（一） 「治療計画に基づく」との要件について

（1） 被告は、治療計画書にも、カルテにも、本件各被覆冠を装着する予定は記



載されていないこと、治療計画書に記載されている「除石」や「RCT」は歯周病や齲蝕症の基本的治療であって、これらの処置から歯周治療用装置の装着が当然に予定されているということとはできないこと、及びブリッジの装着が予定されている場合にも常に歯周治療用装置が用いられるわけではないことなどを理由として、治療計画書の記載から見て、治療計画書に基づく治療とはいえない旨主張する。

しかしながら、前記一 2 認定のとおり、本件各治療当時、治療計画書の記載の程度やその形式については、「臨床所見、症状に経過、評価、実施予定の療法及び療法上の指導計画等が記載されているものをいう。」とされていたほか、算定告示やその解釈通知である二五号通知において、特段の定めがなされていたことも認められないから、算定告示における歯周治療用装置に関する「治療計画書に基づく」との要件について、臨床所見、症状に経過、評価、実施予定の療法及び療法上の指導計画等を記載した治療計画書（カルテをも含む。）を作成することと、それに従った治療であることを要求する以上に、「歯周治療用装置の装着の予定そのものを治療計画書に記載していないときには歯周治療用装置としての点数を算定しない。」という趣旨までをも含んでいると解することはできないというほかない。

原告が、A子患者及びB子患者の両名について、カルテに臨床所見や症状を記載し、かつ、治療計画書に「除石」「RCT」「ブリッジの装着」等の記載をしていること前記一 1 認定のとおりであり、また、右認定の各事実を証拠（甲二〇、原告本人）及び弁論の全趣旨をも併せ考慮すれば、原告は、右各記載当時から当然に予定されていた歯周治療の一環として、本件各被覆冠の装着を行ったものと認めることができる。

右の諸事情を前提に判断すれば、本件各被覆冠の装着は、治療計画書の記載から見て、「治療計画書に基づく」治療であると解するのが相当であるから、被告の右主張は採用できない。

(2) 被告は、治療計画書に基づいて歯周治療をする場合、歯周治療用装置は歯周治療の早期の段階において作製、装着する必要があることを前提として、本件各被覆冠の装着は、歯冠修復を行う最終段階になってから行われているから、歯周治療の実態から見て、治療計画書に基づく治療とはいえない旨主張する。

しかしながら、本件全証拠を精査しても、歯周治療用装置については、必ず歯周治療の早期の段階において装着されなければならないという医学上の根拠を認めることはできないし、算定告示の解釈通知である二五号通知も、歯周治療用装置の装着時期について、「最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」と規定するにとどまり、何ら限定をしていないこと前記一 2 に認定したとおりであり、また、原告が治療計画書作成当時から当然に予定していた歯周治療の一環として本件各被覆冠の装着を行ったことは、前記(1)に説示したとおりである。

右の諸事情を前提に判断すれば、本件各被覆冠の装着は、歯周治療の実態から見て、「治療計画書に基づく」治療であると解するのが相当であるから、被告の右主張も採用できない。

(二) 「残存歯の保護と咬合の回復のために行う」との要件について

(1) 被告は、本件各被覆冠の装着時において、歯周治療は既に終了しており、歯肉の状態は格別の治療を要しない程度にまで改善されていたと見られることを理由として、本件各被覆冠は、最終的治療であるメタルコアやブリッジの印象採得、歯冠形成、ないしこれらの装着までの短期間ブリッジ除去後の歯牙の審美性や細菌感染防止を図る目的等により装着された暫間被覆冠と見るべきであって、残存歯の保護と咬合の回復のためのものではない旨主張する。

しかしながら、A子患者に対する本件被覆冠(一)の装着は、平成七年六月六日に同人に対する根管治療は終了したものの、未だ歯肉の炎症が歯冠修復物の印象を採得するに十分な程には改善されていなかったため、残存歯を保護すること等を目的として行われたものであり、また、B子患者に対する本件被覆冠(二)の装着は、同年七月四日に同人に対する右上四番ないし同六番の古いブリッジのダミーを切断して右上六番の冠を除去したが、この時点で歯肉に炎症があり、ブリッジの印象採得が可能な程度には至っていなかったため、咬合の回復を図るとともに、残存歯を保護すること等を目的として行われたものであり、同人に対する本件被覆冠(三)の装着は、同月一二日に右上四番について同様の目的で行われ、本件被覆冠(二)と連結してブリッジ形態を完成させたものであること前記一1認定のとおりであるから、本件各被覆冠は、いずれも「残存歯の保護と咬合の回復を目的とする」ものであったと解するのが相当である。

よって、被告の右主張も採用できない。

(2) 被告は、右(1)の主張の根拠として、右装着に至る各診療日の診療録に、歯周疾患指導管理の結果として、歯肉の発赤、腫脹及び排膿が改善されたとの記載があることを挙げているが、証拠(甲六、七)によれば、右診療録への記載は、発赤、腫脹及び排膿のそれぞれにつき、「悪化・不変・改善」のいずれかに丸印をつける形式となっており、歯肉の状態を詳細に記載することや、その改善の程度をも明らかにする形式とはなっていないことが認められるのであるから、診療録への右記載内容は、改善傾向にはあったが未だ歯冠修復物又は欠損補綴物の印象採得が可能な程度に至っていなかった旨の原告の供述部分と必ずしも矛盾するものではないといふべきである。したがって、被告の指摘する右事実が認められるとしても、前記(1)の結論を左右するものではない。

(3) 被告申請の鴨井証人は、「最終補綴物装着の一七日程前に一週間程度装着した歯周治療用装置では、残存歯の保護と咬合の回復の目的を達することができないから、本件各被覆冠は審美性等を目的とした暫間被覆冠である」とし、一般的に歯肉炎あるいは歯周炎の治療について、歯周治療の開始から長期間を要するものであることを指摘しているが(乙二四も同趣旨)、右の理由によって、歯冠修復物あるいは欠損補綴物の装着から一七日程前の段階に一週間程度装着した歯周治療用装置では残存歯の保護や咬合の回復といった機能を全く果たし得ないことの合理的な説明が尽くされていると認めることはできない。したがって、右証言等を考慮に入れたとしても、未だ前記(1)の結論を左右するものではない。

(三) 「最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」との要件に

ついて

(1) 被告は、本件被覆冠(一)及び同(三)の各装着がメタルコアの印象採得と同時にに行われていること、本件被覆冠(二)が右上六番について古いブリッジ除去後の新たなブリッジの印象採得及びその装着のための歯冠形成を行うわずか一週間前に装着されていることなどを理由として、本件各被覆冠の装着は、最終的な治療として歯冠修復を行うまでの間に行われたとはいえない旨主張する。

(2) そこで検討するに、算定告示及び二五号通知において、歯冠修復の着手時期がどの段階であるのかは必ずしも明らかではないが、証拠(乙二一)によれば、算定告示は、「第12部 歯冠修復及び欠損補綴」の「第1節 歯冠修復及び欠損補綴料」の中に(支台築造)という項目が設けられていること、及びメタルコアの印象採得については、メタルコアの築造に含めて評価することとしていることが認められ、右事実は、被告の主張する「算定告示はメタルコアの印象採得時をもって歯冠修復の開始時としている」ことを窺わせるものである。

しかしながら、歯周治療の経過・態様には千差万別のあるものと解されるどころ、歯科医師において、歯肉の状態がある程度改善し、メタルコアの印象採得は可能であるが、歯肉の十分な改善及び歯周治療を終了させるためには再度歯周治療用装置たる被覆冠を装着する必要があるとの判断に至ることもあり得るところであり、本件において、原告も右のような判断に至ったものというべきこと前記一1認定事実からも明らかというべきであるが、歯冠修復の着手時に関する被告の右解釈を前提とすると、歯科医師は、右のような判断に至った場合、健康保険法上の費用として点数を認めてもらうため、メタルコアの印象採得ならばすることができるにもかかわらず、これをせずに、歯周治療用装置たる被覆冠の装着のみを行った上で、患者を再度通院させ、歯肉の十分な改善を確認して歯周治療を終了させた後でなければ、メタルコアの印象採得を行うことができないということになり、右の結論は患者の通院回数を無用に増やすことになるといわざるを得ず、その不合理性は明白であって、二五号通知が右のような結論を是認しているとは考え難い。

そもそも、二五号通知が「最終的な治療として歯冠修復を行うまでの間」との要件を設けた趣旨は、歯周治療が終了した後に最終的な治療としての歯冠修復を行うのが典型的な流れであることに着目した上で、歯周治療の目的のために装着される被覆冠に限るとの意を明示するところにあったと解するのが相当であるから、右のような判断に至った場合に、メタルコアの印象採得と同時に行う歯周治療用装置たる被覆冠の装着を排除する趣旨まで含んでいると解すべきではない。

そうすると、「最終的な治療として歯冠修復を行うまでの間」という要件は、「残存歯の保護と咬合の回復のために行う」との要件と一体となって、歯周治療の目的のために装着される被覆冠に限るとの意を明示したものにすぎず、「歯冠修復着手以降の被覆冠を一切認めない」という形で時期を限定するものではないと解するのが相当であり、算定告示自体、歯周治療用装置について、時期的に明確な限定を加えていないことも右の解釈を裏付けるものというべきである。

(3) 右のほか、本件各被覆冠が歯周治療の目的のために装着されたものである

ことは前記（一）（１）認定のとおりであるから（なお、前記一 １ 認定のとおり、そもそも本件被覆冠（二）はブリッジの印象採得の一五日前に装着されたものである。）、被告の右主張も採用できない。

（四） 二重評価との点について

被告は、本件各被覆冠は、最終治療である歯冠修復等に近接し、その前提として、それまでの間、歯の審美性の保持、感染防止などのために装着された暫間被覆冠であることを前提として、その費用は、その後の歯冠修復等に係る医療行為の所定点数に含まれて評価されているというべきであって、これらを独立の医療措置として点数評価することは二重評価に当たり相当ではない旨主張する。

しかしながら、本件各被覆冠は「残存歯の保護と咬合の回復をも目的とするものであって、専ら歯の審美性の保持、感染防止などのために装着された暫間被覆冠でないことは、前記（二）に説示したとおりである。また、そうである以上、その費用がその後の歯冠修復等に係る医療行為の所定点数（メタルコアの点数及び歯冠形成、印象採得、咬合採得の点数）に含まれて評価されているとも言い難い。

したがって、被告の右主張も採用できない。

３ 前記 1 及び 2 において検討したところによれば、本件各被覆冠は、算定告示における「歯周治療用装置」に該当するというべきである。

したがって、原告は、被告に対し、A子患者につき一三五〇円〔五〇点×三歯×九円（社会保険本人の一点あたりの単価）〕、B子患者につき一〇五〇円〔五〇点×三歯×七円（社会保険家族の一点あたりの単価）〕、合計二四〇〇円を請求する権利を有しているというべきである。

三 以上によれば、原告の請求は理由があるからこれを認容し、訴訟費用の負担について、民事訴訟法六一条を適用して（なお、仮執行宣言を付すのは相当でないから、これを付さないこととする。）、主文のとおり判決する。

（口頭弁論の終結の日 平成一二年八月二五日）

盛岡地方裁判所第二民事部

裁判長裁判官 栗栖 勲

裁判官 細島 秀勝

裁判官 大澤 知子